電気通信事業法第33条第２項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第１章　総則
（用語の定義）
第３条　（略）

用語	意味
１～40（略）	（略）
41　契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除きます。）
42～86-2（略）	（略）
87　番号ポータビリティ	利用者が、サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更した場合において、利用者に付与された当該サービスに係る電気通信番号を変更することなく、変更後の電気通信事業者（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）のサービスの提供を受けること
88　着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）第10条第１項第３号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ
89　一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合ディジタル通信サービスから同規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ（他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報（契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報（その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。）をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。）の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限ります。）
89-2　移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びＰＨＳサービスに係る番号ポータビリティ

第２章　接続する設備の範囲
第１節　標準的な接続箇所
（標準的な接続箇所）
第５条　（略）

標準的な接続箇所	内　　容

新

第１章　総則
（用語の定義）
第３条　（略）

用語	意味
１～40（略）	（略）
41　契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号
42～86-2（略）	（略）
87　番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
88　着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号。以下「番号規則」といいます。）別表第２号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ
89　一般番号ポータビリティ	番号規則別表第１号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合ディジタル通信サービスから同規則別表第１号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ（他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報（契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報（その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。）をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。）の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限ります。）
89-2　移動体番号ポータビリティ	番号規則別表第４号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びＰＨＳサービスに係る番号ポータビリティ

第２章　接続する設備の範囲
第１節　標準的な接続箇所
（標準的な接続箇所）
第５条　（略）

標準的な接続箇所	内　　容

(1)～(5)(略)	(略)
(5)－２　中継局セルリレー装置	中継局セルリレー装置（通信用建物に設置されるＡＴＭ方式により符号を交換するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継局セルリレー装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継局セルリレー装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

第２章の２　通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き

（相互接続点の調査及び設置申込み）

第10条の３

１～５　（略）

６　当社は、前項の規定にかかわらず、前項第１号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量（前項第２号から第９号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。）が管理基準量（スペースにあっては18基準架（当社が別に定める利用単位を「１基準架」といいます。以下同じとします。）、ＭＤＦ端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVA とします。以下同じとします。）を下回っているとき（相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき（以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。）を含みます。）は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量（スペースにあっては空き場所の量が６基準架以上18基準架未満のときは３架（１の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「１架」といいます。１架は１基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。）、空き場所の量が６基準架未満のときは２架、ＭＤＦ端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては８kVA とします。以下同じとします。）の範囲（配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの（ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。）とします。）で、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、通信用建物等に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る１架が１基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1)　当該通信用建物において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき

(2)　（略）

(1)～(5)(略)	(略)
(5)－２　削除	――――――――――――――――――――――――――――

第２章の２　通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き

（相互接続点の調査及び設置申込み）

第10条の３

１～５　（略）

６　当社は、前項の規定にかかわらず、前項第１号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量（前項第２号から第９号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。）が管理基準量（スペースにあっては18基準架（当社が別に定める利用単位を「１基準架」といいます。以下同じとします。）、ＭＤＦ端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVA とします。以下同じとします。）を下回っているとき（相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき（以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。）を含みます。）は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量（スペースにあっては空き場所の量が６基準架以上18基準架未満のときは３架（１の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「１架」といいます。１架は１基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。）、空き場所の量が６基準架未満のときは２架、ＭＤＦ端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては８kVA とします。以下同じとします。）の範囲（配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの（ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。）とします。）で、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、通信用建物等に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る１架が１基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1)　当該通信用建物において接続申込者が保留している空き場所のうち、接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第１項第１号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手していない空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき

(2)　（略）

（相互接続点の設置）
第 10 条の４　接続申込者は、前条第５項、第６項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から６ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第１項第１号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。
　ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表３（様式）様式第５－２の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第５項、第６項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から９ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第５項、第６項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から６ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

第３章 協定の締結手続き等
第１節 事前調査
（事前調査の受付及び順番）
第 12 条　当社は、事前調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。
２～３　（略）

（事前調査の回答）
第 13 条 当社は、事前調査申込みの到達した日から１ヶ月以内に、接続の可否をその接続申込者に別表３（様式）様式第 10 の書面により通知します。

２　（略）
３ 当社は、事前調査において当社の指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合（技術的条件集第３条第４項に規定する当社の指定電気通信設備の設置又は改修を必要とする場合を含みます。）には、第１項に規定する通知に加え、事前調査申込みの到達した日から４ヶ月以内に、接続可能時期並びにその指定電気通信設備を設置又は改修（第 37 条（その他の工事の請求）に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。）するために必要となる概算額及びその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。
４ 前項の規定にかかわらず、その指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合には、概算額及びその内訳等の通知は、４ヶ月を超えるときがあります。この場合においては、その通知をもって事前調査の回答とします。

５　（略）

（相互接続点の設置）
第 10 条の４　接続申込者は、前条第５項、第６項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から６ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事に着手することを要します。
　ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表３（様式）様式第５－２の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第５項、第６項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から９ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第５項、第６項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から６ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

第３章 協定の締結手続き等
第１節 事前調査
（事前調査の受付及び順番）
第 12 条　当社は、事前調査申込書が当社に到達した日をもって事前調査の申込みの受け付けとします。

２～３　（略）

（事前調査の回答）
第 13 条 当社は、事前調査申込みの到達した日から１ヶ月の期間（当該期間中に祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下、この項において「法定祝日」といいます。）及び 12 月 29 日から起算して翌年１月３日までの期間（法定祝日、土曜日及び日曜日を除きます。）の日をいいます。以下この条において同じとします。）がある場合には、その日数を加えた期間）が経過する日までに、接続の可否をその接続申込者に別表３（様式）様式第 10 の書面により通知します。
２　（略）
３ 当社は、事前調査において当社の指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合（技術的条件集第３条第４項に規定する当社の指定電気通信設備の設置又は改修を必要とする場合を含みます。）には、第１項に規定する通知に加え、事前調査申込みの到達した日から４ヶ月の期間（当該期間中に祝日がある場合には、その日数を加えた期間）が経過する日までに、接続可能時期並びにその指定電気通信設備を設置又は改修（第 37 条（その他の工事の請求）に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。）するために必要となる概算額及びその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。
４ 第１項及び第３項の規定にかかわらず、その指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない特別の事情があるときは、第１項及び第３項に規定する通知の期日を超えるときがあります。この場合においては、当社は事前にその理由と回答予定日を書面により接続申込者に通知することとします。
５　（略）
６ 接続申込者が提出した事前調査申込書において、必要事項が記載されていない場合又はその事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合は、接続申込者はその内容について当社と協議を行うことを要します。

第４節　接続申込み
（接続申込みの承諾）
第22条　当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表３（様式）様式第 13 の書面により承諾します。
(1)～(4)　（略）
２　前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能２－１－１－１第７欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。
(1)～(2)　（略）
(3) 電気通信番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること。
(4)　（略）

第８章　重要通信の取扱方法
第２節　緊急通報用電話に接続する場合の取扱い
（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）
第58条　当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。
(1)～(2)　（略）
(3)　電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号を有する中継事業者

第９章 接続等の一時中断、停止及び中止

第10章　料金等
第３節　工事費及び手続費等の支払義務
（手続費の支払義務）
第68条　協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第２表第２（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

７ 第１項及び第３項の規定にかかわらず、前項の場合において要した期間については、第１項及び第３項に規定する期間に含まないものとします。この場合において、当社が第１項及び第３項に規定する期間に含まないとする日は累計 30 日を限度とします。

第４節　接続申込み
（接続申込みの承諾）
第22条　当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表３（様式）様式第 13 の書面により承諾します。
(1)～(4)　（略）
２　前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能２－１－１－１第７欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。
(1)～(2)　（略）
(3) 番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること。
(4)　（略）

第８章　重要通信の取扱方法
第２節　緊急通報用電話に接続する場合の取扱い
（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）
第58条　当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。
(1)～(2)　（略）
(3)　番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する中継事業者

第９章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止
（接続機能の廃止）
第61条の３
１　料金表第１表に規定する機能において、事業法第33条第４項第１号ロの総務省令で定める機能を廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を廃止する３年前までにその情報を対面等説明（事業法施行規則第23条の９第１項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。）により提供するものとします。
２　前項に規定する機能の廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から３年未満で当社は当該機能を廃止することがあります。
３　当社が廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社は速やかに当該機能の廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第33条の２に定める周知を行ったこととします。

第10章　料金等
第３節　工事費及び手続費等の支払義務
（手続費の支払義務）
第68条　協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第２表第２（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(17)　（略）
(18)　当社が、電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の加入者交換機に優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号（電気通信番号規則第５条に規定する電気通信番号をいいます。以下、優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号を「優先接続番号」といいます。）の登録を行ったとき。

第８節 債権譲受

（債権譲受）

第80条　当社は、第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第９条第１項第４号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第13章　利用者への責任に関する事項

（利用者料金の課金）

第92条　第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第９条第１項第４号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章　雑則

（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）

第98条　当社は、協定事業者（電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等（追加番号を除きます。以下この条において同じとします。）に係る契約者情報（電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答します。

(1)～(5)　（略）

（網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供）

第99 条の10 当社は、中継局ルータ、収容局ルータ、光信号電気信号変換装置、イーサネットスイッチ又はＳＩＰサーバ（以下、この条及び次条において「網機能情報提供対象装置」といいます。）により新た　な網機能（協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。）の電気通信設備に影響を与える機能の変更又は追加をいいます。以下同じとします。）を導入する場合は、次の各号に規定する情報（新たな網機能の導入に伴い変更又は追加されるものに限ります。）を協定事

(1)～(17)　（略）
(18)　当社が、電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の加入者交換機に優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号（番号規則別表第10号に規定する電気通信番号をいいます。以下、優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号を「優先接続番号」といいます。）の登録を行ったとき。

第８節 債権譲受

（債権譲受）

第80条　当社は、第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ番号規則別表第５号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第13章　利用者への責任に関する事項

（利用者料金の課金）

第92条　第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ番号規則別表第５号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章　雑則

（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）

第98条　当社は、協定事業者（番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等（追加番号を除きます。以下この条において同じとします。）に係る契約者情報（電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答します。

(1)～(5)　（略）

第99条の10　削除

業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。

(1)　当社の電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との間及び当社の電気通信設備と利用者の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様（選択できる条件がある場合はその情報を含みます。）

(2)　通信プロトコルに関する情報（選択できる条件がある場合はその情報を含みます。）

(3)　利用者の端末設備の認証に関する方式と情報（選択できる条件がある場合はその情報を含みます。）

(4)　提供予定時期、提供予定エリア並びに想定される利用形態若しくは接続形態

２　前項第２号及び第３号の情報については、中継局ルータ及び収容局ルータに係るもののみを対象とします。

３　当社は、第１項各号に規定する新たな網機能の導入に係る情報について、同項第４号に規定する当該網機能の提供予定時期の90 日前(総務大臣の承認を得て、当該日数を短縮する場合があります。以下、この期日を「情報開示期日」といいます。)までに開示します。

（網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供）

第99 条の11　当社は、網機能情報提供対象装置により新たな網機能を導入する場合には、協定事業者からの請求により、次の各号に規定する新たな網機能の導入に係る情報を回答します。

(1)　当社の電気通信設備から協定事業者の電気通信設備へ転送されるデータの実効速度に関する情報（１時間毎の同時接続セッション数及び送受信データ量をいいます。）

(2)　協定事業者が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地

(3)　網機能情報提供対象装置の利用に伴う費用負担の有無及びその負担額の概算(当該装置の創設費の概算及び協定事業者による費用負担方法の案を含みます。)

２　前項第１号の情報については、ＩＳＰ接続用ルータに係るものに限って、接続開始日以降に実績データを提供するものとし、当社の電気通信設備の故障若しくは工事等による運転の停止又は輻輳等によるデータ収集の停止により当該データを測定することができない場合には、当社は、その提供を行わないものとします。

３　第１項第２号に規定する新たな網機能の導入に係る情報の回答にあたっては、前条第３項の規定を準用します。ただし、情報開示期日以降に協定事業者からの請求があった場合には、この限りではありません。

（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）

第99条の11　当社は、協定事業者からの請求により、当社のＩＳＰ接続用ルータから協定事業者の電気通信設備へ転送されるデータの実効速度に関して、当社が別に定める方法で取得する同時接続セッション数及び送受信データ量に係る実績データを提供するものとし、当社の電気通信設備の故障若しくは工事等による運転の停止又は輻輳等によるデータ収集の停止により当該データを測定することができない場合には、当社は、その提供を行わないものとします。

第１表　接続料金
第１　網使用料
１　適用

区　　分	内　　容
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、 通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。 　ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。 ア　電気通信番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ～オ　（略）

第１表　接続料金
第１　網使用料
１　適用

区　　分	内　　容
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、 通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。 　ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。 ア　番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ～オ　（略）

旧

２　料金額
２－１　端末回線伝送機能
２－１－１　基本額
２－１－１－１　基本料

月額

区分				単位	料金額	備考
(1)（略）	（略）			（略）	（略）	（略）
(2) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ　削除		（略）	（略）	（略）
		ウ　光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの（以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。）	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,522円	２－１の４に係る料金は含みません。
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,522円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,568円	
(3) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア　２線式のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,485 円	――
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,485 円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	１回線ごとに	1,530 円	
		イ　４線式のもの		１回線ごとに	3,059 円	
		ウ～エ　（略）		（略）	（略）	

新

２　料金額
２－１　端末回線伝送機能
２－１－１　基本額
２－１－１－１　基本料

月額

区分				単位	料金額	備考
(1)（略）	（略）			（略）	（略）	（略）
(2) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ　削除		（略）	（略）	（略）
		ウ　光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの（以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。）	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,651円	２－１の４に係る料金は含みません。
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,651円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,701円	
(3) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア　２線式のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,358 円	――
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,358 円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	１回線ごとに	1,399 円	
		イ　４線式のもの		１回線ごとに	2,797円	
		ウ～エ　（略）		（略）	（略）	

(4) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－２欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア　イ以外のもの	(ｱ)　(ｲ)以外の場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,525円	―
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,525円	
				③　①②以外のもの	１回線ごとに	1,571円	
			(ｲ)　電話重畳する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	77円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	77円	
		イ　第２群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）	(ｱ)　(ｲ)以外の場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,769円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,769円	
				③　①②以外のもの	１回線ごとに	1,815円	
			(ｲ)　電話重畳する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	321円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	321円	
(4)-2　端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第	下部端末回線により伝送を行う機能			ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	870円	―
				イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	870円	

(4) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－２欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア　イ以外のもの	(ｱ)　(ｲ)以外の場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,396円	―
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,396円	
				③　①②以外のもの	１回線ごとに	1,438円	
			(ｲ)　電話重畳する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	44円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	44円	
		イ　第２群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）	(ｱ)　(ｲ)以外の場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,668円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,668円	
				③　①②以外のもの	１回線ごとに	1,710円	
			(ｲ)　電話重畳する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	316円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	316円	
(4)-2　端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第	下部端末回線により伝送を行う機能			ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	891円	―
				イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	891円	

１項の表中第１－４欄で接続する場合）		ウ アイ以外のもの	１回線ごとに	896円	
(5) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２－３欄で接続する場合）	ア　端末回線により伝送を行う機能（128kbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	307円	
		(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	307円	
	イ　（略）	（略）	（略）	（略）	

２－１－１－１の２　（略）

２－１－１－２　加算料

月額

区　分		単　位	料金額	備　考
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア ２線式のもの	１回線ごとに	158円	

１項の表中第１－４欄で接続する場合）		ウ アイ以外のもの	１回線ごとに	918円	
(5) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２－３欄で接続する場合）	ア　端末回線により伝送を行う機能（128kbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	205円	
		(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	205円	
	イ　（略）	（略）	（略）	（略）	

２－１－１－１の２　（略）

２－１－１－２　加算料

月額

区　分		単　位	料金額	備　考
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア ２線式のもの	１回線ごとに	168円	

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ～ウ　（略）	（略）	（略）	
(2) ～ (3)（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	338 円	――
	イ　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	1.366 円	

２－１－１－２の２　（略）

２－１－２　加算額

１回線ごとに月額

区　　分		単　位	料金額	備　考
(1)（略）		（略）	（略）	（略）
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア　（略）	（略）	（略）	（略）
	イ　光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	172 円	――
		(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	178 円	
		(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	183 円	

２－１の２　ＩＳＭ折返し機能

月額

区　　分	単　位	料金額	備　考

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ～ウ　（略）	（略）	（略）	
(2) ～ (3)（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	261 円	――
	イ　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	1.373 円	

２－１－１－２の２　（略）

２－１－２　加算額

１回線ごとに月額

区　　分		単　位	料金額	備　考
(1)（略）		（略）	（略）	（略）
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア　（略）	（略）	（略）	（略）
	イ　光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	171 円	――
		(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	178 円	
		(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	184 円	

２－１の２　ＩＳＭ折返し機能

月額

区　　分	単　位	料金額	備　考

ＩＳＭ折返し機能	ＩＳＭ交換機により、ディジタル非制限モード通信でＩＳＭ交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	１Ｂチャネルごとに	1,766円	――
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	２３Ｂ＋Ｄチャネルごとに	140,064円	――

２－１の３　光信号電気信号変換機能

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（１Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	(1) 削除	――	――	――
		(2) １Gbit/sタイプ	ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	1,185円	――
			イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	1,185円	
			ウ　アイ以外のもの	1,221円	

２－１の４　光信号多重分離機能

月額

区分	料金額	備考

ＩＳＭ折返し機能	ＩＳＭ交換機により、ディジタル非制限モード通信でＩＳＭ交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	１Ｂチャネルごとに	1,023円	――
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	２３Ｂ＋Ｄチャネルごとに	81,139円	――

２－１の３　光信号電気信号変換機能

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（１Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	(1) 削除		――	――
		(2) １Gbit/sタイプ	ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	1,107円	
			イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	1,107円	――
			ウ　アイ以外のもの	1,140円	

２－１の４　光信号多重分離機能

月額

区分	料金額	備考

光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア　光信号主端末回線の最大収容数が４のもの又は光信号端末回線の最大収容数が４のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	425円	――
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	425円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	438円	
		イ　光信号端末回線の最大収容数が８のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	1,042円	――
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	1,042円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	1,073円	

２－２　端末系交換機能

区　　分			単　位	料金額	備　考
(1)　(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		１加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.1064円	――
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		１通信ごとに	0.0813円	――
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	11,583,333円	――
(5)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特	ア　加入者交換機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00003508円	
		イ　番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	１案内ごとに	0.00004011円	
		ウ 削除	(略)	(略)	

光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア　光信号主端末回線の最大収容数が４のもの又は光信号端末回線の最大収容数が４のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	229円	――
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	229円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	236円	
		イ　光信号端末回線の最大収容数が８のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	834円	――
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	834円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	859円	

２－２　端末系交換機能

区　　分			単　位	料金額	備　考
(1)　(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		１加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.1036円	――
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		１通信ごとに	0.0919円	――
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	11,416,667円	――
(5)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を	ア　加入者交換機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00003879円	
		イ　番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	１案内ごとに	0.00004560円	
		ウ　削除	(略)	(略)	

	殊精算機能	エ　市内通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00004490円	――
		オ　リルーティング通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00005227円	

２－３～２－４　（略）

２－５　中継伝送機能

２－５－１～２－５－２の２　（略）

２－５－３　光信号中継伝送機能

２－５－３－１　一般光信号中継伝送機能に係る基本料

１回線ごとに１メートルあたり月額

区　分			料金額	備　考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により１芯にて伝送を行う機能	ア　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.366円	――
		イ　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.366円	

２－５－３－２　（略）

２－５－３－３　加算料

月額

区　分		単位	料金額	備　考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1)　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	338円	――
	(2)　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	1.366円	

	区別して行う特殊精算機能	エ　市内通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00004965円	――
		オ　リルーティング通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00005741円	

２－３～２－４　（略）

２－５　中継伝送機能

２－５－１～２－５－２の２　（略）

２－５－３　光信号中継伝送機能

２－５－３－１　一般光信号中継伝送機能に係る基本料

１回線ごとに１メートルあたり月額

区　分			料金額	備　考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により１芯にて伝送を行う機能	ア　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.373円	――
		イ　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.373円	

２－５－３－２　（略）

２－５－３－３　加算料

月額

区　分		単位	料金額	備　考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1)　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	261円	――
	(2)　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	1.373円	

２－６　通信路設定伝送機能
２－６－１　分岐回線以外の部分の基本額
２－６－１－１　基本料

1回線ごとに月額

区分					料金額 右欄以外の場合	料金額 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア　一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		15,530円	14,149円	－
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		13,458円	9,890円	
		イ　高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	50,806円	49,425円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－１のもの	14,688円	13,386円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－２のもの	14,971円	13,641円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別が上記以外のもの	15,530円	14,149円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	64,784円	62,026円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－１のもの	22,786円	20,182円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－２のもの	23,227円	20,572円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別が上記以外のもの	24,112円	21,354円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの		78,599円	74,460円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの		92,526円	87,005円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの		120,375円	112,096円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの		148,227円	137,186円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの		203,929円	187,367円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		287,478円	262,637円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	371,032円	337,908円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－１のもの	176,102円	144,854円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－２のもの	179,611円	147,738円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別が上記以外のもの	186,630円	153,506円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		621,684円	563,719円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		886,263円	802,076円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,136,915円	1,027,888円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－１のもの	561,451円	437,421円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－２のもの	572,667円	446,156円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別が上記以外のもの	595,100円	463,628円	
		ウ	―		－	－	－

２－６－１－２　加算料

1回線ごとに月額

区分					料金額 通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	料金額 相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア　一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		310円	3,427円	－
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		2,150円	2,531円	
		イ　高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	310円	3,427円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－１のもの	290円	3,233円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－２のもの	300円	3,298円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別が上記以外のもの	310円	3,427円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	610円	6,854円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－１のもの	580円	6,466円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－２のもの	590円	6,595円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別が上記以外のもの	610円	6,854円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの		920円	10,281円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの		1,230円	13,708円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの		1,840円	20,562円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの		2,460円	27,416円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの		3,690円	41,124円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		5,530円	61,686円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	7,380円	82,248円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－１のもの	6,960円	77,592円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－２のもの	7,100円	79,144円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別が上記以外のもの	7,380円	82,248円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		12,910円	143,933円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		18,750円	209,046円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	24,280円	270,731円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－１のもの	15,010円	204,610円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別がタイプ１－２のもの	15,310円	208,702円	
				エコノミークラスのもの　保守の区別が上記以外のもの	15,910円	216,887円	
		ウ	―		－	－	－

２－６－２　分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア　一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	13,508円	－
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,249円	
		イ　高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	48,784円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	60,743円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	72,536円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,440円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	108,248円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	132,056円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	179,671円	－
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	251,094円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	322,517円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	536,784円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	762,957円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	977,225円	

２－６　通信路設定伝送機能
２－６－１　分岐回線以外の部分の基本額
２－６－１－１　基本料

1回線ごとに月額

区分						料金額 右欄以外の場合	料金額 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア　一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの					
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			6,264円	5,530円	－
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			8,095円	5,398円	
		イ　高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		18,491円	17,757円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	5,944円	5,250円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	6,052円	5,343円	
					保守の区別が上記以外のもの	6,264円	5,530円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		25,083円	23,610円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	9,134円	7,746円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	9,307円	7,889円	
					保守の区別が上記以外のもの	9,648円	8,175円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの			31,587円	29,380円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの			38,147円	35,206円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの			51,272円	46,858円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの			64,395円	58,508円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの			90,639円	81,812円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの			130,007円	116,766円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		169,376円	151,721円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	114,138円	97,482円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	116,409円	99,418円	
					保守の区別が上記以外のもの	120,950円	103,295円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの			287,481円	256,586円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			412,150円	367,275円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		530,254円	472,138円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,184,260円	970,486円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	1,207,936円	989,884円	
					保守の区別が上記以外のもの	1,255,283円	1,028,680円	
		ウ　（略）	―			－	－	－

２－６－１－２　加算料

1回線ごとに月額

区分						料金額 通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	料金額 相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア　一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの					
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能な			410円	2,812円	－
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			1,860円	2,179円	
		イ　高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		410円	2,812円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	390円	2,653円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	400円	2,706円	
					保守の区別が上記以外のもの	410円	2,812円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		830円	5,624円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	780円	5,306円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	800円	5,412円	
					保守の区別が上記以外のもの	830円	5,624円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの			1,240円	8,437円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの			1,650円	11,249円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの			2,480円	16,873円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの			3,310円	22,497円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの			4,960円	33,746円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの			7,440円	50,619円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		9,920円	67,492円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	9,360円	63,672円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	9,550円	64,945円	
					保守の区別が上記以外のもの	9,920円	67,492円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの			17,360円	118,112円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			25,220円	171,543円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		32,660円	222,162円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	19,750円	412,538円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	20,150円	420,789円	
					保守の区別が上記以外のもの	20,940円	437,290円	
		ウ　（略）	―			－	－	－

２－６－２　分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア　一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能な	5,622円	－
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,490円	
		イ　高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	17,849円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	23,794円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	29,657円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	35,575円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	47,411円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	59,246円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	82,919円	－
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	118,426円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	153,934円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,459円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	372,900円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	479,423円	

２－６の２～２－７　（略）

２－８　番号案内機能等

区　　分		単　位	料金額	備　　考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第４欄又は第５欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。）、その附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下２－８において同じとします。）を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	130円	携帯･自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	135円	第４条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2　ＮＰＳ交換機利用機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、ＮＰＳ交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	１案内ごとに	24円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除	（略）	（略）	（略）
	イ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	１案内ごとに	20.80円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ 削除	（略）	（略）	（略）

２－６の２～２－７　（略）

２－８　番号案内機能等

区　　分		単　位	料金額	備　　考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第４欄又は第５欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。）、その附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下２－８において同じとします。）を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	152円	携帯･自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	156円	第４条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2　ＮＰＳ交換機利用機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、ＮＰＳ交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	１案内ごとに	24円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除	（略）	（略）	（略）
	イ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	１案内ごとに	26.73円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ 削除	（略）	（略）	（略）

(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		１番号ごとに	4.70円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア　イ以外の場合	１番号ごとに	8.54円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ　番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	１番号ごとに	5.99円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

２－９　（略）

２－１０　公衆電話機能

２－１０－１　基本料

区　分		単位	料金額	備　考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	2.3624円	―――
(2) ディジタル公衆電話発信機能	当社が設置するディジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	2.0766円	―――

２－１０－２　（略）

(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		１番号ごとに	4.74円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア　イ以外の場合	１番号ごとに	4.15円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ　番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	１番号ごとに	4.79円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

２－９　（略）

２－１０　公衆電話機能

２－１０－１　基本料

区　分		単位	料金額	備　考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	2.0805円	―――
(2) ディジタル公衆電話発信機能	当社が設置するディジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	1.9962円	―――

２－１０－２　（略）

２－１１　その他の機能

区　　分			単位	料金額	備　　考
(1)～(11)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) ＤＳＬ回線管理機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおけるＤＳＬ回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア　イ以外のもの	１回線ごとに月額	72円	――
		イ　端末回線伝送機能２－１－１－１第４欄ア(ｱ)欄及びイ(ｱ)欄に係るもの	１回線ごとに月額	80円	――
(13) ＤＳＬ回線故障対応機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		１回線ごとに月額	26円	――
(14)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線又は１波長ごとに月額	80円	――
(16) ＩＰ通信網回線管理機能	協定事業者のＩＰ通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	80円	――
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２－３欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	80円	――
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	80円	――
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１光信号分岐端末回線ごとに月額	80円	――

２－１１　その他の機能

区　　分			単位	料金額	備　　考
(1)～(11)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) ＤＳＬ回線管理機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおけるＤＳＬ回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア　イ以外のもの	１回線ごとに月額	63円	――
		イ　端末回線伝送機能２－１－１－１第４欄ア(ｱ)欄及びイ(ｱ)欄に係るもの	１回線ごとに月額	70円	――
(13) ＤＳＬ回線故障対応機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		１回線ごとに月額	28円	――
(14)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線又は１波長ごとに月額	70円	――
(16) ＩＰ通信網回線管理機能	協定事業者のＩＰ通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	70円	――
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２－３欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	70円	――
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	70円	――
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１光信号分岐端末回線ごとに月額	70円	――

(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により１芯にて伝送を行う機能	ア　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに月額	338円	――
		イ　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり月額	1.366円	――
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	80円	――

２－１２　（略）

２－１３　ルーティング伝送機能

区　分			単　位	料金額	備　考
(1) 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第８欄のうち特別収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア～エ　削除	――	――	――
		オ　ＩＳＤＮ一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	10,427円	――

(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により１芯にて伝送を行う機能	ア　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに月額	261円	――
		イ　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり月額	1.373円	――
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	70円	――

２－１２　（略）

２－１３　ルーティング伝送機能

区　分	単　位	料金額	備　考
(1) 削除	――	――	――

２－１４　網同期クロック供給機能

１事業者あたり月額

区　　分		料金額	備　考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	43,889円	――

２－１４　網同期クロック供給機能

１事業者あたり月額

区　　分		料金額	備　考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	31,212円	――

第２　網改造料

１　適用　（略）

１－１　網改造料の対象となる機能

区　　分		備　　考
(1) ～ (6) （略）	（略）	（略）
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	携帯・自動車電話事業者、ＰＨＳ事業者、無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。
(8)～ (52) （略）	（略）	（略）
(53) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	電気通信番号規則第５条（付加的なサービスを提供するために使用する場合に限ります。）又は第10条に規定する電気通信番号（以下「付加サービス番号」といいます。）を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能	――
(54) ～(57) （略）	（略）	（略）
(58) 番号情報データベース登録に係る総桁数相違番号収容機能	当社の番号情報データベースへの登録に係る契約者回線番号等について、その一部（電気通信番号規則第５条、第９条又は第10条に規定する電気通信番号のうち最初のハイフンより前に位置する部分をいいます。）及びハイフン位置の組み合わせが同一であって総桁数が異なるものを番号情報データベースに収容する機能	――

２　料金額

２－１　（略）

２－２　取得固定資産価額の算定に係る比率

区　　分		内　　容
取付費比率	交換機械設備	0.312
	電力設備	0.810
	伝送機械設備	0.248
	無線機械設備	0.091
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.057
	土地及び通信用建物以外	（略）
共通割掛費比率		0.086

２－３　年額料金の算定に係る比率

第２　網改造料

１　適用　（略）

１－１　網改造料の対象となる機能

区　　分		備　　考
(1) ～ (6) （略）	（略）	（略）
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、当社が、利用者料金設定事業者の利用者料金の課金を行う機能	利用者料金設定事業者に適用します。
(8)～ (52) （略）	（略）	（略）
(53) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	番号規則別表第２号、第６号、第７号、第10号（付加的なサービスを提供するために使用する場合に限ります。）及び第11号に規定する電気通信番号（以下「付加サービス番号」といいます。）を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能	――
(54) ～(57) （略）	（略）	（略）
(58) 番号情報データベース登録に係る総桁数相違番号収容機能	当社の番号情報データベースへの登録に係る契約者回線番号等について、その一部（番号規則別表第１号から第８号、第10号及び第11号に規定する電気通信番号のうち最初のハイフンより前に位置する部分をいいます。）及びハイフン位置の組み合わせが同一であって総桁数が異なるものを番号情報データベースに収容する機能	――

２　料金額

２－１　（略）

２－２　取得固定資産価額の算定に係る比率

区　　分		内　　容
取付費比率	交換機械設備	0.313
	電力設備	0.813
	伝送機械設備	0.249
	無線機械設備	0.369
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.055
	土地及び通信用建物以外	（略）
共通割掛費比率		0.096

２－３　年額料金の算定に係る比率

区　分			内　容
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.032
		端末系交換機能	0.073
		中継系交換機能	0.084
		中継伝送機能	0.065
		通信料対応設備合計	0.072
		データ系設備合計	0.094
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.028
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.057
		中継伝送機能	0.036
		通信料対応設備合計	0.044
		データ系設備合計	0.085
繰延資産比率			(略)
投資等比率			(略)
貯蔵品比率			0.0082
他人資本比率			0.459
自己資本比率			0.541
他人資本利子率			0.0072
自己資本利益率			0.0027
有利子負債以外の負債の比率			0.134
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0046
利益対応税率			(略)
貸倒率			(略)

区　分			内　容
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.029
		端末系交換機能	0.050
		中継系交換機能	0.057
		中継伝送機能	0.036
		通信料対応設備合計	0.049
		データ系設備合計	0.084
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.026
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.055
		中継伝送機能	0.031
		通信料対応設備合計	0.046
		データ系設備合計	0.082
繰延資産比率			(略)
投資等比率			(略)
貯蔵品比率			0.0073
他人資本比率			0.441
自己資本比率			0.559
他人資本利子率			0.0061
自己資本利益率			0.0013
有利子負債以外の負債の比率			0.151
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0031
利益対応税率			(略)
貸倒率			(略)

第２表　工事費及び手続費
第１　工事費
２　工事費の額
２－１　工事費

区　　分			単　位		工事費の額	備　考
(1)～(9) （略）	（略）		（略）		（略）	（略）
(10) ＶＰＮ工事費	ア　当社の加入者交換機にＶＰＮサービス機能を登録する工事に要する費用		１回線ごとに		2,534円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ　当社の加入者交換機に登録されたＶＰＮサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるＶＰＮサービス機能を登録する工事及びＶＰＮサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用		１回線ごとに		3,156円	
(11)～(14) （略）	（略）		（略）		（略）	（略）
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用		１回線ごとに		1,726円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用		１回線ごとに		2,112円	特定中継事業者に適用します。
(17)　（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	――
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	１回線ごとに	平日昼間	4,103円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,741円	
				平日深夜	5,471円	
				土日祝日昼夜間	4,924円	
				土日祝日深夜	5,653円	
		廃止の場合	１回線ごとに	平日昼間	3,240円	
				平日夜間	3,744円	
				平日深夜	4,320円	

第２表　工事費及び手続費
第１　工事費
２　工事費の額
２－１　工事費

区　　分			単　位		工事費の額	備　考
(1)～(9) （略）	（略）		（略）		（略）	（略）
(10) ＶＰＮ工事費	ア　当社の加入者交換機にＶＰＮサービス機能を登録する工事に要する費用		１回線ごとに		2,545円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ　当社の加入者交換機に登録されたＶＰＮサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるＶＰＮサービス機能を登録する工事及びＶＰＮサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用		１回線ごとに		3,169円	
(11)～(14) （略）	（略）		（略）		（略）	（略）
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用		１回線ごとに		1,733円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用		１回線ごとに		2,121円	特定中継事業者に適用します。
(17)　（略）	（略）		（略）		（略）	
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	１回線ごとに	平日昼間	4,120円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,764円	
				平日深夜	5,500円	
				土日祝日昼夜間	4,948円	
				土日祝日深夜	5,684円	
		廃止の場合	１回線ごとに	平日昼間	3,254円	
				平日夜間	3,762円	
				平日深夜	4,343円	

					土日祝日昼夜間	3,888円	
					土日祝日深夜	4,464円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		742円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		175円	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに		6,788円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24)（略）	（略）			（略）		（略）	（略）
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(ｱ)(ｲ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,104円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,276円	
					平日深夜	1,472円	
					土日祝日昼夜間	1,325円	
					土日祝日深夜	1,521円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	676円	
					平日夜間	781円	
					平日深夜	901円	
					土日祝日昼夜間	811円	
					土日祝日深夜	931円	
		イ（略）		（略）		（略）	（略）
(26) ルーティング番号等	加入者交換機に登	ア ルーティン	(ｱ)(ｲ)以外の場合	1ルーティン	平日昼間	1,104円	

					土日祝日昼夜間	3,908円	
					土日祝日深夜	4,489円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		745円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		176円	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに		6,816円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24)（略）	（略）			（略）		（略）	（略）
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(ｱ)(ｲ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,109円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,282円	
					平日深夜	1,480円	
					土日祝日昼夜間	1,332円	
					土日祝日深夜	1,530円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	679円	
					平日夜間	785円	
					平日深夜	906円	
					土日祝日昼夜間	815円	
					土日祝日深夜	936円	
		イ（略）		（略）		（略）	（略）
(26) ルーティング番号等	加入者交換機に登	ア ルーティン	(ｱ)(ｲ)以外の場合	1ルーティン	平日昼間	1,109円	

削除工事費	録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	グ番号のみを削除する場合		グ番号ごとに	平日夜間	1,276円	――
					平日深夜	1,472円	
					土日祝日昼夜間	1,325円	
					土日祝日深夜	1,521円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	573円	
					平日夜間	662円	
					平日深夜	764円	
					土日祝日昼夜間	688円	
					土日祝日深夜	790円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	1,237円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	1,429円	
					平日深夜	1,649円	
					土日祝日昼夜間	1,484円	
					土日祝日深夜	1,704円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	573円	
					平日夜間	662円	
					平日深夜	764円	
					土日祝日昼夜間	688円	
					土日祝日深夜	790円	
(26)-2 ルーティング番号	加入者交換機に登	ア 基本額	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1ルーティン	平日昼間	2,208円	ルーティング番号を指

削除工事費	録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	グ番号のみを削除する場合		グ番号ごとに	平日夜間	1,282円	――
					平日深夜	1,480円	
					土日祝日昼夜間	1,332円	
					土日祝日深夜	1,530円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	576円	
					平日夜間	666円	
					平日深夜	768円	
					土日祝日昼夜間	691円	
					土日祝日深夜	794円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	1,242円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	1,436円	
					平日深夜	1,658円	
					土日祝日昼夜間	1,492円	
					土日祝日深夜	1,714円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	576円	
					平日夜間	666円	
					平日深夜	768円	
					土日祝日昼夜間	691円	
					土日祝日深夜	794円	
(26)-2 ルーティング番号	加入者交換機に登	ア 基本額	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1ルーティン	平日昼間	2,218円	ルーティング番号を指

変更工事費	録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用			グ番号ごとに	平日夜間	2,552円	定した協定事業者に適用します。
					平日深夜	2,944円	
					土日祝日昼夜間	2,650円	
					土日祝日深夜	3,043円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	996円	
					平日夜間	1,150円	
					平日深夜	1,327円	
					土日祝日昼夜間	1,195円	
					土日祝日深夜	1,372円	
		イ (略)		(略)		(略)	(略)
(27) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合		1工事ごとに	平日昼間	14,288円	――
					平日夜間	16,133円	――
					平日深夜	18,244円	――
					土日祝日昼間	16,662円	――
					土日祝日夜間	16,662円	――
					土日祝日深夜	18,771円	――
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合		1工事ごとに	平日昼間	10,662円	――
					平日夜間	12,320円	――
					平日深夜	14,216円	――
					土日祝日昼間	12,795円	――
					土日祝日夜間	12,795円	――

変更工事費	録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用			グ番号ごとに	平日夜間	2,564円	定した協定事業者に適用します。
					平日深夜	2,960円	
					土日祝日昼夜間	2,663円	
					土日祝日深夜	3,059円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,000円	
					平日夜間	1,156円	
					平日深夜	1,335円	
					土日祝日昼夜間	1,201円	
					土日祝日深夜	1,379円	
		イ (略)		(略)		(略)	(略)
(27) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合		1工事ごとに	平日昼間	14,206円	――
					平日夜間	16,069円	――
					平日深夜	18,197円	――
					土日祝日昼間	16,602円	――
					土日祝日夜間	16,602円	――
					土日祝日深夜	18,730円	――
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合		1工事ごとに	平日昼間	10,706円	――
					平日夜間	12,380円	――
					平日深夜	14,291円	――
					土日祝日昼間	12,858円	――
					土日祝日夜間	12,858円	――

						土日祝日深夜	14,689円	＿＿＿
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	（ｱ）利用者宅の面に既設された光端屋内配線成盤を端末終端（以下「利用者内壁に置」という。）を用いる場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	5,521円	＿＿＿
						平日夜間	5,943円	＿＿＿
						平日深夜	6,426円	＿＿＿
						土日祝日昼間	6,064円	＿＿＿
						土日祝日夜間	6,064円	＿＿＿
						土日祝日深夜	6,547円	＿＿＿
				②当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	7,434円	＿＿＿
						平日夜間	8,154円	＿＿＿
						平日深夜	8,977円	＿＿＿
						土日祝日昼間	8,360円	＿＿＿
						土日祝日夜間	8,360円	＿＿＿
						土日祝日深夜	9,182円	＿＿＿
			（ｲ）利用者宅の面に新に成盤設置した光端屋内配線を置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	6,399円	＿＿＿
						平日夜間	6,962円	＿＿＿
						平日深夜	7,606円	＿＿＿
						土日祝日昼間	7,124円	＿＿＿
						土日祝日夜間	7,124円	＿＿＿
						土日祝日深夜	7,767円	＿＿＿

						土日祝日深夜	14,770円	＿＿＿
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	（ｱ）利用者宅の面に既設された光端屋内配線成盤を端末終端（以下「利用者内壁に置」という。）を用いる場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	5,225円	＿＿＿
						平日夜間	5,651円	＿＿＿
						平日深夜	6,138円	＿＿＿
						土日祝日昼間	5,773円	＿＿＿
						土日祝日夜間	5,773円	＿＿＿
						土日祝日深夜	6,260円	＿＿＿
				②当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	7,145円	＿＿＿
						平日夜間	7,872円	＿＿＿
						平日深夜	8,701円	＿＿＿
						土日祝日昼間	8,079円	＿＿＿
						土日祝日夜間	8,079円	＿＿＿
						土日祝日深夜	8,909円	＿＿＿
			（ｲ）利用者宅の面に新に成盤設置した光端屋内配線を置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	6,144円	＿＿＿
						平日夜間	6,713円	＿＿＿
						平日深夜	7,362円	＿＿＿
						土日祝日昼間	6,875円	＿＿＿
						土日祝日夜間	6,875円	＿＿＿
						土日祝日深夜	7,524円	＿＿＿

				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	8,312円	――
						平日夜間	9,172円	――
						平日深夜	10,156円	――
						土日祝日昼間	9,419円	――
						土日祝日夜間	9,419円	――
						土日祝日深夜	10,402円	――
(28) (略)	(略)				(略)		(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			6,837円	――
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			8,043円	――
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			1,406円	――
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			7,742円	――
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			6,837円	――
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			12,062円	――
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			1,406円	――
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			10,258円	――
(31) (略)	(略)				(略)		(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用				1工事ごとに		8,653円	――

				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	8,065円	――
						平日夜間	8,934円	――
						平日深夜	9,926円	――
						土日祝日昼間	9,182円	――
						土日祝日夜間	9,182円	――
						土日祝日深夜	10,174円	――
(28) (略)	(略)				(略)		(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			6,865円	――
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			8,077円	――
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			1,412円	――
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			7,774円	――
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			6,865円	――
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			12,112円	――
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			1,412円	――
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			10,300円	――
(31) (略)	(略)				(略)		(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用				1工事ごとに		8,689円	――

(33)～(34) （略）	（略）	（略）		（略）	（略）
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	3,981円	――
			平日夜間	4,468円	
			平日深夜	5,025円	
			土日祝日昼間	4,588円	
			土日祝日夜間	4,588円	
			土日祝日深夜	5,165円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,337円	――
			平日夜間	1,411円	
			平日深夜	1,495円	
			土日祝日昼間	1,432円	
			土日祝日夜間	1,432円	
			土日祝日深夜	1,516円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	924円	――
			平日深夜	1,980円	
			土日祝日昼間	1,188円	
			土日祝日夜間	1,188円	
			土日祝日深夜	2,244円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1回線ごとに	平日昼間	3,174円	――
			土日祝日昼間	3,809円	

(33)～(34) （略）	（略）	（略）		（略）	（略）
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,173円	――
			平日夜間	4,668円	
			平日深夜	5,233円	
			土日祝日昼間	4,809円	
			土日祝日夜間	4,809円	
			土日祝日深夜	5,374円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,358円	――
			平日夜間	1,433円	
			平日深夜	1,520円	
			土日祝日昼間	1,455円	
			土日祝日夜間	1,455円	
			土日祝日深夜	1,541円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	1,291円	――
			平日深夜	2,766円	
			土日祝日昼間	1,661円	
			土日祝日夜間	1,661円	
			土日祝日深夜	3,136円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1回線ごとに	平日昼間	3,187円	――
			土日祝日昼間	3,828円	

２－２～２－３　（略）

２－４　２－３に適用する作業単金

区　分	単　位	内　容
平日昼間	一人当たり１時間ごとに	6,034 円
平日夜間	一人当たり１時間ごとに	6,972 円
平日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,045 円
土日祝日昼夜間	一人当たり１時間ごとに	7,241 円
土日祝日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,313 円

２－２～２－３　（略）

２－４　２－３に適用する作業単金

区　分	単　位	内　容
平日昼間	一人当たり１時間ごとに	6,059 円
平日夜間	一人当たり１時間ごとに	7,006 円
平日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,088 円
土日祝日昼夜間	一人当たり１時間ごとに	7,277 円
土日祝日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,359 円

第２　手続費
２　手続費の額
２－１　手続費

区　　分				単　位	手続費の額	備　　考
(1)（略）	（略）			（略）	（略）	（略）
(2) 料金回収手続費	別表２（接続形態）第２表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第３表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア　イ以外の場合	(ｱ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	１内訳項目ごとに	27.84円	特定中継事業者に適用します。
				月額	当社が請求する利用者料金額の0.27%に相当する額	
			(ｲ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の5.7%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及びＰＨＳ事業者に適用します。
			(ｳ) 当社の音声利用ＩＰ通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	１通信ごとに	0.09円	―――
				１内訳項目ごとに	29.33円	
				月額	当社が請求する利用者料金額の0.27%に相当する額	
		イ　（略）		（略）	（略）	（略）
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア　50音別電話帳に掲載する場合		１発行ごとに１掲載あたり	88円	―――
		イ　職業別電話帳に掲載する場合		１発行ごとに１掲載あたり	221円	―――

第２　手続費
２　手続費の額
２－１　手続費

区　　分				単　位	手続費の額	備　　考
(1)（略）	（略）			（略）	（略）	（略）
(2) 料金回収手続費	別表２（接続形態）第２表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第３表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア　イ以外の場合	(ｱ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	１内訳項目ごとに	22.52円	特定中継事業者に適用します。
				月額	当社が請求する利用者料金額の0.28%に相当する額	
			(ｲ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の5.1%に相当する額	
			(ｳ) 当社の音声利用ＩＰ通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	１通信ごとに	0.6円	特定中継事業者に適用します。
				１内訳項目ごとに	22.01円	
				月額	当社が請求する利用者料金額の0.28%に相当する額	
		イ（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア　50音別電話帳に掲載する場合		１発行ごとに１掲載あたり	90円	―――
		イ　職業別電話帳に掲載する場合		１発行ごとに１掲載あたり	223円	―――

(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用			１登録ごとに１番号あたり	226円	―――
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用			１件ごとに	223円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用			１件ごとに	（略）	みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(ｱ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	１内訳項目ごとに	27.84円	特定中継事業者に適用します。
				月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の0.27%に相当する額	
			(ｲ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の5.7%に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。
		イ	（略）	（略）	（略）	（略）
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第１項又は第２項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用			１件ごとに	21.84円	みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収す	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディ	(ｱ) 請求情報の授受等に係るもの	１内訳項目ごとに	15.42円	―――

(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用			１登録ごとに１番号あたり	241円	―――
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用			１件ごとに	224円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用			１件ごとに	（略）	みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(ｱ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	１内訳項目ごとに	22.52円	特定中継事業者に適用します。
				月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の0.28%に相当する額	
			(ｲ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の5.1%に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。
		イ	（略）	（略）	（略）	（略）
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第１項又は第２項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用			１件ごとに	24.56円	みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収す	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合	(ｱ) 請求情報の授受等に係るもの	１内訳項目ごとに	13.82円	―――

	べき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手続に要する費用	ジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスに係るものである場合	(ｲ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	１内訳項目ごとに		24.21円	――
		イ （略）		（略）		（略）	（略）
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア （略）		（略）		（略）	（略）
		イ 第95条の３（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合		１回ごとに	平日昼間	9,606円	――
					平日夜間	11,099円	
					平日深夜	12,808円	
					土日祝日昼夜間	11,528円	
					土日祝日深夜	13,234円	
		ウ 第95条の３第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に	(ｱ) (ｲ)以外の場合	１回ごとに	平日昼間	10,167円	――
					平日夜間	11,748円	
					平日深夜	13,556円	
					土日祝日昼夜間	12,201円	
					土日祝日深夜	14,007円	
			(ｲ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継	１回ごとに	平日昼間	7,675円	
					平日夜間	8,868円	
					平日深夜	10,233円	

	べき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手続に要する費用	ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスに係るものである場合	(ｲ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	１内訳項目ごとに		15.27円	――
		イ （略）		（略）		（略）	（略）
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア （略）		（略）		（略）	（略）
		イ 第95条の３（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合		１回ごとに	平日昼間	9,646円	――
					平日夜間	11,154円	
					平日深夜	12,876円	
					土日祝日昼夜間	11,585円	
					土日祝日深夜	13,308円	
		ウ 第95条の３第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に	(ｱ) (ｲ)以外の場合	１回ごとに	平日昼間	10,209円	――
					平日夜間	11,805円	
					平日深夜	13,628円	
					土日祝日昼夜間	12,262円	
					土日祝日深夜	14,085円	
			(ｲ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤	１回ごとに	平日昼間	7,707円	
					平日夜間	8,912円	
					平日深夜	10,288円	

		接続し又は切断する場合	光主配線盤に接続し又は切断する場合		土日祝日昼夜間	9,211円	――
					土日祝日深夜	10,574円	
		エ　第95条の３第１項第４号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合			１回ごとに	9,552円	――
(11)　端末回線線路条件調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第１号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				１回線ごとに	1,008円	――
(12)　端末回線収容状況調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第２号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				１回線ごとに	634円	――
(13)　（略）	（略）				（略）	（略）	（略）
(13)－２　ＤＳＬ回線収容状況調査費	ア　収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用				１回線ごとに	688円	――
	イ　第52条（協定事業者の切分責任等）第３項の規定に基づき、そのＤＳＬ回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのＤＳＬ回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用				１回線ごとに	935円	申告事業者に適用します。
(13)－３　ＤＳＬ回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用				１回線ごとに	712円	――
(14)　優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用				１変更ごとに	36円	――
(15)　光回線設備線路条件調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）の規	ア　同条第１項第１号に規定する光回線設備の伝送損失	(ｱ)　基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	6,131円	――
				②通信用建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	706円	――

		接続し又は切断する場合	に接続し又は切断する場合		土日祝日昼夜間	9,256円	――
					土日祝日深夜	10,633円	
		エ　第95条の３第１項第４号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合			１回ごとに	9,591円	――
(11)　端末回線線路条件調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第１号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				１回線ごとに	1,012円	――
(12)　端末回線収容状況調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第２号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				１回線ごとに	636円	――
(13)　（略）	（略）				（略）	（略）	（略）
(13)－２　ＤＳＬ回線収容状況調査費	ア　収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用				１回線ごとに	691円	――
	イ　第52条（協定事業者の切分責任等）第３項の規定に基づき、そのＤＳＬ回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのＤＳＬ回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用				１回線ごとに	939円	申告事業者に適用します。
(13)－３　ＤＳＬ回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用				１回線ごとに	715円	――
(14)　優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用				１変更ごとに	69円	――
(15)　光回線設備線路条件調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）の規	ア　同条第１項第１号に規定する光回線設備の伝送損失	(ｱ)　基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	6,156円	――
				②通信用建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	709円	――

	定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ｲ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	１回線ごとの１調査ごとに	803 円	―――
		イ　同条第１項第２号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			１区間ごとに	1,611 円	―――
		ウ　同条第２項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(ｱ)　基本額		１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	（略）	―――
			(ｲ) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）の調査を行う場合	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	（略）	―――
(16)～(20)（略）	（略）				（略）	（略）	（略）
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第 10 条の２（事前照会）第２項第４号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが１基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合			１通信用建物ごとの１件ごとに	9,522 円	―――
		イ　光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合			１通信用建物ごとの１件ごとに	923 円	―――
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第 10 条の２（事前照会）第２項第９号又は第 34 条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第２項に規定する事項の調査に要する費用				１区間ごとに	1,913円	―――
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査	光信号端末回線に関する情報（第 10 条の２（事	ア　提供可能時期の調査	(ｱ)　光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合		１区間ごとに	4,133 円	―――

	定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ｲ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	１回線ごとの１調査ごとに	806 円	―――
		イ　同条第１項第２号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			１区間ごとに	1,618 円	―――
		ウ　同条第２項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(ｱ)　基本額		１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	（略）	―――
			(ｲ) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）の調査を行う場合	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	（略）	―――
(16)～(20)（略）	（略）				（略）	（略）	（略）
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第 10 条の２（事前照会）第２項第４号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが１基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合			１通信用建物ごとの１件ごとに	9,561 円	―――
		イ　光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合			１通信用建物ごとの１件ごとに	927 円	―――
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第 10 条の２（事前照会）第２項第９号又は第 34 条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第２項に規定する事項の調査に要する費用				１区間ごとに	1,921円	―――
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査	光信号端末回線に関する情報（第 10 条の２（事	ア　提供可能時期の調査	(ｱ)　光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合		１区間ごとに	4,150 円	―――

費	前照会）第２項第８号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	に要する費用	(ｲ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	１区間ごとに	12,267円	
		イ　伝送損失の調査に要する費用		１区間ごとに	2,764円	
(24)　自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア　接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ｱ)　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	48,290円	
			(ｲ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか２種類以上に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	33,549円	
			(ｳ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか１種類に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	20,123円	
			(ｴ)　複数のキャビネットラックに設置された、１の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	17,993円	
		イ　接続に必要な装置等の設置の結	(ｱ)　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	8,466円	

費	前照会）第２項第８号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	に要する費用	(ｲ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	１区間ごとに	12,318円	
		イ　伝送損失の調査に要する費用		１区間ごとに	2,775円	
(24)　自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア　接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ｱ)　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	48,490円	
			(ｲ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか２種類以上に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	33,688円	
			(ｳ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか１種類に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	20,207円	
			(ｴ)　複数のキャビネットラックに設置された、１の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	18,068円	
		イ　接続に必要な装置等の設置の結	(ｱ)　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	8,501円	

		果の確認に要する費用	(ｲ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか２種類以上に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	8,188円	――
			(ｳ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか１種類に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,456円	――
			(ｴ) 複数のキャビネットラックに設置された、１の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,366円	――
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ｱ) (ｲ)以外の場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,233円	――
			(ｲ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	2,818円	――
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		１通信用建物ごとの１件ごとに	5,328円	――
(25) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）第３項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第１号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		１通信用建物ごとに	11,536円	――
		イ 第２号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		１通信用建物ごとに	6,971円	――

		果の確認に要する費用	(ｲ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか２種類以上に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	8,222円	――
			(ｳ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか１種類に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,483円	――
			(ｴ) 複数のキャビネットラックに設置された、１の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,392円	――
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ｱ) (ｲ)以外の場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,259円	――
			(ｲ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	2,830円	――
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		１通信用建物ごとの１件ごとに	5,350円	――
(25) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）第３項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第１号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		１通信用建物ごとに	8,155円	
		イ 第２号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		１通信用建物ごとに	1,290円	――

		ウ　第３号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	１通信用建物ごとに	2,332円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア　イ以外の場合	１件ごとに	（略）	――
		イ　ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	１件ごとに	109円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア　イ以外の場合	１電気通信番号ごとの１件ごとに	753円	――
		イ　当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	１電気通信番号ごとの１件ごとに	312円	
(29) き線点情報調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		１通信用建物ごとに	17,396円	――
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		１電柱ごとに	712円	――
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項の規定により、当社がメタリック加入者線とＤＳＬサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するＤＳＬサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア　机上調査を行う場合	１電柱ごとに	1,430円	――
		イ　現地調査を行う場合	１電柱ごとに	12,871円	――
(32) 接続工事等時	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		１件　平日昼間	6,716円	――

		ウ　第３号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	１通信用建物ごとに	2,355円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア　イ以外の場合	１件ごとに	（略）	――
		イ　ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	１件ごとに	103円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア　イ以外の場合	１電気通信番号ごとの１件ごとに	743円	――
		イ　当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	１電気通信番号ごとの１件ごとに	303円	
(29) き線点情報調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		１通信用建物ごとに	17,450円	――
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		１電柱ごとに	715円	――
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項の規定により、当社がメタリック加入者線とＤＳＬサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するＤＳＬサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア　机上調査を行う場合	１電柱ごとに	1,436円	――
		イ　現地調査を行う場合	１電柱ごとに	12,924円	――
(32) 接続工事等時	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		１件　平日昼間	6,744円	――

刻指定手続費			ごとに 平日夜間	16,572円	
			平日深夜	27,627円	
			土日祝日昼間	8,059円	
			土日祝日夜間	17,212円	
			土日祝日深夜	28,547円	
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,604,000円	――
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第１項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,214円	――
		(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,715円	
	イ 第34条の10第２項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,070円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,577円	
	ウ 第34条の10第３項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,070円	――
		(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,884円	

刻指定手続費			ごとに 平日夜間	16,653円	
			平日深夜	27,774円	
			土日祝日昼間	8,099円	
			土日祝日夜間	17,297円	
			土日祝日深夜	28,705円	
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,620,000円	――
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第１項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,224円	――
		(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,727円	
	イ 第34条の10第２項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,078円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,587円	
	ウ 第34条の10第３項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,078円	――
		(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,896円	

(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第１項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,581,768円	――
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	１調査ごとに	7,241円	

２－２～２－３　（略）

第２表の２　建設請負契約に基づく負担額

１　算出式

（略）

(1)～(5)（略）

(6)　（略）

区　分	内　容
一般管理費比率	0.110

第３表　預かり保守等契約等に基づく負担額

第１　通信用建物に係る負担額

１　算出式

（略）

(1)（略）

ア（略）

①～③（略）

④　（略）

区　分	内　容
設備管理運営費比率	（略）
減価償却率	（略）

イ（略）

(2)（略）

ア～イ　（略）

ウ　（略）

区　分		内　容
取付費比率	受電設備	1.088

(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第１項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,597,581円	――
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	１調査ごとに	7,271円	――

２－２～２－３　（略）

第２表の２　建設請負契約に基づく負担額

１　算出式

（略）

(1)～(5)（略）

(6)　（略）

区　分	内　容
一般管理費比率	0.116

第３表　預かり保守等契約等に基づく負担額

第１　通信用建物に係る負担額

１　算出式

（略）

(1)（略）

ア（略）

①～③（略）

④　（略）

区　分	内　容
設備管理運営費比率	（略）
減価償却率	（略）

イ（略）

(2)（略）

ア～イ　（略）

ウ　（略）

区　分		内　容
取付費比率	受電設備	1.095

	発電設備	0.731
	電源設備及び蓄電池設備	0.800
	空気調整設備	2.089
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.038
自己資本利益率		0.0505

(3) （略）

	発電設備	0.718
	電源設備及び蓄電池設備	0.814
	空気調整設備	2.073
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.036
自己資本利益率		0.0527

(3) （略）

２．接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
２－１　（略）
２－２　料金額

１平方メートルごとに年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	1,116円	（略）
	富山南	676円	（略）
	和合	158円	（略）
	水尻	（略）	（略）
	呉羽	734円	（略）
	富山水橋	307円	（略）
	富山北	505円	（略）
	高岡	390円	（略）
	高岡市外	336円	（略）
	高岡立野	454円	（略）
	戸出機械棟	404円	（略）
	新湊機械棟	368円	（略）
	堀岡	207円	（略）
	魚津	271円	（略）
	氷見	387円	（略）
	富山滑川	395円	（略）
	黒部別	457円	（略）
	礪波	604円	（略）
	小矢部	388円	（略）
	大沢野別	324円	（略）
	上滝	200円	（略）
	上市	210円	（略）
	入善	399円	（略）
	婦中	307円	（略）
	小杉	412円	（略）
	太閤山	443円	（略）
	大門	475円	（略）
	富山平	70円	（略）
	井波	192円	（略）
	福野	365円	（略）
	富山福光	373円	（略）
	富山岩瀬２	386円	（略）
	高岡伏木	355円	（略）
	高岡中田	294円	（略）
	富山柳田	469円	（略）
	栴檀野	110円	（略）
	富山立山	223円	（略）
	宇奈月	122円	（略）
	富山朝日	143円	（略）
	越中八尾	246円	（略）
	富山古里	383円	（略）
	城端	271円	（略）
	富山福岡別	430円	（略）
	津沢	280円	（略）
	入善南	163円	（略）
石川県	鳴和	1,024円	（略）
	金石	748円	（略）
	金沢弥生	925円	（略）
	入江	1,008円	（略）
	額	863円	（略）
	金沢森本	585円	（略）
	粟ケ崎	1,220円	（略）
	金沢３	1,408円	（略）
	七尾	367円	（略）
	徳田	223円	（略）
	和倉	813円	（略）
	石川小松	536円	（略）
	符津	400円	（略）
	中海	458円	（略）
	輪島	261円	（略）
	珠洲	240円	（略）
	石川加賀	353円	（略）
	片山津	213円	（略）
	山代	271円	（略）
	羽咋	406円	（略）
	邑知	248円	（略）
	松任	487円	（略）
	山中	981円	（略）
	根上別	400円	（略）
	寺井２	425円	（略）
	辰口	568円	（略）
	鶴来	910円	（略）
	金沢西	839円	（略）

２．接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
２－１　（略）
２－２　料金額

１平方メートルごとに年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	1,215円	（略）
	富山南	651円	（略）
	和合	145円	（略）
	水尻	（略）	（略）
	呉羽	698円	（略）
	富山水橋	299円	（略）
	富山北	481円	（略）
	高岡	371円	（略）
	高岡市外	334円	（略）
	高岡立野	446円	（略）
	戸出機械棟	393円	（略）
	新湊機械棟	360円	（略）
	堀岡	195円	（略）
	魚津	262円	（略）
	氷見	365円	（略）
	富山滑川	367円	（略）
	黒部別	455円	（略）
	礪波	591円	（略）
	小矢部	386円	（略）
	大沢野別	254円	（略）
	上滝	181円	（略）
	上市	207円	（略）
	入善	392円	（略）
	婦中	335円	（略）
	小杉	410円	（略）
	太閤山	440円	（略）
	大門	470円	（略）
	富山平	57円	（略）
	井波	195円	（略）
	福野	346円	（略）
	富山福光	346円	（略）
	富山岩瀬２	378円	（略）
	高岡伏木	348円	（略）
	高岡中田	288円	（略）
	富山柳田	435円	（略）
	栴檀野	107円	（略）
	富山立山	207円	（略）
	宇奈月	120円	（略）
	富山朝日	146円	（略）
	越中八尾	241円	（略）
	富山古里	340円	（略）
	城端	254円	（略）
	富山福岡別	423円	（略）
	津沢	251円	（略）
	入善南	90円	（略）
石川県	鳴和	1,017円	（略）
	金石	713円	（略）
	金沢弥生	907円	（略）
	入江	962円	（略）
	額	838円	（略）
	金沢森本	590円	（略）
	粟ケ崎	1,275円	（略）
	金沢３	1,516円	（略）
	七尾	341円	（略）
	徳田	217円	（略）
	和倉	782円	（略）
	石川小松	500円	（略）
	符津	394円	（略）
	中海	435円	（略）
	輪島	250円	（略）
	珠洲	214円	（略）
	石川加賀	320円	（略）
	片山津	199円	（略）
	山代	273円	（略）
	羽咋	346円	（略）
	邑知	233円	（略）
	松任	486円	（略）
	山中	970円	（略）
	根上別	409円	（略）
	寺井２	440円	（略）
	辰口	732円	（略）
	鶴来	811円	（略）
	金沢西	879円	（略）

	野々市	706円	（略）
	津幡	462円	（略）
	石川河北	755円	（略）
	志雄	126円	（略）
	押水	132円	（略）
	田鶴浜	257円	（略）
	鳥屋	281円	（略）
	石川中島	204円	（略）
	石川鹿島	233円	（略）
	能都	420円	（略）
	犀川	335円	（略）
	粟津	194円	（略）
	美川	427円	（略）
	七塚木津	193円	（略）
	内灘	502円	（略）
	石川	247円	（略）
	石川高松別	195円	（略）
	富来	131円	（略）
	穴水	276円	（略）
	羽咋志賀別	218円	（略）
	宝立	104円	（略）
	久江	193円	（略）
	鹿西	271円	（略）
	門前	35円	（略）
	柳田	148円	（略）
	石川内浦	130円	（略）
	能都小木	118円	（略）
	金沢２	1,408円	（略）
	町野	291円	（略）
	鹿島能登島	189円	（略）
福井県	福井２	612円	（略）
	福井南	797円	（略）
	麻生津	212円	（略）
	敦賀	649円	（略）
	武生局舎２	280円	（略）
	福井小浜２	645円	（略）
	東小浜	312円	（略）
	福井大野	229円	（略）
	福井勝山	294円	（略）
	鯖江	441円	（略）
	鯖江西	196円	（略）
	福井松岡別	499円	（略）
	福井三国	310円	（略）
	芦原	125円	（略）
	丸岡	374円	（略）
	春江別	430円	（略）
	山東	490円	（略）
	上中	280円	（略）
	福井高浜別	660円	（略）
	福井東別	801円	（略）
	福井森田	431円	（略）
	西安居	123円	（略）
	福井坂井	141円	（略）
	福井朝日別	（略）	（略）
	福井清水	162円	（略）
	福井	612円	（略）
	足羽別	337円	（略）
	河和田	175円	（略）
	永平寺	362円	（略）
	金津別	295円	（略）
	今立別	369円	（略）
	福井三方別	163円	（略）
	美浜	213円	（略）
	大飯	579円	（略）
	今庄	406円	（略）
	福井河合	215円	（略）
	福井鵜	207円	（略）
	五分市	461円	（略）
	上志比	197円	（略）
	福井池田	346円	（略）
	南条	562円	（略）
	福井宮崎	107円	（略）
	名田庄	116円	（略）
	越前	750円	（略）
	荒土	190円	（略）
	細呂木	87円	（略）
	織田	189円	（略）
岐阜県	岐阜	779円	（略）
	岐阜本荘	736円	（略）
	長良	928円	（略）
	長森	1,003円	（略）

	野々市	727円	（略）
	津幡	469円	（略）
	石川河北	779円	（略）
	志雄	117円	（略）
	押水	128円	（略）
	田鶴浜	250円	（略）
	鳥屋	270円	（略）
	石川中島	198円	（略）
	石川鹿島	218円	（略）
	能都	381円	（略）
	犀川	318円	（略）
	粟津	188円	（略）
	美川	425円	（略）
	七塚木津	194円	（略）
	内灘	516円	（略）
	石川	256円	（略）
	石川高松別	185円	（略）
	富来	122円	（略）
	穴水	262円	（略）
	羽咋志賀別	199円	（略）
	宝立	85円	（略）
	久江	146円	（略）
	鹿西	251円	（略）
	門前	28円	（略）
	柳田	130円	（略）
	石川内浦	121円	（略）
	能都小木	72円	（略）
	金沢２	1,516円	（略）
	町野	225円	（略）
	鹿島能登島	173円	（略）
福井県	福井２	606円	（略）
	福井南	788円	（略）
	麻生津	271円	（略）
	敦賀	664円	（略）
	武生局舎２	256円	（略）
	福井小浜２	639円	（略）
	東小浜	283円	（略）
	福井大野	204円	（略）
	福井勝山	303円	（略）
	鯖江	439円	（略）
	鯖江西	188円	（略）
	福井松岡別	482円	（略）
	福井三国	302円	（略）
	芦原	128円	（略）
	丸岡	375円	（略）
	春江別	439円	（略）
	山東	386円	（略）
	上中	253円	（略）
	福井高浜別	667円	（略）
	福井東別	771円	（略）
	福井森田	424円	（略）
	西安居	104円	（略）
	福井坂井	131円	（略）
	福井朝日別	（略）	（略）
	福井清水	147円	（略）
	福井	606円	（略）
	足羽別	334円	（略）
	河和田	167円	（略）
	永平寺	357円	（略）
	金津別	287円	（略）
	今立別	347円	（略）
	福井三方別	146円	（略）
	美浜	192円	（略）
	大飯	562円	（略）
	今庄	337円	（略）
	福井河合	218円	（略）
	福井鵜	191円	（略）
	五分市	447円	（略）
	上志比	173円	（略）
	福井池田	287円	（略）
	南条	456円	（略）
	福井宮崎	96円	（略）
	名田庄	95円	（略）
	越前	663円	（略）
	荒土	178円	（略）
	細呂木	77円	（略）
	織田	165円	（略）
岐阜県	岐阜	775円	（略）
	岐阜本荘	724円	（略）
	長良	892円	（略）
	長森	981円	（略）

岐阜加納	1,359円	（略）
黒野	505円	（略）
芥見	344円	（略）
大垣南	778円	（略）
大垣西	367円	（略）
大垣丸ノ内南	464円	（略）
高山第二	1,921円	（略）
東濃Ｂ	394円	（略）
岐阜根本	（略）	（略）
岐阜関	515円	（略）
小金田	349円	（略）
岐阜中津川	415円	（略）
瑞浪	302円	（略）
岐阜羽島	493円	（略）
恵那	482円	（略）
恵那Ｂ	482円	（略）
武並	243円	（略）
中濃	584円	（略）
土岐	397円	（略）
各務原	495円	（略）
鵜沼	694円	（略）
可児	440円	（略）
笠松	639円	（略）
佐波	434円	（略）
養老	338円	（略）
垂井	110円	（略）
揖斐川	135円	（略）
岐阜北方	689円	（略）
穂積	755円	（略）
高富	576円	（略）
郡上八幡	642円	（略）
美濃白川	176円	（略）
下呂	462円	（略）
荘川	33円	（略）
飛騨古川	567円	（略）
岐阜神岡	203円	（略）
一宮川島	542円	（略）
岐阜厳美	300円	（略）
岐阜赤坂	497円	（略）
美濃坂本	233円	（略）
第一落合	162円	（略）
美濃	391円	（略）
羽島南	279円	（略）
下石	217円	（略）
新駄知	178円	（略）
美濃平田	415円	（略）
養老東	224円	（略）
岐阜神戸	469円	（略）
輪之内	252円	（略）
美濃池田	332円	（略）
岐阜川辺	259円	（略）
御嵩	243円	（略）
笠原	161円	（略）
陶	131円	（略）
久々利	177円	（略）
春里	219円	（略）
海津	356円	（略）
南濃	297円	（略）
岐阜石津	303円	（略）
揖斐大野	141円	（略）
本巣	137円	（略）
武芸川	231円	（略）
岐阜大和	490円	（略）
富加	279円	（略）
八百津	236円	（略）
美濃坂下	132円	（略）
付知	208円	（略）
美濃福岡	235円	（略）
岩村	332円	（略）
山岡	267円	（略）
明智	505円	（略）
岐阜萩原	824円	（略）
飛騨国府	121円	（略）
美濃加茂北	83円	（略）
前宮	366円	（略）
関ケ原	250円	（略）
岐阜白鳥	483円	（略）
飛騨細江	122円	（略）
岐阜粟野	445円	（略）
美濃牧谷	80円	（略）
釜戸	151円	（略）

岐阜加納	1,370円	（略）
黒野	462円	（略）
芥見	320円	（略）
大垣南	754円	（略）
大垣西	324円	（略）
大垣丸ノ内南	448円	（略）
高山第二	2,092円	（略）
東濃Ｂ	393円	（略）
岐阜根本	（略）	（略）
岐阜関	492円	（略）
小金田	336円	（略）
岐阜中津川	401円	（略）
瑞浪	290円	（略）
岐阜羽島	464円	（略）
恵那	459円	（略）
恵那Ｂ	459円	（略）
武並	221円	（略）
中濃	536円	（略）
土岐	391円	（略）
各務原	485円	（略）
鵜沼	686円	（略）
可児	418円	（略）
笠松	637円	（略）
佐波	416円	（略）
養老	314円	（略）
垂井	101円	（略）
揖斐川	129円	（略）
岐阜北方	662円	（略）
穂積	757円	（略）
高富	572円	（略）
郡上八幡	627円	（略）
美濃白川	160円	（略）
下呂	453円	（略）
荘川	32円	（略）
飛騨古川	537円	（略）
岐阜神岡	173円	（略）
一宮川島	524円	（略）
岐阜厳美	284円	（略）
岐阜赤坂	495円	（略）
美濃坂本	342円	（略）
第一落合	129円	（略）
美濃	386円	（略）
羽島南	245円	（略）
下石	199円	（略）
新駄知	126円	（略）
美濃平田	405円	（略）
養老東	211円	（略）
岐阜神戸	460円	（略）
輪之内	240円	（略）
美濃池田	326円	（略）
岐阜川辺	243円	（略）
御嵩	230円	（略）
笠原	182円	（略）
陶	103円	（略）
久々利	169円	（略）
春里	191円	（略）
海津	348円	（略）
南濃	287円	（略）
岐阜石津	293円	（略）
揖斐大野	139円	（略）
本巣	134円	（略）
武芸川	222円	（略）
岐阜大和	458円	（略）
富加	265円	（略）
八百津	215円	（略）
美濃坂下	126円	（略）
付知	191円	（略）
美濃福岡	213円	（略）
岩村	214円	（略）
山岡	251円	（略）
明智	440円	（略）
岐阜萩原	739円	（略）
飛騨国府	118円	（略）
美濃加茂北	76円	（略）
前宮	368円	（略）
関ケ原	239円	（略）
岐阜白鳥	454円	（略）
飛騨細江	93円	（略）
岐阜粟野	434円	（略）
美濃牧谷	66円	（略）
釜戸	155円	（略）

	鶴里	109円	（略）
	上石津	158円	（略）
	名森	348円	（略）
	墨俣	456円	（略）
	岐阜美山	326円	（略）
	谷合	158円	（略）
	武儀	257円	（略）
	高鷲	66円	（略）
	美並	284円	（略）
	七宗	298円	（略）
	東白川	54円	（略）
	加子母	152円	（略）
	蛭川	206円	（略）
	上矢作	96円	（略）
	飛騨小坂	376円	（略）
	飛騨竹原	210円	（略）
	岐阜金山	691円	（略）
	町方	335円	（略）
	久々野	298円	（略）
	奥飛騨温泉	249円	（略）
	根尾	152円	（略）
	蘇原	142円	（略）
	巣南	200円	（略）
	岐阜黒川	162円	（略）
	飛騨河合	91円	（略）
			（略）
静岡県	用宗	1,157円	（略）
	静岡長沼	1,792円	（略）
	城北	2,525円	（略）
	静岡八幡	2,566円	（略）
	静岡大谷	411円	（略）
	静岡電々	6,194円	（略）
	浜松	1,038円	（略）
	積志	（略）	（略）
	浜松住吉	1,240円	（略）
	三方原	998円	（略）
	神久呂	454円	（略）
	中野町	630円	（略）
	白羽	358円	（略）
	芳川	558円	（略）
	都田	566円	（略）
	向宿別	746円	（略）
	増楽	766円	（略）
	下香貫	874円	（略）
	沼津高島	1,506円	（略）
	沼津原	1,068円	（略）
	江ノ浦	418円	（略）
	沼津第二	1,418円	（略）
	沼津北	1,574円	（略）
	静岡清水	767円	（略）
	有度	693円	（略）
	江尻	1,580円	（略）
	三保	518円	（略）
	南熱海	452円	（略）
	第二熱海	883円	（略）
	三島中郷	996円	（略）
	北田町	1,817円	（略）
	富士宮	426円	（略）
	伊東	459円	（略）
	静岡伊東２	459円	（略）
	八幡野	486円	（略）
	静岡島田	995円	（略）
	富士	715円	（略）
	平垣	543円	（略）
	富士鈴川	477円	（略）
	富士岡	629円	（略）
	鷹岡	（略）	（略）
	磐田	807円	（略）
	焼津	455円	（略）
	大富	668円	（略）
	掛川	469円	（略）
	伊達方	205円	（略）
	藤枝	983円	（略）
	兵太夫	977円	（略）
	御殿場	（略）	（略）
	玉穂	527円	（略）
	袋井	1,076円	（略）
	天竜	570円	（略）
	浜北	554円	（略）
	伊東下田	584円	（略）
	裾野	1,203円	（略）

	鶴里	106円	（略）
	上石津	152円	（略）
	名森	342円	（略）
	墨俣	438円	（略）
	岐阜美山	313円	（略）
	谷合	128円	（略）
	武儀	227円	（略）
	高鷲	60円	（略）
	美並	266円	（略）
	七宗	265円	（略）
	東白川	51円	（略）
	加子母	129円	（略）
	蛭川	189円	（略）
	上矢作	73円	（略）
	飛騨小坂	355円	（略）
	飛騨竹原	178円	（略）
	岐阜金山	674円	（略）
	町方	304円	（略）
	久々野	281円	（略）
	奥飛騨温泉	213円	（略）
	根尾	137円	（略）
	蘇原	119円	（略）
	巣南	189円	（略）
	岐阜黒川	128円	（略）
	飛騨河合	79円	（略）
	上之保	141円	（略）
静岡県	用宗	1,146円	（略）
	静岡長沼	1,768円	（略）
	城北	2,547円	（略）
	静岡八幡	2,549円	（略）
	静岡大谷	378円	（略）
	静岡電々	6,222円	（略）
	浜松	1,037円	（略）
	積志	（略）	（略）
	浜松住吉	1,263円	（略）
	三方原	988円	（略）
	神久呂	448円	（略）
	中野町	618円	（略）
	白羽	332円	（略）
	芳川	539円	（略）
	都田	568円	（略）
	向宿別	747円	（略）
	増楽	822円	（略）
	下香貫	836円	（略）
	沼津高島	1,480円	（略）
	沼津原	1,028円	（略）
	江ノ浦	398円	（略）
	沼津第二	1,415円	（略）
	沼津北	1,463円	（略）
	静岡清水	782円	（略）
	有度	673円	（略）
	江尻	1,551円	（略）
	三保	528円	（略）
	南熱海	433円	（略）
	第二熱海	853円	（略）
	三島中郷	981円	（略）
	北田町	1,778円	（略）
	富士宮	420円	（略）
	伊東	450円	（略）
	静岡伊東２	450円	（略）
	八幡野	458円	（略）
	静岡島田	990円	（略）
	富士	696円	（略）
	平垣	553円	（略）
	富士鈴川	460円	（略）
	富士岡	600円	（略）
	鷹岡	（略）	（略）
	磐田	796円	（略）
	焼津	465円	（略）
	大富	655円	（略）
	掛川	463円	（略）
	伊達方	200円	（略）
	藤枝	994円	（略）
	兵太夫	973円	（略）
	御殿場	（略）	（略）
	玉穂	509円	（略）
	袋井	1,057円	（略）
	天竜	546円	（略）
	浜北	577円	（略）
	伊東下田	555円	（略）
	裾野	1,202円	（略）

湖西	861円	（略）
河津	524円	（略）
南伊豆	208円	（略）
仁科	1,133円	（略）
伊豆長岡	1,107円	（略）
修善寺大仁	597円	（略）
新函南	1,204円	（略）
中土狩	1,661円	（略）
大井川	401円	（略）
榛原	326円	（略）
吉田町	536円	（略）
浜岡	317円	（略）
掛川菊川	727円	（略）
引佐	536円	（略）
静岡美和	484円	（略）
服織	1,084円	（略）
静岡沼津	1,404円	（略）
富士大渕	338円	（略）
湯ケ島	655円	（略）
青羽根	（略）	（略）
静岡岡部	812円	（略）
静岡金谷	234円	（略）
舞阪	439円	（略）
新居	589円	（略）
細江	347円	（略）
伊左地	390円	（略）
舘山寺	373円	（略）
静岡興津	1,070円	（略）
小島	983円	（略）
上野北山	268円	（略）
川奈	581円	（略）
宇佐美	761円	（略）
富戸	686円	（略）
初倉	480円	（略）
富士見台	501円	（略）
大藤	411円	（略）
原谷	370円	（略）
葉梨	368円	（略）
御殿場神山	634円	（略）
静岡山梨	641円	（略）
中瀬	585円	（略）
宮口	583円	（略）
沼津御宿	806円	（略）
新所原	1,018円	（略）
熱川	238円	（略）
稲取	348円	（略）
丹那	244円	（略）
韮山	1,070円	（略）
大仁	1,872円	（略）
中伊豆	235円	（略）
須走	305円	（略）
静岡小山	809円	（略）
芝川	195円	（略）
御前崎	252円	（略）
相良	343円	（略）
地頭方	110円	（略）
小笠	351円	（略）
森町	459円	（略）
浅羽	312円	（略）
静岡福田	245円	（略）
竜洋	288円	（略）
賤機	700円	（略）
静岡水落	2,123円	（略）
伊豆山	567円	（略）
猪之頭	105円	（略）
上井出	153円	（略）
箕作	575円	（略）
入出	233円	（略）
白須賀	196円	（略）
伊東松崎	1,231円	（略）
西伊豆	800円	（略）
伊豆賀茂	301円	（略）
静岡戸田	144円	（略）
土肥	208円	（略）
富士川	579円	（略）
富士松野	186円	（略）
蒲原	793円	（略）
由比	801円	（略）
静岡川根	594円	（略）
大須賀	793円	（略）
静岡豊岡	413円	（略）

湖西	853円	（略）
河津	483円	（略）
南伊豆	351円	（略）
仁科	1,076円	（略）
伊豆長岡	1,093円	（略）
修善寺大仁	554円	（略）
新函南	1,198円	（略）
中土狩	1,659円	（略）
大井川	389円	（略）
榛原	297円	（略）
吉田町	527円	（略）
浜岡	310円	（略）
掛川菊川	716円	（略）
引佐	556円	（略）
静岡美和	476円	（略）
服織	1,098円	（略）
静岡沼津	1,420円	（略）
富士大渕	311円	（略）
湯ケ島	621円	（略）
青羽根	（略）	（略）
静岡岡部	800円	（略）
静岡金谷	218円	（略）
舞阪	411円	（略）
新居	572円	（略）
細江	302円	（略）
伊左地	366円	（略）
舘山寺	357円	（略）
静岡興津	1,040円	（略）
小島	928円	（略）
上野北山	255円	（略）
川奈	566円	（略）
宇佐美	748円	（略）
富戸	587円	（略）
初倉	474円	（略）
富士見台	462円	（略）
大藤	393円	（略）
原谷	348円	（略）
葉梨	333円	（略）
御殿場神山	625円	（略）
静岡山梨	636円	（略）
中瀬	575円	（略）
宮口	568円	（略）
沼津御宿	866円	（略）
新所原	1,008円	（略）
熱川	234円	（略）
稲取	320円	（略）
丹那	231円	（略）
韮山	1,020円	（略）
大仁	1,847円	（略）
中伊豆	227円	（略）
須走	288円	（略）
静岡小山	720円	（略）
芝川	173円	（略）
御前崎	229円	（略）
相良	321円	（略）
地頭方	103円	（略）
小笠	332円	（略）
森町	458円	（略）
浅羽	313円	（略）
静岡福田	252円	（略）
竜洋	277円	（略）
賤機	678円	（略）
静岡水落	2,220円	（略）
伊豆山	512円	（略）
猪之頭	80円	（略）
上井出	148円	（略）
箕作	534円	（略）
入出	232円	（略）
白須賀	193円	（略）
伊東松崎	1,178円	（略）
西伊豆	713円	（略）
伊豆賀茂	136円	（略）
静岡戸田	133円	（略）
土肥	198円	（略）
富士川	570円	（略）
富士松野	191円	（略）
蒲原	745円	（略）
由比	784円	（略）
静岡川根	549円	（略）
大須賀	766円	（略）
静岡豊岡	402円	（略）

	三ケ日	478円	（略）
	都筑	342円	（略）
	宮ロ２	583円	（略）
	掛川城東	170円	（略）
	韮山高原	62円	（略）
	用沢	399円	（略）
	中川根	415円	（略）
	千頭	264円	（略）
	掛川大東	205円	（略）
	気多	245円	（略）
	天竜佐久間	308円	（略）
	静岡西浦	199円	（略）
	南崎	98円	（略）
	天竜春野	229円	（略）
愛知県	千種覚王山	2,842円	（略）
	名古屋東山	1,666円	（略）
	千種第二	1,709円	（略）
	名古屋新東	3,990円	（略）
	布池	3,241円	（略）
	矢田	2,027円	（略）
	大曽根	1,367円	（略）
	味鋺	1,325円	（略）
	名古屋山田	1,073円	（略）
	浄心	1,727円	（略）
	笹島	2,304円	（略）
	則武	1,774円	（略）
	名古屋中村	2,212円	（略）
	稲葉地	2,095円	（略）
	名古屋中	1,686円	（略）
	名古屋金山	2,699円	（略）
	新広小路	3,757円	（略）
	滝子	2,189円	（略）
	瑞穂通	1,933円	（略）
	八事	3,501円	（略）
	名古屋中川	1,135円	（略）
	下之一色	1,178円	（略）
	名古屋港	1,005円	（略）
	稲永	853円	（略）
	道徳	1,673円	（略）
	笠寺	1,017円	（略）
	大同	1,322円	（略）
	名古屋守山	871円	（略）
	名古屋緑	1,182円	（略）
	平手	2,054円	（略）
	鳴子第二	2,031円	（略）
	名東	1,526円	（略）
	猪子石	1,900円	（略）
	猪高	2,092円	（略）
	天白	2,377円	（略）
	豊橋岩田	1,106円	（略）
	豊橋花田	1,228円	（略）
	豊橋南栄	1,144円	（略）
	豊橋二川	946円	（略）
	老津	601円	（略）
	植田	602円	（略）
	札木	533円	（略）
	岡崎	727円	（略）
	羽根	1,880円	（略）
	矢作	501円	（略）
	藤川	858円	（略）
	岩津	1,258円	（略）
	尾張一宮	898円	（略）
	一宮神山	1,347円	（略）
	一宮羽根	567円	（略）
	一宮萩原	486円	（略）
	浅井	345円	（略）
	瀬戸陶栄	396円	（略）
	愛知半田	657円	（略）
	春日井	839円	（略）
	勝川	1,505円	（略）
	高蔵寺分室	571円	（略）
	高蔵寺	1,365円	（略）
	春日井坂下	639円	（略）
	愛知豊川	1,000円	（略）
	御油	1,007円	（略）
	津島藤浪	1,002円	（略）
	碧南２	（略）	（略）
	刈谷	742円	（略）
	刈谷境	822円	（略）
	愛知豊田	887円	（略）
	豊田高上	1,923円	（略）

	三ケ日	476円	（略）
	都筑	308円	（略）
	宮ロ２	568円	（略）
	掛川城東	165円	（略）
	韮山高原	51円	（略）
	用沢	397円	（略）
	中川根	392円	（略）
	千頭	209円	（略）
	掛川大東	190円	（略）
	気多	224円	（略）
	天竜佐久間	241円	（略）
	静岡西浦	145円	（略）
	南崎	76円	（略）
	天竜春野	197円	（略）
愛知県	千種覚王山	2,872円	（略）
	名古屋東山	1,675円	（略）
	千種第二	1,884円	（略）
	名古屋新東	4,754円	（略）
	布池	3,331円	（略）
	矢田	2,074円	（略）
	大曽根	1,341円	（略）
	味鋺	1,284円	（略）
	名古屋山田	1,053円	（略）
	浄心	1,709円	（略）
	笹島	4,151円	（略）
	則武	3,233円	（略）
	名古屋中村	2,293円	（略）
	稲葉地	2,096円	（略）
	名古屋中	1,804円	（略）
	名古屋金山	5,296円	（略）
	新広小路	4,642円	（略）
	滝子	2,273円	（略）
	瑞穂通	1,967円	（略）
	八事	3,506円	（略）
	名古屋中川	1,185円	（略）
	下之一色	1,134円	（略）
	名古屋港	1,009円	（略）
	稲永	810円	（略）
	道徳	1,660円	（略）
	笠寺	1,001円	（略）
	大同	1,295円	（略）
	名古屋守山	859円	（略）
	名古屋緑	1,238円	（略）
	平手	2,048円	（略）
	鳴子第二	2,015円	（略）
	名東	1,651円	（略）
	猪子石	1,891円	（略）
	猪高	2,190円	（略）
	天白	2,378円	（略）
	豊橋岩田	1,090円	（略）
	豊橋花田	1,299円	（略）
	豊橋南栄	1,127円	（略）
	豊橋二川	914円	（略）
	老津	572円	（略）
	植田	571円	（略）
	札木	522円	（略）
	岡崎	702円	（略）
	羽根	1,893円	（略）
	矢作	546円	（略）
	藤川	855円	（略）
	岩津	1,291円	（略）
	尾張一宮	925円	（略）
	一宮神山	1,442円	（略）
	一宮羽根	561円	（略）
	一宮萩原	483円	（略）
	浅井	342円	（略）
	瀬戸陶栄	376円	（略）
	愛知半田	629円	（略）
	春日井	831円	（略）
	勝川	1,515円	（略）
	高蔵寺分室	565円	（略）
	高蔵寺	1,349円	（略）
	春日井坂下	644円	（略）
	愛知豊川	980円	（略）
	御油	1,001円	（略）
	津島藤浪	999円	（略）
	碧南２	（略）	（略）
	刈谷	786円	（略）
	刈谷境	838円	（略）
	愛知豊田	908円	（略）
	豊田高上	1,986円	（略）

豊田寿	833円	（略）
猿投２	1,107円	（略）
豊田高岡	875円	（略）
豊田上郷	734円	（略）
刈谷安城２	737円	（略）
今村	2,441円	（略）
西尾寄住	1,417円	（略）
蒲郡２	1,124円	（略）
犬山Ｂ	706円	（略）
犬山羽黒	722円	（略）
常滑	617円	（略）
一宮江南２	1,211円	（略）
江南宮田	583円	（略）
尾西	808円	（略）
小牧機械棟	618円	（略）
篠岡	（略）	（略）
小牧桜井	631円	（略）
稲沢	1,720円	（略）
豊橋新城	667円	（略）
上野町	916円	（略）
尾張横須賀Ｂ	610円	（略）
大府	1,361円	（略）
知多	655円	（略）
知立２	1,570円	（略）
尾張旭	1,013円	（略）
愛知高浜	950円	（略）
岩倉	1,522円	（略）
豊明	773円	（略）
東阿野	1,227円	（略）
名古屋東郷	1,054円	（略）
名古屋日進	707円	（略）
長久手Ｂ	1,167円	（略）
豊山	1,103円	（略）
西春Ｂ	1,534円	（略）
新川清洲	1,161円	（略）
江南大口	861円	（略）
扶桑	898円	（略）
木曽川Ｂ	470円	（略）
祖父江	595円	（略）
海部	728円	（略）
蟹江Ｂ	1,049円	（略）
津島弥富	728円	（略）
阿久比	532円	（略）
東浦	789円	（略）
幸田	1,161円	（略）
三好	1,874円	（略）
設楽	80円	（略）
愛知御津	512円	（略）
愛知田原２	992円	（略）
渥美	557円	（略）
広小路	3,757円	（略）
名古屋万場	828円	（略）
志段味	725円	（略）
名古屋大森	1,691円	（略）
河合	518円	（略）
矢合	530円	（略）
平和	540円	（略）
寺沢	666円	（略）
豊橋石巻	385円	（略）
常磐	523円	（略）
六ツ美	1,045円	（略）
品野	1,566円	（略）
水野	440円	（略）
板山	761円	（略）
亀崎	799円	（略）
松平	598円	（略）
保見	566円	（略）
豊田駒場	741円	（略）
刈谷桜井	1,602円	（略）
刈谷明治	689円	（略）
平坂	832円	（略）
室場	560円	（略）
三河大塚	740円	（略）
形原	698円	（略）
小鈴谷	283円	（略）
尾張大野	662円	（略）
大海	364円	（略）
新城富岡	216円	（略）
加木屋	1,185円	（略）
永和	594円	（略）
武豊	705円	（略）

豊田寿	821円	（略）
猿投２	1,184円	（略）
豊田高岡	1,032円	（略）
豊田上郷	729円	（略）
刈谷安城２	806円	（略）
今村	2,472円	（略）
西尾寄住	1,452円	（略）
蒲郡２	1,106円	（略）
犬山Ｂ	710円	（略）
犬山羽黒	717円	（略）
常滑	568円	（略）
一宮江南２	1,190円	（略）
江南宮田	573円	（略）
尾西	774円	（略）
小牧機械棟	624円	（略）
篠岡	（略）	（略）
小牧桜井	621円	（略）
稲沢	1,710円	（略）
豊橋新城	626円	（略）
上野町	882円	（略）
尾張横須賀Ｂ	598円	（略）
大府	1,416円	（略）
知多	641円	（略）
知立２	1,577円	（略）
尾張旭	1,000円	（略）
愛知高浜	956円	（略）
岩倉	1,502円	（略）
豊明	767円	（略）
東阿野	1,241円	（略）
名古屋東郷	1,055円	（略）
名古屋日進	725円	（略）
長久手Ｂ	1,273円	（略）
豊山	944円	（略）
西春Ｂ	1,513円	（略）
新川清洲	1,144円	（略）
江南大口	849円	（略）
扶桑	878円	（略）
木曽川Ｂ	506円	（略）
祖父江	589円	（略）
海部	805円	（略）
蟹江Ｂ	1,028円	（略）
津島弥富	723円	（略）
阿久比	520円	（略）
東浦	823円	（略）
幸田	1,152円	（略）
三好	1,882円	（略）
設楽	75円	（略）
愛知御津	505円	（略）
愛知田原２	965円	（略）
渥美	416円	（略）
広小路	4,642円	（略）
名古屋万場	816円	（略）
志段味	714円	（略）
名古屋大森	1,685円	（略）
河合	510円	（略）
矢合	526円	（略）
平和	535円	（略）
寺沢	653円	（略）
豊橋石巻	358円	（略）
常磐	509円	（略）
六ツ美	1,059円	（略）
品野	1,561円	（略）
水野	452円	（略）
板山	747円	（略）
亀崎	609円	（略）
松平	667円	（略）
保見	573円	（略）
豊田駒場	747円	（略）
刈谷桜井	1,620円	（略）
刈谷明治	579円	（略）
平坂	814円	（略）
室場	559円	（略）
三河大塚	723円	（略）
形原	667円	（略）
小鈴谷	268円	（略）
尾張大野	682円	（略）
大海	338円	（略）
新城富岡	211円	（略）
加木屋	1,166円	（略）
永和	571円	（略）
武豊	681円	（略）

	一色２	503円	（略）
	上横須賀	782円	（略）
	三好ケ丘	1,099円	（略）
	豊田藤岡	525円	（略）
	三河一宮	1,456円	（略）
	小坂井	775円	（略）
	東海栄東西	4,846円	（略）
	豊橋	533円	（略）
	南海部	447円	（略）
	木場	540円	（略）
	鍋田	（略）	（略）
	八開	379円	（略）
	南知多	326円	（略）
	師崎	248円	（略）
	愛知豊浜	340円	（略）
	愛知美浜	221円	（略）
	野間	408円	（略）
	吉良	689円	（略）
	幡豆	1,836円	（略）
	豊富	265円	（略）
	下山	67円	（略）
	鳳来大野	778円	（略）
	愛知野田	216円	（略）
	赤羽根	232円	（略）
	伊良湖岬	134円	（略）
	刈谷安城	737円	（略）
	尾張横須賀	610円	（略）
	篠島	686円	（略）
	日間賀	309円	（略）
	小原	86円	（略）
	小渡	390円	（略）
	東栄	381円	（略）
	稲武	364円	（略）
	鳳来	292円	（略）
	菊井	1,474円	（略）
	足助	875円	（略）
三重県	片田	191円	（略）
	高茶屋	568円	（略）
	一身田	438円	（略）
	津丸之内第４	422円	（略）
	四日市Ｂ	498円	（略）
	三ツ谷Ｂ	278円	（略）
	四日市富田	689円	（略）
	四日市水沢	249円	（略）
	塩浜	520円	（略）
	室山	514円	（略）
	伊勢志摩２	447円	（略）
	伊勢大湊	410円	（略）
	松阪港	444円	（略）
	松阪南	186円	（略）
	松阪新座	397円	（略）
	桑名	394円	（略）
	七和	642円	（略）
	伊賀上野	442円	（略）
	鈴鹿Ｂ館	615円	（略）
	鈴鹿白子	389円	（略）
	庄野	494円	（略）
	名張	375円	（略）
	尾鷲	630円	（略）
	三重亀山	196円	（略）
	鳥羽	219円	（略）
	鳥羽第２	219円	（略）
	熊野第二	565円	（略）
	久居	414円	（略）
	員弁	313円	（略）
	菰野	509円	（略）
	三重関	203円	（略）
	伊勢大淀	185円	（略）
	大台	174円	（略）
	阿児	446円	（略）
	津丸之内第３	422円	（略）
	小山田	266円	（略）
	県	256円	（略）
	保々	249円	（略）
	下野	492円	（略）
	伊勢豊浜	161円	（略）
	伊勢南	192円	（略）
	天名	159円	（略）
	伊勢若松	404円	（略）
	東員	185円	（略）
	河芸	297円	（略）

	一色２	499円	（略）
	上横須賀	756円	（略）
	三好ケ丘	1,076円	（略）
	豊田藤岡	513円	（略）
	三河一宮	1,395円	（略）
	小坂井	768円	（略）
	東海栄東西	7,531円	（略）
	豊橋	522円	（略）
	南海部	444円	（略）
	木場	520円	（略）
	鍋田	（略）	（略）
	八開	373円	（略）
	南知多	282円	（略）
	師崎	236円	（略）
	愛知豊浜	306円	（略）
	愛知美浜	202円	（略）
	野間	376円	（略）
	吉良	676円	（略）
	幡豆	1,772円	（略）
	豊富	263円	（略）
	下山	62円	（略）
	鳳来大野	728円	（略）
	愛知野田	203円	（略）
	赤羽根	195円	（略）
	伊良湖岬	129円	（略）
	刈谷安城	806円	（略）
	尾張横須賀	598円	（略）
	篠島	582円	（略）
	日間賀	266円	（略）
	小原	87円	（略）
	小渡	340円	（略）
	東栄	337円	（略）
	稲武	351円	（略）
	鳳来	262円	（略）
	菊井	1,946円	（略）
	足助	863円	（略）
三重県	片田	180円	（略）
	高茶屋	539円	（略）
	一身田	417円	（略）
	津丸之内第４	420円	（略）
	四日市Ｂ	500円	（略）
	三ツ谷Ｂ	439円	（略）
	四日市富田	685円	（略）
	四日市水沢	242円	（略）
	塩浜	506円	（略）
	室山	507円	（略）
	伊勢志摩２	421円	（略）
	伊勢大湊	387円	（略）
	松阪港	417円	（略）
	松阪南	158円	（略）
	松阪新座	378円	（略）
	桑名	388円	（略）
	七和	635円	（略）
	伊賀上野	411円	（略）
	鈴鹿Ｂ館	580円	（略）
	鈴鹿白子	388円	（略）
	庄野	421円	（略）
	名張	354円	（略）
	尾鷲	569円	（略）
	三重亀山	194円	（略）
	鳥羽	192円	（略）
	鳥羽第２	192円	（略）
	熊野第二	475円	（略）
	久居	403円	（略）
	員弁	283円	（略）
	菰野	500円	（略）
	三重関	196円	（略）
	伊勢大淀	182円	（略）
	大台	151円	（略）
	阿児	396円	（略）
	津丸之内第３	420円	（略）
	小山田	263円	（略）
	県	251円	（略）
	保々	240円	（略）
	下野	484円	（略）
	伊勢豊浜	146円	（略）
	伊勢南	168円	（略）
	天名	148円	（略）
	伊勢若松	392円	（略）
	東員	181円	（略）
	河芸	285円	（略）

	多気	119円	（略）
	高野尾	77円	（略）
	櫛田	317円	（略）
	伊勢寺	332円	（略）
	松阪東黒部	198円	（略）
	松阪大石	76円	（略）
	桑名深谷	367円	（略）
	三重上野南	114円	（略）
	石薬師	185円	（略）
	三重長沢	136円	（略）
	比奈知	147円	（略）
	桔梗ケ丘第一	551円	（略）
	賀田	164円	（略）
	北輪内	290円	（略）
	野登	73円	（略）
	三重長岡	58円	（略）
	答志島	84円	（略）
	榊原	68円	（略）
	多度	160円	（略）
	伊勢長島	564円	（略）
	北勢	340円	（略）
	大安	122円	（略）
	朝明	137円	（略）
	四日市楠	479円	（略）
	四日市朝日	365円	（略）
	椋本	144円	（略）
	安濃	179円	（略）
	一志	135円	（略）
	三重白山	66円	（略）
	三重嬉野	162円	（略）
	三雲	201円	（略）
	明和	286円	（略）
	伊勢玉城	332円	（略）
	伊勢二見	303円	（略）
	内城田	452円	（略）
	伊賀	131円	（略）
	伊賀平田	130円	（略）
	三重青山	238円	（略）
	大王	228円	（略）
	三重志摩	252円	（略）
	甲賀	443円	（略）
	紀伊長島	311円	（略）
	三重御浜	234円	（略）
	大安東	247円	（略）
	三重藤原	219円	（略）
	三重美里	232円	（略）
	香良洲	277円	（略）
	飯南	268円	（略）
	栃原	240円	（略）
	勢和	275円	（略）
	三重荻原	171円	（略）
	宿田曽	316円	（略）
	五ケ所	200円	（略）
	南海	180円	（略）
	島ケ原	75円	（略）
	浜島	274円	（略）
	安乗	273円	（略）
	三重磯部	207円	（略）
	三重九鬼	92円	（略）
	三重飛鳥	226円	（略）
	新鹿	114円	（略）
	二木島	168円	（略）
	美杉	153円	（略）
	三重奥津	121円	（略）
	飯高	192円	（略）
	伊勢志摩３	447円	（略）
	菅島	242円	（略）
	飯高川俣	120円	（略）
	阿山	68円	（略）
	矢口桂城	260円	（略）
	紀宝鵜殿	559円	（略）
	入鹿	69円	（略）
	海山	699円	（略）
	慥柄	179円	（略）
滋賀県	滋賀大津	799円	（略）
	堅田２	932円	（略）
	滋賀瀬田	1,178円	（略）
	石山	568円	（略）
	大津坂本２	888円	（略）
	におの浜	1,140円	（略）
	彦根３	480円	（略）

	多気	109円	（略）
	高野尾	68円	（略）
	櫛田	291円	（略）
	伊勢寺	321円	（略）
	松阪東黒部	177円	（略）
	松阪大石	66円	（略）
	桑名深谷	377円	（略）
	三重上野南	104円	（略）
	石薬師	177円	（略）
	三重長沢	128円	（略）
	比奈知	83円	（略）
	桔梗ケ丘第一	535円	（略）
	賀田	74円	（略）
	北輪内	231円	（略）
	野登	67円	（略）
	三重長岡	40円	（略）
	答志島	28円	（略）
	榊原	64円	（略）
	多度	152円	（略）
	伊勢長島	542円	（略）
	北勢	318円	（略）
	大安	143円	（略）
	朝明	128円	（略）
	四日市楠	459円	（略）
	四日市朝日	357円	（略）
	椋本	138円	（略）
	安濃	168円	（略）
	一志	127円	（略）
	三重白山	62円	（略）
	三重嬉野	143円	（略）
	三雲	189円	（略）
	明和	279円	（略）
	伊勢玉城	340円	（略）
	伊勢二見	282円	（略）
	内城田	410円	（略）
	伊賀	122円	（略）
	伊賀平田	115円	（略）
	三重青山	235円	（略）
	大王	200円	（略）
	三重志摩	262円	（略）
	甲賀	414円	（略）
	紀伊長島	277円	（略）
	三重御浜	201円	（略）
	大安東	244円	（略）
	三重藤原	211円	（略）
	三重美里	208円	（略）
	香良洲	250円	（略）
	飯南	239円	（略）
	栃原	230円	（略）
	勢和	239円	（略）
	三重荻原	139円	（略）
	宿田曽	278円	（略）
	五ケ所	164円	（略）
	南海	151円	（略）
	島ケ原	65円	（略）
	浜島	244円	（略）
	安乗	208円	（略）
	三重磯部	183円	（略）
	三重九鬼	32円	（略）
	三重飛鳥	165円	（略）
	新鹿	59円	（略）
	二木島	27円	（略）
	美杉	131円	（略）
	三重奥津	97円	（略）
	飯高	148円	（略）
	伊勢志摩３	421円	（略）
	菅島	110円	（略）
	飯高川俣	102円	（略）
	阿山	61円	（略）
	矢口桂城	159円	（略）
	紀宝鵜殿	402円	（略）
	入鹿	26円	（略）
	海山	713円	（略）
	慥柄	114円	（略）
滋賀県	滋賀大津	788円	（略）
	堅田２	894円	（略）
	滋賀瀬田	1,196円	（略）
	石山	545円	（略）
	大津坂本２	863円	（略）
	におの浜	1,156円	（略）
	彦根３	468円	（略）

	河瀬	337円	（略）
	稲枝	294円	（略）
	滋賀長浜	467円	（略）
	近江八幡	516円	（略）
	六枚橋別館	（略）	（略）
	八日市	769円	（略）
	草津	664円	（略）
	常盤	314円	（略）
	近江守山	545円	（略）
	守山北	960円	（略）
	栗東	587円	（略）
	野洲２	1,002円	（略）
	甲西	596円	（略）
	水口	（略）	（略）
	滋賀甲賀	401円	（略）
	信楽	209円	（略）
	安土	539円	（略）
	近江日野	（略）	（略）
	滋賀鵜川	320円	（略）
	五個荘	508円	（略）
	能登川	917円	（略）
	湖東	77円	（略）
	秦荘	136円	（略）
	愛知川	154円	（略）
	滋賀多賀	786円	（略）
	滋賀山東	59円	（略）
	米原	738円	（略）
	虎姫	167円	（略）
	滋賀湖北	225円	（略）
	びわ	293円	（略）
	近江高月	161円	（略）
	木之本	176円	（略）
	今津	227円	（略）
	安曇川	433円	（略）
	高島	310円	（略）
	新旭	203円	（略）
	関ノ津	132円	（略）
	滋賀志賀	177円	（略）
	和迩	142円	（略）
	金勝	594円	（略）
	中主	718円	（略）
	石部	232円	（略）
	下田	517円	（略）
	菩提寺	549円	（略）
	近江甲南	284円	（略）
	滋賀蒲生	76円	（略）
	竜王	65円	（略）
	豊郷	197円	（略）
	甲良	（略）	（略）
	醒ケ井	226円	（略）
	滋賀浅井	326円	（略）
	比叡平	510円	（略）
	小松	235円	（略）
	長浜局舎２	438円	（略）
	土山	（略）	（略）
	滋賀大野	120円	（略）
	雲井	131円	（略）
	柏原別館	169円	（略）
	朝日	158円	（略）
	中之郷	252円	（略）
	マキノ沢	195円	（略）
	船木	244円	（略）
	愛東	160円	（略）
	マキノ	204円	（略）
	途中	149円	（略）
	上田上別館	270円	（略）
	滋賀伊吹	112円	（略）
	近江大浦	43円	（略）
京都府	紫野	3,373円	（略）
	京都北野	9,781円	（略）
	西陣別館	4,558円	（略）
	賀茂	3,044円	（略）
	壬生別館	5,012円	（略）
	京都	15,733円	（略）
	七条	2,428円	（略）
	京都南	2,517円	（略）
	嵯峨２	2,446円	（略）
	朱雀	2,581円	（略）
	深草	2,217円	（略）
	京都醍醐	2,057円	（略）
	伏見	3,138円	（略）

	河瀬	335円	（略）
	稲枝	287円	（略）
	滋賀長浜	465円	（略）
	近江八幡	505円	（略）
	六枚橋別館	（略）	（略）
	八日市	771円	（略）
	草津	649円	（略）
	常盤	333円	（略）
	近江守山	550円	（略）
	守山北	934円	（略）
	栗東	583円	（略）
	野洲２	1,019円	（略）
	甲西	593円	（略）
	水口	（略）	（略）
	滋賀甲賀	381円	（略）
	信楽	191円	（略）
	安土	530円	（略）
	近江日野	（略）	（略）
	滋賀鵜川	312円	（略）
	五個荘	489円	（略）
	能登川	855円	（略）
	湖東	71円	（略）
	秦荘	132円	（略）
	愛知川	147円	（略）
	滋賀多賀	762円	（略）
	滋賀山東	58円	（略）
	米原	727円	（略）
	虎姫	170円	（略）
	滋賀湖北	216円	（略）
	びわ	288円	（略）
	近江高月	157円	（略）
	木之本	174円	（略）
	今津	259円	（略）
	安曇川	408円	（略）
	高島	209円	（略）
	新旭	251円	（略）
	関ノ津	122円	（略）
	滋賀志賀	170円	（略）
	和迩	135円	（略）
	金勝	577円	（略）
	中主	760円	（略）
	石部	226円	（略）
	下田	516円	（略）
	菩提寺	528円	（略）
	近江甲南	307円	（略）
	滋賀蒲生	73円	（略）
	竜王	62円	（略）
	豊郷	187円	（略）
	甲良	（略）	（略）
	醒ケ井	214円	（略）
	滋賀浅井	311円	（略）
	比叡平	484円	（略）
	小松	227円	（略）
	長浜局舎２	427円	（略）
	土山	（略）	（略）
	滋賀大野	114円	（略）
	雲井	127円	（略）
	柏原別館	164円	（略）
	朝日	153円	（略）
	中之郷	233円	（略）
	マキノ沢	191円	（略）
	船木	234円	（略）
	愛東	155円	（略）
	マキノ	199円	（略）
	途中	137円	（略）
	上田上別館	215円	（略）
	滋賀伊吹	133円	（略）
	近江大浦	40円	（略）
京都府	紫野	3,255円	（略）
	京都北野	9,839円	（略）
	西陣別館	4,858円	（略）
	賀茂	3,187円	（略）
	壬生別館	5,464円	（略）
	京都	18,359円	（略）
	七条	2,832円	（略）
	京都南	2,653円	（略）
	嵯峨２	2,423円	（略）
	朱雀	2,501円	（略）
	深草	2,197円	（略）
	京都醍醐	2,045円	（略）
	伏見	3,181円	（略）

	淀	1,196円	（略）
	山科	1,725円	（略）
	京都桂	3,436円	（略）
	大原野	1,282円	（略）
	前田	659円	（略）
	福知山	941円	（略）
	京都舞鶴	946円	（略）
	舞鶴西	454円	（略）
	綾部	738円	（略）
	宇治２	1,408円	（略）
	京都新田	1,625円	（略）
	宮津	305円	（略）
	亀岡	1,460円	（略）
	城陽	1,067円	（略）
	京都西山	5,204円	（略）
	長岡京	2,464円	（略）
	京都八幡	918円	（略）
	山城田辺	1,104円	（略）
	精華２	953円	（略）
	園部	1,017円	（略）
	岩滝	278円	（略）
	加悦谷	（略）	（略）
	峰山	201円	（略）
	丹後大宮	115円	（略）
	網野	291円	（略）
	鞍馬	1,027円	（略）
	木幡	1,392円	（略）
	山城木津	1,058円	（略）
	福知山上川口	309円	（略）
	宮前	205円	（略）
	井手	418円	（略）
	山城町	581円	（略）
	山城加茂	810円	（略）
	京都八木	947円	（略）
	丹波町	247円	（略）
	京都弥栄	383円	（略）
	京都吉田別館	3,609円	（略）
	山城大原	131円	（略）
	祇園別館	2,681円	（略）
	八田	88円	（略）
	三和	153円	（略）
	朱雀・桂２	3,436円	（略）
	何北	48円	（略）
	天ノ橋立	249円	（略）
	和束	106円	（略）
	京北	468円	（略）
	京都美山	404円	（略）
	京都下山	192円	（略）
	京都日吉	315円	（略）
	瑞穂	160円	（略）
	和知	230円	（略）
	夜久野	74円	（略）
	丹後木津	479円	（略）
	丹後町	293円	（略）
	神野	268円	（略）
	久美浜	534円	（略）
	舞鶴八雲２	97円	（略）
	宇治田原	317円	（略）
	舞鶴岡田	157円	（略）
	京都大江	349円	（略）
	平野	178円	（略）
	伊根	69円	（略）
大阪府	都島	2,487円	（略）
	此花	1,682円	（略）
	大阪新町新	3,308円	（略）
	西	2,689円	（略）
	大阪港	1,750円	（略）
	大阪大正別館	1,600円	（略）
	天王寺	2,363円	（略）
	大阪桜川	1,429円	（略）
	日本橋北館	3,542円	（略）
	西淀川	1,419円	（略）
	東淀川	2,902円	（略）
	東成	3,495円	（略）
	生野	1,523円	（略）
	巽	1,540円	（略）
	大阪旭	2,600円	（略）
	大阪城東	2,114円	（略）
	鴫野	2,375円	（略）
	桑津	2,247円	（略）
	阿倍野	3,766円	（略）

	淀	1,150円	（略）
	山科	1,821円	（略）
	京都桂	3,638円	（略）
	大原野	1,247円	（略）
	前田	591円	（略）
	福知山	792円	（略）
	京都舞鶴	940円	（略）
	舞鶴西	449円	（略）
	綾部	675円	（略）
	宇治２	1,546円	（略）
	京都新田	1,432円	（略）
	宮津	289円	（略）
	亀岡	1,431円	（略）
	城陽	1,183円	（略）
	京都西山	5,148円	（略）
	長岡京	2,248円	（略）
	京都八幡	925円	（略）
	山城田辺	1,175円	（略）
	精華２	946円	（略）
	園部	980円	（略）
	岩滝	270円	（略）
	加悦谷	（略）	（略）
	峰山	180円	（略）
	丹後大宮	104円	（略）
	網野	286円	（略）
	鞍馬	999円	（略）
	木幡	1,437円	（略）
	山城木津	1,025円	（略）
	福知山上川口	329円	（略）
	宮前	195円	（略）
	井手	410円	（略）
	山城町	576円	（略）
	山城加茂	770円	（略）
	京都八木	908円	（略）
	丹波町	226円	（略）
	京都弥栄	368円	（略）
	京都吉田別館	3,934円	（略）
	山城大原	125円	（略）
	祇園別館	3,086円	（略）
	八田	73円	（略）
	三和	122円	（略）
	朱雀・桂２	3,638円	（略）
	何北	38円	（略）
	天ノ橋立	242円	（略）
	和束	103円	（略）
	京北	437円	（略）
	京都美山	383円	（略）
	京都下山	155円	（略）
	京都日吉	266円	（略）
	瑞穂	146円	（略）
	和知	224円	（略）
	夜久野	68円	（略）
	丹後木津	463円	（略）
	丹後町	269円	（略）
	神野	252円	（略）
	久美浜	505円	（略）
	舞鶴八雲２	88円	（略）
	宇治田原	313円	（略）
	舞鶴岡田	142円	（略）
	京都大江	342円	（略）
	平野	165円	（略）
	伊根	58円	（略）
大阪府	都島	3,185円	（略）
	此花	1,868円	（略）
	大阪新町新	3,565円	（略）
	西	2,664円	（略）
	大阪港	1,745円	（略）
	大阪大正別館	1,562円	（略）
	天王寺	2,367円	（略）
	大阪桜川	1,414円	（略）
	日本橋北館	4,300円	（略）
	西淀川	1,627円	（略）
	東淀川	2,879円	（略）
	東成	3,718円	（略）
	生野	1,516円	（略）
	巽	1,512円	（略）
	大阪旭	2,575円	（略）
	大阪城東	2,119円	（略）
	鴫野	2,196円	（略）
	桑津	2,220円	（略）
	阿倍野	4,042円	（略）

長居	4,117円	（略）
大阪住吉	2,432円	（略）
天下茶屋	1,794円	（略）
大阪淀川３	1,720円	（略）
大阪三国	1,991円	（略）
大阪鶴見	3,964円	（略）
住之江	2,672円	（略）
南港	1,254円	（略）
大阪平野	2,824円	（略）
北平野	1,951円	（略）
大阪北	3,559円	（略）
北	3,292円	（略）
堀川	4,278円	（略）
豊崎	5,113円	（略）
高津	2,889円	（略）
大阪東	2,787円	（略）
大阪中央ビル	5,248円	（略）
堺	1,379円	（略）
大阪石津	1,531円	（略）
金岡	2,445円	（略）
鳳	1,526円	（略）
浜寺	1,767円	（略）
登美丘	4,786円	（略）
泉北	1,376円	（略）
深井	1,467円	（略）
初芝	1,835円	（略）
南大阪２	1,239円	（略）
東岸和田	2,002円	（略）
山直	795円	（略）
豊中	3,223円	（略）
服部	3,007円	（略）
庄内	2,719円	（略）
池田石橋	2,679円	（略）
池田別館	3,218円	（略）
西吹田	2,673円	（略）
吹田	1,624円	（略）
千里	2,661円	（略）
万国博	2,336円	（略）
泉大津	1,470円	（略）
高槻	2,024円	（略）
南高槻	2,062円	（略）
茨木富田	1,148円	（略）
安岡寺	1,794円	（略）
上牧	1,613円	（略）
水間	497円	（略）
大阪守口	1,601円	（略）
枚方	2,164円	（略）
牧野	3,049円	（略）
中宮	1,536円	（略）
香里丘	1,596円	（略）
津田	1,752円	（略）
香里	3,830円	（略）
茨木	1,888円	（略）
星見	2,398円	（略）
郡	1,837円	（略）
平田	1,960円	（略）
八尾	2,369円	（略）
志紀	1,915円	（略）
千塚	1,216円	（略）
泉佐野	853円	（略）
大阪田尻	542円	（略）
日根野２	554円	（略）
富田林	723円	（略）
金剛	3,276円	（略）
佐備	989円	（略）
寝屋川	1,230円	（略）
池田	1,955円	（略）
河内長野	1,477円	（略）
三日市町	873円	（略）
大阪松原	2,080円	（略）
大阪大東	2,513円	（略）
大阪和泉	1,295円	（略）
三林	1,104円	（略）
箕面	3,851円	（略）
白島	2,253円	（略）
柏原	1,423円	（略）
柏原国分	1,184円	（略）
羽曳野	1,173円	（略）
門真	2,063円	（略）
大和田	1,322円	（略）
摂津	1,917円	（略）

長居	4,320円	（略）
大阪住吉	2,430円	（略）
天下茶屋	1,763円	（略）
大阪淀川３	1,744円	（略）
大阪三国	2,022円	（略）
大阪鶴見	4,095円	（略）
住之江	2,805円	（略）
南港	1,196円	（略）
大阪平野	2,802円	（略）
北平野	1,916円	（略）
大阪北	4,366円	（略）
北	3,593円	（略）
堀川	5,079円	（略）
豊崎	5,760円	（略）
高津	3,031円	（略）
大阪東	2,882円	（略）
大阪中央ビル	6,010円	（略）
堺	1,542円	（略）
大阪石津	1,481円	（略）
金岡	2,196円	（略）
鳳	1,668円	（略）
浜寺	1,740円	（略）
登美丘	4,543円	（略）
泉北	1,365円	（略）
深井	1,469円	（略）
初芝	1,742円	（略）
南大阪２	1,225円	（略）
東岸和田	1,850円	（略）
山直	767円	（略）
豊中	3,255円	（略）
服部	2,948円	（略）
庄内	2,790円	（略）
池田石橋	2,726円	（略）
池田別館	3,103円	（略）
西吹田	2,572円	（略）
吹田	1,719円	（略）
千里	2,730円	（略）
万国博	2,403円	（略）
泉大津	1,453円	（略）
高槻	2,075円	（略）
南高槻	1,969円	（略）
茨木富田	1,134円	（略）
安岡寺	1,734円	（略）
上牧	1,588円	（略）
水間	483円	（略）
大阪守口	1,591円	（略）
枚方	2,237円	（略）
牧野	3,337円	（略）
中宮	1,492円	（略）
香里丘	1,594円	（略）
津田	1,747円	（略）
香里	3,786円	（略）
茨木	1,966円	（略）
星見	2,265円	（略）
郡	1,816円	（略）
平田	1,882円	（略）
八尾	2,350円	（略）
志紀	1,970円	（略）
千塚	1,157円	（略）
泉佐野	983円	（略）
大阪田尻	523円	（略）
日根野２	544円	（略）
富田林	696円	（略）
金剛	3,144円	（略）
佐備	851円	（略）
寝屋川	1,210円	（略）
池田	1,880円	（略）
河内長野	1,394円	（略）
三日市町	783円	（略）
大阪松原	2,042円	（略）
大阪大東	2,503円	（略）
大阪和泉	1,288円	（略）
三林	1,089円	（略）
箕面	3,743円	（略）
白島	2,255円	（略）
柏原	1,408円	（略）
柏原国分	1,138円	（略）
羽曳野	1,162円	（略）
門真	2,046円	（略）
大和田	1,313円	（略）
摂津	1,891円	（略）

	淀川鳥飼	1,411円	（略）
	高砂	555円	（略）
	藤井寺	1,521円	（略）
	東大阪	2,446円	（略）
	北布施	2,290円	（略）
	大阪河内	1,842円	（略）
	枚岡	2,046円	（略）
	鴻池	1,545円	（略）
	泉南	792円	（略）
	四条畷	1,870円	（略）
	交野	1,781円	（略）
	大阪狭山	1,926円	（略）
	大阪尾崎	656円	（略）
	山崎	1,532円	（略）
	熊取	689円	（略）
	大阪岬	483円	（略）
	太子別館	629円	（略）
	美原	816円	（略）
	土佐堀	5,057円	（略）
	北浜ＲＴ	5,652円	（略）
	島之内南	3,625円	（略）
	西面	1,002円	（略）
	大岩	372円	（略）
	寝屋川高宮	1,751円	（略）
	大阪内田	837円	（略）
	箱作	493円	（略）
	豊中吉川	1,476円	（略）
	河南	199円	（略）
	内畑	176円	（略）
	大阪横山	151円	（略）
	多奈川	245円	（略）
	赤阪	266円	（略）
	茨木２	1,888円	（略）
	茨木３	1,888円	（略）
	田尻別館	548円	（略）
	東能勢	376円	（略）
	野間中	158円	（略）
	能勢	217円	（略）
	淡輪	470円	（略）
兵庫県	兵庫御影	4,107円	（略）
	御影営業所	4,107円	（略）
	東灘	2,494円	（略）
	灘２	3,526円	（略）
	湊川	2,033円	（略）
	兵庫	1,822円	（略）
	神戸西	1,529円	（略）
	須磨	2,604円	（略）
	妙法寺	2,152円	（略）
	名谷	1,464円	（略）
	舞子	1,531円	（略）
	福田	1,515円	（略）
	塩屋	1,899円	（略）
	鈴蘭台	975円	（略）
	有馬	1,090円	（略）
	有馬温泉	756円	（略）
	山田２	633円	（略）
	北神別館	671円	（略）
	神戸港	3,918円	（略）
	葺合	1,867円	（略）
	港島	1,668円	（略）
	兵庫三宮	5,950円	（略）
	神戸中電	2,895円	（略）
	岩岡	1,565円	（略）
	神出	120円	（略）
	枦谷	126円	（略）
	押部谷	145円	（略）
	伊川谷	1,085円	（略）
	姫路	953円	（略）
	姫路西	1,212円	（略）
	飾磨	715円	（略）
	広畑	680円	（略）
	網干	910円	（略）
	姫路白浜	951円	（略）
	御着	601円	（略）
	飾西	1,006円	（略）
	太市	642円	（略）
	兵庫姫路	964円	（略）
	尼崎	1,822円	（略）
	尼崎西	1,998円	（略）
	尼崎東	2,214円	（略）
	尼崎北	3,281円	（略）

	淀川鳥飼	1,421円	（略）
	高砂	532円	（略）
	藤井寺	1,442円	（略）
	東大阪	2,425円	（略）
	北布施	2,273円	（略）
	大阪河内	1,817円	（略）
	枚岡	1,955円	（略）
	鴻池	1,511円	（略）
	泉南	760円	（略）
	四条畷	1,714円	（略）
	交野	1,736円	（略）
	大阪狭山	1,864円	（略）
	大阪尾崎	652円	（略）
	山崎	1,483円	（略）
	熊取	697円	（略）
	大阪岬	468円	（略）
	太子別館	605円	（略）
	美原	780円	（略）
	土佐堀	5,652円	（略）
	北浜ＲＴ	6,567円	（略）
	島之内南	4,139円	（略）
	西面	804円	（略）
	大岩	357円	（略）
	寝屋川高宮	1,799円	（略）
	大阪内田	832円	（略）
	箱作	487円	（略）
	豊中吉川	1,417円	（略）
	河南	181円	（略）
	内畑	173円	（略）
	大阪横山	145円	（略）
	多奈川	242円	（略）
	赤阪	250円	（略）
	茨木２	1,966円	（略）
	茨木３	1,966円	（略）
	田尻別館	523円	（略）
	東能勢	361円	（略）
	野間中	148円	（略）
	能勢	186円	（略）
	淡輪	471円	（略）
兵庫県	兵庫御影	4,249円	（略）
	御影営業所	4,249円	（略）
	東灘	2,527円	（略）
	灘２	3,202円	（略）
	湊川	2,119円	（略）
	兵庫	1,922円	（略）
	神戸西	1,715円	（略）
	須磨	2,574円	（略）
	妙法寺	2,042円	（略）
	名谷	1,398円	（略）
	舞子	1,514円	（略）
	福田	1,423円	（略）
	塩屋	1,880円	（略）
	鈴蘭台	968円	（略）
	有馬	1,032円	（略）
	有馬温泉	766円	（略）
	山田２	638円	（略）
	北神別館	698円	（略）
	神戸港	4,853円	（略）
	葺合	2,426円	（略）
	港島	1,623円	（略）
	兵庫三宮	7,891円	（略）
	神戸中電	2,882円	（略）
	岩岡	1,536円	（略）
	神出	109円	（略）
	枦谷	114円	（略）
	押部谷	135円	（略）
	伊川谷	1,077円	（略）
	姫路	1,026円	（略）
	姫路西	1,160円	（略）
	飾磨	686円	（略）
	広畑	678円	（略）
	網干	865円	（略）
	姫路白浜	939円	（略）
	御着	574円	（略）
	飾西	1,002円	（略）
	太市	599円	（略）
	兵庫姫路	947円	（略）
	尼崎	1,745円	（略）
	尼崎西	1,967円	（略）
	尼崎東	2,197円	（略）
	尼崎北	3,259円	（略）

武庫之荘	2,965円	(略)
明石２	1,874円	(略)
大久保	1,751円	(略)
二見	1,097円	(略)
明石西	1,198円	(略)
江井ケ島	1,034円	(略)
西宮	2,716円	(略)
瓦木	3,509円	(略)
甲子園	3,272円	(略)
仁川	4,548円	(略)
夙川	2,740円	(略)
瓦木南別館	2,452円	(略)
洲本	517円	(略)
芦屋別館	4,136円	(略)
伊丹	2,593円	(略)
兵庫相生	342円	(略)
豊岡	640円	(略)
別府	977円	(略)
加古川１	1,571円	(略)
竜野	438円	(略)
赤穂	542円	(略)
西脇別館	403円	(略)
宝塚	1,635円	(略)
宝塚別館	1,689円	(略)
三木	491円	(略)
兵庫高砂	478円	(略)
兵庫川西	1,676円	(略)
兵庫小野	640円	(略)
兵庫三田	695円	(略)
加西	678円	(略)
社	534円	(略)
播磨八千代	57円	(略)
福崎	756円	(略)
播磨山崎	772円	(略)
日高	159円	(略)
出石	221円	(略)
浜坂	210円	(略)
八鹿	372円	(略)
和田山	506円	(略)
丹波柏原	166円	(略)
氷上別館	161円	(略)
春日	138円	(略)
兵庫津名	259円	(略)
緑	277円	(略)
淡路三原	124円	(略)
西神中央	130円	(略)
名塩	459円	(略)
宝塚山本	2,133円	(略)
清和台	635円	(略)
猪名川	196円	(略)
六甲山	143円	(略)
仁豊野	153円	(略)
播磨山田	138円	(略)
谷内	155円	(略)
林田	395円	(略)
淡路由良	214円	(略)
安乎	303円	(略)
若狭野	140円	(略)
矢野	127円	(略)
津居山	148円	(略)
志方	124円	(略)
平荘	92円	(略)
宝殿	1,843円	(略)
国包	60円	(略)
神岡	195円	(略)
揖西	112円	(略)
西構	205円	(略)
坂越	222円	(略)
有年	206円	(略)
宝塚西谷	98円	(略)
口吉川	96円	(略)
緑ケ丘	1,400円	(略)
大塩	688円	(略)
曽根	992円	(略)
兵庫山下	1,206円	(略)
多田	981円	(略)
青野ケ原	73円	(略)
小田	61円	(略)
広野	366円	(略)
相野	105円	(略)
高平	80円	(略)

武庫之荘	2,788円	(略)
明石２	1,974円	(略)
大久保	1,745円	(略)
二見	1,092円	(略)
明石西	1,163円	(略)
江井ケ島	1,029円	(略)
西宮	2,876円	(略)
瓦木	3,637円	(略)
甲子園	3,412円	(略)
仁川	4,196円	(略)
夙川	2,558円	(略)
瓦木南別館	2,327円	(略)
洲本	467円	(略)
芦屋別館	4,162円	(略)
伊丹	2,574円	(略)
兵庫相生	371円	(略)
豊岡	622円	(略)
別府	968円	(略)
加古川１	1,872円	(略)
竜野	414円	(略)
赤穂	529円	(略)
西脇別館	377円	(略)
宝塚	1,670円	(略)
宝塚別館	1,819円	(略)
三木	483円	(略)
兵庫高砂	445円	(略)
兵庫川西	1,571円	(略)
兵庫小野	619円	(略)
兵庫三田	697円	(略)
加西	666円	(略)
社	559円	(略)
播磨八千代	54円	(略)
福崎	769円	(略)
播磨山崎	692円	(略)
日高	118円	(略)
出石	157円	(略)
浜坂	182円	(略)
八鹿	343円	(略)
和田山	439円	(略)
丹波柏原	157円	(略)
氷上別館	159円	(略)
春日	131円	(略)
兵庫津名	252円	(略)
緑	261円	(略)
淡路三原	120円	(略)
西神中央	122円	(略)
名塩	344円	(略)
宝塚山本	2,124円	(略)
清和台	611円	(略)
猪名川	201円	(略)
六甲山	136円	(略)
仁豊野	135円	(略)
播磨山田	129円	(略)
谷内	148円	(略)
林田	385円	(略)
淡路由良	195円	(略)
安乎	269円	(略)
若狭野	123円	(略)
矢野	114円	(略)
津居山	112円	(略)
志方	123円	(略)
平荘	91円	(略)
宝殿	1,847円	(略)
国包	56円	(略)
神岡	179円	(略)
揖西	167円	(略)
西構	103円	(略)
坂越	206円	(略)
有年	191円	(略)
宝塚西谷	85円	(略)
口吉川	91円	(略)
緑ケ丘	1,358円	(略)
大塩	695円	(略)
曽根	986円	(略)
兵庫山下	1,165円	(略)
多田	985円	(略)
青野ケ原	68円	(略)
小田	60円	(略)
広野	369円	(略)
相野	92円	(略)
高平	77円	(略)

北条賀茂	71円	（略）
姫路下里	67円	（略）
在田	270円	（略）
和泉	70円	（略）
富合	80円	（略）
中野	256円	（略）
滝野	627円	（略）
稲美	135円	（略）
母里	（略）	（略）
兵庫市川	401円	（略）
香寺	837円	（略）
揖保川	669円	（略）
太子	705円	（略）
上郡	244円	（略）
佐用	575円	（略）
村岡	332円	（略）
兵庫養父	120円	（略）
朝来	529円	（略）
氷上	161円	（略）
山南	86円	（略）
篠山	337円	（略）
篠山城東	125円	（略）
篠山福住	112円	（略）
兵庫宮田	127円	（略）
丹南	462円	（略）
古市	223円	（略）
今田	162円	（略）
淡路阿万	95円	（略）
木津	111円	（略）
加古川吉川	134円	（略）
吉川西	177円	（略）
兵庫鴨川	45円	（略）
上久米	67円	（略）
兵庫東条	91円	（略）
中東条	78円	（略）
中町	204円	（略）
加美	66円	（略）
杉原谷	44円	（略）
黒田庄	50円	（略）
家島	124円	（略）
家島坊勢	136円	（略）
夢前	127円	（略）
菅野	139円	（略）
粟賀	347円	（略）
瀬加	239円	（略）
鶴居	310円	（略）
寺前	68円	（略）
播磨新宮	613円	（略）
香島	98円	（略）
播磨御津	1,254円	（略）
船坂	64円	（略）
上月	36円	（略）
久崎	66円	（略）
徳久	65円	（略）
三日月	140円	（略）
安富	137円	（略）
播磨一宮	108円	（略）
三方	68円	（略）
波賀	56円	（略）
播磨千種	35円	（略）
城崎	1,109円	（略）
竹野	170円	（略）
香住	262円	（略）
神鍋	68円	（略）
栗山	78円	（略）
但東中山	59円	（略）
小代	97円	（略）
湯村	147円	（略）
大屋	49円	（略）
関宮	126円	（略）
兵庫生野	211円	（略）
竹田	107円	（略）
兵庫山東	92円	（略）
青垣	（略）	（略）
東中	71円	（略）
西脇和田	65円	（略）
市島	（略）	（略）
中竹田	56円	（略）
生穂	95円	（略）
淡路岩屋	282円	（略）
北淡	227円	（略）

北条賀茂	67円	（略）
姫路下里	65円	（略）
在田	260円	（略）
和泉	60円	（略）
富合	76円	（略）
中野	251円	（略）
滝野	620円	（略）
稲美	130円	（略）
母里	（略）	（略）
兵庫市川	364円	（略）
香寺	774円	（略）
揖保川	650円	（略）
太子	651円	（略）
上郡	204円	（略）
佐用	476円	（略）
村岡	151円	（略）
兵庫養父	115円	（略）
朝来	434円	（略）
氷上	159円	（略）
山南	84円	（略）
篠山	304円	（略）
篠山城東	122円	（略）
篠山福住	113円	（略）
兵庫宮田	116円	（略）
丹南	433円	（略）
古市	215円	（略）
今田	156円	（略）
淡路阿万	83円	（略）
木津	105円	（略）
加古川吉川	135円	（略）
吉川西	172円	（略）
兵庫鴨川	32円	（略）
上久米	63円	（略）
兵庫東条	77円	（略）
中東条	76円	（略）
中町	189円	（略）
加美	53円	（略）
杉原谷	40円	（略）
黒田庄	49円	（略）
家島	80円	（略）
家島坊勢	104円	（略）
夢前	135円	（略）
菅野	133円	（略）
粟賀	321円	（略）
瀬加	231円	（略）
鶴居	358円	（略）
寺前	58円	（略）
播磨新宮	561円	（略）
香島	103円	（略）
播磨御津	1,091円	（略）
船坂	52円	（略）
上月	22円	（略）
久崎	41円	（略）
徳久	49円	（略）
三日月	86円	（略）
安富	131円	（略）
播磨一宮	93円	（略）
三方	59円	（略）
波賀	53円	（略）
播磨千種	30円	（略）
城崎	1,101円	（略）
竹野	155円	（略）
香住	242円	（略）
神鍋	46円	（略）
栗山	57円	（略）
但東中山	29円	（略）
小代	57円	（略）
湯村	118円	（略）
大屋	48円	（略）
関宮	105円	（略）
兵庫生野	130円	（略）
竹田	87円	（略）
兵庫山東	81円	（略）
青垣	（略）	（略）
東中	69円	（略）
西脇和田	61円	（略）
市島	（略）	（略）
中竹田	54円	（略）
生穂	92円	（略）
淡路岩屋	253円	（略）
北淡	209円	（略）

	淡路室津	113円	（略）
	淡路一宮	139円	（略）
	江井	62円	（略）
	五色	120円	（略）
	鮎原	116円	（略）
	洲本鳥飼	78円	（略）
	淡路東浦	371円	（略）
	西淡	382円	（略）
	西淡阿那賀	139円	（略）
	南淡	203円	（略）
	沼島	63円	（略）
奈良県	奈良２	2,594円	（略）
	西奈良	2,664円	（略）
	大宮	1,759円	（略）
	大中	892円	（略）
	大和郡山	961円	（略）
	昭和２	732円	（略）
	天理	779円	（略）
	二階堂	436円	（略）
	櫟本２	654円	（略）
	大和橿原２	1,258円	（略）
	畝傍	5,202円	（略）
	奈良桜井２	647円	（略）
	五條	327円	（略）
	御所	618円	（略）
	奈良名柄	310円	（略）
	生駒	1,922円	（略）
	高山第一	631円	（略）
	香芝	1,157円	（略）
	斑鳩	837円	（略）
	田原本	948円	（略）
	大和榛原	378円	（略）
	高取別館	422円	（略）
	大和新庄	797円	（略）
	王寺	（略）	（略）
	広陵	583円	（略）
	奈良吉野	271円	（略）
	奈良下市別館	212円	（略）
	十津川	58円	（略）
	上北山	71円	（略）
	平城	1,031円	（略）
	大和高田	599円	（略）
	南生駒２	872円	（略）
	平群	854円	（略）
	馬見	889円	（略）
	天理中山	382円	（略）
	川西	218円	（略）
	明日香	677円	（略）
	奈良当麻２	826円	（略）
	大安寺別館	1,519円	（略）
	大宇陀	282円	（略）
	初瀬	336円	（略）
	葛	92円	（略）
	菟田野	122円	（略）
	御杖	157円	（略）
	大柳生	82円	（略）
	都祁	164円	（略）
	室生	179円	（略）
和歌山県	和歌山３	845円	（略）
	和歌山東	922円	（略）
	和歌浦別館	1,154円	（略）
	狐島別館	702円	（略）
	海南	460円	（略）
	和歌山橋本	481円	（略）
	箕島	611円	（略）
	御坊	532円	（略）
	田辺	748円	（略）
	和歌山新宮	440円	（略）
	岩出	383円	（略）
	かつらぎ	131円	（略）
	湯浅	221円	（略）
	和歌山南部	225円	（略）
	和歌山白浜	301円	（略）
	串本	179円	（略）
	京橋別館２	949円	（略）
	和歌山山東	110円	（略）
	安原	168円	（略）
	紀伊	584円	（略）
	阪井	434円	（略）
	紀見	532円	（略）
	打田	172円	（略）

	淡路室津	102円	（略）
	淡路一宮	128円	（略）
	江井	56円	（略）
	五色	114円	（略）
	鮎原	103円	（略）
	洲本鳥飼	73円	（略）
	淡路東浦	368円	（略）
	西淡	376円	（略）
	西淡阿那賀	97円	（略）
	南淡	196円	（略）
	沼島	43円	（略）
奈良県	奈良２	2,802円	（略）
	西奈良	2,731円	（略）
	大宮	1,591円	（略）
	大中	828円	（略）
	大和郡山	973円	（略）
	昭和２	637円	（略）
	天理	745円	（略）
	二階堂	435円	（略）
	櫟本２	633円	（略）
	大和橿原２	1,362円	（略）
	畝傍	5,558円	（略）
	奈良桜井２	637円	（略）
	五條	316円	（略）
	御所	602円	（略）
	奈良名柄	286円	（略）
	生駒	1,889円	（略）
	高山第一	491円	（略）
	香芝	1,168円	（略）
	斑鳩	851円	（略）
	田原本	937円	（略）
	大和榛原	355円	（略）
	高取別館	408円	（略）
	大和新庄	773円	（略）
	王寺	（略）	（略）
	広陵	559円	（略）
	奈良吉野	253円	（略）
	奈良下市別館	125円	（略）
	十津川	47円	（略）
	上北山	59円	（略）
	平城	1,059円	（略）
	大和高田	612円	（略）
	南生駒２	850円	（略）
	平群	878円	（略）
	馬見	909円	（略）
	天理中山	355円	（略）
	川西	216円	（略）
	明日香	654円	（略）
	奈良当麻２	818円	（略）
	大安寺別館	1,516円	（略）
	大宇陀	269円	（略）
	初瀬	334円	（略）
	葛	87円	（略）
	菟田野	117円	（略）
	御杖	130円	（略）
	大柳生	80円	（略）
	都祁	159円	（略）
	室生	172円	（略）
和歌山県	和歌山３	860円	（略）
	和歌山東	5,822円	（略）
	和歌浦別館	1,135円	（略）
	狐島別館	676円	（略）
	海南	438円	（略）
	和歌山橋本	476円	（略）
	箕島	574円	（略）
	御坊	482円	（略）
	田辺	655円	（略）
	和歌山新宮	403円	（略）
	岩出	378円	（略）
	かつらぎ	129円	（略）
	湯浅	204円	（略）
	和歌山南部	235円	（略）
	和歌山白浜	284円	（略）
	串本	166円	（略）
	京橋別館２	907円	（略）
	和歌山山東	103円	（略）
	安原	160円	（略）
	紀伊	575円	（略）
	阪井	424円	（略）
	紀見	489円	（略）
	打田	158円	（略）

	粉河	337円	（略）
	桃山	148円	（略）
	貴志川	185円	（略）
	高野口	313円	（略）
	太地	225円	（略）
	和佐	149円	（略）
	三輪崎	460円	（略）
	下津	418円	（略）
	野上	514円	（略）
	那賀	258円	（略）
	九度山	252円	（略）
	和歌山吉備	588円	（略）
	上富田	185円	（略）
	那智勝浦	259円	（略）
	和歌山加太	377円	（略）
	糸我	342円	（略）
	名田	440円	（略）
	美里	419円	（略）
	金屋	839円	（略）
	印南	813円	（略）
	田辺下里	323円	（略）
	宇久井	174円	（略）
	本宮	313円	（略）
	和歌山由良	148円	（略）
	日置川	209円	（略）
	富貴	122円	（略）
	和歌山清水	443円	（略）
	和歌山日高	552円	（略）
	南部川	565円	（略）
	すさみ	314円	（略）
	古座	244円	（略）
	中辺路	455円	（略）
鳥取県	鳥取寺町２	738円	（略）
	鳥取賀露	587円	（略）
	鳥取叶	122円	（略）
	米子３	438円	（略）
	米子厳	341円	（略）
	米子河崎	167円	（略）
	倉吉	304円	（略）
	倉吉上井	580円	（略）
	境港	140円	（略）
	郡家	201円	（略）
	三朝	394円	（略）
	岸本	527円	（略）
	根雨	313円	（略）
	末恒	345円	（略）
	米子大篠津	70円	（略）
	米子福市	249円	（略）
	倉吉福光	67円	（略）
	境港余子	115円	（略）
	岩美	147円	（略）
	浜村	76円	（略）
	青谷	106円	（略）
	羽合	155円	（略）
	倉吉泊	58円	（略）
	倉吉松崎	128円	（略）
	倉吉北条	114円	（略）
	東伯	83円	（略）
	西伯	493円	（略）
	淀江	139円	（略）
	用瀬	50円	（略）
	智頭	194円	（略）
	鳥取鹿野	85円	（略）
	会見	247円	（略）
	米子大山	143円	（略）
	大山寺	71円	（略）
	溝口	378円	（略）
	河原	73円	（略）
	由良	121円	（略）
	東伯赤碕	113円	（略）
	御来屋	215円	（略）
	若桜	64円	（略）
	生山	236円	（略）
	八東	203円	（略）
	関金	37円	（略）
	倉吉下市	321円	（略）
島根県	松江	392円	（略）
	松江古江	734円	（略）
	島根浜田	340円	（略）
	出雲	461円	（略）
	益田	244円	（略）

	粉河	318円	（略）
	桃山	141円	（略）
	貴志川	173円	（略）
	高野口	291円	（略）
	太地	226円	（略）
	和佐	152円	（略）
	三輪崎	440円	（略）
	下津	408円	（略）
	野上	498円	（略）
	那賀	239円	（略）
	九度山	240円	（略）
	和歌山吉備	572円	（略）
	上富田	163円	（略）
	那智勝浦	247円	（略）
	和歌山加太	360円	（略）
	糸我	329円	（略）
	名田	408円	（略）
	美里	387円	（略）
	金屋	724円	（略）
	印南	686円	（略）
	田辺下里	306円	（略）
	宇久井	159円	（略）
	本宮	299円	（略）
	和歌山由良	140円	（略）
	日置川	196円	（略）
	富貴	104円	（略）
	和歌山清水	376円	（略）
	和歌山日高	527円	（略）
	南部川	574円	（略）
	すさみ	305円	（略）
	古座	238円	（略）
	中辺路	442円	（略）
鳥取県	鳥取寺町２	706円	（略）
	鳥取賀露	561円	（略）
	鳥取叶	120円	（略）
	米子３	357円	（略）
	米子厳	334円	（略）
	米子河崎	161円	（略）
	倉吉	282円	（略）
	倉吉上井	519円	（略）
	境港	101円	（略）
	郡家	178円	（略）
	三朝	360円	（略）
	岸本	516円	（略）
	根雨	246円	（略）
	末恒	332円	（略）
	米子大篠津	66円	（略）
	米子福市	240円	（略）
	倉吉福光	65円	（略）
	境港余子	111円	（略）
	岩美	127円	（略）
	浜村	72円	（略）
	青谷	101円	（略）
	羽合	153円	（略）
	倉吉泊	45円	（略）
	倉吉松崎	121円	（略）
	倉吉北条	102円	（略）
	東伯	56円	（略）
	西伯	436円	（略）
	淀江	122円	（略）
	用瀬	35円	（略）
	智頭	173円	（略）
	鳥取鹿野	74円	（略）
	会見	204円	（略）
	米子大山	103円	（略）
	大山寺	20円	（略）
	溝口	299円	（略）
	河原	65円	（略）
	由良	98円	（略）
	東伯赤碕	97円	（略）
	御来屋	168円	（略）
	若桜	44円	（略）
	生山	127円	（略）
	八東	157円	（略）
	関金	38円	（略）
	倉吉下市	255円	（略）
島根県	松江	396円	（略）
	松江古江	689円	（略）
	島根浜田	330円	（略）
	出雲	444円	（略）
	益田	234円	（略）

	石見大田	168円	（略）
	安来	562円	（略）
	江津	229円	（略）
	出雲平田	354円	（略）
	木次	265円	（略）
	斐川	639円	（略）
	大社	309円	（略）
	川本２	113円	（略）
	西郷	660円	（略）
	松江八雲	559円	（略）
	多伎	238円	（略）
	温泉津	363円	（略）
	粕淵	70円	（略）
	都賀	26円	（略）
	川本瑞穂	35円	（略）
	石見	41円	（略）
	桜江	117円	（略）
	金城	76円	（略）
	石見旭	124円	（略）
	匹見	51円	（略）
	津和野	499円	（略）
	海士	104円	（略）
	西ノ島	117円	（略）
	浜田西	277円	（略）
	益田横田	383円	（略）
	益田西	232円	（略）
	益田東	455円	（略）
	安来荒島	368円	（略）
	江津西	335円	（略）
	恵曇	518円	（略）
	美保関	341円	（略）
	揖屋	470円	（略）
	松江玉造	482円	（略）
	宍道	319円	（略）
	島根広瀬	269円	（略）
	伯太	335円	（略）
	仁多	218円	（略）
	出雲横田	140円	（略）
	木次加茂	170円	（略）
	三刀屋	253円	（略）
	仁万	209円	（略）
	浜田三隅	423円	（略）
	六日市	134円	（略）
	津和野七日市	102円	（略）
	西郷布施	233円	（略）
	西郷五箇	212円	（略）
	都万	290円	（略）
	掛合	291円	（略）
	松江本庄	227円	（略）
	秋鹿	122円	（略）
	神西	276円	（略）
	出雲稗原	273円	（略）
	大根島	256円	（略）
	頓原	178円	（略）
	赤来	250円	（略）
	松江馬潟	503円	（略）
	浜田東	296円	（略）
	出雲長浜	274円	（略）
	石見大田三瓶	48円	（略）
	木次大東	315円	（略）
	江津東	94円	（略）
	平田河下	148円	（略）
岡山県	岡山東	1,106円	（略）
	岡山南	735円	（略）
	岡山西	1,044円	（略）
	妹尾	624円	（略）
	岡山今村	1,264円	（略）
	興除	247円	（略）
	吉備	770円	（略）
	三蟠２	1,111円	（略）
	岡山長岡	611円	（略）
	西大寺	274円	（略）
	倉敷	481円	（略）
	児島	472円	（略）
	水島	655円	（略）
	玉島	341円	（略）
	新倉敷	1,014円	（略）
	茶屋町	546円	（略）
	倉敷東	582円	（略）
	倉敷西	577円	（略）
	児島琴浦	381円	（略）

	石見大田	143円	（略）
	安来	547円	（略）
	江津	230円	（略）
	出雲平田	343円	（略）
	木次	263円	（略）
	斐川	651円	（略）
	大社	306円	（略）
	川本２	98円	（略）
	西郷	650円	（略）
	松江八雲	541円	（略）
	多伎	217円	（略）
	温泉津	348円	（略）
	粕淵	49円	（略）
	都賀	22円	（略）
	川本瑞穂	24円	（略）
	石見	35円	（略）
	桜江	110円	（略）
	金城	64円	（略）
	石見旭	102円	（略）
	匹見	39円	（略）
	津和野	476円	（略）
	海士	84円	（略）
	西ノ島	97円	（略）
	浜田西	252円	（略）
	益田横田	359円	（略）
	益田西	212円	（略）
	益田東	379円	（略）
	安来荒島	329円	（略）
	江津西	318円	（略）
	恵曇	521円	（略）
	美保関	328円	（略）
	揖屋	458円	（略）
	松江玉造	478円	（略）
	宍道	296円	（略）
	島根広瀬	212円	（略）
	伯太	312円	（略）
	仁多	191円	（略）
	出雲横田	119円	（略）
	木次加茂	135円	（略）
	三刀屋	250円	（略）
	仁万	174円	（略）
	浜田三隅	378円	（略）
	六日市	98円	（略）
	津和野七日市	70円	（略）
	西郷布施	187円	（略）
	西郷五箇	183円	（略）
	都万	247円	（略）
	掛合	274円	（略）
	松江本庄	226円	（略）
	秋鹿	114円	（略）
	神西	263円	（略）
	出雲稗原	220円	（略）
	大根島	247円	（略）
	頓原	152円	（略）
	赤来	219円	（略）
	松江馬潟	468円	（略）
	浜田東	283円	（略）
	出雲長浜	266円	（略）
	石見大田三瓶	32円	（略）
	木次大東	306円	（略）
	江津東	82円	（略）
	平田河下	134円	（略）
岡山県	岡山東	1,300円	（略）
	岡山南	728円	（略）
	岡山西	1,062円	（略）
	妹尾	651円	（略）
	岡山今村	1,358円	（略）
	興除	238円	（略）
	吉備	851円	（略）
	三蟠２	1,108円	（略）
	岡山長岡	640円	（略）
	西大寺	260円	（略）
	倉敷	523円	（略）
	児島	390円	（略）
	水島	658円	（略）
	玉島	340円	（略）
	新倉敷	1,021円	（略）
	茶屋町	532円	（略）
	倉敷東	572円	（略）
	倉敷西	486円	（略）
	児島琴浦	362円	（略）

水島東	518円	（略）
津山	306円	（略）
津山院庄	267円	（略）
玉野	400円	（略）
笠岡	559円	（略）
笠岡吉浜	410円	（略）
笠岡西大島	453円	（略）
井原	660円	（略）
総社	644円	（略）
高梁	487円	（略）
新見	577円	（略）
備前	193円	（略）
岡山瀬戸	508円	（略）
邑久	988円	（略）
早島	714円	（略）
吉備高原	191円	（略）
美作勝山	302円	（略）
久世落合	338円	（略）
久世	474円	（略）
鏡野	248円	（略）
日本原	296円	（略）
美作大原	139円	（略）
美作	286円	（略）
岡山高島	1,153円	（略）
甲浦	363円	（略）
野谷	286円	（略）
足守	386円	（略）
備前一宮	641円	（略）
備中高松	371円	（略）
西大寺上南	220円	（略）
児島郷内	447円	（略）
玉島黒崎	223円	（略）
玉野西	444円	（略）
玉野荘内	661円	（略）
灘崎	804円	（略）
金光	581円	（略）
鴨方	（略）	（略）
真備	524円	（略）
岡山藤田	321円	（略）
吉備線路２	770円	（略）
上道	504円	（略）
児島下津井	289円	（略）
津山山北	613円	（略）
津山河辺	269円	（略）
津山一宮	419円	（略）
玉野山田	715円	（略）
玉野八浜	385円	（略）
総社新本	345円	（略）
福渡御津	714円	（略）
福渡	703円	（略）
山陽	456円	（略）
日生	280円	（略）
和気	149円	（略）
長船	797円	（略）
玉島船穂	471円	（略）
里庄	342円	（略）
矢掛	396円	（略）
成羽	223円	（略）
高梁川上	197円	（略）
ひるぜん	57円	（略）
勝央	292円	（略）
亀甲	341円	（略）
福渡旭	107円	（略）
津山久米	96円	（略）
楢	192円	（略）
井原高屋	312円	（略）
美星	140円	（略）
哲西	374円	（略）
湯原	90円	（略）
美新	21円	（略）
津山加茂	304円	（略）
児島塩生	335円	（略）
笠岡北	254円	（略）
総社豪渓	335円	（略）
美袋	108円	（略）
高倉	155円	（略）
備前香登	227円	（略）
備前三石	158円	（略）
備前伊里	193円	（略）
加茂川	106円	（略）
瀬戸万富	616円	（略）

水島東	515円	（略）
津山	301円	（略）
津山院庄	251円	（略）
玉野	390円	（略）
笠岡	517円	（略）
笠岡吉浜	388円	（略）
笠岡西大島	443円	（略）
井原	636円	（略）
総社	627円	（略）
高梁	437円	（略）
新見	552円	（略）
備前	188円	（略）
岡山瀬戸	515円	（略）
邑久	1,018円	（略）
早島	720円	（略）
吉備高原	177円	（略）
美作勝山	290円	（略）
久世落合	347円	（略）
久世	455円	（略）
鏡野	245円	（略）
日本原	265円	（略）
美作大原	129円	（略）
美作	277円	（略）
岡山高島	1,172円	（略）
甲浦	344円	（略）
野谷	279円	（略）
足守	382円	（略）
備前一宮	630円	（略）
備中高松	369円	（略）
西大寺上南	207円	（略）
児島郷内	448円	（略）
玉島黒崎	213円	（略）
玉野西	417円	（略）
玉野荘内	627円	（略）
灘崎	781円	（略）
金光	563円	（略）
鴨方	（略）	（略）
真備	510円	（略）
岡山藤田	309円	（略）
吉備線路２	851円	（略）
上道	521円	（略）
児島下津井	265円	（略）
津山山北	562円	（略）
津山河辺	262円	（略）
津山一宮	404円	（略）
玉野山田	687円	（略）
玉野八浜	374円	（略）
総社新本	330円	（略）
福渡御津	688円	（略）
福渡	619円	（略）
山陽	452円	（略）
日生	278円	（略）
和気	141円	（略）
長船	792円	（略）
玉島船穂	463円	（略）
里庄	338円	（略）
矢掛	303円	（略）
成羽	206円	（略）
高梁川上	186円	（略）
ひるぜん	47円	（略）
勝央	282円	（略）
亀甲	331円	（略）
福渡旭	95円	（略）
津山久米	89円	（略）
楢	180円	（略）
井原高屋	300円	（略）
美星	128円	（略）
哲西	331円	（略）
湯原	73円	（略）
美新	17円	（略）
津山加茂	280円	（略）
児島塩生	314円	（略）
笠岡北	232円	（略）
総社豪渓	291円	（略）
美袋	103円	（略）
高倉	133円	（略）
備前香登	209円	（略）
備前三石	145円	（略）
備前伊里	183円	（略）
加茂川	101円	（略）
瀬戸万富	606円	（略）

	岡山瀬戸赤坂	501円	（略）
	熊山	265円	（略）
	周匝	604円	（略）
	吉永	376円	（略）
	備前佐伯	188円	（略）
	芳井	71円	（略）
	賀陽	326円	（略）
	備中	105円	（略）
	大佐	146円	（略）
	英田	209円	（略）
	福渡弓削	519円	（略）
	岡山原	811円	（略）
	西大寺神崎	204円	（略）
	牛窓	865円	（略）
	北房	98円	（略）
	作東	223円	（略）
	牟佐	367円	（略）
	寄島	568円	（略）
	有漢	105円	（略）
	柵原	313円	（略）
広島県	広島西	2,454円	（略）
	広島南２	3,588円	（略）
	広島中	4,642円	（略）
	広島大州	1,787円	（略）
	宇品	2,536円	（略）
	広島西蟹屋	2,180円	（略）
	仁保	1,634円	（略）
	広島庚午	2,300円	（略）
	広島三篠	1,542円	（略）
	安古市	1,441円	（略）
	安芸祇園	1,501円	（略）
	可部	925円	（略）
	高陽	797円	（略）
	海田	1,673円	（略）
	五日市廿日２	1,288円	（略）
	呉東	1,201円	（略）
	呉吉浦	280円	（略）
	呉天応	434円	（略）
	郷原	404円	（略）
	呉２	1,209円	（略）
	竹原	314円	（略）
	尾道	459円	（略）
	尾道高須	431円	（略）
	尾道美ノ郷	234円	（略）
	尾道東	1,426円	（略）
	因島	176円	（略）
	因島中庄	565円	（略）
	因島重井	257円	（略）
	福山	749円	（略）
	福山東	777円	（略）
	松永	417円	（略）
	新福山	627円	（略）
	福山西	509円	（略）
	福山北	370円	（略）
	福山水呑	458円	（略）
	福山南	525円	（略）
	福山坪生	456円	（略）
	駅家	544円	（略）
	福山加茂	338円	（略）
	福山熊野	208円	（略）
	府中	571円	（略）
	府中本町	454円	（略）
	三次	1,016円	（略）
	三次塩町	131円	（略）
	庄原	504円	（略）
	東広島	973円	（略）
	八本松	243円	（略）
	八本松原	115円	（略）
	廿日市	1,221円	（略）
	五日市地御前	583円	（略）
	江田島	409円	（略）
	安芸大野１	402円	（略）
	宮島口	1,260円	（略）
	安芸吉田	415円	（略）
	黒瀬	226円	（略）
	甲山	210円	（略）
	神辺電話交２	301円	（略）
	神辺御領	128円	（略）
	神辺中条	505円	（略）
	新市	380円	（略）
	広島中山	695円	（略）

	岡山瀬戸赤坂	476円	（略）
	熊山	258円	（略）
	周匝	557円	（略）
	吉永	344円	（略）
	備前佐伯	166円	（略）
	芳井	70円	（略）
	賀陽	288円	（略）
	備中	80円	（略）
	大佐	124円	（略）
	英田	190円	（略）
	福渡弓削	464円	（略）
	岡山原	768円	（略）
	西大寺神崎	199円	（略）
	牛窓	824円	（略）
	北房	91円	（略）
	作東	219円	（略）
	牟佐	370円	（略）
	寄島	535円	（略）
	有漢	89円	（略）
	柵原	292円	（略）
広島県	広島西	2,544円	（略）
	広島南２	3,872円	（略）
	広島中	4,949円	（略）
	広島大州	1,861円	（略）
	宇品	2,618円	（略）
	広島西蟹屋	2,277円	（略）
	仁保	1,761円	（略）
	広島庚午	2,727円	（略）
	広島三篠	1,576円	（略）
	安古市	1,501円	（略）
	安芸祇園	1,882円	（略）
	可部	935円	（略）
	高陽	767円	（略）
	海田	1,885円	（略）
	五日市廿日２	1,350円	（略）
	呉東	1,182円	（略）
	呉吉浦	263円	（略）
	呉天応	430円	（略）
	郷原	368円	（略）
	呉２	1,237円	（略）
	竹原	305円	（略）
	尾道	445円	（略）
	尾道高須	411円	（略）
	尾道美ノ郷	217円	（略）
	尾道東	1,358円	（略）
	因島	174円	（略）
	因島中庄	528円	（略）
	因島重井	247円	（略）
	福山	803円	（略）
	福山東	793円	（略）
	松永	434円	（略）
	新福山	516円	（略）
	福山西	498円	（略）
	福山北	501円	（略）
	福山水呑	447円	（略）
	福山南	534円	（略）
	福山坪生	455円	（略）
	駅家	538円	（略）
	福山加茂	327円	（略）
	福山熊野	198円	（略）
	府中	518円	（略）
	府中本町	448円	（略）
	三次	960円	（略）
	三次塩町	123円	（略）
	庄原	510円	（略）
	東広島	1,010円	（略）
	八本松	238円	（略）
	八本松原	112円	（略）
	廿日市	1,580円	（略）
	五日市地御前	486円	（略）
	江田島	396円	（略）
	安芸大野１	411円	（略）
	宮島口	1,100円	（略）
	安芸吉田	394円	（略）
	黒瀬	203円	（略）
	甲山	180円	（略）
	神辺電話交２	299円	（略）
	神辺御領	121円	（略）
	神辺中条	479円	（略）
	新市	379円	（略）
	広島中山	748円	（略）

広島戸坂	1,135円	（略）
安古市安２	1,267円	（略）
八木	727円	（略）
伴	1,099円	（略）
坂	1,413円	（略）
福木	709円	（略）
戸山	321円	（略）
高陽狩小川	567円	（略）
白木井原	342円	（略）
海田畑賀	681円	（略）
新矢野	1,596円	（略）
五日廿日寺田	1,165円	（略）
五日廿日石内	1,116円	（略）
呉仁方	688円	（略）
呉焼山	491円	（略）
大竹	703円	（略）
志和	59円	（略）
三永	138円	（略）
五日廿日宮内	950円	（略）
安芸熊野	584円	（略）
安佐	105円	（略）
呉警固屋	527円	（略）
竹原忠海	289円	（略）
三原幸崎	855円	（略）
三原長谷	123円	（略）
松永藤江	211円	（略）
福山芦田	220円	（略）
大竹玖波	395円	（略）
高屋	648円	（略）
音戸	294円	（略）
音戸先奥	128円	（略）
倉橋	384円	（略）
倉橋室尾	522円	（略）
安芸佐伯	463円	（略）
安芸佐伯友和	170円	（略）
能美	692円	（略）
大柿	250円	（略）
八千代	568円	（略）
甲田	786円	（略）
東広島福富	137円	（略）
東広島豊栄	280円	（略）
甲山大和	120円	（略）
東広島河内	100円	（略）
河内河戸	125円	（略）
本郷	452円	（略）
安芸津	312円	（略）
安浦	201円	（略）
呉川尻	313円	（略）
瀬戸田	254円	（略）
久井	182円	（略）
尾道向島	1,325円	（略）
東城	476円	（略）
尾道三原２	987円	（略）
宮島	535円	（略）
御調	117円	（略）
安佐久地	523円	（略）
安佐後山	442円	（略）
可部三入	361円	（略）
瀬野川	875円	（略）
瀬野	454円	（略）
竹原荘野	344円	（略）
鞆	398円	（略）
松永本郷	271円	（略）
庄原山内	86円	（略）
造賀	85円	（略）
砂谷	50円	（略）
沖美	363円	（略）
加計	246円	（略）
戸河内	188円	（略）
大朝	287円	（略）
広島千代田	292円	（略）
豊平	230円	（略）
都志見	167円	（略）
高宮	141円	（略）
福山内海	333円	（略）
沼隈	389円	（略）
沼隅山南	318円	（略）
吉舎	92円	（略）
三良坂	191円	（略）
郷田	171円	（略）
新向原	592円	（略）

広島戸坂	1,124円	（略）
安古市安２	1,258円	（略）
八木	740円	（略）
伴	1,088円	（略）
坂	1,466円	（略）
福木	707円	（略）
戸山	287円	（略）
高陽狩小川	492円	（略）
白木井原	324円	（略）
海田畑賀	664円	（略）
新矢野	1,619円	（略）
五日廿日寺田	1,162円	（略）
五日廿日石内	1,051円	（略）
呉仁方	575円	（略）
呉焼山	472円	（略）
大竹	694円	（略）
志和	53円	（略）
三永	128円	（略）
五日廿日宮内	794円	（略）
安芸熊野	551円	（略）
安佐	95円	（略）
呉警固屋	531円	（略）
竹原忠海	263円	（略）
三原幸崎	758円	（略）
三原長谷	113円	（略）
松永藤江	207円	（略）
福山芦田	207円	（略）
大竹玖波	353円	（略）
高屋	703円	（略）
音戸	268円	（略）
音戸先奥	109円	（略）
倉橋	363円	（略）
倉橋室尾	458円	（略）
安芸佐伯	234円	（略）
安芸佐伯友和	160円	（略）
能美	679円	（略）
大柿	248円	（略）
八千代	434円	（略）
甲田	673円	（略）
東広島福富	138円	（略）
東広島豊栄	250円	（略）
甲山大和	112円	（略）
東広島河内	89円	（略）
河内河戸	101円	（略）
本郷	431円	（略）
安芸津	283円	（略）
安浦	165円	（略）
呉川尻	295円	（略）
瀬戸田	234円	（略）
久井	171円	（略）
尾道向島	1,267円	（略）
東城	418円	（略）
尾道三原２	991円	（略）
宮島	530円	（略）
御調	109円	（略）
安佐久地	496円	（略）
安佐後山	405円	（略）
可部三入	310円	（略）
瀬野川	921円	（略）
瀬野	448円	（略）
竹原荘野	330円	（略）
鞆	372円	（略）
松永本郷	260円	（略）
庄原山内	60円	（略）
造賀	74円	（略）
砂谷	42円	（略）
沖美	309円	（略）
加計	243円	（略）
戸河内	109円	（略）
大朝	260円	（略）
広島千代田	288円	（略）
豊平	201円	（略）
都志見	149円	（略）
高宮	121円	（略）
福山内海	299円	（略）
沼隈	372円	（略）
沼隅山南	288円	（略）
吉舎	83円	（略）
三良坂	177円	（略）
郷田	139円	（略）
新向原	450円	（略）

山口県	芸北	117円	（略）
	比和	121円	（略）
	木江白水	415円	（略）
	広島似島	120円	（略）
	三原木原	289円	（略）
	浦崎	349円	（略）
	坂小屋浦	800円	（略）
	下蒲刈	349円	（略）
	湯来	74円	（略）
	木江大崎	333円	（略）
	木江	343円	（略）
	東城三和	251円	（略）
	上下	204円	（略）
	三次三和	111円	（略）
	下関東	353円	（略）
	下関北	340円	（略）
	下関中	275円	（略）
	下関西	278円	（略）
	下関王司	476円	（略）
	下関勝山	761円	（略）
	宇部３	288円	（略）
	宇部	288円	（略）
	宇部西	404円	（略）
	宇部床波	314円	（略）
	宇部東岐波	390円	（略）
	山口２	515円	（略）
	二島	65円	（略）
	萩	172円	（略）
	徳山	722円	（略）
	徳山周南	693円	（略）
	防府	327円	（略）
	防府２	327円	（略）
	下松	329円	（略）
	岩国支店３棟	465円	（略）
	岩国４	465円	（略）
	岩国西	926円	（略）
	新岩国南	809円	（略）
	宇部小野田	165円	（略）
	光	296円	（略）
	長門	311円	（略）
	柳井	218円	（略）
	美祢	134円	（略）
	新南陽１	587円	（略）
	小郡	277円	（略）
	山口大内	390円	（略）
	下関安岡	264円	（略）
	小月	（略）	（略）
	山口下関	409円	（略）
	厚東	83円	（略）
	山口仁保	357円	（略）
	四辻	128円	（略）
	嘉川	（略）	（略）
	萩大井	251円	（略）
	見島	82円	（略）
	徳山櫛ケ浜	586円	（略）
	徳山戸田	242円	（略）
	都濃	238円	（略）
	防府西の浦	194円	（略）
	防府大道	180円	（略）
	防府富海	176円	（略）
	下松久保	245円	（略）
	岩国通津	228円	（略）
	御庄	598円	（略）
	岩国河内	138円	（略）
	西ノ浜	205円	（略）
	光室積	392円	（略）
	光島田	321円	（略）
	久賀	604円	（略）
	大島	261円	（略）
	久賀橘	421円	（略）
	由宇	482円	（略）
	玖珂	203円	（略）
	周東	383円	（略）
	岩田	128円	（略）
	田布施	332円	（略）
	田布施南	241円	（略）
	平生	178円	（略）
	下松熊毛	136円	（略）
	徳山鹿野	263円	（略）
	秋穂	165円	（略）
	宇部楠	134円	（略）

山口県	芸北	83円	（略）
	比和	100円	（略）
	木江白水	431円	（略）
	広島似島	76円	（略）
	三原木原	260円	（略）
	浦崎	288円	（略）
	坂小屋浦	785円	（略）
	下蒲刈	340円	（略）
	湯来	68円	（略）
	木江大崎	349円	（略）
	木江	364円	（略）
	東城三和	222円	（略）
	上下	183円	（略）
	三次三和	97円	（略）
	下関東	355円	（略）
	下関北	356円	（略）
	下関中	271円	（略）
	下関西	262円	（略）
	下関王司	467円	（略）
	下関勝山	749円	（略）
	宇部３	287円	（略）
	宇部	287円	（略）
	宇部西	396円	（略）
	宇部床波	307円	（略）
	宇部東岐波	379円	（略）
	山口２	514円	（略）
	二島	62円	（略）
	萩	159円	（略）
	徳山	705円	（略）
	徳山周南	691円	（略）
	防府	332円	（略）
	防府２	332円	（略）
	下松	327円	（略）
	岩国支店３棟	466円	（略）
	岩国４	466円	（略）
	岩国西	920円	（略）
	新岩国南	746円	（略）
	宇部小野田	159円	（略）
	光	275円	（略）
	長門	303円	（略）
	柳井	205円	（略）
	美祢	132円	（略）
	新南陽１	580円	（略）
	小郡	249円	（略）
	山口大内	388円	（略）
	下関安岡	254円	（略）
	小月	（略）	（略）
	山口下関	394円	（略）
	厚東	77円	（略）
	山口仁保	361円	（略）
	四辻	130円	（略）
	嘉川	（略）	（略）
	萩大井	211円	（略）
	見島	74円	（略）
	徳山櫛ケ浜	570円	（略）
	徳山戸田	226円	（略）
	都濃	207円	（略）
	防府西の浦	182円	（略）
	防府大道	177円	（略）
	防府富海	170円	（略）
	下松久保	235円	（略）
	岩国通津	166円	（略）
	御庄	564円	（略）
	岩国河内	118円	（略）
	西ノ浜	209円	（略）
	光室積	380円	（略）
	光島田	322円	（略）
	久賀	574円	（略）
	大島	249円	（略）
	久賀橘	376円	（略）
	由宇	460円	（略）
	玖珂	199円	（略）
	周東	372円	（略）
	岩田	110円	（略）
	田布施	338円	（略）
	田布施南	218円	（略）
	平生	170円	（略）
	下松熊毛	121円	（略）
	徳山鹿野	207円	（略）
	秋穂	157円	（略）
	宇部楠	131円	（略）

	下関菊川	404円	（略）
	豊浦	275円	（略）
	豊北	308円	（略）
	特牛	322円	（略）
	長門三隅	117円	（略）
	長門仙崎	230円	（略）
	美祢豊田	329円	（略）
	阿月	115円	（略）
	新南陽２	517円	（略）
	久賀下田	307円	（略）
	久賀和田	184円	（略）
	錦町	242円	（略）
	大畠	377円	（略）
	上関	346円	（略）
	徳地	180円	（略）
	厚狭埴生	167円	（略）
	秋芳	63円	（略）
	長門古市	192円	（略）
	油谷	255円	（略）
	油谷久津	83円	（略）
	下関吉見	177円	（略）
	阿知須	288円	（略）
	美東	164円	（略）
	阿東	135円	（略）
	長門湯本	105円	（略）
	岩国坂上	275円	（略）
	厚狭	155円	（略）
徳島県	阿波津田	683円	（略）
	阿波川内	691円	（略）
	八万	639円	（略）
	地蔵橋	702円	（略）
	沖洲	750円	（略）
	徳島西	883円	（略）
	鳴門	305円	（略）
	小松島	506円	（略）
	阿波阿南	273円	（略）
	阿波石井	495円	（略）
	那賀川	315円	（略）
	松茂	475円	（略）
	北島	628円	（略）
	藍住	511円	（略）
	板野	457円	（略）
	上板	402円	（略）
	阿波	610円	（略）
	鴨島	545円	（略）
	山川	422円	（略）
	脇町	353円	（略）
	阿波池田	313円	（略）
	徳島Ｂ	718円	（略）
	阿波国府	477円	（略）
	多家良	290円	（略）
	応神	381円	（略）
	阿波大麻	192円	（略）
	堂浦	245円	（略）
	鳴門公園	169円	（略）
	新赤石	366円	（略）
	阿波橘	452円	（略）
	桑野	495円	（略）
	阿波福井	316円	（略）
	新野	418円	（略）
	阿波椿	275円	（略）
	阿波一宮	232円	（略）
	羽ノ浦	458円	（略）
	丹生谷	429円	（略）
	阿波海南	425円	（略）
	阿波吉野	405円	（略）
	土成	437円	（略）
	市場	336円	（略）
	阿波川島	451円	（略）
	美馬	118円	（略）
	貞光	285円	（略）
	三野	273円	（略）
	阿波三好	243円	（略）
	三縄	364円	（略）
	阿波井川	535円	（略）
	三加茂	157円	（略）
	牟岐	409円	（略）
	阿波勝浦	178円	（略）
	日和佐	225円	（略）
	阿波半田	74円	（略）
	穴吹	44円	（略）

	下関菊川	397円	（略）
	豊浦	266円	（略）
	豊北	291円	（略）
	特牛	295円	（略）
	長門三隅	116円	（略）
	長門仙崎	226円	（略）
	美祢豊田	317円	（略）
	阿月	111円	（略）
	新南陽２	487円	（略）
	久賀下田	270円	（略）
	久賀和田	151円	（略）
	錦町	223円	（略）
	大畠	371円	（略）
	上関	323円	（略）
	徳地	189円	（略）
	厚狭埴生	160円	（略）
	秋芳	49円	（略）
	長門古市	179円	（略）
	油谷	238円	（略）
	油谷久津	70円	（略）
	下関吉見	165円	（略）
	阿知須	285円	（略）
	美東	152円	（略）
	阿東	129円	（略）
	長門湯本	86円	（略）
	岩国坂上	244円	（略）
	厚狭	151円	（略）
徳島県	阿波津田	673円	（略）
	阿波川内	568円	（略）
	八万	623円	（略）
	地蔵橋	677円	（略）
	沖洲	743円	（略）
	徳島西	845円	（略）
	鳴門	341円	（略）
	小松島	534円	（略）
	阿波阿南	262円	（略）
	阿波石井	416円	（略）
	那賀川	301円	（略）
	松茂	470円	（略）
	北島	602円	（略）
	藍住	506円	（略）
	板野	449円	（略）
	上板	377円	（略）
	阿波	597円	（略）
	鴨島	472円	（略）
	山川	477円	（略）
	脇町	338円	（略）
	阿波池田	276円	（略）
	徳島Ｂ	828円	（略）
	阿波国府	455円	（略）
	多家良	288円	（略）
	応神	379円	（略）
	阿波大麻	195円	（略）
	堂浦	242円	（略）
	鳴門公園	164円	（略）
	新赤石	334円	（略）
	阿波橘	445円	（略）
	桑野	471円	（略）
	阿波福井	288円	（略）
	新野	386円	（略）
	阿波椿	235円	（略）
	阿波一宮	224円	（略）
	羽ノ浦	450円	（略）
	丹生谷	365円	（略）
	阿波海南	397円	（略）
	阿波吉野	366円	（略）
	土成	413円	（略）
	市場	330円	（略）
	阿波川島	438円	（略）
	美馬	108円	（略）
	貞光	267円	（略）
	三野	274円	（略）
	阿波三好	228円	（略）
	三縄	366円	（略）
	阿波井川	531円	（略）
	三加茂	151円	（略）
	牟岐	378円	（略）
	阿波勝浦	148円	（略）
	日和佐	227円	（略）
	阿波半田	67円	（略）
	穴吹	34円	（略）

	山城	19円	（略）
	阿波神山	73円	（略）
	阿波広野	58円	（略）
香川県	讃岐三条	590円	（略）
	高松北２	422円	（略）
	屋島	532円	（略）
	香西	936円	（略）
	円座２	601円	（略）
	讃岐前田	287円	（略）
	讃岐川島	310円	（略）
	西植田	209円	（略）
	新仏生山	597円	（略）
	丸亀	444円	（略）
	讃岐郡家	657円	（略）
	坂出	285円	（略）
	讃岐加茂	374円	（略）
	讃岐林田	301円	（略）
	善通寺	524円	（略）
	観音寺	570円	（略）
	引田	302円	（略）
	三本松	134円	（略）
	讃岐津田	185円	（略）
	讃岐大川	227円	（略）
	志度	255円	（略）
	長尾	436円	（略）
	内海	323円	（略）
	土庄	434円	（略）
	讃岐三木	338円	（略）
	讃岐牟礼	403円	（略）
	香川	427円	（略）
	綾南	619円	（略）
	讃岐国分寺	357円	（略）
	宇多津	445円	（略）
	琴平	390円	（略）
	多度津	456円	（略）
	讃岐高瀬	316円	（略）
	讃岐豊浜	264円	（略）
	本島	114円	（略）
	与島	153円	（略）
	木之郷	445円	（略）
	伊吹	119円	（略）
	鴨部	243円	（略）
	庵治	232円	（略）
	綾上	452円	（略）
	讃岐昭和	397円	（略）
	綾歌	275円	（略）
	讃岐飯山	370円	（略）
	讃岐吉野	（略）	（略）
	大野原	414円	（略）
	讃岐豊中	279円	（略）
	仁尾	191円	（略）
	三本松２	134円	（略）
	山本	337円	（略）
	讃岐神山	154円	（略）
	塩江	302円	（略）
	麻二宮	280円	（略）
	詫間	247円	（略）
	財田	277円	（略）
	高松	547円	（略）
	讃岐池田	415円	（略）
愛媛県	西須賀	727円	（略）
	吉田浜	869円	（略）
	堀江	471円	（略）
	伊予石井２	1,114円	（略）
	久谷	830円	（略）
	新久米	1,036円	（略）
	山越本	781円	（略）
	松山３	1,480円	（略）
	今治	370円	（略）
	伊予桜井２	766円	（略）
	宇和島	539円	（略）
	八幡浜	369円	（略）
	新居浜３	580円	（略）
	泉川	372円	（略）
	多喜浜	354円	（略）
	伊予西条	665円	（略）
	大洲	377円	（略）
	新谷	354円	（略）
	川之江	693円	（略）
	伊予三島西	761円	（略）
	伊予２	569円	（略）

	山城	20円	（略）
	阿波神山	70円	（略）
	阿波広野	51円	（略）
香川県	讃岐三条	566円	（略）
	高松北２	399円	（略）
	屋島	493円	（略）
	香西	927円	（略）
	円座２	603円	（略）
	讃岐前田	283円	（略）
	讃岐川島	312円	（略）
	西植田	179円	（略）
	新仏生山	526円	（略）
	丸亀	370円	（略）
	讃岐郡家	630円	（略）
	坂出	278円	（略）
	讃岐加茂	329円	（略）
	讃岐林田	276円	（略）
	善通寺	469円	（略）
	観音寺	548円	（略）
	引田	291円	（略）
	三本松	117円	（略）
	讃岐津田	157円	（略）
	讃岐大川	219円	（略）
	志度	249円	（略）
	長尾	411円	（略）
	内海	305円	（略）
	土庄	426円	（略）
	讃岐三木	332円	（略）
	讃岐牟礼	397円	（略）
	香川	416円	（略）
	綾南	471円	（略）
	讃岐国分寺	331円	（略）
	宇多津	419円	（略）
	琴平	383円	（略）
	多度津	447円	（略）
	讃岐高瀬	313円	（略）
	讃岐豊浜	261円	（略）
	本島	107円	（略）
	与島	136円	（略）
	木之郷	427円	（略）
	伊吹	78円	（略）
	鴨部	198円	（略）
	庵治	228円	（略）
	綾上	380円	（略）
	讃岐昭和	349円	（略）
	綾歌	267円	（略）
	讃岐飯山	367円	（略）
	讃岐吉野	（略）	（略）
	大野原	394円	（略）
	讃岐豊中	272円	（略）
	仁尾	193円	（略）
	三本松２	117円	（略）
	山本	322円	（略）
	讃岐神山	129円	（略）
	塩江	276円	（略）
	麻二宮	243円	（略）
	詫間	241円	（略）
	財田	265円	（略）
	高松	550円	（略）
	讃岐池田	489円	（略）
愛媛県	西須賀	654円	（略）
	吉田浜	754円	（略）
	堀江	448円	（略）
	伊予石井２	1,091円	（略）
	久谷	817円	（略）
	新久米	1,008円	（略）
	山越本	728円	（略）
	松山３	1,464円	（略）
	今治	339円	（略）
	伊予桜井２	729円	（略）
	宇和島	538円	（略）
	八幡浜	326円	（略）
	新居浜３	558円	（略）
	泉川	361円	（略）
	多喜浜	344円	（略）
	伊予西条	624円	（略）
	大洲	363円	（略）
	新谷	326円	（略）
	川之江	686円	（略）
	伊予三島西	728円	（略）
	伊予２	542円	（略）

	伊予北条	544円	（略）
	壬生川２	361円	（略）
	伊予土居	289円	（略）
	大西	869円	（略）
	重信	1,030円	（略）
	松前２	898円	（略）
	砥部	1,507円	（略）
	宇和	339円	（略）
	広見	282円	（略）
	御荘２	137円	（略）
	湯山	2,089円	（略）
	波止浜交換２	408円	（略）
	来	554円	（略）
	日土	532円	（略）
	穴井	249円	（略）
	伊予氷見	683円	（略）
	伊予豊岡	766円	（略）
	伊予三芳	476円	（略）
	粟井	336円	（略）
	伊予小松	727円	（略）
	丹原	449円	（略）
	伊予玉川	434円	（略）
	菊間	183円	（略）
	吉海	383円	（略）
	伯方	905円	（略）
	伊予川内	557円	（略）
	久万	143円	（略）
	保内	403円	（略）
	伊予吉田	424円	（略）
	伊予津島	425円	（略）
	今治支店旧	370円	（略）
	大洲新棟	377円	（略）
	伊予長浜	271円	（略）
	内子	668円	（略）
	伊予三瓶	384円	（略）
	愛媛野村	519円	（略）
	三間	169円	（略）
	伊予朝倉	303円	（略）
	宮窪	85円	（略）
	伊予上浦	51円	（略）
	伊予小田	214円	（略）
	伊予中山機械	656円	（略）
	伊予松野	67円	（略）
	一本松	50円	（略）
	生名	97円	（略）
	伊予弓削	101円	（略）
	双海	552円	（略）
	伊方	188円	（略）
	城川交換機	73円	（略）
	重信２	1,030円	（略）
	伊予中島	443円	（略）
高知県	高知東	937円	（略）
	潮江	935円	（略）
	土佐朝倉	832円	（略）
	土佐一宮	994円	（略）
	種崎	421円	（略）
	土佐大津	825円	（略）
	安芸	141円	（略）
	南国	399円	（略）
	須崎	378円	（略）
	土佐中村	225円	（略）
	赤岡	343円	（略）
	土佐山田	291円	（略）
	伊野	700円	（略）
	池川	268円	（略）
	土佐春野	356円	（略）
	土佐羽根	330円	（略）
	片山	829円	（略）
	土佐国府	665円	（略）
	戸波	259円	（略）
	具同	258円	（略）
	宿毛	406円	（略）
	片島	117円	（略）
	土佐長浜	223円	（略）
	介良	961円	（略）
	室戸	340円	（略）
	土佐	306円	（略）
	土佐宇佐	174円	（略）
	野市	515円	（略）
	美良布	451円	（略）
	中土佐	365円	（略）

	伊予北条	515円	（略）
	壬生川２	337円	（略）
	伊予土居	278円	（略）
	大西	834円	（略）
	重信	988円	（略）
	松前２	880円	（略）
	砥部	1,485円	（略）
	宇和	292円	（略）
	広見	255円	（略）
	御荘２	119円	（略）
	湯山	2,084円	（略）
	波止浜交換２	370円	（略）
	来	539円	（略）
	日土	417円	（略）
	穴井	131円	（略）
	伊予氷見	596円	（略）
	伊予豊岡	718円	（略）
	伊予三芳	455円	（略）
	粟井	304円	（略）
	伊予小松	674円	（略）
	丹原	399円	（略）
	伊予玉川	416円	（略）
	菊間	166円	（略）
	吉海	365円	（略）
	伯方	881円	（略）
	伊予川内	546円	（略）
	久万	147円	（略）
	保内	361円	（略）
	伊予吉田	356円	（略）
	伊予津島	400円	（略）
	今治支店旧	339円	（略）
	大洲新棟	363円	（略）
	伊予長浜	270円	（略）
	内子	604円	（略）
	伊予三瓶	350円	（略）
	愛媛野村	487円	（略）
	三間	160円	（略）
	伊予朝倉	318円	（略）
	宮窪	79円	（略）
	伊予上浦	50円	（略）
	伊予小田	184円	（略）
	伊予中山機械	629円	（略）
	伊予松野	54円	（略）
	一本松	47円	（略）
	生名	80円	（略）
	伊予弓削	97円	（略）
	双海	625円	（略）
	伊方	174円	（略）
	城川交換機	44円	（略）
	重信２	988円	（略）
	伊予中島	394円	（略）
高知県	高知東	962円	（略）
	潮江	892円	（略）
	土佐朝倉	821円	（略）
	土佐一宮	996円	（略）
	種崎	381円	（略）
	土佐大津	814円	（略）
	安芸	183円	（略）
	南国	395円	（略）
	須崎	339円	（略）
	土佐中村	213円	（略）
	赤岡	330円	（略）
	土佐山田	269円	（略）
	伊野	676円	（略）
	池川	293円	（略）
	土佐春野	350円	（略）
	土佐羽根	171円	（略）
	片山	813円	（略）
	土佐国府	667円	（略）
	戸波	246円	（略）
	具同	229円	（略）
	宿毛	388円	（略）
	片島	115円	（略）
	土佐長浜	198円	（略）
	介良	873円	（略）
	室戸	322円	（略）
	土佐	296円	（略）
	土佐宇佐	172円	（略）
	野市	514円	（略）
	美良布	427円	（略）
	中土佐	344円	（略）

	佐川	263円	（略）
	芸西	629円	（略）
	吾川	445円	（略）
	越知	316円	（略）
	土佐日高	465円	（略）
	吉良川	82円	（略）
	大栃	53円	（略）
	吾北	80円	（略）
	仁淀	52円	（略）
	高知	691円	（略）
	大杉	88円	（略）
	土佐平田	54円	（略）
	土佐清水	243円	（略）
	窪川	223円	（略）
	大方	174円	（略）
	土佐大月	131円	（略）
	野根	71円	（略）
	嶺北	138円	（略）
	土佐佐賀	111円	（略）
	土佐田野	112円	（略）
	東津野	95円	（略）
福岡県	門司２	611円	（略）
	門司恒見	（略）	（略）
	門司大里	940円	（略）
	福岡若松	（略）	（略）
	若松二島	（略）	（略）
	戸畑	692円	（略）
	小倉南	1,022円	（略）
	小倉西	807円	（略）
	北九州古船場	610円	（略）
	北九州１	865円	（略）
	北九州２	859円	（略）
	北九州３	859円	（略）
	小倉南曽根	751円	（略）
	小倉南徳力	1,483円	（略）
	八幡槻田	482円	（略）
	北九州八幡２	411円	（略）
	折尾３	522円	（略）
	八幡黒崎	471円	（略）
	八幡上津役	651円	（略）
	八幡香月別館	902円	（略）
	福岡東	2,827円	（略）
	香椎	2,011円	（略）
	二股瀬	1,032円	（略）
	和白	1,250円	（略）
	博多	5,578円	（略）
	土居町	1,468円	（略）
	福岡南	1,264円	（略）
	福岡中央２	21,005円	（略）
	福岡平尾	1,925円	（略）
	筑紫ケ丘	1,311円	（略）
	屋形原	750円	（略）
	姪浜	1,501円	（略）
	金武	1,912円	（略）
	今宿２	1,327円	（略）
	七隈	1,900円	（略）
	福岡西新	2,876円	（略）
	大牟田	310円	（略）
	久留米	516円	（略）
	荒木	503円	（略）
	御井町	802円	（略）
	久留米上津	851円	（略）
	久留米２	894円	（略）
	直方２	210円	（略）
	飯塚３	321円	（略）
	田川	271円	（略）
	福岡山田	69円	（略）
	甘木	483円	（略）
	八女	132円	（略）
	筑後	（略）	（略）
	福岡大川	237円	（略）
	行橋２	313円	（略）
	中間	239円	（略）
	福岡小郡	599円	（略）
	二日市	668円	（略）
	二日市原田	638円	（略）
	福岡南大野	1,617円	（略）
	乙金	1,395円	（略）
	宗像	450円	（略）
	日の里	1,375円	（略）
	前原営業所	（略）	（略）

	佐川	237円	（略）
	芸西	574円	（略）
	吾川	207円	（略）
	越知	307円	（略）
	土佐日高	450円	（略）
	吉良川	71円	（略）
	大栃	50円	（略）
	吾北	73円	（略）
	仁淀	46円	（略）
	高知	695円	（略）
	大杉	84円	（略）
	土佐平田	53円	（略）
	土佐清水	174円	（略）
	窪川	216円	（略）
	大方	163円	（略）
	土佐大月	128円	（略）
	野根	61円	（略）
	嶺北	132円	（略）
	土佐佐賀	98円	（略）
	土佐田野	96円	（略）
	東津野	80円	（略）
福岡県	門司２	623円	（略）
	門司恒見	（略）	（略）
	門司大里	939円	（略）
	福岡若松	（略）	（略）
	若松二島	（略）	（略）
	戸畑	687円	（略）
	小倉南	1,054円	（略）
	小倉西	841円	（略）
	北九州古船場	634円	（略）
	北九州１	882円	（略）
	北九州２	882円	（略）
	北九州３	882円	（略）
	小倉南曽根	748円	（略）
	小倉南徳力	1,474円	（略）
	八幡槻田	458円	（略）
	北九州八幡２	413円	（略）
	折尾３	498円	（略）
	八幡黒崎	510円	（略）
	八幡上津役	672円	（略）
	八幡香月別館	852円	（略）
	福岡東	3,333円	（略）
	香椎	2,228円	（略）
	二股瀬	1,076円	（略）
	和白	1,349円	（略）
	博多	10,914円	（略）
	土居町	1,794円	（略）
	福岡南	1,436円	（略）
	福岡中央２	23,779円	（略）
	福岡平尾	2,685円	（略）
	筑紫ケ丘	1,820円	（略）
	屋形原	762円	（略）
	姪浜	1,865円	（略）
	金武	1,887円	（略）
	今宿２	1,536円	（略）
	七隈	2,048円	（略）
	福岡西新	4,273円	（略）
	大牟田	292円	（略）
	久留米	532円	（略）
	荒木	507円	（略）
	御井町	748円	（略）
	久留米上津	775円	（略）
	久留米２	841円	（略）
	直方２	209円	（略）
	飯塚３	278円	（略）
	田川	265円	（略）
	福岡山田	72円	（略）
	甘木	461円	（略）
	八女	129円	（略）
	筑後	（略）	（略）
	福岡大川	637円	（略）
	行橋２	312円	（略）
	中間	234円	（略）
	福岡小郡	607円	（略）
	二日市	725円	（略）
	二日市原田	672円	（略）
	福岡南大野	1,693円	（略）
	乙金	1,406円	（略）
	宗像	448円	（略）
	日の里	1,265円	（略）
	前原営業所	（略）	（略）

宇美	667円	（略）
志免	1,004円	（略）
古賀新宮	580円	（略）
古賀	677円	（略）
長者原	2,134円	（略）
福間	（略）	（略）
福岡芦屋	335円	（略）
折尾水巻	334円	（略）
折尾海老津	333円	（略）
直方鞍手	170円	（略）
田主丸	259円	（略）
瀬高	206円	（略）
柳川	271円	（略）
苅田	702円	（略）
行橋犀川	306円	（略）
行橋豊津	401円	（略）
門司黒川	430円	（略）
若松小島	234円	（略）
西谷石原	107円	（略）
多々良	876円	（略）
早良内野	575円	（略）
倉永	289円	（略）
善導寺	245円	（略）
福岡三国	357円	（略）
篠栗	695円	（略）
久山	560円	（略）
折尾遠賀川	417円	（略）
柳川大和	277円	（略）
江浦	253円	（略）
西戸崎	453円	（略）
北崎	891円	（略）
直方小竹	177円	（略）
直方宮田	279円	（略）
稲築	275円	（略）
前原志摩	695円	（略）
田主丸吉井	335円	（略）
大刀洗	115円	（略）
広川	295円	（略）
豊前	412円	（略）
津屋崎	336円	（略）
宗像玄海	276円	（略）
直方若宮	93円	（略）
飯塚桂川	203円	（略）
飯塚碓井	101円	（略）
飯塚大隈	361円	（略）
飯塚筑穂	282円	（略）
飯塚庄内	239円	（略）
杷木	398円	（略）
甘木朝倉	214円	（略）
夜須	274円	（略）
二丈	368円	（略）
福吉	163円	（略）
芥屋	186円	（略）
浮羽	136円	（略）
久留米北野	782円	（略）
大木	456円	（略）
三潴	358円	（略）
黒木	249円	（略）
瀬高山川	283円	（略）
田川香春	357円	（略）
田川添田	227円	（略）
田川金田	346円	（略）
田川糸田	352円	（略）
田川豊前川崎	241円	（略）
田川赤池	177円	（略）
田川大任	306円	（略）
田川油須原	237円	（略）
友枝	209円	（略）
直方東	301円	（略）
福岡大川２	237円	（略）
那珂川別	479円	（略）
若宮吉川	46円	（略）
城島	443円	（略）
行橋勝山	507円	（略）
行橋築城	365円	（略）
上陽	355円	（略）
光友	136円	（略）
星野	212円	（略）
行橋椎田	271円	（略）
八女大渕	258円	（略）
福岡矢部	89円	（略）

宇美	660円	（略）
志免	1,123円	（略）
古賀新宮	756円	（略）
古賀	686円	（略）
長者原	2,328円	（略）
福間	（略）	（略）
福岡芦屋	337円	（略）
折尾水巻	315円	（略）
折尾海老津	323円	（略）
直方鞍手	164円	（略）
田主丸	281円	（略）
瀬高	366円	（略）
柳川	262円	（略）
苅田	728円	（略）
行橋犀川	285円	（略）
行橋豊津	380円	（略）
門司黒川	396円	（略）
若松小島	222円	（略）
西谷石原	98円	（略）
多々良	768円	（略）
早良内野	564円	（略）
倉永	270円	（略）
善導寺	238円	（略）
福岡三国	349円	（略）
篠栗	691円	（略）
久山	577円	（略）
折尾遠賀川	409円	（略）
柳川大和	261円	（略）
江浦	268円	（略）
西戸崎	452円	（略）
北崎	889円	（略）
直方小竹	174円	（略）
直方宮田	260円	（略）
稲築	271円	（略）
前原志摩	698円	（略）
田主丸吉井	341円	（略）
大刀洗	117円	（略）
広川	265円	（略）
豊前	398円	（略）
津屋崎	339円	（略）
宗像玄海	268円	（略）
直方若宮	88円	（略）
飯塚桂川	195円	（略）
飯塚碓井	92円	（略）
飯塚大隈	358円	（略）
飯塚筑穂	278円	（略）
飯塚庄内	240円	（略）
杷木	405円	（略）
甘木朝倉	198円	（略）
夜須	260円	（略）
二丈	362円	（略）
福吉	159円	（略）
芥屋	179円	（略）
浮羽	131円	（略）
久留米北野	755円	（略）
大木	502円	（略）
三潴	355円	（略）
黒木	223円	（略）
瀬高山川	316円	（略）
田川香春	334円	（略）
田川添田	207円	（略）
田川金田	321円	（略）
田川糸田	344円	（略）
田川豊前川崎	240円	（略）
田川赤池	176円	（略）
田川大任	299円	（略）
田川油須原	227円	（略）
友枝	196円	（略）
直方東	291円	（略）
福岡大川２	637円	（略）
那珂川別	452円	（略）
若宮吉川	42円	（略）
城島	449円	（略）
行橋勝山	478円	（略）
行橋築城	354円	（略）
上陽	332円	（略）
光友	124円	（略）
星野	191円	（略）
行橋椎田	257円	（略）
八女大渕	158円	（略）
福岡矢部	50円	（略）

佐賀県	高木瀬	618円	（略）
	唐津	312円	（略）
	佐賀鳥栖	655円	（略）
	多久	284円	（略）
	伊万里	206円	（略）
	伊万里黒川	130円	（略）
	武雄	162円	（略）
	佐賀鹿島	255円	（略）
	川副南	289円	（略）
	神埼	419円	（略）
	基山	387円	（略）
	小城	361円	（略）
	牛津	395円	（略）
	玄海	353円	（略）
	嬉野電交局舎	403円	（略）
	有田	362円	（略）
	蓮池	111円	（略）
	川久保	95円	（略）
	唐津山本	361円	（略）
	唐津鏡	334円	（略）
	東多久	95円	（略）
	久原	167円	（略）
	波多津	149円	（略）
	伊万里松浦	73円	（略）
	大川野	58円	（略）
	南波多	64円	（略）
	諸富	359円	（略）
	佐賀千代田	624円	（略）
	鳥栖中原	654円	（略）
	北茂安	376円	（略）
	呼子	186円	（略）
	西有田	263円	（略）
	武雄北方	508円	（略）
	佐賀大町	417円	（略）
	佐賀白石	288円	（略）
	鹿島塩田	340円	（略）
	久保田	513円	（略）
	佐賀大和	438円	（略）
	江北	359円	（略）
	佐賀福富	476円	（略）
	有明	494円	（略）
	太良	452円	（略）
	若木	220円	（略）
	浜崎	374円	（略）
	武雄山内	174円	（略）
	三根	600円	（略）
	入野	290円	（略）
	西川登	316円	（略）
	七山	215円	（略）
	湊	214円	（略）
	厳木	160円	（略）
	相知	126円	（略）
	太良大浦	180円	（略）
長崎県	浦上	1,206円	（略）
	新長	1,054円	（略）
	小ケ倉	390円	（略）
	稲佐	1,519円	（略）
	深堀	316円	（略）
	東長崎	1,133円	（略）
	滑石	1,166円	（略）
	佐世保別	895円	（略）
	早岐	355円	（略）
	佐世保大和	418円	（略）
	佐世保大野	539円	（略）
	柚木	331円	（略）
	相浦	289円	（略）
	島原	338円	（略）
	諫早	509円	（略）
	西諫早	446円	（略）
	大村	255円	（略）
	福江	151円	（略）
	長崎平戸	391円	（略）
	時津	870円	（略）
	有川	262円	（略）
	壱岐	451円	（略）
	厳原	312円	（略）
	大瀬戸	221円	（略）
	長崎小浜	220円	（略）
	豆酘	32円	（略）
	竹松	（略）	（略）
	長崎茂木	615円	（略）

佐賀県	高木瀬	605円	（略）
	唐津	300円	（略）
	佐賀鳥栖	645円	（略）
	多久	292円	（略）
	伊万里	196円	（略）
	伊万里黒川	122円	（略）
	武雄	155円	（略）
	佐賀鹿島	252円	（略）
	川副南	190円	（略）
	神埼	400円	（略）
	基山	391円	（略）
	小城	356円	（略）
	牛津	342円	（略）
	玄海	306円	（略）
	嬉野電交局舎	384円	（略）
	有田	302円	（略）
	蓮池	100円	（略）
	川久保	86円	（略）
	唐津山本	322円	（略）
	唐津鏡	319円	（略）
	東多久	93円	（略）
	久原	117円	（略）
	波多津	108円	（略）
	伊万里松浦	68円	（略）
	大川野	44円	（略）
	南波多	47円	（略）
	諸富	358円	（略）
	佐賀千代田	493円	（略）
	鳥栖中原	635円	（略）
	北茂安	392円	（略）
	呼子	182円	（略）
	西有田	232円	（略）
	武雄北方	437円	（略）
	佐賀大町	322円	（略）
	佐賀白石	348円	（略）
	鹿島塩田	296円	（略）
	久保田	421円	（略）
	佐賀大和	417円	（略）
	江北	351円	（略）
	佐賀福富	207円	（略）
	有明	406円	（略）
	太良	430円	（略）
	若木	209円	（略）
	浜崎	336円	（略）
	武雄山内	162円	（略）
	三根	531円	（略）
	入野	188円	（略）
	西川登	271円	（略）
	七山	177円	（略）
	湊	172円	（略）
	厳木	139円	（略）
	相知	95円	（略）
	太良大浦	160円	（略）
長崎県	浦上	1,417円	（略）
	新長	1,495円	（略）
	小ケ倉	373円	（略）
	稲佐	1,769円	（略）
	深堀	297円	（略）
	東長崎	1,122円	（略）
	滑石	1,228円	（略）
	佐世保別	868円	（略）
	早岐	307円	（略）
	佐世保大和	397円	（略）
	佐世保大野	505円	（略）
	柚木	328円	（略）
	相浦	286円	（略）
	島原	270円	（略）
	諫早	478円	（略）
	西諫早	425円	（略）
	大村	254円	（略）
	福江	140円	（略）
	長崎平戸	362円	（略）
	時津	893円	（略）
	有川	233円	（略）
	壱岐	551円	（略）
	厳原	301円	（略）
	大瀬戸	219円	（略）
	長崎小浜	163円	（略）
	豆酘	22円	（略）
	竹松	（略）	（略）
	長崎茂木	582円	（略）

	木鉢	634円	（略）
	長崎三重	314円	（略）
	鹿子前	328円	（略）
	針尾	312円	（略）
	松浦	294円	（略）
	御厨	201円	（略）
	長崎三和	379円	（略）
	多良見	456円	（略）
	長与	712円	（略）
	琴海	291円	（略）
	西彼	221円	（略）
	東彼杵	234円	（略）
	川棚	244円	（略）
	波佐見	169円	（略）
	湯江	281円	（略）
	小長井	205円	（略）
	島原有明	161円	（略）
	島原国見	151円	（略）
	諫早吾妻	283円	（略）
	愛野森山	833円	（略）
	千々石	239円	（略）
	有家	253円	（略）
	島原深江	582円	（略）
	田平	86円	（略）
	江迎	170円	（略）
	佐々	389円	（略）
	佐世保吉井	110円	（略）
	黒口	163円	（略）
	飯盛	630円	（略）
	島原瑞穂	530円	（略）
	鹿町	291円	（略）
	小佐々	260円	（略）
	楠泊	192円	（略）
	式見	633円	（略）
	三川内	811円	（略）
	紐差	204円	（略）
	津吉	82円	（略）
	今福	166円	（略）
	西彼大串	301円	（略）
	南風崎	625円	（略）
	有喜	126円	（略）
	鶏知	523円	（略）
	崎戸	81円	（略）
	雲仙	109円	（略）
	伊万里福島	236円	（略）
	鷹島	22円	（略）
	野母崎	477円	（略）
	加津佐	107円	（略）
	長崎口之津	183円	（略）
	南有馬	732円	（略）
	富江	211円	（略）
	青方	270円	（略）
熊本県	東	1,346円	（略）
	健軍	666円	（略）
	立田	621円	（略）
	田迎	1,085円	（略）
	桜町	738円	（略）
	熊本清水	784円	（略）
	北部	465円	（略）
	帯山	856円	（略）
	託麻別館	991円	（略）
	新川尻	754円	（略）
	熊本南部	348円	（略）
	郡築	162円	（略）
	人吉別館	153円	（略）
	水俣	951円	（略）
	玉名	293円	（略）
	本渡	475円	（略）
	山鹿	189円	（略）
	牛深	119円	（略）
	菊池	396円	（略）
	松橋	426円	（略）
	松橋小川	107円	（略）
	植木岩野	491円	（略）
	熊本大津	166円	（略）
	西合志	194円	（略）
	一の宮	204円	（略）
	熊本小国	549円	（略）
	高森	428円	（略）
	南阿蘇	61円	（略）
	木山	555円	（略）

	木鉢	621円	（略）
	長崎三重	288円	（略）
	鹿子前	178円	（略）
	針尾	293円	（略）
	松浦	320円	（略）
	御厨	214円	（略）
	長崎三和	367円	（略）
	多良見	390円	（略）
	長与	707円	（略）
	琴海	283円	（略）
	西彼	201円	（略）
	東彼杵	230円	（略）
	川棚	239円	（略）
	波佐見	165円	（略）
	湯江	261円	（略）
	小長井	194円	（略）
	島原有明	157円	（略）
	島原国見	142円	（略）
	諫早吾妻	269円	（略）
	愛野森山	754円	（略）
	千々石	200円	（略）
	有家	239円	（略）
	島原深江	549円	（略）
	田平	82円	（略）
	江迎	160円	（略）
	佐々	398円	（略）
	佐世保吉井	105円	（略）
	黒口	149円	（略）
	飯盛	610円	（略）
	島原瑞穂	487円	（略）
	鹿町	279円	（略）
	小佐々	255円	（略）
	楠泊	183円	（略）
	式見	566円	（略）
	三川内	780円	（略）
	紐差	196円	（略）
	津吉	69円	（略）
	今福	167円	（略）
	西彼大串	279円	（略）
	南風崎	572円	（略）
	有喜	125円	（略）
	鶏知	526円	（略）
	崎戸	78円	（略）
	雲仙	85円	（略）
	伊万里福島	204円	（略）
	鷹島	117円	（略）
	野母崎	442円	（略）
	加津佐	103円	（略）
	長崎口之津	173円	（略）
	南有馬	589円	（略）
	富江	192円	（略）
	青方	253円	（略）
熊本県	東	1,466円	（略）
	健軍	748円	（略）
	立田	613円	（略）
	田迎	1,080円	（略）
	桜町	815円	（略）
	熊本清水	806円	（略）
	北部	511円	（略）
	帯山	921円	（略）
	託麻別館	981円	（略）
	新川尻	741円	（略）
	熊本南部	330円	（略）
	郡築	157円	（略）
	人吉別館	141円	（略）
	水俣	1,100円	（略）
	玉名	273円	（略）
	本渡	479円	（略）
	山鹿	179円	（略）
	牛深	111円	（略）
	菊池	330円	（略）
	松橋	421円	（略）
	松橋小川	102円	（略）
	植木岩野	488円	（略）
	熊本大津	168円	（略）
	西合志	192円	（略）
	一の宮	187円	（略）
	熊本小国	438円	（略）
	高森	410円	（略）
	南阿蘇	59円	（略）
	木山	578円	（略）

	矢部別館	304円	（略）
	荒尾	147円	（略）
	宇土	326円	（略）
	合志	127円	（略）
	熊本小島	628円	（略）
	天明	（略）	（略）
	日奈久	291円	（略）
	府本	80円	（略）
	荒尾緑ケ丘	329円	（略）
	網田	208円	（略）
	三角	369円	（略）
	松橋城南	235円	（略）
	堅志田	154円	（略）
	砥用	96円	（略）
	岱明	48円	（略）
	天水	232円	（略）
	南関	259円	（略）
	熊本長洲	197円	（略）
	鹿本	371円	（略）
	菊陽	883円	（略）
	泗水	255円	（略）
	南小国	444円	（略）
	熊本西原	394円	（略）
	嘉島	249円	（略）
	甲佐	552円	（略）
	坂本	144円	（略）
	熊本鏡	178円	（略）
	宮原	191円	（略）
	東陽	179円	（略）
	湯浦	215円	（略）
	津奈木	239円	（略）
	錦	227円	（略）
	多良木	167円	（略）
	大矢野	848円	（略）
	本渡松島	364円	（略）
	赤崎	209円	（略）
	飽田	509円	（略）
	竜峰	309円	（略）
	松橋豊野	25円	（略）
	玉東	313円	（略）
	菊水	339円	（略）
	坊中	149円	（略）
	御船	260円	（略）
	千丁	402円	（略）
	水俣田浦	166円	（略）
	熊本河内	403円	（略）
	水源	86円	（略）
	郡浦	102円	（略）
	鹿北	177円	（略）
	菊鹿	119円	（略）
	鹿央	（略）	（略）
	旭志	178円	（略）
	矢部清和	77円	（略）
	芦北	474円	（略）
	湯前	131円	（略）
	姫戸	275円	（略）
	三加和	87円	（略）
	阿蘇	183円	（略）
	本渡富岡	330円	（略）
	河浦	213円	（略）
	蘇陽	170円	（略）
	免田	223円	（略）
	一勝地	108円	（略）
	竜ケ岳	285円	（略）
	五和	522円	（略）
	玉名大浜	214円	（略）
大分県	大分	1,708円	（略）
	鶴崎	272円	（略）
	大分東	739円	（略）
	大分滝尾	309円	（略）
	大分大道	814円	（略）
	大分市外	647円	（略）
	大分別府	410円	（略）
	別府北	476円	（略）
	如水	66円	（略）
	新中津	323円	（略）
	日田三本松	280円	（略）
	佐伯	504円	（略）
	臼杵	346円	（略）
	津久見	222円	（略）
	大分竹田	195円	（略）

	矢部別館	248円	（略）
	荒尾	146円	（略）
	宇土	320円	（略）
	合志	120円	（略）
	熊本小島	620円	（略）
	天明	（略）	（略）
	日奈久	261円	（略）
	府本	81円	（略）
	荒尾緑ケ丘	283円	（略）
	網田	184円	（略）
	三角	311円	（略）
	松橋城南	231円	（略）
	堅志田	142円	（略）
	砥用	83円	（略）
	岱明	42円	（略）
	天水	200円	（略）
	南関	248円	（略）
	熊本長洲	186円	（略）
	鹿本	356円	（略）
	菊陽	888円	（略）
	泗水	248円	（略）
	南小国	418円	（略）
	熊本西原	378円	（略）
	嘉島	158円	（略）
	甲佐	521円	（略）
	坂本	112円	（略）
	熊本鏡	171円	（略）
	宮原	180円	（略）
	東陽	156円	（略）
	湯浦	184円	（略）
	津奈木	222円	（略）
	錦	220円	（略）
	多良木	154円	（略）
	大矢野	813円	（略）
	本渡松島	303円	（略）
	赤崎	194円	（略）
	飽田	508円	（略）
	竜峰	286円	（略）
	松橋豊野	24円	（略）
	玉東	302円	（略）
	菊水	41円	（略）
	坊中	141円	（略）
	御船	239円	（略）
	千丁	288円	（略）
	水俣田浦	144円	（略）
	熊本河内	379円	（略）
	水源	68円	（略）
	郡浦	84円	（略）
	鹿北	161円	（略）
	菊鹿	109円	（略）
	鹿央	（略）	（略）
	旭志	167円	（略）
	矢部清和	66円	（略）
	芦北	427円	（略）
	湯前	121円	（略）
	姫戸	223円	（略）
	三加和	101円	（略）
	阿蘇	171円	（略）
	本渡富岡	319円	（略）
	河浦	173円	（略）
	蘇陽	151円	（略）
	免田	209円	（略）
	一勝地	94円	（略）
	竜ケ岳	245円	（略）
	五和	499円	（略）
	玉名大浜	198円	（略）
大分県	大分	1,812円	（略）
	鶴崎	262円	（略）
	大分東	729円	（略）
	大分滝尾	301円	（略）
	大分大道	851円	（略）
	大分市外	654円	（略）
	大分別府	409円	（略）
	別府北	473円	（略）
	如水	65円	（略）
	新中津	337円	（略）
	日田三本松	271円	（略）
	佐伯	467円	（略）
	臼杵	304円	（略）
	津久見	212円	（略）
	大分竹田	131円	（略）

	豊後高田	218円	（略）
	杵築別館	254円	（略）
	大分宇佐	203円	（略）
	国東	248円	（略）
	日出	541円	（略）
	由布院	534円	（略）
	大分三重	215円	（略）
	玖珠	474円	（略）
	大分稙田	644円	（略）
	大分中津	320円	（略）
	大分戸次	586円	（略）
	鶴崎松岡	371円	（略）
	長洲	258円	（略）
	豊後高田田原	47円	（略）
	大分賀来	720円	（略）
	坂ノ市別館	408円	（略）
	海崎	76円	（略）
	保戸島	116円	（略）
	宇佐八幡	204円	（略）
	山香	269円	（略）
	大分挟間	289円	（略）
	大分庄内	243円	（略）
	佐賀関	133円	（略）
	幸崎	134円	（略）
	佐伯弥生	447円	（略）
	野津	345円	（略）
	緒方	151円	（略）
	三重大野	256円	（略）
	三重千歳	47円	（略）
	天ケ瀬	527円	（略）
	三光	162円	（略）
	大分野津原	316円	（略）
	直川	187円	（略）
	本耶馬渓	261円	（略）
	院内	109円	（略）
	安心院	200円	（略）
	真玉	125円	（略）
	国東国見	115円	（略）
	国東富来	168円	（略）
	佐伯鶴見	374円	（略）
	竹田荻	88円	（略）
	日田大山	384円	（略）
	大分犬飼	239円	（略）
	大分吉野	58円	（略）
	安岐	150円	（略）
	武蔵	304円	（略）
	宇目	192円	（略）
	蒲江	232円	（略）
	耶馬渓下郷	185円	（略）
	山国	113円	（略）
	香々地	70円	（略）
	三重清川	40円	（略）
	久住	267円	（略）
	恵良	211円	（略）
	津江	179円	（略）
	耶馬渓	228円	（略）
	合河	151円	（略）
宮崎県	生目	282円	（略）
	宮崎大淀	628円	（略）
	木花	696円	（略）
	都城	462円	（略）
	都城荘内	73円	（略）
	沖水	171円	（略）
	都城中郷	74円	（略）
	土々呂	445円	（略）
	延岡市外	474円	（略）
	日南	194円	（略）
	宮崎小林	269円	（略）
	日向別館	211円	（略）
	西都	342円	（略）
	高城	198円	（略）
	宮崎住吉	534円	（略）
	柳瀬	281円	（略）
	宮崎本郷	461円	（略）
	志和池	82円	（略）
	大堂津	178円	（略）
	飫肥	（略）	（略）
	西小林	143円	（略）
	串間	263円	（略）
	三財	240円	（略）
	えびの営機械	165円	（略）

	豊後高田	174円	（略）
	杵築別館	222円	（略）
	大分宇佐	177円	（略）
	国東	242円	（略）
	日出	535円	（略）
	由布院	488円	（略）
	大分三重	190円	（略）
	玖珠	451円	（略）
	大分稙田	623円	（略）
	大分中津	190円	（略）
	大分戸次	537円	（略）
	鶴崎松岡	359円	（略）
	長洲	248円	（略）
	豊後高田田原	38円	（略）
	大分賀来	653円	（略）
	坂ノ市別館	366円	（略）
	海崎	75円	（略）
	保戸島	31円	（略）
	宇佐八幡	211円	（略）
	山香	253円	（略）
	大分挟間	279円	（略）
	大分庄内	215円	（略）
	佐賀関	114円	（略）
	幸崎	144円	（略）
	佐伯弥生	433円	（略）
	野津	273円	（略）
	緒方	138円	（略）
	三重大野	232円	（略）
	三重千歳	42円	（略）
	天ケ瀬	463円	（略）
	三光	152円	（略）
	大分野津原	299円	（略）
	直川	163円	（略）
	本耶馬渓	253円	（略）
	院内	102円	（略）
	安心院	196円	（略）
	真玉	71円	（略）
	国東国見	105円	（略）
	国東富来	135円	（略）
	佐伯鶴見	312円	（略）
	竹田荻	64円	（略）
	日田大山	371円	（略）
	大分犬飼	217円	（略）
	大分吉野	47円	（略）
	安岐	139円	（略）
	武蔵	294円	（略）
	宇目	159円	（略）
	蒲江	128円	（略）
	耶馬渓下郷	173円	（略）
	山国	99円	（略）
	香々地	46円	（略）
	三重清川	32円	（略）
	久住	223円	（略）
	恵良	204円	（略）
	津江	145円	（略）
	耶馬渓	197円	（略）
	合河	134円	（略）
宮崎県	生目	270円	（略）
	宮崎大淀	584円	（略）
	木花	651円	（略）
	都城	446円	（略）
	都城荘内	63円	（略）
	沖水	166円	（略）
	都城中郷	69円	（略）
	土々呂	439円	（略）
	延岡市外	436円	（略）
	日南	189円	（略）
	宮崎小林	257円	（略）
	日向別館	203円	（略）
	西都	300円	（略）
	高城	184円	（略）
	宮崎住吉	499円	（略）
	柳瀬	260円	（略）
	宮崎本郷	421円	（略）
	志和池	70円	（略）
	大堂津	139円	（略）
	飫肥	（略）	（略）
	西小林	129円	（略）
	串間	271円	（略）
	三財	225円	（略）
	えびの営機械	155円	（略）

	飯野駅前	（略）	（略）
	清武	690円	（略）
	宮崎田野	195円	（略）
	佐土原	279円	（略）
	西佐土原	226円	（略）
	日南北郷	303円	（略）
	日南南郷	223円	（略）
	三股	186円	（略）
	都城高崎	125円	（略）
	高原	157円	（略）
	小林野尻	215円	（略）
	紙屋	82円	（略）
	宮崎高岡	168円	（略）
	国富	245円	（略）
	綾	157円	（略）
	高鍋営業所１	253円	（略）
	新富	247円	（略）
	木城	367円	（略）
	川南	124円	（略）
	都農	158円	（略）
	門川	284円	（略）
	大東	78円	（略）
	都城山田	146円	（略）
	高千穂別館	161円	（略）
	都城高野	83円	（略）
	美々津	235円	（略）
	岩脇	178円	（略）
	真幸	180円	（略）
	山陰	118円	（略）
	神門	223円	（略）
	日向西郷	113円	（略）
	宇納間	69円	（略）
	曽木	118円	（略）
	北川	168円	（略）
	延岡北浦	362円	（略）
	宮崎東	710円	（略）
	青島	229円	（略）
	都城山之口	148円	（略）
	日之影	107円	（略）
	五ケ瀬	188円	（略）
	宮崎内海	250円	（略）
	諸塚	105円	（略）
	都井	173円	（略）
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,740円	（略）
	谷山	1,083円	（略）
	伊敷	959円	（略）
	原良	2,858円	（略）
	広木	2,814円	（略）
	坂之上	1,208円	（略）
	鹿児島川内	605円	（略）
	鹿屋	105円	（略）
	枕崎	183円	（略）
	名瀬	689円	（略）
	出水	149円	（略）
	指宿	341円	（略）
	加世田	206円	（略）
	国分	467円	（略）
	種子島	147円	（略）
	加治木	436円	（略）
	帖佐	345円	（略）
	丸尾	107円	（略）
	志布志	107円	（略）
	屋久島	96円	（略）
	徳之島	222円	（略）
	鹿児島吉野	350円	（略）
	鹿児島春日	1,601円	（略）
	鹿児島大口	285円	（略）
	隼人	404円	（略）
	河頭	95円	（略）
	高須	63円	（略）
	大姶良	76円	（略）
	鹿屋南	（略）	（略）
	串木野	193円	（略）
	阿久根	184円	（略）
	米之津	82円	（略）
	宮ケ浜	64円	（略）
	鹿児島垂水	124円	（略）
	指宿山川	52円	（略）
	開聞	59円	（略）
	知覧	249円	（略）
	知覧瀬世	25円	（略）

	飯野駅前	（略）	（略）
	清武	402円	（略）
	宮崎田野	190円	（略）
	佐土原	277円	（略）
	西佐土原	204円	（略）
	日南北郷	287円	（略）
	日南南郷	205円	（略）
	三股	177円	（略）
	都城高崎	89円	（略）
	高原	156円	（略）
	小林野尻	197円	（略）
	紙屋	73円	（略）
	宮崎高岡	163円	（略）
	国富	238円	（略）
	綾	155円	（略）
	高鍋営業所１	235円	（略）
	新富	200円	（略）
	木城	258円	（略）
	川南	151円	（略）
	都農	153円	（略）
	門川	269円	（略）
	大東	58円	（略）
	都城山田	135円	（略）
	高千穂別館	127円	（略）
	都城高野	58円	（略）
	美々津	219円	（略）
	岩脇	166円	（略）
	真幸	174円	（略）
	山陰	98円	（略）
	神門	152円	（略）
	日向西郷	80円	（略）
	宇納間	26円	（略）
	曽木	97円	（略）
	北川	129円	（略）
	延岡北浦	280円	（略）
	宮崎東	712円	（略）
	青島	217円	（略）
	都城山之口	136円	（略）
	日之影	99円	（略）
	五ケ瀬	161円	（略）
	宮崎内海	211円	（略）
	諸塚	96円	（略）
	都井	127円	（略）
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,707円	（略）
	谷山	1,064円	（略）
	伊敷	983円	（略）
	原良	2,831円	（略）
	広木	2,360円	（略）
	坂之上	1,165円	（略）
	鹿児島川内	588円	（略）
	鹿屋	166円	（略）
	枕崎	197円	（略）
	名瀬	699円	（略）
	出水	153円	（略）
	指宿	303円	（略）
	加世田	145円	（略）
	国分	497円	（略）
	種子島	99円	（略）
	加治木	467円	（略）
	帖佐	347円	（略）
	丸尾	102円	（略）
	志布志	81円	（略）
	屋久島	76円	（略）
	徳之島	181円	（略）
	鹿児島吉野	349円	（略）
	鹿児島春日	1,597円	（略）
	鹿児島大口	236円	（略）
	隼人	376円	（略）
	河頭	81円	（略）
	高須	42円	（略）
	大姶良	61円	（略）
	鹿屋南	（略）	（略）
	串木野	171円	（略）
	阿久根	182円	（略）
	米之津	80円	（略）
	宮ケ浜	63円	（略）
	鹿児島垂水	112円	（略）
	指宿山川	38円	（略）
	開聞	60円	（略）
	知覧	233円	（略）
	知覧瀬世	20円	（略）

加世田川辺	184円	（略）
市来	202円	（略）
東市来	200円	（略）
伊集院	299円	（略）
松元	161円	（略）
伊集院郡山	256円	（略）
金峰	195円	（略）
入来	66円	（略）
宮之城	107円	（略）
高尾野	88円	（略）
菱刈	76円	（略）
蒲生	98円	（略）
十三塚原	63円	（略）
加治木横川	89円	（略）
栗野	286円	（略）
吉松	61円	（略）
霧島	54円	（略）
岩川	145円	（略）
財部	54円	（略）
都城末吉	339円	（略）
志布志有明	118円	（略）
蓬原	85円	（略）
志布志大崎	75円	（略）
菱田	44円	（略）
串良	66円	（略）
鹿屋高山	145円	（略）
吾平	88円	（略）
大根占	118円	（略）
根占	105円	（略）
古江	203円	（略）
川内東郷	270円	（略）
牧ノ原	102円	（略）
百引	107円	（略）
志布志松山	23円	（略）
大根占田代	68円	（略）
川内西方	30円	（略）
城上	75円	（略）
高隈	145円	（略）
阿久根脇本	96円	（略）
阿久根大川	51円	（略）
鹿屋新城	44円	（略）
牛根	207円	（略）
西桜島	203円	（略）
喜入	167円	（略）
瀬々串	87円	（略）
頴娃	111円	（略）
石垣	（略）	（略）
笠沙	71円	（略）
加世田大浦	248円	（略）
樋脇	65円	（略）
市比野	125円	（略）
宮野城鶴田	215円	（略）
薩摩	142円	（略）
祁答院	142円	（略）
出水野田	188円	（略）
牧園	91円	（略）
細山田	37円	（略）
内の浦	213円	（略）
佐多	155円	（略）
喜界島	288円	（略）
鹿児島吉田	166円	（略）
伊集院吹上	71円	（略）
出水鷹巣	262円	（略）
指江	231円	（略）
竜郷	11円	（略）
笠利	490円	（略）
天城	97円	（略）
伊仙	279円	（略）
与論島	44円	（略）
川内羽島	202円	（略）
山門野	152円	（略）
瀬戸内	1,214円	（略）
知名	195円	（略）
木慈	57円	（略）
勝能	58円	（略）
管鈍	73円	（略）
与路島	58円	（略）
請島	66円	（略）
節子	164円	（略）

加世田川辺	174円	（略）
市来	172円	（略）
東市来	144円	（略）
伊集院	278円	（略）
松元	141円	（略）
伊集院郡山	239円	（略）
金峰	127円	（略）
入来	24円	（略）
宮之城	91円	（略）
高尾野	82円	（略）
菱刈	63円	（略）
蒲生	93円	（略）
十三塚原	52円	（略）
加治木横川	79円	（略）
栗野	212円	（略）
吉松	48円	（略）
霧島	52円	（略）
岩川	118円	（略）
財部	52円	（略）
都城末吉	332円	（略）
志布志有明	107円	（略）
蓬原	75円	（略）
志布志大崎	46円	（略）
菱田	22円	（略）
串良	24円	（略）
鹿屋高山	103円	（略）
吾平	60円	（略）
大根占	102円	（略）
根占	77円	（略）
古江	177円	（略）
川内東郷	229円	（略）
牧ノ原	90円	（略）
百引	112円	（略）
志布志松山	24円	（略）
大根占田代	51円	（略）
川内西方	23円	（略）
城上	39円	（略）
高隈	108円	（略）
阿久根脇本	89円	（略）
阿久根大川	41円	（略）
鹿屋新城	40円	（略）
牛根	179円	（略）
西桜島	185円	（略）
喜入	166円	（略）
瀬々串	75円	（略）
頴娃	99円	（略）
石垣	（略）	（略）
笠沙	50円	（略）
加世田大浦	118円	（略）
樋脇	49円	（略）
市比野	131円	（略）
宮野城鶴田	190円	（略）
薩摩	127円	（略）
祁答院	134円	（略）
出水野田	173円	（略）
牧園	89円	（略）
細山田	31円	（略）
内の浦	152円	（略）
佐多	150円	（略）
喜界島	237円	（略）
鹿児島吉田	134円	（略）
伊集院吹上	69円	（略）
出水鷹巣	220円	（略）
指江	186円	（略）
竜郷	79円	（略）
笠利	472円	（略）
天城	80円	（略）
伊仙	218円	（略）
与論島	43円	（略）
川内羽島	187円	（略）
山門野	127円	（略）
瀬戸内	969円	（略）
知名	154円	（略）
木慈	40円	（略）
勝能	51円	（略）
管鈍	55円	（略）
与路島	46円	（略）
請島	40円	（略）
節子	122円	（略）

	生見	58円	（略）
	中種子	238円	（略）
	南種子	494円	（略）
	母間	41円	（略）
	沖之永良部	169円	（略）
	坊	178円	（略）
沖縄県	寄宮	1,447円	（略）
	牧志	1,163円	（略）
	小禄	1,398円	（略）
	首里	3,290円	（略）
	田場	242円	（略）
	大謝名	811円	（略）
	普天間	420円	（略）
	沖縄宮古	361円	（略）
	八重山	667円	（略）
	浦添別	1,292円	（略）
	名護別館	622円	（略）
	照屋	502円	（略）
	コザ	626円	（略）
	胡屋	525円	（略）
	コザ北谷	1,448円	（略）
	豊見城	923円	（略）
	与那原	707円	（略）
	南風原	967円	（略）
	久辺	90円	（略）
	嘉手納	1,184円	（略）
	沖縄石川別	299円	（略）
	具志川	456円	（略）
	仲尾次	140円	（略）
	米須	221円	（略）
	今帰仁	508円	（略）
	本部	364円	（略）
	コザ金武	488円	（略）
	与那城	383円	（略）
	読谷	622円	（略）
	中城	594円	（略）
	東風平	291円	（略）
	与那原玉城	123円	（略）
	佐敷	228円	（略）
	本部山川	82円	（略）
	北中城	1,077円	（略）
	南大東	（略）	（略）
	北大東	34円	（略）
	久米島	679円	（略）
	城辺	154円	（略）
	沖縄上野	99円	（略）
	平安座	87円	（略）
	座間味	3円	（略）
	伊良部	201円	（略）
	波照間	62円	（略）
	与那国	210円	（略）
	国頭別	226円	（略）

	生見	52円	（略）
	中種子	164円	（略）
	南種子	337円	（略）
	母間	38円	（略）
	沖之永良部	148円	（略）
	坊	147円	（略）
沖縄県	寄宮	1,496円	（略）
	牧志	1,244円	（略）
	小禄	1,473円	（略）
	首里	3,530円	（略）
	田場	231円	（略）
	大謝名	912円	（略）
	普天間	417円	（略）
	沖縄宮古	306円	（略）
	八重山	660円	（略）
	浦添別	1,248円	（略）
	名護別館	562円	（略）
	照屋	545円	（略）
	コザ	650円	（略）
	胡屋	510円	（略）
	コザ北谷	1,550円	（略）
	豊見城	987円	（略）
	与那原	777円	（略）
	南風原	995円	（略）
	久辺	89円	（略）
	嘉手納	1,314円	（略）
	沖縄石川別	291円	（略）
	具志川	465円	（略）
	仲尾次	130円	（略）
	米須	207円	（略）
	今帰仁	471円	（略）
	本部	326円	（略）
	コザ金武	443円	（略）
	与那城	358円	（略）
	読谷	582円	（略）
	中城	585円	（略）
	東風平	443円	（略）
	与那原玉城	115円	（略）
	佐敷	217円	（略）
	本部山川	75円	（略）
	北中城	1,253円	（略）
	南大東	（略）	（略）
	北大東	27円	（略）
	久米島	436円	（略）
	城辺	149円	（略）
	沖縄上野	97円	（略）
	平安座	82円	（略）
	座間味	0円	（略）
	伊良部	187円	（略）
	波照間	57円	（略）
	与那国	184円	（略）
	国頭別	201円	（略）

第２　とう道又は管路に係る負担額
２　とう道又は管路に係る料金額
２－１　とう道に係る料金額

１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	38,893 円
石川県	39,556 円
福井県	28,023 円
岐阜県	29,683 円
静岡県	52,391 円
愛知県	54,918 円
三重県	40,211 円
滋賀県	41,609 円
京都府	41,643 円
大阪府	67,796 円
兵庫県	62,330 円
奈良県	38,890 円
和歌山県	20,885 円
鳥取県	73,428 円
島根県	27,509 円
岡山県	64,515 円
広島県	62,700 円
山口県	43,155 円
徳島県	72,750 円
香川県	45,573 円
愛媛県	55,937 円
高知県	32,565 円
福岡県	67,339 円
佐賀県	24,834 円
長崎県	17,909 円
熊本県	38,689 円
大分県	53,722 円
宮崎県	39,061 円
鹿児島県	50,749 円
沖縄県	40,107 円

第２　とう道又は管路に係る負担額
２　とう道又は管路に係る料金額
２－１　とう道に係る料金額

１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	35,104 円
石川県	35,600 円
福井県	27,390 円
岐阜県	27,685 円
静岡県	47,919 円
愛知県	49,340 円
三重県	36,343 円
滋賀県	39,628 円
京都府	37,704 円
大阪府	60,487 円
兵庫県	55,597 円
奈良県	33,424 円
和歌山県	19,761 円
鳥取県	64,994 円
島根県	25,437 円
岡山県	58,110 円
広島県	56,889 円
山口県	38,564 円
徳島県	66,823 円
香川県	41,562 円
愛媛県	50,052 円
高知県	31,065 円
福岡県	60,220 円
佐賀県	21,532 円
長崎県	18,121 円
熊本県	34,414 円
大分県	47,062 円
宮崎県	35,122 円
鹿児島県	45,885 円
沖縄県	27,798 円

２－２ 管路に係る料金額

１条あたり１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	173 円
石川県	170 円
福井県	170 円
岐阜県	195 円
静岡県	216 円
愛知県	222 円
三重県	211 円
滋賀県	210 円
京都府	294 円
大阪府	264 円
兵庫県	301 円
奈良県	247 円
和歌山県	262 円
鳥取県	202 円
島根県	209 円
岡山県	197 円
広島県	211 円
山口県	189 円
徳島県	210 円
香川県	205 円
愛媛県	200 円
高知県	160 円
福岡県	259 円
佐賀県	198 円
長崎県	165 円
熊本県	227 円
大分県	241 円
宮崎県	163 円
鹿児島県	203 円
沖縄県	217 円

第３　電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、１使用箇所数ごとに年額592円とします。

２－２ 管路に係る料金額

１条あたり１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	157 円
石川県	154 円
福井県	156 円
岐阜県	177 円
静岡県	197 円
愛知県	201 円
三重県	190 円
滋賀県	189 円
京都府	267 円
大阪府	233 円
兵庫県	263 円
奈良県	221 円
和歌山県	236 円
鳥取県	176 円
島根県	185 円
岡山県	177 円
広島県	188 円
山口県	168 円
徳島県	194 円
香川県	186 円
愛媛県	175 円
高知県	144 円
福岡県	230 円
佐賀県	177 円
長崎県	145 円
熊本県	203 円
大分県	214 円
宮崎県	146 円
鹿児島県	184 円
沖縄県	158 円

第３　電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、１使用箇所数ごとに年額661円とします。

第４表　光信号引込等設備に係る負担額

第１　光信号引込等設備の維持等に係る負担額

１　（略）

２　負担額

区　　分				単　位	負担額	備考
(1)　光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ｱ)　当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの		１光信号引込等設備ごとに月額	508 円	
		(ｲ)　当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	①　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	１光信号引込等設備ごとに月額	514 円	―――
			②　協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	１光信号引込等設備ごとに月額	507 円	
(2)　光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			１光信号引込等設備ごとに月額	73 円	―――

第２　光信号引込等設備の撤去に係る負担額

（略）

（1）光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝{（光信号引込等設備の取得固定資産価額（25,142円）―光信号引込等設備の残存価額）× 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}×（１＋貸倒率）

ア～イ　（略）

（2）光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

１光信号引込等設備ごとに

区　　分	内　容
ア　光信号引込等設備を撤去する場合	11,289 円
イ　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	251 円

第４表　光信号引込等設備に係る負担額

第１　光信号引込等設備の維持等に係る負担額

１　（略）

２　負担額

区　　分				単　位	負担額	備考
(1)　光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ｱ)　当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの		１光信号引込等設備ごとに月額	510 円	
		(ｲ)　当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	①　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	１光信号引込等設備ごとに月額	515 円	―――
			②　協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	１光信号引込等設備ごとに月額	509 円	
(2)　光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			１光信号引込等設備ごとに月額	69 円	―――

第２　光信号引込等設備の撤去に係る負担額

（略）

（1）光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝{（光信号引込等設備の取得固定資産価額（23,504円）―光信号引込等設備の残存価額）× 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}×（１＋貸倒率）

ア～イ　（略）

（2）光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

１光信号引込等設備ごとに

区　　分	内　容
ア　光信号引込等設備を撤去する場合	15,036 円
イ　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	266 円

別表１　接続により提供する機能
　１－１　１－２以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
（略）	（略）	（略）
データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	

別表２　接続形態
　１　適用

区　分	内　容
（１）事業者の区分	本表及び附則においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 用語 ／ 意味 1～4　（略）　（略） 5　中間経由等事業者　国際電気通信サービス又は相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信回線設備を設置している電気通信事業者であって、電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号を有しない電気通信事業者

別表３～別表４（略）

別表５　既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区　分	単　位	精算額	備　考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	１回線ごとに	2,806円	

別表１　接続により提供する機能
　１－１　１－２以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
（略）	（略）	（略）

別表２　接続形態
　１　適用

区　分	内　容
（１）事業者の区分	本表及び附則においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 用語 ／ 意味 1～4　（略）　（略） 5　中間経由等事業者　国際電気通信サービス又は相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信回線設備を設置している電気通信事業者であって、番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有しない電気通信事業者

別表３～別表４（略）

別表５　既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区　分	単　位	精算額	備　考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	１回線ごとに	2,498円	

附　則（平成 30 年６月 15 日西設相制第２号）
（実施時期）
１～２　（略）
（光信号電気信号変換機能及びルーティング伝送機能に係る経過措置）
３ この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能（２－１の３第１欄に係るものに限ります。）及びルーティング伝送機能（２－１３第３欄エ欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

（１）光信号電気信号変換機能

区　分			単　位	料金額	備　考
光信号電気信号変換機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/s タイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ１－１のもの	689円	――
			イ 保守の区別がタイプ１－２のもの	689 円	
			ウ アイ以外のもの	710 円	

（２）ルーティング伝送機能

区　分			単　位	料金額	備　考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第８欄のうち特別収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ＡＴＭインタフェースにより符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	240,161 円	――

（電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置）
４　当社は、料金表第３表第１（通信用建物に係る負担額）１（算出式）(2)に規定する設備使用料について、平成 28 年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却損とみなして平成 30 年度及び平成 31 年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその２分の１ずつを加えて算定するものとします。上の設備管理運営費比率については、平成 30 年度及び平成 31 年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成 30 年度に適用する具体的な比率は 0.051 とします。

５　（略）

附　則（平成 30 年６月 15 日西設相制第２号）
（実施時期）
１～２　（略）
（ルーティング伝送機能に係る経過措置）
３ この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能（２－１３第３欄エ欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

（１）　削除

（２）ルーティング伝送機能

区　分			単　位	料金額	備　考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第８欄のうち特別収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ＡＴＭインタフェースにより符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	235,062 円	――

（電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置）
４　当社は、料金表第３表第１（通信用建物に係る負担額）１（算出式）(2)に規定する設備使用料について、平成 28 年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却損とみなして平成 30 年度及び平成 31 年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその２分の１ずつを加えて算定するものとします。上の設備管理運営費比率については、平成 30 年度及び平成 31 年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成 31 年度に適用する具体的な比率は 0.049 とします。

５　（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

６　（略）

区　　分			単　位	料金額	備　考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費			１件ごとに	21.85 円	
優先接続受付手続費			１変更ごとに	50 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ｱ)	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.04 円	
		(ｲ)	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.01 円	
光配線区域情報調査費	ア欄		１通信用建物ごとに	9,570 円	
	イ欄		１通信用建物ごとに	6,705 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄		１件ごとに	50 円	
	イ欄		１件ごとに	101 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄		１電気通信番号ごとの１件ごとに	752 円	
	イ欄		１電気通信番号ごとの１件ごとに	303 円	

６　削除

７　（略）

７　（略）

（通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置）

８　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（２－６－１－１ウ欄及び２－６－１－２ウ欄に係るものに限ります。）並びにデータ伝送機能に係る第３条（用語の定義）第1 項第33 欄、第64 条（定額制の網使用料の支払義務）第１項第２号、第２項及び第３項、第68条（手続費の支払義務）第１項第32 号、料金表第１表第１（網使用料）１（適用）第７欄、第10 欄ウ欄、第10-3 欄、第12-2 欄、第26 欄ア欄及びイ(ｲ)欄、料金表第１表第１（網使用料）２（料金額）２－１２－１ウ欄、第２（網改造料）１－１（網改造料の対象となる機能）第62 欄、料金表第２表（工事費及び手続費）第２（手続費）２（手続費の額）２－１（手続費）第32 欄並びに２－２（２－１以外の手続費）第10 欄等の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 ２（手続費の額）２－１（手続費）第32 欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、２－２（２－１以外の手続費）第10 欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

８　削除

（１）通信路設定伝送機能

ア　基本料

１回線ごとに月額

区　　分	料金額	備考

						右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ＡＴＭ専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		305,532円	292,219円	ニ
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	271,636円	265,356円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	277,058円	270,650円	
					保守の区別が上記以外のもの	287,897円	281,238円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	271,636円	265,356円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	277,058円	270,650円	
					保守の区別が上記以外のもの	287,897円	281,238円	
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		340,711円	315,748円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	292,343円	279,783円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	298,176円	285,365円	
					保守の区別が上記以外のもの	309,843円	296,530円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	292,343円	279,783円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	298,176円	285,365円	
					保守の区別が上記以外のもの	309,843円	296,530円	
			2.0Mbit/sの符	クラスが下記以外のもの		406,042円	359,444円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のも	329,016円	305,466円	

			号伝送が可能なもの		の			
					保守の区別がタイプ１－２のもの	335,585円	311,562円	
					保守の区別が上記以外のもの	348,717円	323,754円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	324,856円	302,876円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	331,338円	308,920円	
					保守の区別が上記以外のもの	344,308円	321,009円	
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		471,374円	403,140円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	365,689円	331,149円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	372,988円	337,759円	
					保守の区別が上記以外のもの	387,590円	350,978円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	357,369円	325,969円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	364,505円	332,475円	
					保守の区別が上記以外のもの	378,772円	345,487円	
			4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		526,652円	440,115円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	397,040円	353,080円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	404,969円	360,128円	
					保守の区別が上記以外のもの	420,823円	374,225円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	388,720円	347,900円	

						保守の区別がタイプ１－２のもの		396,482円	354,845円	
						保守の区別が上記以外のもの		412,005円	368,734円	
			5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの				576,909円	473,727円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの			427,810円	374,430円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの			436,353円	381,905円	
					保守の区別が上記以外のもの			453,440円	396,856円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの			415,330円	366,660円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの			423,625円	373,980円	
					保守の区別が上記以外のもの			440,208円	388,619円	
			6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの			632,187円	510,701円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		463,321円	398,951円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの		472,577円	406,917円	
						保守の区別が上記以外のもの		491,082円	422,848円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		442,521円	386,001円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの		451,360円	393,708円	
						保守の区別が上記以外のもの		469,032円	409,121円	
				(ｲ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sご	クラスが下記以外のもの			19,300円	12,910円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		15,656円	10,591円	
						保守の区別がタイプ１		15,972円	10,802円	

				とに		ー２のもの			
						保守の区別が上記以外のもの	16,596円	11,225円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１ー１のもの	10,269円	7,235円	
						保守の区別がタイプ１ー２のもの	10,470円	7,379円	
						保守の区別が上記以外のもの	10,884円	7,669円	
			50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,481,491円	1,078,754円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１ー１のもの	1,152,230円	864,920円	
						保守の区別がタイプ１ー２のもの	1,175,264円	882,205円	
						保守の区別が上記以外のもの	1,221,326円	916,775円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１ー１のもの	894,310円	704,340円	
						保守の区別がタイプ１ー２のもの	912,184円	718,414円	
						保守の区別が上記以外のもの	947,929円	746,560円	
				(ｲ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		3,667円	2,452円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１ー１のもの	4,388円	2,892円	
						保守の区別がタイプ１ー２のもの	4,473円	2,949円	
						保守の区別が上記以外のもの	4,650円	3,065円	

					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,942円	1,369円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	1,979円	1,395円	
						保守の区別が上記以外のもの	2,055円	1,450円	
			134.7Mbit/s の符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの		1,793,071円	1,287,152円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,525,212円	1,110,732円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	1,555,701円	1,132,933円	
						保守の区別が上記以外のもの	1,616,685円	1,177,336円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,059,292円	820,652円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	1,080,466円	837,052円	
						保守の区別が上記以外のもの	1,122,808円	869,851円	

イ　加算料

１回線ごとに月額

区　　分						料金額		備考
						通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10km ごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設	専用回線ノード装	ATM専	0.5Mbit/s の符号伝送が可	クラスが下記以外のもの		1,610円	21,963円	－
				セカンドクラスのも	保守の区別がタイプ１－１のもの	760円	10,360円	
					保守の区別がタイプ１－	780円	10,567円	

定伝送機能	置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	用に係るもの	能なもの	の	２のもの			
					保守の区別が上記以外のもの	810円	10,982円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	760円	10,360円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	780円	10,567円	
					保守の区別が上記以外のもの	810円	10,982円	
			1.0Mbit/s の符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		3,020円	41,181円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,520円	20,720円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	1,550円	21,134円	
					保守の区別が上記以外のもの	1,610円	21,963円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,520円	20,720円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	1,550円	21,134円	
					保守の区別が上記以外のもの	1,610円	21,963円	
			2.0Mbit/s の符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		5,640円	76,871円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	2,850円	38,850円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	2,910円	39,627円	
					保守の区別が上記以外のもの	3,020円	41,181円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	2,660円	36,260円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	2,710円	36,985円	
					保守の区別が上記以外のもの	2,820円	38,436円	
			3.0Mbit/s の符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		8,260円	112,561円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	4,180円	56,980円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	4,260円	58,120円	
					保守の区別が上記以外のもの	4,430円	60,399円	

				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		3,800円	51,800円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		3,880円	52,836円	
					保守の区別が上記以外のもの		4,030円	54,908円	
			4.0Mbit/s の符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			10,470円	142,761円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		5,320円	72,520円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		5,430円	73,970円	
					保守の区別が上記以外のもの		5,640円	76,871円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		4,940円	67,340円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		5,040円	68,687円	
					保守の区別が上記以外のもの		5,240円	71,380円	
			5.0Mbit/s の符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			12,490円	170,215円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		6,460円	88,060円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		6,590円	89,821円	
					保守の区別が上記以外のもの		6,850円	93,344円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		5,890円	80,290円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		6,010円	81,896円	
					保守の区別が上記以外のもの		6,240円	85,107円	
			6.0Mbit/s から 49.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		14,700円	200,414円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	7,790円	106,190円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	7,950円	108,314円	
						保守の区別が上記以外のもの	8,260円	112,561円	

					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	6,840円	93,240円		
						保守の区別がタイプ１－２のもの	6,980円	95,105円		
						保守の区別が上記以外のもの	7,250円	98,834円		
				(ｲ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		770円	10,545円		
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	610円	8,359円		
						保守の区別がタイプ１－２のもの	630円	8,526円		
						保守の区別が上記以外のもの	650円	8,860円		
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	370円	5,003円		
						保守の区別がタイプ１－２のもの	370円	5,103円		
						保守の区別が上記以外のもの	390円	5,304円		
			50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		48,740円	664,387円		
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	34,770円	473,970円		
						保守の区別がタイプ１－２のもの	35,470円	483,449円		
						保守の区別が上記以外のもの	36,860円	502,408円		
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	22,990円	313,390円		
						保守の区別がタイプ１	23,450円	319,658円		

						ー２のもの			
						保守の区別が上記以外のもの	24,370円	332,193円	
				(ｲ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		150円	2,003円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１ー１のもの	180円	2,468円	
						保守の区別がタイプ１ー２のもの	180円	2,517円	
						保守の区別が上記以外のもの	190円	2,616円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１ー１のもの	70円	945円	
						保守の区別がタイプ１ー２のもの	70円	963円	
						保守の区別が上記以外のもの	70円	1,001円	
			134.7Mbit/s の符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの		61,230円	834,602円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１ー１のもの	50,160円	683,760円	
						保守の区別がタイプ１ー２のもの	51,160円	697,435円	
						保守の区別が上記以外のもの	53,170円	724,786円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１ー１のもの	28,880円	393,680円	
						保守の区別がタイプ１ー２のもの	29,460円	401,554円	
						保守の区別が上記以外のもの	30,610円	417,301円	

（２）データ伝送機能

ア　基本料

１回線ごとに月額

区分					料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス１のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		7,319円	――
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		12,780円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		18,241円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		23,702円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		34,624円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		45,546円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの		78,312円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの		154,766円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの		225,759円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの		285,830円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの		340,440円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの		400,511円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの		416,894円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの		438,738円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの		460,582円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの		482,426円	
		クラス２のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	18,131円	
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	31,840円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	25,667円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	54,994円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	49,042円	
				最低伝送速度が１Mbit/sのもの	94,805円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	71,814円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	141,332円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	92,948円	
				最低伝送速度が２Mbit/sのもの	187,805円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	112,771円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	230,948円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	130,410円	
				最低伝送速度が３Mbit/sのもの	274,143円	

			上限伝送速度が７Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	145,809円	
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	310,623円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	155,804円	
				最低伝送速度が４Mbit/sのもの	347,157円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	166,616円	
				最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	380,360円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が１Mbit/sのもの	177,375円	
				最低伝送速度が５Mbit/sのもの	413,563円	

イ　加算料

１回線ごとに月額

区分					料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス１のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		979円	――
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,958円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		2,937円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		3,916円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		5,874円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		7,832円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの		13,706円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの		27,412円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの		40,139円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの		50,908円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの		60,698円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの		71,467円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの		74,404円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの		78,320円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの		82,236円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの		86,152円	
		クラス２のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,917円	
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	5,375円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,268円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	9,526円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,459円	
				最低伝送速度が１Mbit/sのもの	16,663円	

			上限伝送速度が３Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,541円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	25,004円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	16,330円	
				最低伝送速度が２Mbit/sのもの	33,335円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	19,883円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	41,069円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	23,046円	
				最低伝送速度が３Mbit/sのもの	48,813円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	25,806円	
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	55,353円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	27,598円	
				最低伝送速度が４Mbit/sのもの	61,902円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	29,536円	
				最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	67,854円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が１Mbit/sのもの	31,465円	
				最低伝送速度が５Mbit/sのもの	73,807円	

９　（略）

９　（略）

附　則（令和元年６月25日西設相制第６号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和元年６月 25 日から実施し、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表５の精算額、附則（平成30年６月15日西設相制第２号）の料金額及び第４項並びに第２項及び第３項の料金額については平成31年４月１日に遡及して適用します。

　ただし、この改正規定のうち、第10条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第10条の４（相互接続点の設置）については当社の準備が整い次第、第３条（用語の定義）第87欄から第89-2欄、第22条（接続申込みの承諾）、第58条（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）、第68条（手続費の支払義務）、第80条（債権譲受）、第92条（利用者料金の課金）、第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）、料金表第１表第１（網使用料）１（適用）第１欄、第２（網改造料）１－１（網改造料の対象となる機能）第53欄及び第58欄、技術的条件集（番号規則に係る変更に限ります。）並びに別表２（接続形態）

については番号規則（令和元年総務省令第４号）の施行に合わせて実施します。

また、料金表第３表（預かり保守等契約等に基づく負担額）については、同表第１（通信用建物に係る負担額）２（接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料）２－２（料金額）の通信用建物に係る料金に関し令和元年６月24日西設相制第７号の申請に係る認可が行われた後速やかに実施し、平成31年４月１日に遡及して適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

２　料金表第１表第２（網改造料）２－１（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第３表第１（通信用建物に係る負担額）１（算出式）の規定に基づき、料金表第１表第２（網改造料）２－１（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成31年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.4282として算定します。

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能（２－１３第１欄オ欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

区　　分			単　位	料金額	備　考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第８欄のうち特別収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ＩＳＤＮ一次群速度ユーザ･網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	7,967円	――

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

４　第74条の２（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成29年度の精算用料金は以下のとおりです。

区　　分		単　位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		１件ごとに		24.32円	――
優先接続受付手続費		１変更ごとに		36円	――
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ｱ)	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.04円	平成29年４月１日から平成29年９月24日までの間に限り適用します。
				0.04円	平成29年９月25日から平成30年３月31日までの間に限り適用します。
		(ｲ)	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.01円	平成29年４月１日から平成29年９月24日までの間に限り適用します。

				0.01円	平成29年９月25日から平成30年３月31日までの間に限り適用します。
光配線区域情報調査費	ア欄	１通信用建物ごとに		8,633円	――
	イ欄	１通信用建物ごとに		1,323円	――
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	１件ごとに		52円	――
	イ欄	１件ごとに		104円	――
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	１電気通信番号ごとの１件ごとに		747円	――
	イ欄	１電気通信番号ごとの１件ごとに		305円	――

技術的条件集
第１章　通則
（用語の定義）
第１条　この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) 形態	接続インタフェースごとにインタフェース種別を区分した概念形態ごとの接続条件は技術的条件集別表１を参照
(2) 分類	接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類１　設置中継系番号:電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類２　国際系番号:電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号を有する国際系事業者が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類３　端末系番号:電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類４　携帯・自動車電話系番号:電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号を有する携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類５　ＰＨＳ系番号:電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号を有するＰＨＳ事業者が利用するＰＨＳに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類６　削除 分類７　無線呼出し系番号:電気通信番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類８　非設置中継系番号:電気通信番号規則第５条第２項に

技術的条件集
第１章　通則
（用語の定義）
第１条　この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) 形態	接続インタフェースごとにインタフェース種別を区分した概念形態ごとの接続条件は技術的条件集別表１を参照
(2) 分類	接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類１　設置中継系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類２　国際系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する国際系事業者が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類３　端末系番号:番号規則別表第１号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類４　携帯・自動車電話系番号:番号規則別表第４号に規定する電気通信番号を有する携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類５　ＰＨＳ系番号:番号規則別表第４号に規定する電気通信番号を有するＰＨＳ事業者が利用するＰＨＳに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類６　削除 分類７　無線呼出し系番号:番号規則別表第５号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類８　非設置中継系番号：番号規則別表第 10 号に規定する

	規定する電気通信番号を有する中継事業者（以下「非設置中継事業者」といいます。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号 分類９　ＩＰ電話(050C～K)番号：ＩＰ電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号（電気通信番号規則別表第１第 10 号（第 10 条第１項第２号関係）に規定するものをいいます。）
(略)	
（95）中継局セルリレー装置	当社セルリレーと直接協定事業者網を相互接続しセルリレーサービスを提供するために設置する当社の装置
（96）セルリレー接続	当社セルリレーと直接協定事業者網を中継局セルリレー装置において接続する形態
（97）中継局セルリレー接続インタフェース	協定事業者が当社セルリレーと接続する時に適用するインタフェース種別
（98）固定無線通信網終端装置接続インタフェース	協定事業者が固定無線通信網終端装置に接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	
（100）付加的機能識別番号中継接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成９年１１月１７日郵政省告示５７４号)第２条第１号または第２号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
（略）	
(112）付加的機能識別番号接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成９年１１月１７日郵政省告示５７４号)第２条第１号または第２号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業者網から当社網に接続する形態

（略）

	電気通信番号を有する中継事業者（以下「非設置中継事業者」といいます。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号 分類９　ＩＰ電話(050C～K)番号：ＩＰ電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号（番号規則別表第６号に規定するものをいいます。）
(略)	
(95)削除	削除
(96)削除	削除
(97)削除	削除
(98) 削除	削除
(略)	
（100）付加的機能識別番号中継接続	番号規則別表第２号及び第 11 号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
（略）	
(112）付加的機能識別番号接続	番号規則別表第２号及び第 11 号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業者網から当社網に接続する形態

（略）

第２条　本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
（略）	（略）
（２）端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第２章第５節の３、第５節の４、第５節の５に規定するところによります。
（略）	（略）
（５）－２　中継局セルリレー装置	技術的条件集第２章第 28 節に規定するところによります。
（略）	（略）

（略）

２　前項の規定に関わらず当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合の本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
（１）端末回線の線端	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第４節の３に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章、第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 25 節の２、第 26 節、第 26 節の２、第 27 節、第 28 節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。
（略）	
（１）－３　加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第 24 節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 26 節、第 27 節、第 28 節に規定するところによります。

第２条　本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
（略）	（略）
（２）端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第２章第５節の３、第５節の４に規定するところによります。
（略）	（略）
（５）－２　（削除）	削除
（略）	

（略）

２　前項の規定に関わらず当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合の本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
（１）端末回線の線端	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第４節の３に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章、第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 25 節の２、第 26 節、第 26 節の２、第 27 節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。
（略）	
（１）－３　加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第 24 節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 26 節、第 27 節に規定するところによります。

	また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。
（略）	
（４）－２　一般中継光主配線盤の他事業者側端子	一般光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第 25 節に、一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 25 節の２、第 26 節、第 27 節、第 28 節に規定するところによります。 また、一般光信号中継回線の技術的条件と一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。

（略）

（相互接続呼の接続条件）

（略）

３　当社網が提供する接続条件の中で本則第 61 条（接続の中止）の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7 及び技術的条件集別表 22 のとおりとします。

（略）

	また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。
（略）	
（４）－２　一般中継光主配線盤の他事業者側端子	一般光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第 25 節に、一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 25 節の２、第 26 節、第 27 節に規定するところによります。 また、一般光信号中継回線の技術的条件と一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。

（略）

（相互接続呼の接続条件）

（略）

３　当社網が提供する接続条件の中で本則第 61 条（接続の中止）の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 22 のとおりとします。

（略）

第２節　形態１－２ （略） （接続方式） 第９条　分類１による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 （略） ２　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号は当社が指定するものを使用することとします。 （略） ３　警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 （略） ４　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 （略） ５　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 （略） ６　分類２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当	第２節　形態１－２ （略） （接続方式） 第９条　分類１による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略） ２　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号は当社が指定するものを使用することとします。 （略） ３　警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略） ４　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略） ５　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略） ６　分類２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ

社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略）	接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略）
第５節の３　形態２－３ （網構成） （略） 第 19 条の６　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、100Mbit/s までの符号伝送が可能な光信号伝送装置と接続する場合には技術的条件集別表 28.1、1Gbit/s までの符号伝送が可能な光信号伝送装置と接続する場合には技術的条件集別表 28.2 のとおりとします。 （その他接続に必要な事項） （略）	第５節の３　形態２－３ （網構成） （略） 第 19 条の６　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、1Gbit/s までの符号伝送が可能な光信号伝送装置と接続する場合には技術的条件集別表 28.2 のとおりとします。 （その他接続に必要な事項） （略）
第５節の４　形態２－４ （網構成） （略） （インタフェース仕様） 第 19 条の９　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 31.1 または別表 31.2 のとおりとします。 （略）	第５節の４　形態２－４ （網構成） （略） （インタフェース仕様） 第 19 条の９　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 31.1 のとおりとします。 （略）

第５節の５　形態２－５ （網構成） 第 19 条の 11　当社の固定無線通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （インタフェース仕様） 第 19 条の 12　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 33 のとおりとします。 （その他接続に必要な事項） 第 19 条の 13　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第５節の５　形態２－５　削除

第７節　形態３－２ （略） 第 27 条　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） ２　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略）	第７節　形態３－２ （略） 第 27 条　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） ２　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略）
第８節　形態３－３ （略） 第 32 条 分類１から分類８及び加入者交換機機能メニュー接続機能への接続番号による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。 ２　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。	第８節　形態３－３ （略） 第 32 条　分類１から分類８及び加入者交換機機能メニュー接続機能への接続番号による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。 ２　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

第 11 節　形態４－３ （略） 第 50 条　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） ３　分類５による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） 第 14 節　形態４－６ （略） ４　他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網 間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） ７　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 32 条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能にお	第 11 節　形態４－３ （略） 第 50 条　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） ３　分類５による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） 第 14 節　形態４－６ （略） ４　他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網 間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） ７　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 32 条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能にお

いて使用する電気通信番号は次のとおりとします。 また、試験番号については本項（３）に規定します。 （略） イ　移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す電気通信番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）は電気通信番号規則(平成９年郵政省令第 82 号)を準用することとします。 （略） ８　加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は直接協定事業者網から当社網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） ９　電報接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 （略） １０　付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 （略） １１　付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 （略）	いて使用する電気通信番号は次のとおりとします。 また、試験番号については本項（３）に規定します。 （略） イ　移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す電気通信番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）は番号規則を準用することとします。 （略） ８　加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は直接協定事業者網から当社網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略） ９　電報接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略） １０　付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略） １１　付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略）

第 16 節　形態５
（専用回線ノード装置インタフェース仕様）
第 77 条　専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
ＬＤ－ＸＣ形回線接続装置 （ＬＤ－ＸＣ）	技術的条件集別表 11.1 に示すとおりとします。
ＨＤ形専用回線ノード装置 （ＣＮＥ）	技術的条件集別表 11.2 に示すとおりとします。
ＡＴＭ形加入者線終端装置 （ＡＴＭ－ＳＬＴ）	技術的条件集別表 11.4 に示すとおりとします。
ＬＤ－ＳＬＴ形アダプタユニット （ＬＤ－ＡＤＰ）	技術的条件集別表 11.5 に示すとおりとします。
ＡＴＭ形専用回線ノード装置 （Ｍｏｄｅｌ－Ａ／Ｂ）	技術的条件集別表 11.6 に示すとおりとします
Ｉ－ＳＭＤ－Ｂ形遠隔加入者線多重伝送装置 （ＲＴ－ＭＵＸ）	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします
ＤＳＭ-Ｌ形専用サービスノード装置 （ＤＳＭ-Ｌ）	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします
（略）	（略）

（略）

第 16 節　形態５
（専用回線ノード装置インタフェース仕様）
第 77 条　専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
ＤＳＭ-Ｌ形専用サービスノード装置 （ＤＳＭ-Ｌ）	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします
（略）	（略）

（略）

第16節の2　形態５－２ （略） （インタフェース仕様） 第79条の３　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表11.2、11.4、11.5、11.6又は11.9のいずれか１つ及び技術的条件集別表26の１、２．３、３、４及び５のとおりとします。ただし、技術的条件集別表11.4、11.6を適用した場合、ＡＴＭレイヤのＯＡＭ機能において、ユーザが使用するＶＣのＯＡＭ機能（Ｆ５フロー）については全て透過とします。 （略）	第16節の2　形態５－２ （略） （インタフェース仕様） 第 79 条の３　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表11.9及び技術的条件集別表26 の１、２．３、３、４及び５のとおりとします。 （略）

第18節　形態６－２ （略） 第85条　ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。 （略） ２　テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。 （略） ８　他事業者アクセス短桁ダイヤル機能［メンバーズネットサービス］（以下、「メンバーズネット」といいます。）に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとします。 （略） 12　電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。 （略） 13　フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。 （略）	第18節　形態６－２ （略） 第85条　ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。 （２） （略） ２　テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。 （略） ８　他事業者アクセス短桁ダイヤル機能［メンバーズネットサービス］（以下、「メンバーズネット」といいます。）に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略） 12　電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。 （略） 13　フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は番号規則を準用することとします。 （略）

第18節の２　形態６－３ （略） 第88条の３　ＮＴＴ－ＣＳ２．１による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社の加入契約者がダイヤルした番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。 （略） （３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 ただし、試験番号については本項（７）に規定します。 （略） ２　ＮＴＴ－ＣＳ２．２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。 （略） （３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略）	第18節の２　形態６－３ （略） 第88条の３　ＮＴＴ－ＣＳ２．１による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社の加入契約者がダイヤルした番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。 （略） （３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 ただし、試験番号については本項（７）に規定します。 （略） ２　ＮＴＴ－ＣＳ２．２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。 （略） （３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 （略）

３　ＮＴＴ－ＣＳ２．３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。 （略） （３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 　ただし、試験番号については本項（８）に規定します。	３　ＮＴＴ－ＣＳ２．３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。 （略） （３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 　ただし、試験番号については本項（８）に規定します。

第26節　形態１４
（網構成）
（略）
（インタフェース仕様）
第111条　当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用するＩＰ毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の２の下位層（レイヤ１～２）仕様については、２．１．１、２．１．２、２．１．３、２．１．４又は２．１．５のいずれか１つを適用することとします。

インタフェース種別	利用するＩＰ	インタフェース仕様
１０ＧＢＡＳＥ－ＬＲインタフェース	ＩＰｖ４	技術的条件集別表 26.2 に示すとおりとします。
	ＩＰｖ６	技術的条件集別表 26.4 に示すとおりとします。
	ＩＰｖ４／ＩＰｖ６	技術的条件集別表 26.2 および 26.4 に示すとおりとします。
１０００ＢＡＳＥ－ＬＸインタフェース	ＩＰｖ４	技術的条件集別表 26 に示すとおりとします。
	ＩＰｖ６	技術的条件集別表 26.3 に示すとおりとします。
	ＩＰｖ４／ＩＰｖ６	技術的条件集別表 26 および 26.3 に示すとおりとします。
１０００ＢＡＳＥ－ＳＸインタフェース	ＩＰｖ４	技術的条件集別表 26 に示すとおりとします。
１００ＢＡＳＥ－Ｘインタフェース		
ＡＴＭインタフェース		
専用線二次群速度ユーザ・網インタフェース		
専用線一次群速度ユーザ・網インタフェース		

なお、IPv4 PPPoE方式-IPv6機能部については技術的条件集別表26.1に示すとおりとします。
（略）

第26節　形態１４
（網構成）
（略）
（インタフェース仕様）
第111条　当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用するＩＰ毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の２の下位層（レイヤ１～２）仕様については、２．１．１、２．１．３、２．１．４又は２．１．５のいずれか１つを適用することとします。

インタフェース種別	利用するＩＰ	インタフェース仕様
１０ＧＢＡＳＥ－ＬＲインタフェース	ＩＰｖ４	技術的条件集別表 26.2 に示すとおりとします。
	ＩＰｖ６	技術的条件集別表 26.4 に示すとおりとします。
	ＩＰｖ４／ＩＰｖ６	技術的条件集別表 26.2 および 26.4 に示すとおりとします。
１０００ＢＡＳＥ－ＬＸインタフェース	ＩＰｖ４	技術的条件集別表26に示すとおりとします。
	ＩＰｖ６	技術的条件集別表26.3に示すとおりとします。
	ＩＰｖ４／ＩＰｖ６	技術的条件集別表 26 および 26.3 に示すとおりとします。
１０００ＢＡＳＥ－ＳＸインタフェース	ＩＰｖ４	技術的条件集別表26に示すとおりとします。
１００ＢＡＳＥ－Ｘインタフェース		
（削除）		
専用線二次群速度ユーザ・網インタフェース		
専用線一次群速度ユーザ・網インタフェース		

（略）

第 27 節　形態１５ （略） 第 114 条　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1、27. 2 又は、27.3 若しくは 27.4 又は 27.1 及び 27.4 双方のいずれか１つのとおりとします。 （略）	第 27 節　形態１５ （略） 第 114 条　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1、又は、27.3 のいずれか１つのとおりとします。 （略）
第 28 節　形態１６ （網構成） 第 116 条　当社のセルリレーと直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （インタフェース仕様） 第 117 条　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 32 のとおりとします。 （その他接続に必要な事項） 第 118 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。	第 28 節　形態１６　削除

技術的条件集別表１

1.　直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

（略）

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 ＼ 接続番号	端末回線接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ				加入者交換機接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	
	形態１－９（音声利用IP通信網ｻｰﾋﾞｽ契約を準用したｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態２－３（光信号伝送装置接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態２－４（光信号電気信号変換装置接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態２－５（固定無線通信網終端装置接続ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ）	形態３－２（ＭＦ用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態３－３（多数事業者間接続用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）
分類１（00XY～）設置中継系番号	－	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	－	出入
分類２（00XY～）国際系番号	－				－	出入
分類３（0A～J）端末系番号	－				出入	出入
分類４（0A0-CDE～）携帯・自動車電話系番号	－				入	出入
分類５（0A0-CDE～）接続型ＰＨＳ系番号	－				－	出入
分類６（0A0-CDE～）活用型ＰＨＳ系番号	－				－	入

技術的条件集別表１

1.　直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

（略）

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 ＼ 接続番号	端末回線接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ				加入者交換機接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	
	形態１－９（音声利用IP通信網ｻｰﾋﾞｽ契約を準用したｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態２－３（光信号伝送装置接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態２－４（光信号電気信号変換装置接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態２－５（削除）	形態３－２（ＭＦ用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態３－３（多数事業者間接続用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）
分類１（00XY～）設置中継系番号	－	（分類によらない）	（分類によらない）	（削除）	－	出入
分類２（00XY～）国際系番号	－				－	出入
分類３（0A～J）端末系番号	－				出入	出入
分類４（0A0-CDE～）携帯・自動車電話系番号	－				入	出入
分類５（0A0-CDE～）接続型ＰＨＳ系番号	－				－	出入
分類６（0A0-CDE～）活用型ＰＨＳ系番号	－				－	入

分類7（0A0-CDE～）無線呼出し系番号	－				－	出入
分類8（0091～）非設置中継系番号	－				－	出入
分類9（050C～K）ＩＰ電話番号	－				－	－

（略）

種別＼ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	収容局ルータ接続インタフェース	中継局ｾﾙﾘﾚｰ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	IP 通信網一般中継局ﾙｰﾀ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	IP 通信網特別中継局ﾙｰﾀ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	中継局ｲｰｻﾈｯﾄｽｲｯﾁ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ
接続番号	形態１５（IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース）	形態 16	形態 17	形態 18	形態 19
分類１（00XY～）設置中継系番号	（分類によらない）	（分類によらない）	－	（分類によらない）	（分類によらない）
分類２（00XY～）国際系番号			－		
分類３（0A～J）端末系番号			出入		
分類４（0A0-CDE～）携帯・自動車電話系番号			－		
分類５（0A0-CDE～）接続型ＰＨＳ系番号			－		
分類６（0A0-CDE～）活用型ＰＨＳ系番号			－		

分類7（0A0-CDE～）無線呼出し系番号	－				－	出入
分類8（0091～）非設置中継系番号	－				－	出入
分類9（050C～K）ＩＰ電話番号	－				－	－

（略）

種別＼ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	収容局ルータ接続インタフェース	（削除）	IP 通信網一般中継局ﾙｰﾀ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	IP 通信網特別中継局ﾙｰﾀ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	中継局ｲｰｻﾈｯﾄｽｲｯﾁ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ
接続番号	形態１５（IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース）	形態 16（削除）	形態 17	形態 18	形態 19
分類１（00XY～）設置中継系番号	（分類によらない）	（削除）	－	（分類によらない）	（分類によらない）
分類２（00XY～）国際系番号			－		
分類３（0A～J）端末系番号			出入		
分類４（0A0-CDE～）携帯・自動車電話系番号			－		
分類５（0A0-CDE～）接続型ＰＨＳ系番号			－		
分類６（0A0-CDE～）活用型ＰＨＳ系番号			－		

分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			－		
分類８(0091～) 非設置中継系番号			－		
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号			－		

(略)

分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			－		
分類８(0091～) 非設置中継系番号			－		
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号			－		

(略)

技術的条件集別表６ （略） 4.　論理的条件 　論理的条件は以下の通りとする。ただし、VC-4信号については技術的条件集本則形態５においてのみ使用するため、技術的条件集別表１１．３、１１．４及び１１．６にて規定する。 （略）	技術的条件集別表６ （略） 4.　論理的条件 　論理的条件は以下の通りとする。 （略）

技術的条件集別表　11.1 ［参照した規格一覧］ ・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｇ７０４　　第３版（2002.5.30）　１次群及び２次群ディジタルハイアラーキインタフェースにおける同期フレーム構成 ・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｇ７０７　　第５版（2001.4.19）　同期ディジタルハイアラーキビットレート ・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｇ７８３　　第３版（2001.4.19）ＳＤＨ多重変換装置の警報系・切替系の動作 【用語・略語】 本技術的条件集別表中に使用する用語・略語とその定義は、ＴＴＣ標準 JT-G707、783 に準拠する。 なお、本技術的条件集別表中で用いている「前方保護ｎ段」「後方保護m段」については以下の通りである。 前方保護ｎ段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、ｎ回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ること、後方保護ｍ段とは、フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、ｍ回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ることをいう。 本別表中の記述において使用する「送信」「受信」の定義は以下のとおりである。 ・「送信」：当社網から直接協定事業者網へ流れる信号の方向のことをいう。 ・「受信」：直接協定事業者網から当社網へ流れる信号の方向のことをいう。 １　インタフェース規定点 本インタフェース条件を規定するポイントは図１．１のとおりである。 （略） 図１．１　インタフェース規定点 ２　物理的条件 インタフェース規定点が規定点Ａの場合に適用する物理的条件は、技術的条件集別表６又は技術的条件集別表６．１のとおりである。 インタフェース規定点が規定点Ｂの場合に適用する物理的条件は、技術的条件集別表６．２のとおりである。	技術的条件集別表　11.1　削除

３　論理的条件

３．１　フレーム構成

(1)1.5Mインタフェースフレーム構成（ＰＣＭＭＵＸモード）を図３．１．１に示す。
(2)1.5Mインタフェースフレーム構成（ＬＤモード）を図３．１．２に示す。
(3)6.3Mインタフェースフレーム構成（ＰＣＭＭＵＸモード）を図３．１．３に示す。
(4)6.3Mインタフェースフレーム構成（ＬＤモード）を図３．１．４に示す。
(5)50Mインタフェースフレーム構成を図３．１．５に示す。
(6)ＶＣ－３フレーム構成を図３．１．６に示す。
(7)ＴＵＧ－２フレーム構成を図３．１．７に示す。
(8)ＶＣ１１バイト同期モードを図３．１．８に示す。
(9)STフレーム構成を図３．１．９、図３．１．１０に示す。
(10)ＶＣ１１バイト同期モードにおけるＨＧの配置を図３．１．11に示す。

３．２　フレーム同期方式

本装置のフレーム同期方式を表３．２．１に示す。

表３．２．１　フレーム同期方式
（略）

３．３　警報

（１）警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件を表３．３．１、表３．３．２、表３．３．３、表３．３．４、表３．３．５、表３．３．６、表３．３．７に示す。

（２）警報転送

本インタフェースにおける警報転送機能を図３．３．１、図３．３．２、図３．３．３に示す。

（略）
図３．１．１　１．５Ｍインタフェースフレーム構成（ＰＣＭＭＵＸモード）

（略）
図３．１．２　１．５Ｍインタフェースフレーム構成（ＬＤモード）

（略）
図３．１．３　６．３Ｍインタフェースフレーム構成（ＰＣＭＭＵＸモード）

（略）
図３．１．４　６．３Ｍインタフェースフレーム構成（ＬＤモード）

（略）
図３．１．５　５０Ｍインタフェースフレーム構成

（略）
図３．１．６　ＶＣ－３フレーム構成

（略）
図３．１．７　ＴＵＧ－２フレーム構成

（略）
図３．１．８　ＶＣ－１１バイト同期モード

（略）
図３．１．９　ＳＴフレームの構成（ＬＤモード時）

（略）
図３．１．10　ＳＴフレームの構成（ＰＣＭＭＵＸモード時）

（略）
図３．１．11　ＶＣ－１１バイト同期モードにおけるＨＧの配置

表３．３．１　１．５Ｍインタフェース伝送路警報
（略）

表３．３．２　６．３Ｍインタフェース伝送路警報

（略）

表３．３．３　６．３Ｍインタフェース回線警報

（略）

表３．３．４　ＳＴＭ－０信号　警報発出解除条件

（略）

表３．３．５　ＶＣ－３　警報発出解除条件

（略）

表３．３．６　ＶＣ－１１　警報発出解除条件

（略）

表３．３．７　基本パス　警報発出解除条件

（略）

（略）

図３．３．１　１．５Ｍ伝送路インタフェースの警報転送機能

（略）

図３．３．２　６．３Ｍ伝送路インタフェースの警報転送機能（１）

（略）

図３．３．２　６．３Ｍ伝送路インタフェースの警報転送機能（２）

（略）

図３．３．３　５０Ｍ伝送路インタフェースの警報転送機能

技術的条件集別表　１１.２
［準拠した規格一覧］

・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｇ７０４　　第２版（1989.4.28）　１次群及び２次群ディジタルハイアラーキインタフェースにおける同期フレーム構成
・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｇ７０３－ａ　第４版（1997.4.23）　専用線二次群速度ユーザ・網インタフェースレイヤ１仕様
・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｉ２１０　　第２版（1989.4.28）　ＩＳＤＮの提供するテレコミュニケーションサービスの原則と記述法
・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｉ２３０　　第２版（1989.4.28）　ベアラサービスの定義
・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｉ４１１－ａ　第２版（1990.11.28）　専用ユーザ・網インタフェース規定点及びインタフェース構造
・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｉ４３０－ａ　第４版（1996.11.27）　専用線基本ユーザ・網インタフェースレイヤ１仕様
・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｉ４３１－ａ　第５版（1997.4.23）　専用線一次群速度ユーザ・網インタフェースレイヤ１仕様

１．品目
本接続条件を適用するベアラサービスは、高速ディジタル伝送サービスと称し、その品目は第１表のとおりである。

第１表

項番	品目	情報転送速度
1	64kb/s	64kb/s
2	128kb/s	128kb/s
3	192kb/s	192kb/s
4	256kb/s	256kb/s
5	384kb/s	384kb/s
6	512kb/s	512kb/s
7	768kb/s	768kb/s
8	1Mb/s	1152kb/s
9	1.5Mb/s	1536kb/s
10	3Mb/s	3072kb/s
11	4.5Mb/s	4608kb/s
12	6Mb/s	6144kb/s

技術的条件集別表　１１.２　削除

２　説明事項

２．１　サービス属性

各品目におけるベアラサービスの情報転送属性の値は、ＪＴ－Ｉ２１０の記述方法に従い、第２表のとおりである。

第２表　サービスの属性

項番	情報転送属性	値
１	情報転送モード	回線
２	情報転送速度	第１表に示す
３	情報転送能力	非制限
４	構造	８kHz 構造
５	通信の設定	専用
６	対称性	両方向対称
７	通信形態	ポイント・ポイント

２．２　ユーザ・網インタフェース

本サービスは、JT-I411-a 及び、JT-I430-a，JT-I431-a，または JT-G703-a に準拠したユーザ・網インタフェースによりアクセスされるものである。

２．３　用語説明

(1)ベアラサービス

ＪＴ－Ｉ２１０及びＪＴ－Ｉ２３０に規定のベアラサービスである。

(2)回線

本条件に相互接続を規定するサービスは、回線モードベアラサービスカテゴリ（ＪＴ－Ｉ２３０）に分類できるので、これを回線と称する。

(3)その他

特に指定のない限り、本条件にて用いる用語、記述法は、ＪＴ－Ｉ２１０等の規定による。

３　接続条件

３．１　規定点

本条件の規定するインタフェースの規定点は図１のとおりである。

（略）
図１　インタフェース参照点

３．２　物理的条件

インタフェース規定点が規定点Ａの場合に適用する物理的条件は、技術的条件集別表６又は技術的条件集別表６．１のとおりである。
インタフェース規定点が規定点Ｂの場合に適用する物理的条件は、技術的条件集別表６．２のとおりである。

３．３　論理的条件

３．３．１　フレーム構成

３．３．１．１　ディジタル２次群
　ディジタル２次群中の基本フレーム構成は、ＪＴ－Ｇ７０４の「6312kbit/s インタフェースにおける基本フレーム構成」のとおりである。（図２）

３．３．１．２　1.5M パス
　1.5M パスのフレーム構成は図３のとおりである。詳細は以下に示す。

(1)1.5M パスの多重化
　①ディジタル２次群中には、1.5M パス４個（＃１～＃４）が多重化される。
　②1.5M パスに含まれるビット数は 196 であり、フレーム繰り返し速度は 8kHz である。
　③1.5M パス＃１のフレーム中ビット番号ｊの信号は、ディジタル２次群基本フレーム中のビット番号ｋに割り当てられる。このとき、ｉ，ｊ，ｋの関係を以下に示す。

ｋ＝３２（Ｂ－１）+８（ｉ－１）+ｂ　　Ｂ：ＴＳ番号（１≦Ｂ≦２４）
ｊ＝　８（Ｂ－１）+ｂ　　ただし　ｂ：ﾋﾞｯﾄ番号（１≦ｂ≦　８）

ｋ＝７６８+４（ｂ-１）+ｉ

ｊ＝１９２+ｂ　　ただし　　ｂ:ﾋﾞｯﾄ番号（１≦ｂ≦　４）

(2)1.5Mパスフレーム構成

①1.5Mパス中には２４個のＴＳと、４個のＯＨビット（Ｓ１～Ｓ４）から構成される。

②1.5Mパスフレーム中のﾋﾞｯﾄ番号ｊと、ＴＳ番号Ｂとの関係は以下のとおり。

ｊ＝　８（Ｂ－１）+ｂ　　Ｂ：ＴＳ番号（１≦Ｂ≦２４）

ただし　　ｂ：ﾋﾞｯﾄ番号（１≦ｂ≦　８）

（略）

図２　ディジタル２次群のフレーム構成

（略）

図３　　１．５Ｍパスのフレーム構成

(3)STＳＴフレーム構成

①４個のＯＨは各々ＳＴフレームを構成し、ＴＳ対応のＯＨ信号等を多重化する。

②ＳＴフレーム中に含まれるﾋﾞｯﾄ数は６４であり、繰り返し周波数は125kHzである。

③ＳＴフレーム中ﾋﾞｯﾄ番号1，9，17，25，33，41，49，57はＦＳビットと呼び、フレーム周期に使用される。

④ＦＳビットの割り当ては、第３表のとおりである。

⑤４個のＯＨの構成するＳＴフレームは全て同期している。即ち、各ＯＨビットが構成するＳＴフレーム中、同一ビット番号のビットは、同一の1.5Mパスフレーム中に多重化される。

第３表　ＦＳビットの割り当て

フレーム番号	ビット番号							
	1	9	17	25	33	41	49	57
1	1	1	0	1	0	1	1	0
2	1	1	0	0	0	0	0	1
3	1	0	0	1	1	0	1	0
4	1	0	0	1	1	1	0	0

5	1	1	1	1	0	1	1	0
6	1	0	0	0	0	1	0	1

(4)ＯＨの割り当て

①Ｓ１ビットのＳＴフレーム中第８ビットは、1.5Mパスに対応するＢＡＩＳビットを割り当て、正常時“０”、警報時“１”を伝送する。

②ＯＨ種別，対応ＴＳ番号，ＯＨ番号，及びＳＴフレーム中ビット番号の関係は以下のとおりである。すなわち、

Ｂ：対応ＴＳ番号

ｘ：ＯＨビット番号（ｘ＝１（Ｓ１），２（Ｓ２），３（Ｓ３），４（Ｓ４））

ｙ：ＳＴフレーム中ビット番号

ｚ：ＯＨ種別　ｚ＝１　：ＡＩＳ　（正常時“０”，警報時“１”）

ｚ＝２　：ＢＡＩＳ（正常時“０”，警報時“１”）

ｚ＝３　：ＰＴＹ　（正常時奇パリティ，警報時偶パリティ）

ｚ＝４　：ＢＥＲＲ（正常時“０”，警報時“１”）

ｚ＝５～８：未使用　（　　“０”）とすると、

Ｂ＝６（ｘ－１）＋ｓ　　（１≦ｓ≦６）

ｙ＝８（ｚ－１）＋ｓ＋１

③ＴＳ毎パリティの計算範囲は、1.5Mパスフレーム６４フレームであり、この中に収容されているＯＨビットが、ＳＴフレーム１フレーム（ビット番号１～６４）を構成する。ＴＳ毎パリティ計算範囲、計５１２ビットのパリティが、次のＳＴフレーム中のＴＳ対応ＰＴＹビットに割り当てられる。

④未使用ビットの処理は第４表のとおりである。

第４表　未使用ビットの処理

フレーム番号	ビット番号			
	Ｓ１	Ｓ２	Ｓ３	Ｓ４
８	①のとおり	1	0	0
１６	0	0	1	1
２４	1	1	1	1
３２	1	1	1	1
４０	1	1	1	1
４８	1	1	1	1

５６	1	1	1	1
６４	1	1	1	1

３．３．２　フレーム同期

各フレームのフレーム同期は以下のとおりとする。

(1)ディジタル２次群　４マルチフレーム
　同期方式；９ビットパルス検出１ビット即時シフト
　前方保護；７段
　後方保護；３段

(2)ＳＴフレーム　６４マルチフレーム
　同期方式；７ビットパルス検出１ビット即時シフト（Ｓ１ビットのみ）
　前方保護；４段
　後方保護；２段

３．３．３　回線の割り当て

各品目の回線はＣ１１Ｐ／Ｃ２１Ｐを介してディジタル２次群に割り当てられる。本節では、その割り当て方法について述べる。

３．３．３．１　Ｃ１１Ｐ／Ｃ２１Ｐ

ディジタル２次群には最大４個のＣ１１Ｐを多重化、または最大１個のＣ２１Ｐを多重化することができる。ここで、Ｃ１１Ｐ及びＣ２１Ｐとは、以下に示すとおりである。

(1)Ｃ１１Ｐ

①Ｃ１１Ｐは、１個の1.5Mパスから構成される。
②Ｃ１１Ｐのフレーム構成、ＳＴフレーム構成、ＯＨの割り当ては、1.5Mパスと同一である。

(2)Ｃ２１Ｐ

①Ｃ２１Ｐは、４個の1.5Mパスから構成される。
②Ｃ２１Ｐ中のＴＳ番号Ｂ(2)、1.5Mパス内のＴＳ番号Ｂ(1)、及び1.5Mパス番号ｉの

関係は以下のとおりである。　　Ｂ(2)＝４（Ｂ(1)－１）＋ｉ

またＣ２１のＴＳ中ビット番号と、1.5MパスのＴＳ中ビット番号とは同一である。

③４個の1.5MパスのＳＴフレームは同期している。即ち、各1.5MパスのＳＴフレームにおいて、同一ビット番号のビットは、同一のディジタル２次群フレーム中に多重化される。

④ＴＳと、ＴＳに対応するＯＨとの関係は1.5Mパスにおける対応関係による。

３．３．３．２　回線

各品目の回線は、Ｃ１１ＰまたはＣ２１Ｐに収容される。その詳細を以下に示す。

①各品目の回線は、Ｃ１１ＰまたはＣ２１Ｐ中に、適当なＴＳを先頭として、連続するＴＳに割り当てられる。

②割り当てに際しては、８kHzの構造、及びビット番号を保存する。

③各品目の割り当てに際して、先頭ＴＳとして割り当て可能なＴＳ及び連続するＴＳ数は第５表のとおりである。

④１個のＣ１１ＰまたはＣ２１Ｐ中に複数の回線を割り当てることは、ＴＳが重ならない限り可能である。

第５表　回線の割り当て

項番	品目	割り当て可能な先頭ＴＳ		連続する
		Ｃ１１Ｐ	Ｃ２１Ｐ	ＴＳ数
1	64Kb/s	1～24	1～96	1
2	128Kb/s	1～23	1～95	2
3	192Kb/s	1～22	1～94	3
4	256Kb/s	1～21	1～93	4
5	384Kb/s	1～19	1～91	6
6	512Kb/s	1～17	1～89	8
7	768Kb/s	1～13	1～85	12
8	1Mb/s	1～ 7	1～79	18

9	1.5Mb/s	1	1～73	24
１０	3Mb/s		1～49	48
１１	4.5Mb/s	割り当て不可	1～25	72
１２	6Mb/s		1	96

３．３．４　警報

相互接続点を跨る警報についての考え方は以下のとおりである。

①ディジタル２次群、1.5Mパス、及びＴＳ単位に、相互接続点を介して、警報の授受を行う。
②レイヤの上下関係は、上から、ディジタル２次群、1.5Mパス、ＴＳとする。
③ディジタル２次群の区間内に相互接続点がある時は、相互接続点の数は１点に限定される。1.5Mパス及びＴＳについては、複数の相互接続点がある場合がある。
④ディジタル２次群の区間の両端を、ディジタル２次群の終端点と称する。同様に、1.5Mパスの終端点、ＴＳの終端点が定義される。
⑤①～③により、単数または複数の相互接続点を介して、各レイヤの終端点が対向することとなるが、本節における警報の規定は、各終端点における動作の規定である。
　終端点を有さず、通過するレイヤについては、信号をそのまま伝達する。
⑥各終端点においては、警報の検出を行い、それを監視するとともに、対向終端点、及び下位レイヤに警報の転送を行う。本節では、相互接続点を介する警報の転送を規定するための警報検出条件、及び警報転送条件を規定する。検出した警報の監視方法の規定は含まない。

３．３．４．１　警報検出機能

相互接続に関する警報は、各警報対象の終端点で、第６表に従い検出／解除する。

第６表　警報検出条件

警報対象	警報種類	検　出　条　件	解　除　条　件

ディジタル２次群	AIS	入力信号４フレーム中“０”が２個以下	入力信号４フレーム中“０”が３個以上
	REC	ＡＩＳ非検出の状態で　入力信号断時　または　フレーム同期はずれ（フレームパタン不一致を　７回連続検出）	ＡＩＳ検出　または　フレーム同期確立（フレームパタン一致を　３回連続検出）
	SEND	ＳＥＮＤ＝“１”が８回連続	ＳＥＮＤ＝“０”が３回連続
	ERR MON	ＣＲＣ符号誤り検出を１回	ＣＲＣ符号誤り未検出
	誤り率劣化	入力パルス列の誤り率が　10^{-4}以上	入力パルス列の誤り率が　10^{-6}以下
1.5Mパス	AIS	Ｓ１のビット列中“１”が１６８回連続	Ｓ１の連続する１６８ビット中“０”を５回以上検出
	BAIS	ＢＡＩＳ＝“１”が５回連続	ＢＡＩＳ＝“０”が５回連続
	REC	ＡＩＳ非検出の状態でフレーム同期はずれ（Ｓ１中のＦｓビットのフレームパターン不一致を４回連続検出）	ＡＩＳ検出　またはフレーム同期確立（Ｓ１中のＦｓビットのフレームパタン一致を２回連続検出）
ＴＳ	AIS	ＡＩＳ＝“１”が５回連続	ＡＩＳ＝“０”が５回連続
	BAIS	ＢＡＩＳ＝“１”が５回連続	ＢＡＩＳ＝“０”が５回連続
	ERR	偶パリティを１回検出	奇パリティを１回検出
	BERR	ＢＥＲＲ＝“１”を１回検出	ＢＥＲＲ＝“０”を１回検出

３．３．４．２　警報転送機能

各レイヤの終端点における警報転送機能は、図４のとおりである。
ただし、警報検出機能は、３．３．４．１節による。警報転送時のビット出力条件は、３．３．３節による。

（略）
図４　警報転送機能

３．３．４．３　警報通知機能

送出信号において相互接続点より網内で信号断を検出した場合は、相互接続点を介し相手側終端点で図５に示すように、ＲＥＣ又はＡＩＳ検出できる信号を通知することとする。網内に終端点を有さない場合も同様である。ただし、相互接続点から各終端点までの接続構成は、図４のとおりであることを前提とする。
また、信号断時には関係する主信号は全て“１”にして送信することとする。

（略）
図５　警報通知機能

３．３．５　試験

主信号に関する対向試験には、基本的には下記に示す生成多項式により発生される疑似ランダムパターンを用いる。

生成多項式：　　X11+X2+１

技術的条件集別表　11.4 [参照規格一覧] ・TTC 標準 JT-I150（ATM 機能特性）　第４版　1999.11.25 ・TTC 標準 JT-I361（ATM レイヤ仕様）　第４版　1999.11.25 ・TTC 標準 JT-G707（同期ディジタルハイアラーキの NNI）　第５版　2001.4.19 ・TTC 標準 JT-G783（SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作）　第３版　2001.4.19 ・TTC 標準 JT-I432.1（物理レイヤ仕様　一般的特性）　第２版　2000.4.20 ・TTC 標準 JT-I432.2（155520kbit/s および 622080kbit/s 物理レイヤ仕様）　第２版　2000.4.20 ・TTC 標準 JT-G957（SDH 多重系光インタフェース条件）　第３版　2001.4.19 ・TTC 標準 JT-I610（広域ＩＳＤＮの運用保守原則と機能）　第４版 2000.11.30 ・TTC 標準 JT-I371（広域ＩＳＤＮにおけるトラヒック制御と輻輳制御）第３版　2001.4.19 ・TTC 標準 JT-I371.1（保証フレームレートＡＴＭ転送能力）　第３版　2001.11.27 ・TTC 標準 JT-I356（広域ＩＳＤＮの ATM レイヤセル転送性能）　第２版　2000.11.30 ・ITU-T 勧告 G.652（光ファイバケーブル仕様）　2000.10 ・JIS 規格　JIS　C6835（SM 形光ファイバケーブル）　1999.7.20 ・JIS 規格　JIS　C5973（F04 形単心光ファイバコネクタ）　1998.5.20 ・JIS 規格　JIS　C5983（F14 形単心光ファイバコネクタ）　1997.11.20 1　インタフェース規定点 本インタフェースは、155.52Mbit/s、622.08Mbit/s の光インタフェースであり、当社と協定事業者とは、インタフェース点で、ATM 方式の VP（Virtual Path）[以下 VP レベル]で接続する。 図 1.1 に協定事業者との接続イメージを示す。 （略） 図 1.1　協定事業者との接続イメージ ２　物理的条件 ２．１　ケーブル 本インタフェースに適用するケーブルは、JIS C6835 準拠（IEC 規格 793-2 相当）の SM 形光ファイバケーブルとする。表 2.1 に光ファイバケーブルの特性を示す。	技術的条件集別表　11.4　削除

表 2.1　光ファイバケーブルの特性

項目	1.31μm光ファイバケーブル（JIS C 6835 SSMA-9.3/125）	1.55μm光ファイバケーブル（JIS C 6835 SSMB-8/125）
モードフィールド径	9.5μm±10%	8μm±10%
実効遮断波長	1.27μm以下	1.53μm以下
偏心量	1μm以下	1μm以下

２．２　コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは JIS 規格 C5973 準拠(IEC 規格 874-14 相当)の F04 形単心光ファイバコネクタまたは JIS 規格　C　5983 準拠(IEC 規格 61754-6 相当)の F14 形単心光ファイバコネクタとする。

3　光学的条件

本インタフェースの光学的条件について、表 3.1 に主要諸元を示す。

表 3.1　主要諸元(1/2)

項目	局内1.31μm標準	局間1.31μm標準	局間1.55μm標準	局間1.31μm高出力
インタフェース速度	155.520Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理’1’は発光 論理’0’は非発光			
波長	1.260　～　1.360μm	1.290　～　1.330μm	1.530　～　1.570μm	1.290　～　1.330μm
伝送距離	400m以下	40km以下	80km以下	80km以下
符号誤り率	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}
タイミングタンクQ値	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200
平均送信電力	-17　～　-11dBm	-3　～　+3dBm	-3　～　+3dBm	+1　～　+7dBm

消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定 (図3.2(a)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(a)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(a)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(a)参照)
最大受光電力 (平均値)	-8dBm	-17dBm	-17dBm	-29dBm
最小受光電力 (平均値)	-23.5dBm	-35.5dBm	-35.5dBm	-44.5dBm

表 3.1　主要諸元(2/2)

項目	局内1.31μm 標準	局間1.31μm 標準	局間1.55μm 標準	局間1.31μm 高出力
インタフェース速度	622.080Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理’1’は発光 論理’0’は非発光			
波長	1.261　～ 1.360μm	1.290　～ 1.330μm	1.530　～ 1.570μm	1.290　～ 1.330μm
伝送距離	400m以下	40km以下	80km以下	80km以下
符号誤り率	1×10^{-10}	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}
タイミングタンクQ値	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200
平均送信電力	-15　～ -8dBm	-2　～ +4dBm	-3　～ +3dBm	+5　～ +11dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)
最大受光電力 (平均値)	-8dBm	-16dBm	-17dBm	-25dBm

最小受光電力 (平均値)	-23dBm	-34.5dBm	-35.5dBm	-40.5dBm

(略)

図 3.1　消光比の定義

(略)

図 3.2　マスクパターン規定

4　論理的条件

4．1　フレーム構成

STM-1 にマッピングされるパスは、VC-4 のみである。また、STM-4 にマッピングされるパスは VC-4-4c のみである。図 4.1 にフレーム構成を示す。また、オーバヘッドの種類にはセクションオーバヘッド（SOH）、中継セクションオーバヘッド（RSOH）、多重セクションオーバヘッド（MSOH）、パスオーバヘッド（POH）があり、表 4.1 にインタフェースオーバヘッド条件を示す。

(略)

図 4.1　フレーム構成

表 4.1（1/2）　インタフェース オーバヘッド条件（STM-1）

オーバヘッドの種類		機能	規定値
RSOH	A1	フレーム同期	11110110（4.2.2項参照）
	A2	フレーム同期	00101000（4.2.2項参照）
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：don’t care
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：don’t care（4.2.3項参照）
	E1	未定義	*
	F1	中継セクション	当社網→協定事業者網：00000000または

			状態監視	00111111 協定事業者網→当社網：don’t care または中継セクションの故障特定(4.2.6項参照)
	D1～D3		未定義	*
PTR	H1,H2		VC-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707,G783準拠 （4.2.4項参照）
			P-AIS	H1=H2=11111111
	H3		負スタッフ用	TTC標準JT-G707,G783準拠
MSOH	B2		符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-24 協定事業者網→当社網：BIP-24（4.2.3項参照）
	K1		APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b1～b5)		APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b6～b8)		MS-AIS,MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110（4.2.5項参照）
	D4～D12		未定義	*
	S1		同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：don’t care
	M1		MS-REI	4.2.3項　図4.4参照
	E2		未定義	*
POH	J1		未定義	*
	B3		符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8（4.2.3項参照）
	C2		シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：don’t care
	G1	(b1～b4)	P-REI	0000～1000：誤り個数0～8 1001～1111：誤り個数0（4.2.3項　図4.5参照）
		(b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常（4.2.3項　図4.5参照）
		(b6～b8)	未使用	当社網→協定事業者網：111または000 協定事業者網→当社網：don’t care（4.2.3項図4.5参照）
	F2		未定義	*
	H4		未定義	*

	F3	未定義	*
	K3	未定義	*
	N1	未定義	*

*当社網→協定事業者網：規定せず
協定事業者網→当社網：don’t care

表 4.1 (2/2)　インタフェース オーバヘッド条件 (STM-4)

オーバヘッドの種類		機能	規定値
RSOH	A1	フレーム同期	11110110 (4.2.2項参照)
	A2	フレーム同期	00101000 (4.2.2項参照)
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：don’t care
	Z0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：Z0#1:00000010 Z0#2:00000011 Z0#3:00000100 協定事業者網→当社網: don’t care
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：don’t care (4.2.3項参照)
	E1	未定義	*
	F1	中継セクション状態監視	当社網→協定事業者網：00000000または00111111 協定事業者網→当社網：don’t care または中継セクションの故障特定
	D1～D3	未定義	*
PTR	H1,H2	VC-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707,G783準拠 (4.2.4項参照)
		P-AIS	H1=H2=11111111
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707,G783準拠
MSOH	B2	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-96 協定事業者網→当社網：BIP-96 (4.2.3項参照)
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)
	K2(b1～b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)

	K2(b6～b8)		MS-AIS,MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110（4.2.5項参照）
	D4～D12		未定義	*
	S1		同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：don’t care
	M1		MS-REI	4.2.3項　図4.4参照
	E2		未定義	*
POH	J1		未定義	*
	B3		符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8（4.2.3項参照）
	C2		シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：don’t care
	G1	(b1　～b4)	P-REI	0000～1000：誤り個数0～8 1001～1111：誤り個数0（4.2.3項図4.5参照）
		(b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常（4.2.3項図4.5参照）
		(b6　～b8)	未使用	当社網→協定事業者網：111または000 協定事業者網→当社網：don’t care（4.2.3項図4.5参照）
	F2		未定義	*
	H4		未定義	*
	F3		未定義	*
	K3		未定義	*
	N1		未定義	*

*当社網→協定事業者網：規定せず
協定事業者網→当社網：don’t care

４．２　オーバヘッド

４．２．１　オーバヘッドの種類

オーバヘッドの種類及びその詳細は、TTC 標準 JT-G707 に準拠する。

４．２．２　フレーム同期

フレーム同期方式を表 4.2 に示す。

表 4.2　フレーム同期

フレーム同期パターン	パターン検索法･パターン照合法	フレーム同期保護(注 1、2)
A1 バイト‘11110110’ A2 バイト‘00101000’	･1 ビット即時シフト方式または 1 ビット即時シフ ト方式と同等な同期復帰特性を有するフレーム 同期方式とする。 ･A1、A2 の 32 ビット同時照合方式（注 3）	･リセット方式 ･前方 5 段 ･後方 2 段

(注 1)　前方 5 段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、5 回連続不一致を検出したと　　き、ハンティング状態に移ることをいう。
(注 2)　後方 2 段とは、ハンティング状態においてフレーム同期パターン照合結果、2 回連続一致を検出したとき、同期状態に移ることをいう。
(注 3)　一般的には、図 4.2 に示す 32 ビットを使用する。

（略）

図 4.2　フレーム同期パターン

４．２．３　符号誤り監視

（１）BIP-N(Bit Interleaved Parity-N:N=8,24,96)
セクション及びパスの誤り監視に用いる。
誤り監視を行う情報をNビット毎に分割し、その全情報の1ビット目からNビット目毎にパリティ演算（偶数パリティ）したNビットの演算結果をBIP-N符号という。
BIP-N符号は次のフレームの誤り監視情報内の特定位置（RSOHのB1バイト、MSOHのB2バイト及びPOHバイトのB3バイト）に配置する。
（２）BIPの演算範囲/BIPの転送条件
図4.3、表4.3に示す。
（３）符号誤り検出情報の送出
入力信号の符号誤り個数を送信フレームの次に示すバイトに入れて送信する必要がある。
・MS-REI(M1バイト)
BIP演算結果を発出するためにSOHのM1バイトは図4.4のようにする必要がある。
・P-REI(G1バイト)
BIP演算結果を発出するためにPOHのG1バイトは図4.5のようにする必要がある。

（略）

図 4.3　STM-1　BIP の演算範囲

（略）

図 4.4　MS-REI(M1 バイト)のビット割り当て

（略）

図 4.5　P-REI(G1 バイト)のビット割り当て

表 4.3　BIP の転送条件

インタフェース		生成条件
STM-1	BIP-8(B1)	スクランブルの150MIFの全ビットに対するbit-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次のフレームB1に挿入
	BIP-24(B2×3)	スクランブル前のSTM-1の第１行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-24偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×3に挿入
	MS-REI(M1)	B2(BIP-24)により検出した誤り個数(0～24)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
STM-4	BIP-8(B1)	スクランブルの600MIFの全ビットに対するbit-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次のフレームB1に挿入
	BIP-96(B2×12)	スクランブル前のSTM-4の第１行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-96偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×12に挿入
	MS-REI(M1)	B2(BIP-96)により検出した誤り個数(0～96)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
VC-4	BIP-8(B3)	スクランブル前のVC-4の全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入
	P-REI(G1)	B3(BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送
VC-4-4C	BIP-8(B3)	スクランブル前のVC-4-4Cの全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入
	P-REI(G1)	B3(BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送

４．２．４　AU-4ポインタ

AU-4のポインタバイトのビット定義を図4.6に示す。

なお、ポインタ受信規定、ポインタ生成において重複した事象が発生した場合、以下のとおりとする。

（１）ポインタ受信規定について

・新規データフラグ（NDF）が変更あり状態（NDF=1001,0001,1101,1011,1000のいずれか）でかつIビットポインタの多くが反転、またはDビットポインタの多くが反転した場合は、NDFを有効とし、スタッフ操作は無視する。

・Iビットポインタの多くが反転であり、かつDビットポインタの多くが反転した場合は、スタッフ操作を無視する。

・NDFが変更有り状態である場合で通常のポインタ値（0～782）を越えたときは、ポインタ値は変更しない。

・新しいポインタが3回連続して一致して、なおかつ通常値を越えた場合は、ポインタ値は、変更しない。

（２）ポインタの生成について

ポインタ値の増減操作は、ポインタ値の増減操作後3フレーム内に要求がった場合においても、この操作は無視する。

（略）

図 4.6　AU-4 のポインタバイトのビット定義

４．２．５　APSバイト

セクションAPSについて、図4.7に示す。

(a)STM-1フレーム中のAPSバイト

（略）

(b) 1+1冗長系切替のK1バイトの1～4ビットの定義

K1バイト b 1,b2,b3,b4	切替要求	内容	切替要求優先順位
1111	未定義	－	－
1110	強制切替 (Forced Switch)	予備系が正常な場合、外部制御により現用系のトラヒックを予備系に切替える。	1
1101	未定義	－	－

1100	自動切替-伝送路故障 (Signal Fail)	予備系が正常な場合、LOS,LOF,MS-AIS及び装置内監視異常を検出時に、現用系のトラヒックを予備系に切替える。	2
1011	未定義	-	-
1010	自動切替-品質劣化 (Signal Degrade)	予備系が正常な場合、誤り率劣化を検出時に、現用系のトラヒックを予備系に切替える。	3
1001	未定義	-	-
1000	未定義	-	-
0111	未定義	-	-
0110	回復待機 (Wait to Restore)	故障回復後、回復待機保護期間中に伝送路名称変更を行わない。	4
0101	未定義	-	-
0100	未定義	-	-
0011	未定義	-	-
0010	切替応答 (Reverse Request)	対向側からの切替要求を受けて、対向側に切替を実行したことを通知する。	5
0001	未定義	-	-
0000	切替なし (No Bridge Required)	現用系から切替要求がない。伝送路名称変更または切戻しを行う。	6

図 4.7　K1、K2 バイトの定義(1/2)

(c)　1+1冗長系切替のK1ﾊﾞｲﾄの5～8ﾋﾞｯﾄの定義

K1バイト b 5,b6,b7,b8	内容
1111	未定義
1110	未定義
1101	未定義
1100	未定義
1011	未定義
1010	未定義

(d)　1+1冗長系切替のK2ﾊﾞｲﾄの1～4ﾋﾞｯﾄの定義

K2バイト b 1,b2,b3,b4	内容
1111	未定義
1110	未定義
1101	未定義
1100	未定義
1011	未定義
1010	未定義

1001	未定義		1001	未定義
1000	未定義		1000	未定義
0111	未定義		0111	未定義
0110	未定義		0110	未定義
0101	未定義		0101	未定義
0100	未定義		0100	未定義
0011	未定義		0011	未定義
0010	1系が切替要求を送出		0010	1系現用を示す
0001	0系が切替要求を送出		0001	0系現用を示す
0000	切替要求なし(NB)を送出		0000	未定義

(e) K2バイトの5ビットの定義

K2バイト　b5	内容
0	1+1冗長系切替

(f)　K2バイトの6～8ビット

K2バイト b6,b7,b8	内容
111	MS-AIS
110	MS-RDI
101	未定義
100	未定義
011	未定義
010	未定義
001	未定義
000	正常状態

(g) K1バイトとK2バイトの送受信方法

APSバイト	送信方法	受信方法
K1バイトの1～8ビット	現用系と予備系へ同一内	（1）　現用系と予備系で独立に受信する。

K2バイト	1～5ビット	容で常時送信する	（2）　予備系と現用系で(a)～(e)に定義した内容を連続した3回同一受信したものを制御対象とし、未定義の場合は制御対象としない。
	6～8ビット	現用系と予備系の状態を各々独立に常時送信する。	予備系と現用系で独立に(f)に定義した内容を連続した3回同一受信したものを制御対象とし、未定義の場合は制御対象としない。

図4.7　K1、K2バイトの定義(2/2)

４．２．６　F1ﾊﾞｲﾄ

中継セクションの故障特定に関しては局間インタフェースを収容する場合、当社装置識別ＩＤを設定して送信する場合がある。
図4.8にＦ１バイトの定義を示す。

（略）
図4.8　F1バイトの定義

5　警報条件

図5.1にVPﾚﾍﾞﾙの警報転送の例を示す。また、警報の略号一覧を表5.1に示す。

（略）
図5.1　VPレベルの警報転送の例

表5.1　警報の略号一覧

略号	名称	意味
LOS	Loss Of Signal	入力信号断
LOF	Loss Of Frame	フレーム同期はずれ
MS-AIS	Multiplex　Section　Alarm　Indication	受信多重セクション故障

	Signal	
MS-RDI	Multiplex Section Remote Defect Indication	送信多重セクション故障
B2	B2	多重セクション誤り監視
MS-ERR	Multiplex Section Error	受信多重セクション誤り発生
MS-REI	Multiplex Section Remote Error Indication	送信多重セクション誤り発生
LOP	Loss Of Pointer	ポインタ異常
P-AIS	Path Alarm Indication Signal	受信パス故障
P-RDI	Path Remote Defect Indication	送信パス故障
B3	B3	パス誤り監視
P-ERR	Path Error	受信パス誤り発生
P-REI	Path Remote Error Indication	送信パス誤り発生
LCD(LOC)	Loss Of Cell Delineation(Loss Of Cell)	セル同期はずれ
E-E VP-AIS	End to End Virtual Path Alarm Indication Signal	受信エンド～エンドVP故障
E-E VP-RDI	End to End Virtual Path Remote Defect Indication	送信エンド～エンドVP故障

５．１　故障情報

５．１．１　故障情報の検出・発出条件

（１）検出条件

検出条件を表5.2に示す。

表5.2　検出条件

種別	検出条件	解除条件
LOS	入力信号断	入力信号復帰
LOF	フレーム同期パターン不一致を5回連続検出	フレーム同期パターン一致を2回連続検出
MS-AIS	デスクランブル後のK2:b6～b8='111'を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠'111'を3回連続受信
MS-SD	BIP-24(B2)により検出した伝	BIP-24(B2)/BIP-96 (B2) により検出し

	送路誤り率が10^{-5}以上で検出し、10^{-7}以下で検出しない	た伝送路誤り率が10^{-7}以下で解除し、10^{-5}以上で解除しない
MS-ERR	BIP-24(B2)により誤りを1個以上検出	BIP-24(B2)/BIP-96(B2)により誤りを検出しない
MS-REI	M1により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを1個以上検出	M1により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを検出しない
MS-RDI	デスクランブル後のK2:b6～b8='110'を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠'110'を3回連続受信
LOP	異常ポインタ受信時（AISポインタ受信除く）	正常ポインタ受信時
LCD(LOC)	HECエラーを7回連続検出	HEC正常を7回連続検出
P-AIS	AISポインタ受信時	正常ポインタ受信時
P-ERR	BIP-8(B3)により誤りを1個以上検出	BIP-8(B3)により誤りを検出しない
P-REI	G1のb1～b4により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを1個以上検出	G1のb1～b4により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを検出しない
P-RDI	デスクランブル後のG1:b5='1'を3回連続受信	デスクランブル後のG1:b5='0'を3回連続受信
E-E VP-AIS	VP-AISセル受信時	VP-AISセルを2.5±0.5秒間未受信あるいは、1つのユーザ情報セル受信時
E-E VP-RDI	VP-RDIセル受信時	VP-RDIセルを2.5±0.5秒間未受信

（２）発出条件

発出条件を表5.3に示す。

表5.3　発出条件

種別	転送方法	発出条件	発出の解除条件
MS-RDI	スクランブル前のK2のb6～b8='110'	POI点でLOS,LOF,MS-AIS,MS-SD検出時	LOS,LOF,MS-AIS,MS-SD回復時
MS-REI	B2により検出した誤りセル個数をM1のb2～b8に挿入する	警報として発出しない	

P-RDI	スクランブル前のG1のb5='1'	POI点でLOS,LOF,LOP,LCD(LOC),MS-AIS,P-AIS検出時	LOS,LOF,LOP,LCD(LOC),MS-AIS,P-AIS回復時
P-REI	B3により検出した誤りセル個数をG1のb1～b4に挿入する	警報として発出しない	
P-AIS	VC-4及びAU-4ポインタをall'1'(AU-4ポインタを除くSOHは正常値)	当社網内でLOS,LOF,MS-AIS検出時	LOS,LOF,MS-AIS回復時
E-E VP-AIS	VP用OAMセルのVCI='0004H'でかつOAM種別領域(1byte)='10H'	当社網内でLOS,LOF,LOP,LCD(LOC),MS-AIS,P-AIS検出時	LOS,LOF,LOP,LCD(LOC),MS-AIS,P-AIS回復時

6　ATMレイヤ仕様

6．1　ＡＴＭレイヤ物理条件

ここで規定する機能とは、セルヘッダの誤りを検出し訂正を行うHEC、HECによるセル同期およびセルのインフォメーションフィールドのスクランブル／デスクランブルのことである。

6．1．1　HEC規定

（1）セルフォーマットを図6.1に示す。

（略）

図6.1　ATMセルフォーマット

（２）HEC規定を表6.1、表6.2に示す。

表 6.1　HEC 送信側規定

項目	内容
誤り訂正/検出符号	生成多項式 X^8+X^2+X+1 のフィールドの CRC-8 を用いる
HEC 生成法*	以下の手順で HEC フィールドを生成する （１）　セルヘッダ 4byte(VPI,VCI,PT,CLP)を、伝送順の先頭を最高次として多項式表現する （２）　上記多項式に X^8 をかける （３）　生成多項式 X^8+X^2+X+1 で割り、余りの多項式を求める （４）　余りの多項式の係数（1byte）に“01010101”を mod2 で加算し、結果を HEC フィールドに収容する

*上記 HEC 生成法と同等の結果が得られる方法を用いてもよい。

表6.2　HEC受信側規定

項目	内容
誤り訂正/検出符号	生成多項式 X^8+X^2+X+1 のフィールドの CRC-8 を用いる
シンドローム演算法*	以下の手順でシンドロームを求める （１）　セルヘッダの中のHECフィールドに“01010101”をmod2で加算（コセット処理） （２）　コセット処理をしたヘッダ（5byte）を、伝送順の先頭を最高次として多項式表現する （３）　上記多項式X^8+X^2+X+1で割り、余りの多項式を求める （４）　上記余りの多項式の係数（１byte）をシンドロームとする
モード遷移	図6.2に基づいて誤り訂正モードと誤り検出モードの遷移を行う
	シンドロームから表6.3に基づいて誤りビットを判断する 図6.3のフローチャートに基づき、ヘッダの誤りを処理する

*上記シンドローム演算法と同等の結果が得られる方法を用いてもよい。

（３）誤り訂正／検出モード状態遷移を図6.2に示す。

（略）

図6.2　誤り訂正／検出モード状態遷移

（４）誤り処理方法を図6.3に示す。

（略）

図6.3　誤り処理方法

（５）誤りビットの判定を表6.3に示す。

表6.3　誤りビットの判定

（略）

６．１．２　HECセル同期

（１）　主要諸元を表6.4に示す。

表6.4　HECセル同期主要諸元

（略）

（２）ハンティング方法は、下記の方法による。

① 受信したデータでHECを計算する

② 計算結果が正しい場合はプレ同期状態に遷移する

③ 計算結果が誤っていた場合はデータを1バイトシフトさせてHECの計算を行う

なお、ハンティング方法として上記方法と同等の時間で同期復帰する方法を用いてもよい

（３）状態遷移図を図6.4に示す。

（略）

図6.4　セル同期状態遷移

６．１．３　スクランブラ／デスクランブラ

（１）　主要諸元を表6.5に示す。

表6.5　スクランブラ／デスクランブラ主要諸元
（略）

６．２　ATMレイヤ論理条件

６．２．１　セルヘッダのプリアサインド値

セルヘッダのプリアサインド値を表6.6に示す。これ以外の全ての値はATMレイヤで使用する。ただし、物理レイヤOAMセル、物理レイヤでの予約セル、無効セルはUPCにて廃棄される。また、OAMセルのビットアサインを表6.7に示す。

表6.6　ヘッダプリアサイン値
（略）

表6.7　OAMセルのビットアサイン*1

セル種別		VPI	VCI	PTI	CLP	OAM
エンド・エンド警報転送用OAMセル	VP-AISセル	YYY H	0004 H	XXX B	X B	10 H
	VP-RDIセル	YYY H	0004 H	XXX B	X B	11 H
セグメントVP-ALMセル		YYY H	0003 H	XXX B	X B	1F H
伝送品質監視用セル		YYY H	0003 H	XXX B	X B	20 H
VP切替用OAMセル(VP-APSセル)		YYY H	0003 H	XXX B	X B	5F H

*1：″B″は２進数、″H″は１６進数であることを示す
″X″は２進数における任意の値、″ＹＹＹ″は１６進数における該当するVPI値を示す

６．２．２　ルーチング（VPI／VCI）フィールド

ルーチングビットは28ビットで構成される。そのうち12ビットが仮想パス識別子(VPI)、16ビットが仮想チャネル識別子（VCI）である。VPIとVCIのプリアサインド組み合わせをTTC標準JT-I361にしたがい表6.8にVPレベルの場合を示す。

表 6.8　VPI、VCI、PT、CLP のプリアサインド組み合わせ（VP レベルの場合）

用途	VPI	VCI（注6）	PTI	CLP	当社網を透過するもの
アンアサインドセル	000000000000	00000000 00000000	任意値	0	×
無効	0以外の任意のVPI値	00000000 00000000	任意値	B	×
メタシグナリング(TTC標準JT-I361参照)	任意のVPI値	00000000 00000001	0AA	C	○
一般放送型シグナリング(TTC標準JT-I361参照)	任意のVPI値	00000000 00000010	0AA	C	○
NNIシグナリング(TTC標準JT-I361参照)	任意のVPI値	00000000 00000101	0AA	C	○
セグメントF4フローOAMセル(TTC標準JT-I610参照)	任意のVPI値	00000000 00000011(注3)	0A0	A	×
エンド・エンドF4フローOAMセル(TTC標準JT-I610参照)	任意のVPI値	00000000 00000100(注3)	0A0	A	○(注9)
VPリソース管理セル(TTC標準JT-I371参照)	任意のVPI値	00000000 00000110(注7,8)	110	A	○
将来のVP機能の予約(注4)	任意のVPI値	00000000 00000111(注8)	0AA	A	○
将来の機能の予約(注5)	任意のVPI値	00000000 000SSSSS(注1,8)	0AA	A	○
将来の機能の予約(注5)	任意のVPI値	00000000 000TTTTT(注2)	0AA	A	○

セグメントF5フローOAMセル(TTC標準JT-I610参照)	任意のVPI値	00000000 00000000以外の任意のVCI値	100	A	○
エンド・エンドF5フローOAMセル(TTC標準JT-I610参照)	任意のVPI値	00000000 00000000以外の任意のVCI値	101	A	○
VCリソース管理セル(TTC標準JT-I371参照)	任意のVPI値	00000000 00000000, 00000000 00000110以外の任意のVCI値	110	A	○
将来のVC機能の予約(注6)	任意のVPI値	00000000 00000000以外の任意のVCI値	111	A	○

A："0"または"1"でありATMレイヤ機能固有の使用に有効である。
B：任意の値。
C：発側のエンティティは、CLPビットを"0"に設定すること。この値は、網により変更されることもあり得る。(TTC標準JT-I371の2.3.1節参照)

注1：SSSSS：01000から01111の任意のVCI 値。
注2：TTTTT：10000から11111の任意のVCI値。
注3：透過性は、ユーザ端末間におけるF4フローOAMに対し保証されない。
注4：このVCI値は、PTI（ペイロード・タイプ識別子）値”111”がVCの機能のために予約されるのと同様に、VPの機能のために予約される。
注5：これらのVCI値は、将来の特定の機能の標準化のために予約される。
注6：VCI値が1、2、5、16から31、31より大きいセルはVP-OAM 機能によりモニタされる。他のVCI値のセルはVP-OAM機能によりモニタされない。（TTC標準JT-I610参照）。特定のVCI値のセルがVPCのエンドポイント間でトランスペアレントに運ばれるかどうかは、TTC標準JT-I150の3.1.4.1.e節に記述による。
注7：VPリソース管理セルは、PTIフィールドの値に関係なくこのVCI値により識別される。
注8：これらのVCI値の透過性は保証されない。つまりこれらのVCI値のセルはVPの中間点で抽出あるいは挿入されることがある。具体的にどのような状況で抽出/挿入されるかは今後の検討課題であり、この検討が終了するまでは、これらのVCIはVP内でトランスペアレントに転送される必要がある。
注9：網構成により透過しない場合がある。

表 6.9　削除

６．３　ATMレイヤのOAM機能

６．３．１　概要

ATMレイヤのOAM機能としては、主にコネクションで使うエンド・エンドOAM機能と網のセグメントで使うセグメントOAM機能がある。
以下に、ATMレイヤのOAM機能について示す。

６．３．２　OAMセルフォーマット

ATMレイヤOAMセルはOAMセルに共通なフィールドと個々のOAMセル特有の機能特有フィールドで構成される。
保守運用に用いるOAMセルフォーマットは、以下の（１）または（２）となる。

（１）　　共通OAMセルフィールド
OAMセルは以下のフィールドを持つ。

① ヘッダ：通常のセルフォーマットと同様。
② OAMセル種別（4ビット）：このフィールドで、このセルにより行われるマネジメント機能を表示する。
③ OAM機能種別（4ビット）：このフィールドは、OAMセル種別フィールドで示されたマネジメント機能の中で具体的に実行される機能を示す。
④ 将来使用のための予備（6ビット）：このフィールドは使用しない。（ALL”0”）
⑤ 誤り検出符号（10ビット）：このフィールドはOAMセルの情報フィールドに対して計算されたCRC-10誤り検出符号を格納する。CRC-10の生成多項式は、

$$G(X) = 1 + X + X^4 + X^5 + X^9 + X^{10}$$ となる。

図6.5にOAMセル(F4フロー)フォーマットを、表6.10（1）にOAM種別識別子を示す。

（略）

図6.5　共通OAMセルフォーマット

表6.10（1）　OAM種別識別子

OAMセル種別	OAM機能種別	当社網から発生するもの
故障管理：0001	AIS：0000	○
	RDI：0001	○*
	コンティニュイティチェック：0100	×
	ループバック：1000	×
性能管理：0010	順方向モニタ：0000	×
	逆方向報告：0001	×
起動/停止：1000	性能モニタ：0000	×
	コンティニュイティチェック：0001	×

*網構成により透過しない場合あり

（２）　導通特性試験セルフォーマット(NTT独自)

① ヘッダ：通常のセルフォーマットと同様。
② OAMセル種別（4ビット）：００１１
③ OAM機能種別（4ビット）：００００
④ SN（４ビット）：シーケンス番号（試験セル生成順に付与される。０～１５）
⑤ SNP（4ビット）：シーケンス番号の検出訂正符号

図6.6に導通特性試験セルフォーマットを、表6.10（2）～（3）にOAM種別識別子を示す。

（略）

図6.6　導通特性試験セルフォーマット(NTT独自)

表6.10(2)　OAM種別識別子（セグメントOAMセル）と当社網での扱い（VPレベル）

OAMセル種別	OAM機能種別	①当社網からの送出		②当社網に入力された場合の扱い	
		F4	F5	F4	F5
故障管理：0001	AIS：0000　（未サポート）	×	×	×	○
	RDI：0001（未サポート）	×	×	×	○
	コンティニュイティチェック：0100（未サポート）	×	×	×	○
	ループバック：1000（未サポート）	○ ※２	×	× ※6.7	○
性能管理：0010	順方向モニタ：0000	○	×	×※6	○
	逆方向報告：0001（未サポート）	×	×	×	○
試験：0011	導通特性試験：0000	○	×	×※6	○
起動/停止：1000	性能モニタ：0000（未サポート）	×	×	×	○
	コンティニュイティチェック（未サポート）				

表6.10（3）　OAM種別識別子（エンドエンドOAMセル）と当社網での扱い（VPレベル）

OAMセル種別	OAM機能種別	①当社網からの送出		②当社網に入力された場合の扱い	
		F4	F5	F4※4	F5
故障管理：0001	AIS：0000	○	×	○	○
	RDI：0001	○	×	○	○

	コンティニュイティチェック：0100 （未サポート）	×	×	○	○
	ループバック：1000 （未サポート）	○ ※２	×	○ ※6.7	○
性能管理：0010	順方向モニタ：0000 （未サポート）	○ ※２	×	○ ※6.7	○
	逆方向報告：0001 （未サポート）	×	×	○	○
起動/停止：1000	性能モニタ：0000 （未サポート）	×	×	○	○
	コンティニュイティチェック （未サポート）				

（凡例）　①○：当社網で生成し、送出されるもの
×：当社網では生成しないもの
（ただし、ユーザが生成し、当社網を透過する場合がある）
②○：当社網を透過するもの
×：当社網内で破棄するもの

※1：削除
※2：当社網構成により、送出できない場合がある。
※3：削除
※4：当社網構成により、透過しない場合がある。
※5：削除
※6：ドロップ・ループバック設定ができる。
※7：当社網構成により、ドロップ・ループバック設定ができない場合がある。

（３）　故障管理 OAM セルフィールド

エンド・エンド F4 フローOAM セルのフォーマットを図 6.7 に示す。

（略）

図 6.7　エンド・エンド F4 フローOAM セルのフォーマット

図 6.8　削除

６．３．３　OAM 機能

（１）故障通知セルの種別

エンド・エンド VP-AIS セルは、網内に故障が発生し、回線が使えなくなった場合に、その故障を下流へ通知する　　ために、故障を検出した装置から VP コネクション終端点に向けて送出される。

（２）エンド・エンド VP-AIS

①エンド・エンド VP-AIS セル発生条件

エンド・エンド VP-AIS セルは、故障を検出した網内装置から直ちに発生し、故障が継続する間、毎秒 1 セルの周期で発生し続ける。故障が回復した場合は、エンド・エンド VP-AIS セル)の発生は直ちに停止される。表 6.11 にエンド・エンド VP-AIS セルの発生／解除条件、表 6.12 にエンド・エンド VC-AIS セルの発生／解除条件を示す。

②エンド・エンド VP-AIS 検出条件

エンド・エンド VP-AIS セルは、端末等の VP コネクション及び VC コネクションの終端点において検出され、1 つでもエンド・エンド VP-AIS セルが受信された場合、エンド・エンド VP-AIS 状態になる。

③エンド・エンド VP-AIS 解除条件

エンド・エンド VP-AIS 状態は、エンド・エンド VP-AIS セル(注 1)が 2.5±0.5 秒間受信されなかった場合、または、1 つでもユーザセルが受信された場合に解除される。

表6.11　エンド・エンドVP-AISセルの発生／解除条件

項目	VP-AIS
発生点	下記の故障を検出したVPコネクション接続点

発生条件	下記の故障を検出した場合、故障を検出したVPコネクション接続点から、 下流側の接続点、終端点に送出する。 ・LOP（ポインタ異常） ・LOS（入力信号断） ・LOF（フレーム同期はずれ） ・LCD/LOC（セル同期はずれ） ・MS-AIS（セクションAIS） ・P-AIS（パスAIS）
停止条件	エンド・エンドVP-AISを2.5±0.5秒間未受信、またはユーザセルを受信
発生ガードタイム	上記故障検出後、直ちに発生
発生周期	VP毎に約1セル／秒

６．４　トラヒックの規定

エンド・エンドでのセル遅延変動(以下、CDV)の定義を図6.9に示す。
トラヒックは、ピークセルレート(以下、PCR)とセル遅延変動許容(以下、CDVT)の２つのパラメータで表現することを前提としている。PCRとCDVTの関係を図6.10に示す。
また、本規定は６００Ｍサービス接続時については規定しない。

６．４．１　VPレベル

VPレベルにおけるトラヒックは、セル遅延変動(CDV)、ピークセルレート(PCR)、セル遅延変動許容値(CDVT)の３つの　パラメータで表現する。

６．４．１．１　セル遅延変動(CDV)

セル遅延変動(CDV) とは、2つの測定点におけるセルの到着時刻を基としてどれだけ変動したかの量で示される。

６．４．１．２　ピークセルレート(PCR)

ピークセルレート(PCR)とは、各VPの最大セル速度(最小セル間隔：T=1/PCR)にて

示される。

６．４．１．３　セル遅延変動許容値(CDVT)

セル遅延変動許容値(CDVT)とは、推定セル到着時刻よりも実際のセル到着時刻がどれだけ前に詰まったかの量で示される。

（略）
図6.9　CDVの定義

（略）
図6.10　PCRとCDVTの関係

６．４．１．４　　VPレベルのPOIでのCDVT規定例

POIにおけるCDVTの規定については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。以下にPOIにおけるCDVTの規定例を示す。（図6.11参照。）

(a) 150Mbit/sHW上で223セル時間(630μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-6}以下
(b) 150Mbit/sHW上で259セル時間(732μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-8}以下
(c) 150Mbit/sHW上で293セル時間(828μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-10}以下

（略）
図6.11　網構成例

技術的条件集別表 11.5
本インタフェース条件は、以下のとおりに規定する。

［参照した規格一覧］

・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｇ７０４　第３版（2002.5.30）　１次群及び２次群ディジタルハイアラーキインタフェースにおける同期フレーム構成
・ＴＴＣ標準　ＪＴ－Ｇ７０７　第５版（2001.4.19）　同期ディジタルハイアラーキビットレート
本別表中の記述において使用する「送信」「受信」の定義は以下のとおりである。
・「送信」：当社網から直接協定事業者網へ流れる信号の方向のことをいう。
・「受信」：直接協定事業者網から当社網へ流れる信号の方向のことをいう。

１　フレーム構成

（１）６．３Ｍインタフェースフレーム構成を図１．１に示す。
（２）５０Ｍインタフェースフレーム構成を図１．２に示す。
（３）ＶＣ－３フレーム構成を図１．３に示す。
（４）ＴＵＧ－2フレーム構成を図１．４に示す。
５）ＶＣ１１フレーム構成を図１．５に示す。

２　フレーム同期方式
本装置のフレーム同期方式を表１に示す。

表１　フレーム同期方式

項目		フレーム同期パターン	パターン探索法・パターン照合法	フレーム同期保護（注１）（注２）
1.5M信号	旧24MF	FP:”001011”	・１ビット即時シフト方式 ・FP,FPの12ビット同時照合方式	・リセット方式 ・前方４段 ・後方２段
6.3M信号		F1:”1100” F2:”10100”	・１ビット即時シフト方式 ・F1,F2の9ビット同時照合方式	・リセット方式 ・前方７段 ・後方３段
50M信号		A1:”11110110”	・１ビット即時シフト方式（注	・リセット方式

技術的条件集別表 11.5　（削除）

	A2:”00101000”	３） ・A1,A2 の 16 ビット同時照合方式	・前方５段 ・後方２段

（注１）前方ｎ段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、ｎ回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ることをいう。
（注２）後方m段とは、フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、m回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ることをいう。
（注３）または、１ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式とする。

３．警報

（１）警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件を表２に示す。

（２）警報転送

本インタフェースにおける警報転送機能を図２．１，図２．２に示す。

（略）

図１．１　　６．３Ｍインタフェースフレーム構成

（略）

図１.２　５０Ｍインタフェースフレーム構成

（略）

図１．３VC-３フレーム構成

（略）

図１.４　TUG-2 フレーム構成

（略）

図 1.5　VC-11 フレーム構成

表２　警報発出解除条件

（略）

（略）

図２．１　6.3M伝送路インターフェースの警報転送機能

（略）

図２．２　50M伝送路インターフェースの警報転送機能

技術的条件集別表 11.6 [参照規格一覧] ・TTC標準JT-I150（ATM機能特性）　第4版　1999.11.25 ・TTC標準JT-I361（ATMレイヤ仕様）　第4版　1999.11.25 ・TTC標準JT-G707（同期ディジタルハイアラーキのNNI）　第5版　2001.4.19 ・TTC標準JT-G783（SDH多重変換装置の警報系・切替系の動作）　第3版　2001.4.19 ・TTC標準JT-I432.1（物理レイヤ仕様　一般的特性）　第2版　2000.4.20 ・TTC標準JT-I432.2（155520kbit/sおよび622080kbit/s物理レイヤ仕様）　第2版 2000.4.20 ・TTC標準JT-G957（SDH多重系光インタフェース条件）　第3版　2001.4.19 ・TTC標準JT-I610（広域ＩＳＤＮの運用保守原則と機能）　第4版 2000.11.30 ・TTC標準JT-I371（広域ＩＳＤＮにおけるトラヒック制御と輻輳制御）　第3版 2001.4.19 ・TTC標準JT-I371.1（保証フレームレートＡＴＭ転送能力）　第3版　2001.11.27 ・TTC標準JT-I356（広域ＩＳＤＮのATMレイヤセル転送性能）　第2版　2000.11.30 ・ITU-T勧告G.652（光ファイバケーブル仕様）　2000.10 ・JIS規格　JIS　C6835（SM形光ファイバケーブル）　1999.7.20 ・JIS規格　JIS　C5973（F04形単心光ファイバコネクタ）　1998.5.20 ・JIS規格　JIS　C5983（F14形単心光ファイバコネクタ）　1997.11.20 １　インタフェース規定点 本インタフェースは、155.52Mbit/s,622.08Mbit/sの光インタフェースであり、当社と協定事業者とは、インタフェース点で、ATM方式のVP（Virtual Path）[以下VPレベル]で接続する。 図1.1に協定事業者との接続イメージを示す。 （略） 図1.1　協定事業者との接続イメージ ２　物理的条件 ２．１　ケーブル 技術的条件集別表11.4「専用回線ノード装置インタフェース仕様（ATM形加入者線	技術的条件集別表 11.6　（削除）

終端装置）」を参照する。

２．２　コネクタ

技術的条件集別表11.4「専用回線ノード装置インタフェース仕様（ATM形加入者線終端装置）」を参照する。

３　光学的条件

本インタフェースの光学的条件は、技術的条件集別表6「伝送装置間インタフェース仕様」及び技術的条件集別表6.1「伝送装置間インタフェース仕様(新SDH)」を参照する。インタフェースの種別を表3.1に示す。

表3.1インタフェース種別

項目	局内1.31μ標準		局間1.31μ標準		局間1.31μ高出力	局間1.55μ標準	
ｲﾝﾀﾌｪｰｽ速度(Mbit/s)	155.52	622.08	155.52	622.08	155.52	155.52	622.08
伝送距離	400m以下	2,000m以下	40km以下	40km以下	80km以下	80km以下	
光学的条件の参照先	別表6.1	別表6.1表3.2	表3.2	別表6.1	別表6.1	別表6.1	別表6.1

表3.2　主要諸元

項目	局間1.31μm標準
インタフェース速度	155.52Mbit/s
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号
発光条件	正論理：論理’1’は発光 論理’0’は非発光
波長	1.280　～　1.335μm
伝送距離	40km以下
符号誤り率	1×10^{-10}
タイミングタンクQ値	600≦Q≦1200
平均送信電力	-5　～　0dBm
消光比	10dB以上 (図3.1参照)

光出力波形	マスクパターン規定 (図3.2参照)
最大受光電力 (平均値)	-10dBm
最小受光電力 (平均値)	-34dBm

(略)

図 3.1　消光比の定義

(略)

図 3.2　マスクパターン規定

4　論理的条件

4．1　フレーム構成

図4.1にフレーム構成を示す。また、オーバヘッドの種類には、各STMのセクションオーバヘッド（SOH）、中継セクションオーバヘッド（RSOH）、多重セクションオーバヘッド（MSOH）、VC-4パスオーバヘッド（POH）があり、表4.1にインタフェースオーバヘッド条件を示す。

(略)

図4.1　ﾌﾚｰﾑ構成

表4.1(1/2)　インタフェース オーバヘッド条件（STM-1）

オーバヘッドの種類		機能	規定値
RSOH	A1	フレーム同期	11110110（4.2.2項参照）
	A2	フレーム同期	00101000（4.2.2項参照）
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：don’t care
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：don’t care （4.2.3項参照）
	E1	未定義	(*1)
	F1	中継セクション状態監視	当社網→協定事業者網：00000000または00111111

			協定事業者網→当社網：don’t care, または中間中継装置故障特定（4.2.6項参照）
	D1～D3	未定義	(*1)
PTR	H1,H2	AU-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707,G783準拠 （4.2.4項参照）
		P-AIS	H1=H2=11111111
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707,G783準拠
MSOH	B2	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-24 協定事業者網→当社網：BIP-24（4.2.3項参照）
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b1～b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b6～b8)	MS-AIS,MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110（4.2.5項参照）
	D4～D12	未定義	(*1)
	S1	同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：don’t care
	M1	MS-REI	4.2.3項図4.4参照
	E2	未定義	(*1)
POH	J1	未定義	(*1)
	B3	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8（4.2.3項参照）
	C2	シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：don’t care
	G1 (b1～b4)	P-REI	0000～1000：誤り個数0～8 1001～1111：誤り個数0（4.2.3項　図4.5参照）
	G1 (b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常（4.2.3項　図4.5参照）
	G1 (b6～b8)	未使用	当社網→協定事業者網：111 協定事業者網→当社網：規定せず（4.2.3項 図4.5参照）
	F２	未定義	(*1)
	H4	未定義	(*1)
	F3	未定義	(*1)

	K3	未定義	(*1)
	N1	未定義	(*1)

(*1)　当社網→協定事業者網：規定せず
　　協定事業者網→当社網：don’t care

表4.1(2/2)　インタフェース オーバヘッド条件（STM-4）

オーバヘッドの種類		機能	規定値
RSOH	A1	フレーム同期	11110110（4.2.2項参照）
	A2	フレーム同期	00101000（4.2.2項参照）
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：don’t care
	Z0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：Z0#1:00000010 Z0#2:00000011 Z0#3:00000100 協定事業者網→当社網: don’t care
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網:don’t care(4.2.3項参照)
	E1	未定義	(*1)
	F1	中継セクション状態監視	当社網→協定事業者網：00000000または00111111 協定事業者網→当社網：don’t care,または中間中継装置故障特定（4.2.6項参照）
	D1～D3	未定義	(*1)
PTR	H1,H2	AU-n先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707,G783準拠 （4.2.4項参照）
		P-AIS	H1=H2=11111111
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707,G783準拠
M	B2	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-96 協定事業者網→当社網：BIP-96（4.2.3項参照）
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b1～b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b6～b8)	MS-AIS,MS-RDI	正常：000

SOH				MS-AIS：111 MS-RDI：110（4.2.5項参照）
	D4～D12		未定義	(*1)
	S1		同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：don’t care
	M1		MS-REI	4.2.3項　図4.4参照
	E2		未定義	(*1)
POH	J1		未定義	(*1)
	B3		符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8（4.2.3項参照）
	C2		シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：don’t care
	G1	(b1　～ b4)	P-REI	0000～1000：誤り個数0～8 1001～1111：誤り個数0（4.2.3項　図4.5参照）
		(b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常（4.2.3項　図4.5参照）
		(b6　～ b8)	未使用	当社網→協定事業者網：111 協定事業者網→当社網:don’t care(4.2.3項　図4.5参照)
	Ｆ２		未定義	(*1)
	H4		未定義	(*1)
	F3		未定義	(*1)
	K3		未定義	(*1)
	N1		未定義	(*1)

(*1)当社網→協定事業者網：規定せず
協定事業者網→当社網：don’t care

４．２　オーバヘッド

４．２．１　オーバヘッドの種類

オーバヘッドの種類及びその詳細は、TTC標準JT-G707に準拠する。

４．２．２　フレーム同期

フレーム同期方式を表4.2に示す。

表4.2　フレーム同期

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ速度	ﾌﾚｰﾑ同期ﾊﾟﾀｰﾝ	ﾊﾟﾀｰﾝ探索法・ﾊﾟﾀｰﾝ照合法	ﾌﾚｰﾑ同期保護（注1,2）
155.52Mbit/s	A1=11110110 A2=00101000	・1ﾋﾞｯﾄ即時ｼﾌﾄ方式と同等な同期復帰特性を有するﾌﾚｰﾑ同期方式 ・TS2-5(ﾌﾚｰﾑの先頭から 2-5 バイト目)の A1,A1,A2,A2 バイトの 32 ﾋﾞｯﾄ同時照合方式(注 3)	ﾘｾｯﾄ方式 前方保護 5 段 後方保護 2 段
622.08Mbit/s	A1=11110110 A2=00101000	・1ﾋﾞｯﾄ即時ｼﾌﾄ方式と同等な同期復帰特性を有するﾌﾚｰﾑ同期方式 ・TS11-14(ﾌﾚｰﾑの先頭から 11-14 バイト目)の A1,A2 バイトの 32ﾋﾞｯﾄ同時照合方式(注 3)	ﾘｾｯﾄ方式 前方保護 5 段 後方保護 2 段

(注1)　前方5段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、5回連続不一致を検出したとき、ハンティング状態に移ることをいう。

(注2)　後方2段とは、ハンティング状態においてフレーム同期パターン照合結果、2回連続一致を検出したとき、同期状態に移ることをいう。

(注3)　一般的には、図4.2に示す32ビットを使用する。

（略）

図4.2　フレーム同期パターン

４．２．３　符号誤り監視

（１）BIP-N(Bit Interleaved Parity-N:N=8,24,96)

セクション及びパスの誤り監視に用いる。

誤り監視を行う情報をNビット毎に分割し、その全情報の1ビット目からNビット目毎にパリティ演算（偶数パリティ）したNビットの演算結果をBIP-N符号という。

BIP-N符号は次のフレームの誤り監視情報内の特定位置（RSOHのB1バイト、MSOHのB2バイト及びPOHバイトのB3バイト）に配置する。

（２）BIPの演算範囲/BIPの転送条件

図4.3、表4.3に示す。

（３）符号誤り検出情報の送出

入力信号の符号誤り個数を送信フレームの次に示すバイトに入れて送信する必要が

ある。
・MS-REI(M1バイト)
BIP演算結果を発出するためにSOHのM1バイトのは図4.4のようにする必要がある。
・P-REI(G1バイト)
BIP演算結果を発出するためにPOHのG1バイトは図4.5のようにする必要がある。

(略)
図4.3　BIPの演算範囲(STM-1)

(略)
図 4.4　MS-REI(M1 バイト)のビット割り当て

(略)
図4.5　P-REI(G1バイト)のビット割り当て

表4.3　BIPの転送条件

インタフェース		生成条件
STM-1	BIP-8(B1)	ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ後の150MIFの全ﾋﾞｯﾄに対するBIP-8偶ﾊﾟﾘﾃｨ演算結果をｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の次ﾌﾚｰﾑのB1に挿入
	BIP-24(B2×3)	ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前のSTM-1の第１行～3行のSOHを除く全ﾋﾞｯﾄに対するBIP-24偶ﾊﾟﾘﾃｨ演算結果をｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の次ﾌﾚｰﾑのB2×3に挿入
	MS-REI(M1)	B2(BIP-24)により検出した誤り個数(0～24)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
VC-4	BIP-8(B3)	ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前のVC-4の全ﾋﾞｯﾄに対するBIP-8偶ﾊﾟﾘﾃｨ演算結果をｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の次ﾌﾚｰﾑのB3に挿入
	P-REI(G1)	B3(BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送
VC-4-4c	BIP-8(B3)	ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の VC-4-4c の全ﾋﾞｯﾄに対する BIP-8 偶ﾊﾟﾘﾃｨ演算結果をｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の次ﾌﾚｰﾑの B3 に挿入
	P-REI(G1)	B3(BIP-8)により検出した誤り個数(0-8)を G1 のｂ1-ｂ4 に挿入して送信元へ転送
STM-4	BIP-8(B1)	ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ後の 600MIF の全ﾋﾞｯﾄに対する BIP-8 偶ﾊﾟﾘﾃｨ演算結果をｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の次ﾌﾚｰﾑの B1 に挿入
	BIP-96 (12×B2)	ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の 600MIF の第１行～3 行の SOH を除く全ﾋﾞｯﾄに対する BIP-96 偶ﾊﾟﾘﾃｨ演算結果をｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の次ﾌﾚｰﾑの 12×B2 に挿入

	MS-REI(M1)	B2(BIP-96)により検出した誤り個数(0～96)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送

４．２．４　AU-4ポインタ

AU-4のポインタバイトのビット定義を図4.6に示す。
なお、ポインタ受信規定、ポインタ生成において重複した事象が発生した場合、以下のとおりとする。

（１）ポインタ受信規定について

・新規データフラグ（NDF）が変更有り状態（NDF=1001,0001,1101,1011,1000）でかつIビットポインタの多くが反転、またはDビットポインタの多くが反転した場合は、NDFを有効とし、スタッフ操作は無視する。

・Iビットポインタの多くが反転であり、かつDビットポインタの多くが反転した場合は、スタッフ操作を無視する。

・NDFが変更有り状態である場合で通常のポインタ値（0～782）を越えたときは、ポインタ値は変更しない。

・新しいポインタが3回連続して一致して、なおかつ通常値を越えた場合は、ポインタ値は、変更しない。

（２）ポインタ送信規定

ポインタ値の増減操作は、ポインタ値の増減操作後3フレーム内に要求あった場合においても、この操作は無視する。

（略）

図4.6　AU-4のポインタバイトのビット定義

４．２．５　APSバイト

セクションAPSについて、図4.7に示す。

（略）

図4.7　K1、K2バイトの定義

４．２．６　F1ﾊﾞｲﾄ

中継セクションの故障特定に関しては局間インタフェースを収容する場合、当社装置識別ＩＤを設定して送信する場合がある。

図4.8にＦ１バイトの定義を示す。

（略）

図4.8　F1バイトの定義

5　警報条件

図5.1にVPﾚﾍﾞﾙの警報転送の例を示す。また、警報の略号一覧を表5.1に示す。

（略）

図５.１　VPレベルの警報転送

表5.1　警報の略号一覧

略号	名称	意味
LOS	Loss Of Signal	入力信号断
LOF	Loss Of Frame	フレーム同期はずれ
B1	B1	符号誤り監視
RS-SD	Ｒegenerator Section Signal Degrade	受信中継セクション誤り率劣化
F1	F1	中継セクション状態監視
MS-AIS	Multiplex Section Alarm Indication Signal	受信多重セクション故障
MS-RDI	Multiplex Section Remote Defect Indication	送信多重セクション故障
B2	B2	多重セクション誤り監視
MS-ERR	Multiplex Section Error	受信多重セクション誤り発生
MS-REI	Multiplex Section Remote Error Indication	送信多重セクション誤り発生
LOP	Loss Of Pointer	ポインタ異常
P-AIS	Path Alarm Indication Signal	受信パス故障
P-RDI	Path Remote Defect Indication	送信パス故障
B3	B3	パス誤り監視
P-ERR	Path Error	受信パス誤り発生
P-REI	Path Remote Error Indication	送信パス誤り発生
LCD(LOC)	Loss Of Cell Delineation (Loss Of Cell)	セル同期はずれ
E-E VP-AIS	End to End Virtual Path Alarm Indication Signal	受信エンド～エンドVP故障

E-E VP-RDI	End to End Virtual Path Remote Defect Indication	送信エンド～エンドVP故障

５．１　故障情報

５．１．１　故障情報の検出・発出条件

（１）検出条件

検出条件を表5.2に示す。

表5.2　検出条件

種別	検出条件	解除条件
LOS	入力信号断	入力信号復帰
LOF	フレーム同期パターン不一致を5回連続検出	フレーム同期パターン一致を2回連続検出
B1	ﾃﾞｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前のSTM-0/1の全ﾋﾞｯﾄに対するBIP-8演算結果とﾃﾞｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ後の次ﾌﾚｰﾑのB1との不一致	1ﾌﾚｰﾑ毎に解除
RS-SD	B1により検出した誤り率が10^{-5}以上で発出し10^{-7}以下で発出しない	B1により検出した誤り率が10^{-7}以下で解除し10^{-5}以上で解除しない
MS-AIS	デスクランブル後のK2:b6～b8='111'を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠'111'を3回連続受信
MS-SD	BIP-24(B2)により検出した伝送路誤り率が10^{-5}以上で検出し、10^{-7}以下で検出しない	BIP-24(B2)により検出した伝送路誤り率が10^{-7}以下で解除し、10^{-5}以上で解除しない
MS-ERR	BIP-24(B2)により誤りを1個以上検出	BIP-24(B2)により誤りを検出しない
MS-REI	M1により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを1個以上検出	M1により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを検出しない
MS-RDI	デスクランブル後のK2:b6～b8='110'を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠'110'を3回連続受信
LOP	異常ポインタ受信時(AISポインタ受信除く)	正常ポインタ受信時
LCD(LOC)	HECエラーを7回連続検出	HEC正常を7回連続検出
P-AIS	AISポインタ受信時	正常ポインタ受信時
P-ERR	BIP-8(B3)により誤りを1個以上検出	BIP-8(B3)により誤りを検出しない

P-REI	G1のb1～b4により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを1個以上検出	G1のb1～b4により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを検出しない
P-RDI	デスクランブル後のG1:b5='1'を3回連続受信	デスクランブル後のG1:b5='0'を3回連続受信
E-E VP-AIS	VP-AISセル受信時	VP-AISセルを2.5±0.5秒間未受信あるいは、1つのユーザ情報セル受信時
E-E VP-RDI	VP-RDIセル受信時	VP-RDIセルを2.5±0.5秒間未受信

（２）発出条件

発出条件を表5.3に示す。

表5.3　発出条件

種別	転送方法	発出条件	発出の解除条件
MS-RDI	スクランブル前のK2のb6～b8='110'	POI点でLOS,LOF,MS-AIS,MS-SD検出時	LOS,LOF,MS-AIS,MS-SD回復時
MS-REI	B2により検出した誤りセル個数をM1のb2～b8に挿入する	警報として発出しない	
P-RDI	スクランブル前のG1のb5='1'	POI点でLOS,LOF,LOP,LCD(LOC),MS-AIS,Ｐ－ＡＩＳ検出時	LOS,LOF,LOP,LCD(LOC),MS-AIS,Ｐ－ＡＩＳ回復時
P-REI	B3により検出した誤りセル個数をG1のb1～b4に挿入する	警報として発出しない	
P-AIS	VC-4及びAU-4ポインタをall'1'(AU-4ポインタを除くSOHは正常	当社網内でLOS,LOF,MS-AIS検出時	LOS,LOF,MS-AIS回復時

	値)		
E-E VP-AIS	VP用OAMセルのVCI='0004H'でかつOAM種別領域(1byte)='10H'	当社網内でLOS,LOF,LOP,LCD(LOC),MS-AIS,P-AIS検出時	LOS,LOF,LOP,LCD(LOC),MS-AIS,P-AIS回復時

６　ATMレイヤ仕様

技術的条件集別表11.4「専用回線ﾉｰﾄﾞ装置ｲﾝﾀﾌｪｰｽ仕様(ATM形加入者線終端装置)」を参照する。

技術的条件集別表 11.7 ［準拠した規格一覧］ ・ＴＴＣ標準　JT-G703 第２版（1989.4.28） 　ディジタルハイアラーキインタフェースの物理／電気的特性 ・ＴＴＣ標準　JT-G704 第２版（1989.4.28） 　１次群及び２次群ディジタルハイアラーキインタフェースにおける同期フレーム構成 １．　インタフェース規定点 　本インタフェース条件を規定するポイントは図１のとおりである。 ２．　物理的条件 　２．１　ケーブル 　2.1.1　１．５M電気信号 　　０．２６ｍｍ１２対ＡＣバスケーブルを使用する。 　2.1.2　６．３M電気信号 　　３Ｃ－２Ｔ同軸線を使用する。 　２．２　コネクタ 　2.2.1　６．３M電気信号 　　Ｃ－Ｈ３Ｔ形Ａプラグ（ディジタルシステム実装架用同軸プラグ）を使用する。 ３．　電気的条件 　３．１　１．５M電気信号 　　１５４４ｋｂｉｔ／ｓインタフェースの電気的条件は表１のとおりである。	技術的条件集別表 11.7　（削除）

３．２　６．３Ｍ電気信号

６３１２ｋｂｉｔ／ｓインタフェースの電気的条件は表２のとおりである。

４．　論理的条件

４．１　フレーム構成

4.1.1　ディジタル１次群伝送路フレーム構成

ディジタル１次群伝送路フレーム構成は図３のとおりである。

4.1.2　ディジタル２次群伝送路フレーム構成

ディジタル２次群伝送路フレーム構成は図４のとおりである。

４．２　フレーム同期

ディジタル１次群メインフレーム及びディジタル２次群メインフレームのフレーム同期方式は表３のとおりである。

４．３　警報インタフェース条件

4.3.1　警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件は表４のとおりである。

4.3.2　警報転送

本インタフェースにおける警報検出転送機能を図５に示す。

（略）

図１　インターフェース規定点

表１　１５４４ｋｂｉｔ／ｓインタフェースの電気的条件

項目	規格
伝送速度	１５４４ｋｂｉｔ／ｓ
信号形式	Ｂ８ＺＳ符号
出力信号	パルス振幅　３．１５V_0－ｐ±０．３８Ｖ以内 パルス幅　　３２４ｎｓ±３９ｎｓ以内
入力レベル	２．１５～３．５３V_0－ｐ／１１０Ω

表２　６３１２ｋｂｉｔ／ｓインタフェースの電気的条件

項目	規格
伝送速度	６３１２ｋｂｉｔ／ｓ
信号形式	Ｂ８ＺＳ符号
出力信号	パルスマスク参照（図２）
入力レベル	１．０１～２．２０V_0－ｐ／１１０Ω

（略）

図２　６３１２ｋｂｉｔ／ｓバイポーラパルスマスク

（略）

図３　ディジタル１次群転送路のフレーム構成（分散配置新フレーム）

（略）

図４　ディジタル２次群転送路のフレーム構成（分散配置新フレーム）

表３　フレーム同期方式

同期フレーム種別	保護段数		フレーム同期方式・同期パターン
	前方	後方	
１次群メインフレーム	４段	２段	パターン検出１ビットシフト方式 ２４マルチフレームパターン
２次群メインフレーム	７段	３段	パターン検出１ビットシフト方式 「1100」「10100」の交番パターン

表４　警報発出解除条件

［ディジタル１次群インタフェース］

警報種別		発出条件	解除条件	記事
入力断またはフレーム同期外れ	REC	入力信号断 不一致パルスが４回連続した場合	入力信号回復 一致パルスが２回連続した場合	
誤り劣化率	MAJ ERR	１次群入力パルス列の誤り率が１０$^{-4}$以上で発出する	１次群入力パルス列の誤り率が１０$^{-6}$以下で解除する	
ＡＩＳ警報	AIS	入力１次群信号２４フレーム中、“０”が１個以下であるパターンを周期的に挿入した場合ＡＩＳ信号受信と判断する	ＡＩＳ受信後、“０”が２個以上となった場合に解除と判断する	
対局警報	SEND	［旧２４ＭＦ］ データリンク６０ビット中“０”を１個以下受信 ［新２４ＭＦ］ データリンクビット“1111111100000000”パターンを連続１６回受信	［旧２４ＭＦ］ データリンク６０ビット中“０”を４個以上受信 ［新２４ＭＦ］ データリンクビット“1111111100000000”パターン以外を連続４回受信	

［ディジタル２次群インタフェース］

警報種別		発出条件	解除条件	記事
入力断またはフレーム同期外れ	REC	入力信号断 不一致パルスが７回連続した場合	入力信号回復 一致パルスが３回連続した場合	注
誤り劣化率	MAJ ERR	２次群入力パルス列の誤り率が１０$^{-4}$以上で発出する	２次群入力パルス列の誤り率が１０$^{-6}$以下で解除する	
ＡＩＳ警報	AIS	入力２次群信号４フレーム中、“０”が２個	ＡＩＳ受信後、“０”が３個以上となった	

		以下であるパターンを周期的に挿入した場合ＡＩＳ信号受信と判断する	場合に解除と判断する	
対局警報	SEND	ＳＥＮＤビット“１”を連続８回受信	ＳＥＮＤビット“０”を連続３回受信	

注：ﾌﾚｰﾑﾊﾟﾀｰﾝが４ﾌﾚｰﾑに１個以上誤っている場合を不一致ﾊﾟﾙｽ１個、すべて正しい場合を一致ﾊﾟﾙｽ１個とする

（略）

図５　警報検出転送機能図

技術的条件集別表 11.9
（略）
１．各サービス品目と適用される技術的条件参照箇所
（略）

品目	コンテナ	技術的条件参照箇所
一般専用線 ＤＡ６４ ＤＡ１２８ ＤＡ１５００	Ｃ１１Ａ （バイト同期）	１、２、３、４、5.1.1.1、5.1.2.1、5.1.3、5.1.4、5.1.5、5.1.6.2、5.1.7、5.1.8、5.1.9、5.1.10、5.1.11(1)、5.1.12、5.1.13、5.3
一般専用線 ＤＡ６４ ＤＡ１２８	Ｃ１１Ａ （ビット同期）	伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表６または別表６．１の通りとする。 専用回線ノード装置インタフェース仕様は技術的条件集１１．１（ＰＣＭＭＵＸモード）の規定を準用する。
ＤＡ１５００	Ｃ１１Ａ （ビット同期）	伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集 別表６または別表６．１の通りとする。 専用回線ノード装置インタフェース仕様は技術的条件集１１．５の規定を準用する。 （1544kbit/s基本フレーム構成については、技術的条件集別表１１．１のＰＣＭＭＵＸモードを有する。）
ＨＳＤ	Ｃ１１Ｐ	１、２、３、４、5.1.1.1、5.1.2.1、5.1.3、5.1.4、 5.1.5、5.1.6.2、5.1.7、5.1.8、5.1.9、5.1.10、5.1.11(2)、5.1.12、5.1.13、5.2、5.3
	Ｃ２１Ｐ	１、２、３、４、5.1.1.2、5.1.2.2、5.1.3、5.1.4、5.1.5、5.1.6.1、5.1.7、5.1.8、5.1.9、5.1.10、5.1.11(3)、5.1.12、5.1.13、5.2、5.3
ＤＡ６０００	Ｃ２１Ｘ	１、２、3.1.1、3.2.1、4.2、5.1.1.2、5.1.2.2、5.1.3、5.1.4、5.1.5、5.1.6.1、5.1.7、5.1.8、5.1.9、5.1.10、5.1.11(4)、5.1.12、5.1.13、5.2、5.3

技術的条件集別表 11.9
（略）
１．各サービス品目と適用される技術的条件参照箇所
（略）

品目	コンテナ	技術的条件参照箇所
一般専用線 ＤＡ６４ ＤＡ１２８ ＤＡ１５００	Ｃ１１Ａ （バイト同期）	１、２、３、４、5.1.1.1、5.1.2.1、5.1.3、5.1.4、5.1.5、5.1.6.2、5.1.7、5.1.8、5.1.9、5.1.10、5.1.11(1)、5.1.12、5.1.13、5.3
一般専用線 ＤＡ６４ ＤＡ１２８	Ｃ１１Ａ （ビット同期）	伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表６または別表６．１の通りとする。
ＤＡ１５００	Ｃ１１Ａ （ビット同期）	伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表６または別表６．１の通りとする。
ＨＳＤ	Ｃ１１Ｐ	１、２、３、４、5.1.1.1、5.1.2.1、5.1.3、5.1.4、 5.1.5、5.1.6.2、5.1.7、5.1.8、5.1.9、5.1.10、5.1.11(2)、5.1.12、5.1.13、5.2、5.3
	Ｃ２１Ｐ	１、２、３、４、5.1.1.2、5.1.2.2、5.1.3、5.1.4、5.1.5、5.1.6.1、5.1.7、5.1.8、5.1.9、5.1.10、5.1.11(3)、5.1.12、5.1.13、5.2、5.3
ＤＡ６０００	Ｃ２１Ｘ	１、２、3.1.1、3.2.1、4.2、5.1.1.2、5.1.2.2、5.1.3、5.1.4、5.1.5、5.1.6.1、5.1.7、5.1.8、5.1.9、5.1.10、5.1.11(4)、5.1.12、5.1.13、5.2、5.3

技術的条件集別表 21.3 （略） ４．２．１ 専用線（ＮＮＩ） ４．２．１．１ 物理（電気的条件）及びデータリンク 専用回線ノードインタフェース仕様は技術的条件集別表 11.1、技術的条件集別表 11.2、技術的条件集別表 11.5 又は技術的条件集別表 11.9 を準用し、技術的条件集別表 11.1、技術的条件集別表 11.2、技術技別 21.3-5 的条件集別表 11.5 については、伝送装置間インタフェース仕様には技術的条件集別表 6 又は技術的条件集別表 6.1 を準用する。 ただし、回線速度は 64kb/s～1.5Mb/s とする。 （略）	技術的条件集別表 21.3 （略） ４．２．１ 専用線（ＮＮＩ） ４．２．１．１ 物理（電気的条件）及びデータリンク 専用回線ノードインタフェース仕様は技術的条件集別表 11.9 を準用する。 ただし、回線速度は 64kb/s～1.5Mb/s とする。 （略）

技術的条件集別表 26　ＩＰ通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4 トンネル方式）	技術的条件集別表 26　ＩＰ通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4 トンネル方式）
［参照規格一覧］ （略） TTC JT-G957　（ＳＤＨ多重系光インタフェース条件　第２版　1996.4.24） TTC JT-G707　（同期ディジタルハイアラーキのＮＮＩ　第４版　1997.4.23） （略） TTC JT-I150　（広帯域ＩＳＤＮ　ＡＴＭ機能特性　第３版　1996.4.24） TTC JT-I361　（広帯域ＩＳＤＮ　ＡＴＭレイヤ仕様　第３版　1996.4.24） TTC JT-I610　（広帯域ＩＳＤＮの運用保守原則と機能　第２版　1996.4.24） TTC JT-I371　（広帯域ＩＳＤＮにおけるトラヒック制御と輻輳制御　第２版 1996.11.27） TTC JT-I356　（広帯域ＩＳＤＮのＡＴＭレイヤセル転送性能　第１版　1997.11.26） TTC JT-I363.5（広帯域ＩＳＤＮ　ＡＴＭアダプテーションレイヤ（ＡＡＬ）タイプ５仕様　第１版　1997.4.23） （略） TTC JT-I432.1（広帯域ＩＳＤＮ　ユーザ・網インタフェース　物理レイヤ仕様－一般特性－第１版　1997.4.23） TTC JT-I432.2（広帯域ＩＳＤＮ　ユーザ・網インタフェース　155520kbit/s および 622080kbit/s　物理レイヤ仕様　第１版　1997.4.23） ATM Forum ATM User-Network Interface (UNI) Specification Version 3.1 1994.9 （略） IETF RFC1483 (Multiprotocol Encapsulation over ATM Adaptation Layer5　1993.7) （略）	［参照規格一覧］ （略） （略） （略） （略） （略）
２．　下位層（レイヤ１～２）仕様 ２．１　ＰＯＩ（１）におけるインタフェース条件 （略） ２．１．２　ＡＴＭインタフェースにて接続する場合 ２．１．２．１　物理層（レイヤ１）仕様 ２．１．２．１．１　物理的条件 シングルモード接続時	２．　下位層（レイヤ１～２）仕様 ２．１　ＰＯＩ（１）におけるインタフェース条件 （略） ２．１．２　削除

コネクタ仕様　JIS C5973 準拠
光ケーブル仕様　JIS C6835 SSM A-10/125 準拠
物理媒体レイヤ仕様　TTC JT-I432.1/2（物理媒体レイヤ仕様）準拠

マルチモード接続時
コネクタ仕様　JIS C5973 準拠
光ケーブル仕様　JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠
物理媒体レイヤ仕様　TTC JT-I432.1/2（物理媒体レイヤ仕様）準拠

２．１．２．１．２ 光学的条件
シングルモード接続時
TTC JT-G957 I-1(SM)準拠
マルチモード接続時
ATM Forum ATM User-Network Interface (UNI) Specification Version 3.1 (Physical Layer Interface Specification)準拠

２．１．２．１．３ 論理的条件フレーム構成
TTC JT-G707 準拠

２．１．２．１．４ 伝送コンバージェンスサブレイヤ条件
TTC JT-I432.1/2（伝送コンバージェンスサブレイヤ仕様）準拠
２．１．２．２ ＡＴＭレイヤ仕様
２．１．２．２．１ ＡＴＭ機能特性
TTC JT-I150 準拠

２．１．２．２．２ ＡＴＭレイヤ論理条件
TTC JT-I361 準拠

２．１．２．２．３ ＡＴＭレイヤのＯＡＭ機能
TTC JT-I610 準拠

２．１．２．２．４ トラヒック制御と輻輳制御
TTC JT-I371 準拠
ただし、５．４．１ピークセルレート項においてＶＣＣに関する機能は提供しない。

２．１．２．２．５ ＡＴＭレイヤセル転送性能 TTC JT-I356 準拠 ２．１．２．３ ＩＰ ｏｖｅｒ ＡＴＭ仕様 ＳＮＡＰ、ＬＬＣ IETF RFC1483 準拠 ＡＡＬ５ TTC JT-I363.5 準拠 （略）	
２．２ ＰＯＩ（２）におけるインタフェース条件 （略） ２．２．２ 当社のＡＴＭ専用サービスにて接続する場合 ２．２．２．１ 物理層（レイヤ１）およびＡＴＭレイヤ仕様 専用サービス契約約款「第１種ＡＴＭ専用サービス」準拠 ２．２．２．２ ＩＰ ｏｖｅｒ ＡＴＭ仕様 ＳＮＡＰ、ＬＬＣ IETF RFC1483 準拠 ＡＡＬ５ TTC JT-I363.5 準拠	２．２ ＰＯＩ（２）におけるインタフェース条件 （略） ２．２．２ 削除
２．３ ＰＯＩ（３）におけるインタフェース条件 ２．３．１ 専用回線ノード装置インタフェース（ＬＤ－ＳＬＴ形アダプタユニット）にて接続する場合 ２．３．１．１ データリンク層（レイヤ２）仕様 ＰＰＰ IETF RFC1661 準拠 ＩＰＣＰ IETF RFC1332 準拠 ２．３．２ 専用回線ノード装置インタフェース（ＡＴＭ形加入者線終端装置またはＡＴＭ形専用回線ノード装置）にて接続する場合 ２．３．２．１ ＩＰ ｏｖｅｒ ＡＴＭ仕様 ＳＮＡＰ、ＬＬＣ IETF RFC1483 準拠 ＡＡＬ５ TTC JT-I363.5 準拠 ２．３．３ 専用回線ノード装置インタフェース（ＨＤ形専用回線ノード装置）にて接続する場合 ２．３．３．１ データリンク層（レイヤ２）仕様 ＰＰＰ IETF RFC1661 準拠 ＩＰＣＰ IETF RFC1332 準拠 （略）	２．３ ＰＯＩ（３）におけるインタフェース条件 ２．３．１ 削除 ２．３．２ 削除 ２．３．３ 削除 （略）

技術的条件集別表 26. 1 IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様 （IPv6 機能部-1000BASE-SX インタフェース） ［参照規格一覧］ JIS C5973　　（F04 形単心光ファイバコネクタ　1998.5.20） JIS C6835　　（石英系シングルモード光ファイバ素線　1991） JIS C6832　　（石英系マルチモード光ファイバ素線　1995） IETF RFC791（Internet Protocol　1981.9） IETF RFC792（Internet Control Message Protocol　1981.9） IETF RFC826（An Ethernet Address Resolution Protocol:Or Converting Network Protocol Addresses to 48.bit Ethernet Address for Transmission on Ethernet Hardware 1982.11） IETF RFC894（A Standard for the Transmission of IP Datagrams over Ethernet Networks 1984.4） IETF RFC1771（A Border Gateway Protocol 4（BGP-4）　1995.3） IETF RFC2865（Remote Authentication Dial In User Service（RADIUS）　2000.6） IETF RFC2866（RADIUS Accounting　2000.6） IEEE Std 802.3（Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications　1998 Edition） _	技術的条件集別表 26. 1 削除

1. インタフェース規定点

図１．１に、協定事業者との接続イメージを示す。当社と協定事業者とは、インタフェース点（以下「ＰＯＩ」という）で接続する。

ＰＯＩは、当社のＩＰ通信網終端装置と技術的条件集第２章第 26 節（形態 14）に規定する条件により接続する場合のインタフェース規定点である。

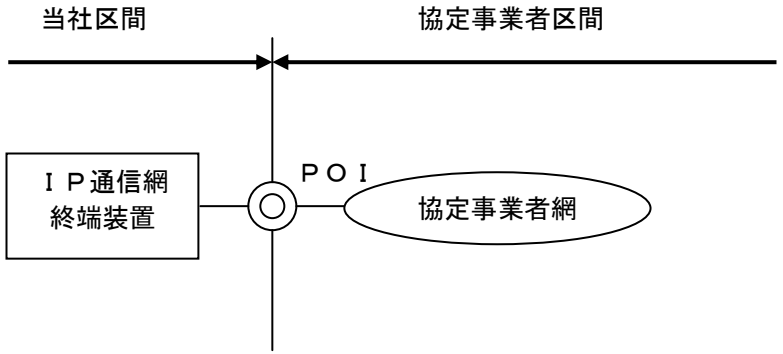

図１．１ 協定事業者との接続イメージ

２． 下位層（レイヤ１～２）仕様

２．１ ＰＯＩにおけるインタフェース条件

２．１．１ １０００ＢＡＳＥ－Ｘインタフェース

２．１．１．１ 物理層（レイヤ１）仕様

IEEE Std 802.3 Clause36 準拠

マルチモード光ファイバ（２芯）接続時

（１０００ＢＡＳＥ－ＳＸインタフェース接続時）

IEEE Std 802.3 Clause38 準拠

コネクタ仕様　JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様　JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

シングルモード光ファイバ（２芯）接続時

（１０００ＢＡＳＥ－ＬＸインタフェース接続時）

IEEE Std 802.3 Clause38 準拠

コネクタ仕様　JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様　JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

２．１．１．２ データリンク層（レイヤ２）仕様
IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

２．１．１．２．１ 論理的条件フレーム構成
IEEE Std 802.3 Clause3 および IETF RFC894 準拠

２．１．１．２．２ 物理アドレス解決方法
IETF RFC826 準拠

３． ネットワーク層（レイヤ３）仕様
３．１ ＩＰ
IETF RFC791 準拠

３．２ ＩＣＭＰ
IETF RFC792 準拠

３．３ ルーティング方式
スタティックルーティングまたは４．３に規定するダイナミックルーティング

４． 上位層（レイヤ４以上）仕様
４．１ 制御情報交換方式
当社のＩＰ通信網終端装置と協定事業者の認証サーバ間の制御情報交換はＩＥＴＦ ＲＦＣ２８６５およびＩＥＴＦ ＲＦＣ２８６６に準拠したＲＡＤＩＵＳプロトコルにより行う。このとき、ＩＥＴＦ ＲＦＣ２８６５およびＩＥＴＦ ＲＦＣ２８６６の中で記述されているＲＡＤＩＵＳサーバおよびＲＡＤＩＵＳ課金サーバは協定事業者の認証サーバを、ＲＡＤＩＵＳクライアントについては当社のＩＰ通信網終端装置を、それぞれ示すものとする。

４．１．１ ＲＡＤＩＵＳシーケンス

当社のＩＰ通信網終端装置と協定事業者の認証サーバ間のシーケンスは以下のとおり。

（１）正常時のシーケンス

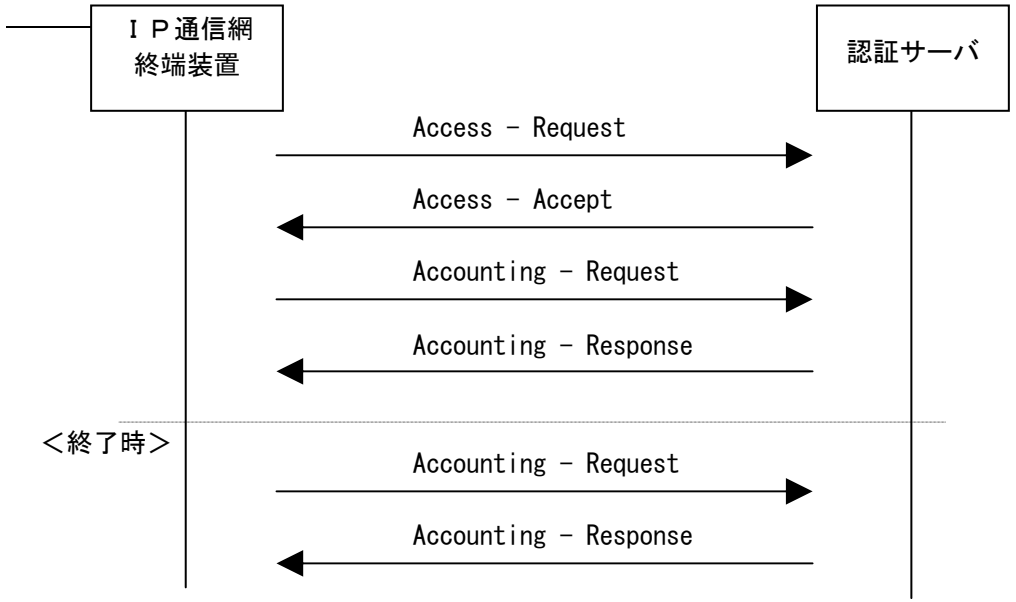

（２）誤ユーザ名、もしくは、誤パスワード時のシーケンス

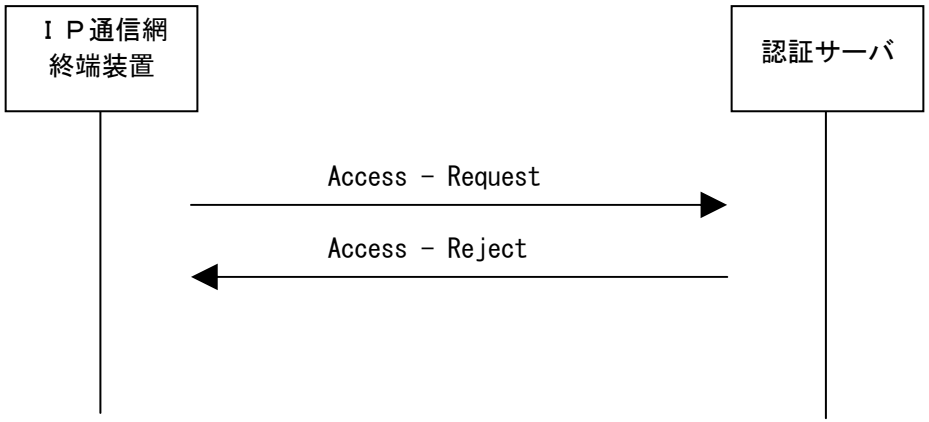

４．１．２ パケットフォーマット

当社のＩＰ通信網終端装置と協定事業者の認証サーバ間で用いる制御情報パケットのフォーマットを以下に示す。なお、図中の各フィールドは左から右への順で送られる。

（１）アクセス要求（Access-Request）

エンド・ユーザの協定事業者網への接続の可否を決定するために使われる情報を、当社のＩＰ通信網終端装置から協定事業者の認証サーバへ送出するパケット。

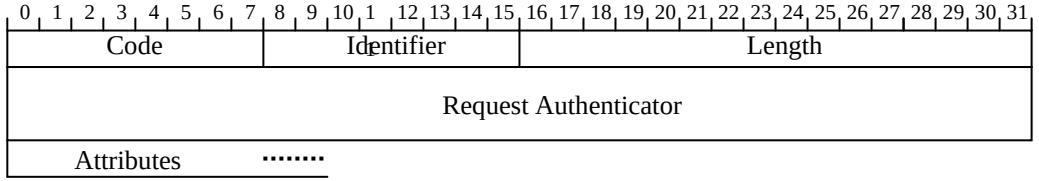

フィールド名		ﾌｨｰﾙﾄﾞ長(octet)	値
Code	コード	１	１
Identifier	識別子	１	
Length	パケット長	２	
Authenticator	認証者	１６	
Attributes	属性	可変	（属性情報）

（２）アクセス応答（Access-Accept）

ユーザに対して、サービスを始めるために必要となる情報を提供するパケットで、協定事業者の認証サーバから当社のＩＰ通信網終端装置へ送られる。

Access-Request の属性が受け入れられた時に、協定事業者の認証サーバはコードフィールドに「２」を入れて送出する。

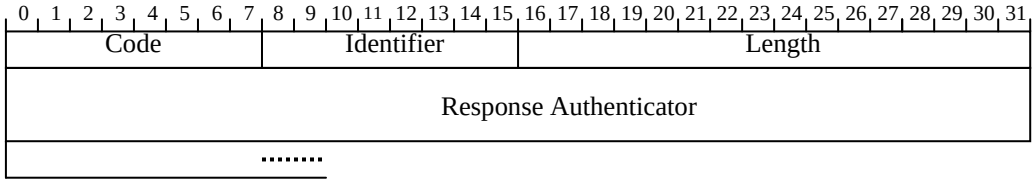

フィールド名		ﾌｨｰﾙﾄﾞ長(octet)	値
Code	コード	１	２
Identifier	識別子	１	
Length	パケット長	２	
Authenticator	認証者	１６	
Attributes	属性	可変	（属性情報）

（３）アクセス拒否（Access-Reject）

Access-Request の属性が受け入れられない時に、協定事業者の認証サーバはコードフィールドに「３」を入れて送出する。

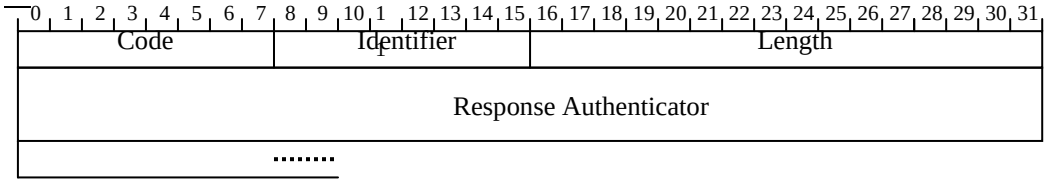

フィールド名		ﾌｨｰﾙﾄﾞ長(octet)	値
Code	コード	１	３
Identifier	識別子	１	
Length	パケット長	２	
Authenticator	認証者	１６	
Attributes	属性	可変	（属性情報）

（４）アカウント要求（Accounting-Request）

当社のＩＰ通信網終端装置から協定事業者の認証サーバに送られるパケットで、ユーザに提供されるサービスに対するアカウンティング情報を含んでいる。当社のＩＰ通信網終端装置はコードフィールドに「４」を入れて送出する。

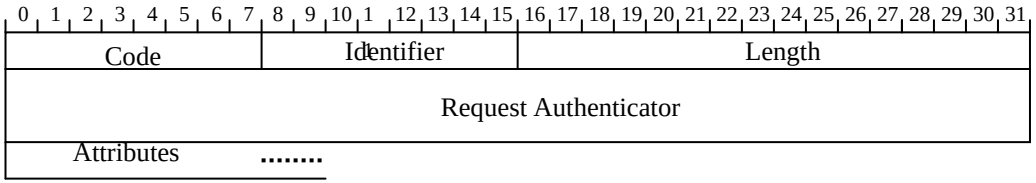

フィールド名		ﾌｨｰﾙﾄﾞ長(octet)	値
Code	コード	１	４
Identifier	識別子	１	
Length	パケット長	２	
Authenticator	認証者	１６	
Attributes	属性	可変	（属性情報）

（５）アカウント応答（Accounting-Response）

協定事業者の認証サーバから当社のＩＰ通信網終端装置に送られるパケットで、Accounting-Request が正しく受け取られ、記録されたことを示す。このとき、協定事業者の認証サーバはコードフィールドに「５」を入れて送出する。

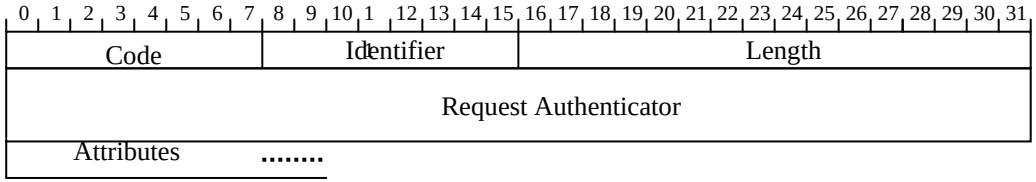

フィールド名		ﾌｨｰﾙﾄﾞ長(octet)	値
Code	コード	１	５
Identifier	識別子	１	
Length	パケット長	２	
Authenticator	認証者	１６	
Attributes	属性	可変	（属性情報）

４．２ エンド・ユーザへのＩＰアドレス割り当て方式
エンド・ユーザへのＩＰアドレス割り当て方式には、以下に述べる２方式がある。

（１）協定事業者の認証サーバでのアドレス・プール
エンド・ユーザにダイナミックに割り当てるＩＰアドレスを協定事業者の認証サーバでプールする場合、協定事業者の認証サーバから当社のＩＰ通信網終端装置に転送するAccess-Acceptパケットの中に設定されるAttributeのうちFramed-IP-Addressにユーザへ割り当てるIPアドレスを設定する。

（２）ＩＰ通信網終端装置でのアドレス・プール
エンド・ユーザにダイナミックに割り当てるＩＰアドレスを当社のＩＰ通信網終端装置でプールする場合、協定事業者の認証サーバから当社のＩＰ通信網終端装置へ転送するAccess-Acceptパケットの中に設定されるAttributeのうちFramed-IP-Address に255.255.255.254を設定する。

４．３ ダイナミックルーティングプロトコル
BGP-4　IETF RFC1771準拠
なお、ダイナミックルーティングプロトコルの設定内容等の細目については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

５．　ＩＰ通信網終端装置へ同時に接続可能なセッション数の上限値について
ＩＰ通信網終端装置へ同時に接続可能なセッション数の上限値については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

技術的条件集別表 27．1 ＩＰ通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様 （100BASE-TX/1000BASE-SX インタフェース） ［参照規格一覧］ ISO/IEC 8877 （Information technology－Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN basic access interface located at reference points S and T Second edition 1992） ISO/IEC 11801 （Information technology－Generic Cabling for Customer Premises First edition 1995.5.31） IETF RFC791 （Internet Protocol 1981.9） （略） **１．物理層（レイヤ１）仕様** １．１ 100BASE-TXインタフェース接続時 IEEE Std 802.3 Clause24および25準拠 **コネクタ仕様 ISO/IEC 8877 準拠** **ケーブル仕様 ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠** **１．２ 1000BASE-SX インタフェース接続時** **（略）** ２． データリンク層（レイヤ２）仕様 ２．１ 100BASE-TX/1000BASE-SX仕様 **IEEE Std 802.3 Clause4 準拠** （略）	技術的条件集別表 27．1 ＩＰ通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様 （1000BASE-SX インタフェース） ［参照規格一覧］ IETF RFC791 （Internet Protocol 1981.9） （略） **１．物理層（レイヤ１）仕様** １．１ 削除 **１．２ 1000BASE-SX インタフェース接続時** **（略）** ２． データリンク層（レイヤ２）仕様 ２．１ 1000BASE-SX仕様 **IEEE Std 802.3 Clause4 準拠** （略）

技術的条件集別表 27．2 ［参照規格一覧］ JIS C5973　　（F04 形単心光ファイバコネクタ　1998.5.20） JIS C6832　　（石英系マルチモード光ファイバ素線　1995） JIS C6835　　（石英系シングルモード光ファイバ素線　1991） ANSI T1.105-1995（Synchronous Optical Network (SONET) - Basic Description including Multiplex Structure, Rates and Formats,）TTC JT-G957　（ＳＤＨ多重系光インタフェース条件　第２版　1996.4.24） TTC JT-I150　（広帯域ＩＳＤＮ　ＡＴＭ機能特性　第３版　1996.4.24） TTC JT-I361　（広帯域ＩＳＤＮ　ＡＴＭレイヤ仕様　第３版　1996.4.24） TTC JT-I610　（広帯域ＩＳＤＮの運用保守原則と機能　第２版　1996.4.24） TTC JT-I371　（広帯域ＩＳＤＮにおけるトラヒック制御と輻輳制御　第２版　1996.11.27） TTC JT-I356　（広帯域ＩＳＤＮのＡＴＭレイヤセル転送性能　第１版　1997.11.26） TTC JT-I363.5　（広帯域ＩＳＤＮ　ＡＴＭアダプテーションレイヤ（ＡＡＬ）タイプ５仕様　第１版　1997.4.23） TTC JT-I432.1　（広帯域ＩＳＤＮ　ユーザ・網インタフェース　物理レイヤ仕様－一般特性－　第１版　1997.4.23） TTC JT-I432.2　（広帯域ＩＳＤＮ　ユーザ・網インタフェース　155520kbit/s および 622080kbit/s　物理レイヤ仕様　第１版　1997.4.23） ATM Forum ATM User-Network Interface (UNI) Specification Version 3.1 1994.9 IETF RFC791　（Internet Protocol　1981.9） IETF RFC2684　（Multiprotocol Encapsulation over ATM Adaptation Layer5　1999.9） １．下位層（レイヤ１～２）仕様 １．１ 物理的条件 シングルモード接続時 コネクタ仕様　JIS C5973 準拠 光ケーブル仕様　JIS C6835 SSM A-10/125 準拠 物理媒体レイヤ仕様　TTC JT-I432.1/2（物理媒体レイヤ仕様）準拠 マルチモード接続時 コネクタ仕様　JIS C5973 準拠 光ケーブル仕様　JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠 物理媒体レイヤ仕様　TTC JT-I432.1/2（物理媒体レイヤ仕様）準拠	技術的条件集別表 27．2　削除

１．２ 光学的条件
シングルモード接続時
TTC JT-G957 I-1(SM)準拠
マルチモード接続時
ATM Forum ATM User-Network Interface (UNI) Specification Version 3.1 (Physical Layer Interface Specification)準拠

１．３ 論理的条件フレーム構成
ANSI T1.105 準拠
ただし、OC-3 のみを使用する。

１．４ 伝送コンバージェンスサブレイヤ条件
TTC JT-I432.1/2（伝送コンバージェンスサブレイヤ仕様）準拠

１．５ ＡＴＭレイヤ仕様
１．５．１ ＡＴＭ機能特性
TTC JT-I150 準拠

１．５．２ ＡＴＭレイヤ論理条件
TTC JT-I361 準拠
なお、ＶＰＩ／ＶＣＩ値は以下のとおり。

ＶＰＩ値	ＶＣＩ値
0～255	32～16383

１．５．３ ＡＴＭレイヤのＯＡＭ機能
TTC JT-I610 準拠

１．５．４ トラヒック制御と輻輳制御
TTC JT-I371 準拠
ただし、５．４．１ ピークセルレート項においてＶＣＣに関する機能は提供しない。

１．５．５ ＡＴＭレイヤセル転送性能
TTC JT-I356 準拠

１．６ ATM アダプテーションレイヤとＬＬＣカプセル化
ＡＡＬ５ TTC JT-I363.5 準拠

ＳＮＡＰ、ＬＬＣ　IETF RFC2684 準拠
ただし、ＩＥＥＥ802.3 に準拠したＢｒｉｄｇｅｄ　Ｅｔｈｅｒｎｅｔを使用する。

１．７　ＰＰＰoＥ仕様
技術的条件集　別表 27．１　２．３を参照する。

１．８　ＰＰＰ仕様
技術的条件集　別表 27．１　２．４を参照する。

２．　ネットワーク層（レイヤ３）仕様
ＩＰ　　IETF RFC791 準拠

３．　ＩＰ通信網収容装置における１ポートへ同時に収容可能なＰＰＰセッション数の上限値について
ＩＰ通信網収容装置における１ポートへ同時に収容可能なＰＰＰセッション数の上限値については、当社にて指定する。

４．　設定可能なＶＰＩ／ＶＣＩ数の上限値及びＶＰＩ／ＶＣＩ値について
設定可能なＶＰＩ／ＶＣＩ数の上限値及びＶＰＩ／ＶＣＩ値については、ＩＰ通信網収容装置のポート毎に当社にて指定する。

５．　各ＶＣＩへ同時に収容可能なＰＰＰセッション数について
各ＶＣＩへ同時に収容可能なＰＰＰセッション数については、当社と協定事業者間で別途協議の上、ＩＰ通信網収容装置のポート毎に決定する。

技術的条件集別表 27．4 ＩＰ通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様 （ IPv6 機能部-1000BASE-SX インタフェース ） [参照規格一覧] JIS C5973　　(F04 形単心光ファイバコネクタ　1998.5.20) JIS C6832　　(石英系マルチモード光ファイバ素線　1995) IEEE 802.1Q　　(IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998) IEEE Std 802.3　(Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications　1998 Edition) １．加入者側網終端装置を用いて接続する場合 １．１ 物理層（レイヤ１）仕様 IEEE Std 802.3 Clause36 及び Clause 38 準拠 コネクタ仕様　JIS C5973 準拠 光ケーブル仕様　JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠 １．２ データリンク層（レイヤ２）仕様 １．２．１ 1000BASE-SX 仕様 IEEE Std 802.3 Clause4 準拠 １．２．１．１ フレーム構成 IEEE Std 802.3 Clause3	技術的条件集別表 27．4　削除

１．２．２ VLAN 仕様 IEEE 802.1Q 準拠 ただし、Tag　header としては Ethernet-encoded　tag　header を使用し、TCI における user_priority の値は 0 とする。 １．３．　ＩＰ通信網収容装置における同時に収容可能なセッション数の上限値について ＩＰ通信網収容装置における同時に収容可能なセッション数の上限値については、当社にて指定する。 １．４．　設定可能なＶＬＡＮタグにおけるＶＩＤ数の上限値及びＶＩＤ値について 設定可能なＶＬＡＮタグにおけるＶＩＤ数の上限値及びＶＩＤ値については、ＩＰ通信網収容装置毎に当社にて指定する。 １．５．　各ＶＬＡＮへ同時に収容可能なセッション数について 各ＶＬＡＮへ同時に収容可能なセッション数については、当社と協定事業者間で別途協議の上、ＩＰ通信網収容装置毎に決定する。 ２．加入者側網終端装置を用いずに接続する場合 削除	

技術的条件集別表２８．１ 光信号伝送装置接続インタフェース仕様 （100Mbit/s タイプ） ［参照規格一覧］ ISO/IEC 8877　（Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN basic access interface located at reference points S and T　Second edition　1992） ISO/IEC 11801　（Information technology - Generic Cabling for Customer Premises First edition　1995.5.31） IEEE Std 802.1Q （IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998） IEEE Std 802.3　（Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications　1998 Edition） インタフェース条件 1. 物理層（レイヤ１）仕様 IEEE Std 802.3 Clause24 及び Clause25 準拠（100BASE－TX） 通信モード　full duplex ケーブル仕様　ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠 コネクタ仕様　ISO/IEC 8877 準拠 なお、当社側コネクタのピン配置は、MDI による接続とする。 2. データリンク層（レイヤ２）仕様 IEEE Std 802.3 Clause3 及び IEEE Std 802.3 Clause4 準拠 2.1 フレーム構成 フレーム構成は、IEEE Std 802.1Q Clause9 に準拠した Ethernet-encoded tag header の構成とする。 2.1.1 Tag Control Information (TCI) format Tag Control Information (TCI) format は以下のとおり。	技術的条件集別表２８．１　削除

user_priority (3bit)	CFI (1bit)	VID (12bit)

user_priority フィールド及び CFI フィールドの値は"0"とする。
VID フィールドにおける設定可能な値の範囲は"1～4094"とする。 (*1)

(*1) VID値については、端末回線単位に１つの値が付与され、当社の光信号伝送装置と協定事業者の電気通信設備との接続に使用する当社光信号伝送装置の１ポートに収容される全ての端末回線間で重複することのない値とし、当社にて指定する。

技術的条件集別表 30
（略）
２．各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
（略）

表１　各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態１－６、形態１２又は形態１３を適用する。
B	・形態３－３、形態４－６、形態５、形態５－２、形態６－２、形態６－３、形態１４、形態１５、形態１６のそれぞれを適用する。 　なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS　C　6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

（略）

技術的条件集別表 30
（略）
２．各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
（略）

表１　各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態１－６、形態１２又は形態１３を適用する。
B	・形態３－３、形態４－６、形態５、形態５－２、形態６－２、形態６－３、形態１４、形態１５、のそれぞれを適用する。 　なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS　C　6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

（略）

技術的条件集別表３１．１
光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様
（非集線型）
［参照規格一覧］

ISO/IEC 8877　（Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN basic access interface located at reference points S and T　Second edition　1992）

ISO/IEC 11801　（Information technology - Generic Cabling for Customer Premises First edition　1995.5.31）

（略）

インタフェース条件
1. 物理層（レイヤ１）仕様
1.1 100BASE-TX インタフェースにて接続する場合
IEEE Std 802.3 Clause24 及びClause25 準拠
通信モード full duplex
ケーブル仕様 ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠
コネクタ仕様 ISO/IEC 8877 準拠
なお、当社側コネクタのピン配置は、MDI による接続とする。
1.2 1000BASE-T インタフェースにて接続する場合
（略）

技術的条件集別表３１．１
光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様
（非集線型）
［参照規格一覧］

ISO/IEC 11801　（Information technology - Generic Cabling for Customer Premises First edition　1995.5.31）

（略）

インタフェース条件
1. 物理層（レイヤ１）仕様
1.1　（削除）

1.2 1000BASE-T インタフェースにて接続する場合
（略）

技術的条件集別表３１．２
光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様
（集線型）
［参照規格一覧］
ISO/IEC 8877　（Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN basic access interface located at reference points S and T　Second edition　1992）
ISO/IEC 11801　（Information technology - Generic Cabling for Customer Premises First edition　1995.5.31）
IEEE Std 802.1Q （IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998）
IEEE Std 802.3　（Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications　1998 Edition）

インタフェース条件

1. 物理層（レイヤ１）仕様
IEEE Std 802.3 Clause24 及び Clause25 準拠（100BASE－TX）
通信モード　full duplex
ケーブル仕様　ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠
コネクタ仕様　ISO/IEC 8877 準拠
なお、当社側コネクタのピン配置は、MDI による接続とする。

2. データリンク層（レイヤ２）仕様
IEEE Std 802. 3 Clause3 及び IEEE Std 802. 3 Clause4 準拠

2.1 フレーム構成
フレーム構成は、IEEE Std 802.1Q Clause9 に準拠した Ethernet-encoded tag header の構成とする。

技術的条件集別表３１．２　削除

2.1.1 Tag Control Information (TCI) format

Tag Control Information (TCI) formatは以下のとおり。

user_priority (3bit)	CFI (1bit)	VID (12bit)

user_priorityフィールド及びCFIフィールドの値は"0"とする。

VIDフィールドにおける設定可能な値の範囲は"1～4093"とする。(*1)

(*1) VID値については、端末回線単位に１つの値が付与され、当社の光信号電気信号変換装置と協定事業者の電気通信設備との接続に使用する当社光信号電気信号変換装置の１ポートに収容される全ての端末回線間で重複することのない連続した値とする。

技術的条件集別表 32
[参照規格一覧]
・TTC標準JT-I150（ATM機能特性）　第4版　1999.11.25
・ＴＴＣ標準JT-I356（広域ＩＳＤＮのATMレイヤセル転送性能）　第2版　2000.11.30
・TTC標準JT-I361（ATMレイヤ仕様）　第4版　1999.11.25
・ＴＴＣ標準JT-I371（広域ＩＳＤＮにおけるトラヒック制御と輻輳制御）　第3版 2001.4.19
・ＴＴＣ標準JT-I371.1（保証フレームレートＡＴＭ転送能力）　第3版　2001.11.27
・TTC標準JT-I432.1（物理レイヤ仕様　一般的特性）　第2版　2000.4.20
・TTC標準JT-I432.2（155520kbit/sおよび622080kbit/s物理レイヤ仕様）　第2版 2000.4.20
・ＴＴＣ標準JT-I610（広域ＩＳＤＮの運用保守原則と機能）　第4版 2000.11.30
・TTC標準JT-G707（同期ディジタルハイアラーキのNNI）　第5版　2001.4.19
・TTC標準JT-G783（SDH多重変換装置の警報系・切替系の動作）　第3版　2001.4.19
・TTC標準JT-G957（SDH多重系光インタフェース条件）　第3版　2001.4.19
・ITU-T勧告G.652（光ファイバケーブル仕様）　2000.10
・JIS規格　JIS　C6835（SM形光ファイバケーブル）　1999.7.20
・JIS規格　JIS　C5973（F04形単心光ファイバコネクタ）　1998.5.20
・JIS規格　JIS　C5983（F14形単心光ファイバコネクタ）　1997.11.20

１　インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定する規定点は、図 1.1 のとおりとする。物理的条件規定点、光学的条件規定点は図 1.2 のとおりとする。

（略）
図1.1　規定点

（略）
図 1.2　光学的条件/物理的条件規定点

２　物理的条件

２．１　ケーブル

技術的条件集別表 32　削除

本インタフェースに適用するケーブルは、1.3μm帯の波長を使用する場合はSM型光ファイバケーブルとし、1.5μm帯の波長を使用する場合はＤＳＭ型光ファイバケーブルとする。なお、SM型光ファイバケーブルはJIS C6835 SSMA-9.3/125相当の光ファイバ素線を使用し、ＤＳＭ型光ファイバケーブルはJIS C6835 SSMB-8/125相当の光ファイバ素線を使用する。

２．２　コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタはJIS C5973（F04形単心光ファイバコネクタ）またはJIS　C5983（F14形単心光
ファイバコネクタ）とする。

３　光学的条件

本インタフェースの光学的条件は、接続する装置により以下の２つがある。それぞれについて、表3.1及び表3.2に主要諸元を示す。

（１）光学的条件１

表3.1　主要諸元(1/2)

項目	局内1.31μm標準	局間1.31μm標準	局間1.31μm高出力	局間1.55μm標準
インタフェース速度	155.520Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理〝1〟は発光 論理〝0〟は非発光			
波長	1.260　～　1.360μm	1.290　～　1.330μm	1.290　～　1.330μm	1.530　～　1.570μm
符号誤り率	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}
タイミングタンクQ値	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200
平均送信電力	-17　～　-11dBm	-3　～　+3dBm	+1　～　+7dBm	-3　～　+3dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定	マスクパターン規定	マスクパターン規定	マスクパターン規定

	(図3.2(a)参照)	(図3.2(a)参照)	(図3.2(a)参照)	(図3.2(a)参照)
最大受光電力 (平均値)	-8dBm以上	-17dBm以上	-29dBm以上	-17dBm以上
最小受光電力 (平均値)	-23.5dBm以下	-35.5dBm以下	-44.5dBm以下	-35.5dBm以下

表 3.1　主要諸元(2/2)

項目	局内1.31μm標準	局間1.31μm標準	局間1.31μm高出力	局間1.55μm標準
インタフェース速度	622.080Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理〝1〟は発光 論理〝0〟は非発光			
波長	1.261　～ 1.360μm	1.290　～ 1.330μm	1.290　～ 1.330μm	1.530　～ 1.570μm
符号誤り率	1×10^{-10}	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}
タイミングタンクQ値	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200	600≦Q≦1200
平均送信電力	-15　～ -8dBm	-2　～　+4dBm	+5　～　+11dBm	-3　～　+3dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)
最大受光電力 (平均値)	-8dBm以上	-16dBm以上	-25dBm以上	-17dBm以上
最小受光電力 (平均値)	-23dBm以下	-34.5dBm以下	-40.5dBm以下	-35.5dBm以下

（２）光学的条件２

表3.2　主要諸元(1/2)

項目	局内1.31μm標準		局間1.31μm標準	局間1.31μm高出力	局間1.55μm標準
ｲﾝﾀﾌｪｰｽ速度	155.520Mbit/s				
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号				
発光条件	正論理：論理〝1〟は発光 論理〝0〟は非発光				
波長	1.260～1.360μm	1.260～1.360μm	1.280～1.335μm	1.290～1.330μm	1.523～1.577μm
符号誤り率	1×10^{-10}	1×10^{-10}	1×10^{-10}	1×10^{-11}	1×10^{-10}
ﾀｲﾐﾝｸﾞﾀﾝｸQ値	―	―	―	600≦Q≦1200	―
平均送信電力	-17 ～ -11dBm	-15 ～ -8dBm	-5 ～ 0dBm	+1 ～ +7dBm	-5 ～ 0dBm
消光比	8.2dB以上(図3.1参照)	8.2dB以上(図3.1参照)	10dB以上(図3.1参照)	13dB以上(図3.1参照)	10dB以上(図3.1参照)
光出力波形	ﾏｽｸﾊﾟﾀｰﾝ規定(図3.3参照)	ﾏｽｸﾊﾟﾀｰﾝ規定(図3.3参照)	ﾏｽｸﾊﾟﾀｰﾝ規定(図3.3参照)	ﾏｽｸﾊﾟﾀｰﾝ規定(図3.3参照)	ﾏｽｸﾊﾟﾀｰﾝ規定(図3.3参照)
最大受光電力(平均値)	-8dBm以上	-8dBm以上	-10dBm以上	-29dBm以上	-10dBm以上
最小受光電力(平均値)	-23dBm以下	-23dBm以下	-34dBm以下	-41dBm以下	-34dBm以下

表3.2　主要諸元(2/2)

項目	局内1.31μm標準	局間1.31μm標準	局間1.31μm高出力	局間1.55μm標準
インタフェース速度	622.080Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理〝1〟は発光 論理〝0〟は非発光			

波長	1.261　～ 1.360μm	1.280　～ 1.335μm	1.290　～ 1.330μm	1.523　～ 1.577μm
符号誤り率	1×10^{-10}	1×10^{-10}	1×10^{-11}	1×10^{-10}
タイミング タンクQ値	―	―	600≦Q≦1200	―
平均送信電力	-15　～　-8dBm	-3　～　+2dBm	+5　～　+11dBm	-3　～　+2dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	10dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	10dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン 規定 (図3.3参照)	マスクパターン 規定 (図3.3参照)	マスクパターン 規定 (図3.3参照)	マスクパターン 規定 (図3.3参照)
最大受光電力 (平均値)	-8dBm以上	-8dBm以上	-25dBm以上	-8dBm以上
最小受光電力 (平均値)	-23dBm以下	-28dBm以下	-37dBm以下	-28dBm以下

(略)

図 3.1　消光比の定義

(略)

図 3.2　マスクパターン規定

(略)

図3.3　マスクパターン規定

4　論理的条件

4.1　フレーム構成

STM-1にマッピングされるパスはVC-4のみであり、STM-4にマッピングされるパスはVC-4-4cのみである。図4.1にフレーム構成を示す。また、オーバヘッドの種類には、各STMのセクションオーバヘッド(SOH)、パスオーバヘッド(POH)があり、SOHは、中継セクションオーバヘッド(RSOH)、多重セクションオーバヘッド(MSOH)及びAUポインタからなる。表4.1にインタフェースオーバヘッド条件を示す。当社は規定値に従い各オーバ

ヘッドの値を送受信する。協定事業者は規定値に従ったオーバヘッド値の送受信が必須となる。

（略）

図4.1　ﾌﾚｰﾑ構成

表4.1(1/2)　インタフェース オーバヘッド条件（STM-1）

オーバヘッドの種類		機能	規定値
RSOH	A1	フレーム同期	11110110（4.2.2項参照）
	A2	フレーム同期	00101000（4.2.2項参照）
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：規定しない
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8または規定しない（4.2.3項参照）
	E1	未定義	（＊1）
	F1	中継セクション状態監視	当社網→協定事業者網：00000000または00111111 協定事業者網→当社網：規定しない、または中間中継装置故障特定
	D1～D3	未定義	（＊1）
PTR	H1,H2	VC-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707,G783準拠 （4.2.4項参照）
		P-AIS	H1=H2=11111111
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707,G783準拠
MSOH	B2	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-24 協定事業者網→当社網：BIP-24（4.2.3項参照）
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b1～b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b6～b8)	MS-AIS,MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110（4.2.5項参照）
	D4～D12	未定義	（＊1）

	S1		同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：規定しない
	M1		MS-REI	10000000～10011000または0000 0000～0001 1000：誤り個数0～24 10011001～11111111または00011001～01111111：未使用（誤りなしと判定）（4.2.3項参照）
	E2		未定義	（＊1）
POH	J1		未定義	（＊1）
	B3		符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8（4.2.3項参照）
	C2		シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：規定しない
	G1	(b1 ～ b4)	P-REI	0000～1000：誤り個数0～8 1001～1111：未使用（誤りなしと判定）（4.2.3項参照）
		(b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常（4.2.3項参照）
		(b6 ～ b8)	未使用	当社網→協定事業者網：111（4.2.3項参照） 協定事業者網→当社網：規定しない
	F2		未定義	（＊1）
	H4		未定義	（＊1）
	F3		未定義	（＊1）
	K3		未定義	（＊1）
	N1		未定義	（＊1）

（＊1）当社網→協定事業者網：規定しない
協定事業者網→当社網：規定しない

表4.1(2/2)　インタフェース オーバヘッド条件（STM-4）

オーバヘッドの種類		機能	規定値
R	A1	フレーム同期	11110110（4.2.2項参照）
	A2	フレーム同期	00101000（4.2.2項参照）
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：規定しない

SOH	Z0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：STM識別子（4.2.6項参照） 協定事業者網→当社網：規定しない
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8または規定しない（4.2.3項参照）
	E1	未定義	（＊1）
	F1	中継セクション状態監視	当社網→協定事業者網：00000000または00111111 協定事業者網→当社網：規定しない、または中間中継装置故障特定
	D1～D3	未定義	（＊1）
PTR	H1,H2	VC-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707,G783準拠（4.2.4項参照）
		P-AIS	H1=H2=11111111
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707,G783準拠
MSOH	B2	符号誤り監視	当社網→協定事業者網： BIP-96 協定事業者網→当社網: BIP-96(4.2.3項参照)
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b1～b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠（4.2.5項参照）
	K2(b6～b8)	MS-AIS,MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110（4.2.5項参照）
	D4～D12	未定義	（＊1）
	S1	同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：規定しない
	M1	MS-REI	10000000～11100000または00000000～01100000：誤り個数0～96 11100001～11111111または01100001～01111111：未使用（誤りなしと判定）（4.2.3項参照）
	E2	未定義	（＊1）
	J1	未定義	（＊1）

POH	B3		符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8（4.2.3項参照）
	C2		シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：規定しない
	G1	(b1 ～ b4)	P-REI	0000～1000：誤り個数0～8 1001～1111：未使用（誤りなしと判定）（4.2.3項参照）
		(b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常（4.2.3項参照）
		(b6 ～ b8)	未使用	当社網→協定事業者網：111（4.2.3項参照） 協定事業者網→当社網：規定しない
	F2		未定義	(＊1)
	H4		未定義	(＊1)
	F3		未定義	(＊1)
	K3		未定義	(＊1)
	N1		未定義	(＊1)

(＊1)当社網→協定事業者網：規定しない
協定事業者網→当社網：規定しない

４．２　オーバヘッド

４．２．１　フレーム同期

フレーム同期方式を表4.2に示す。

表4.2　フレーム同期

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ速度	ﾌﾚｰﾑ同期ﾊﾟﾀｰﾝ	ﾊﾟﾀｰﾝ探索法・ﾊﾟﾀｰﾝ照合法	ﾌﾚｰﾑ同期保護（＊1,2）
155.52Mbit/s	A1=11110110 A2=00101000	・1ﾋﾞｯﾄ即時ｼﾌﾄ方式と同等な同期復帰特性を有するﾌﾚｰﾑ同期方式 ・TS2-5(ﾌﾚｰﾑの先頭から 2-5 バイト目)の A1,A1,A2,A2 バイトの 32ﾋﾞｯﾄ同時照合方式(＊3)	ﾘｾｯﾄ方式 前方保護 5段 後方保護 2段
622.08Mbit/s	A1=11110110 A2=00101000	・1ﾋﾞｯﾄ即時ｼﾌﾄ方式と同等な同期復帰特性を有するﾌﾚｰﾑ同期方式	ﾘｾｯﾄ方式 前方保護

		・TS11-14(ﾌﾚｰﾑの先頭から 11-14 バイト目)の A1,A2 バイトの 32 ﾋﾞｯﾄ同時照合方式(＊3)	5 段 後方保護 2 段

（＊１）前方5段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、5回連続不一致を検出したとき、ハンティング状態に移ることをいう。
（＊２）後方2段とは、ハンティング状態においてフレーム同期パターン照合結果、2回連続一致を検出したとき、同期状態に移ることをいう。
(＊３)図4.2に示すバイトを使用する。

(略)
図 4.2　フレーム同期パターン

４．２．２　符号誤り監視

（１）BIP-N(Bit Interleaved Parity-N:N=8,24,96)
セクション及びパスの誤り監視に用いる。
誤り監視を行う情報をNビット毎に分割し、その全情報の1ビット目からNビット目毎にパリティ演算（偶数パリティ）したNビットの演算結果をBIP-N符号という。
BIP-N符号は次のフレームの誤り監視情報内の特定位置（RSOHのB1バイト、MSOHのB2バイト及びPOHバイトのB3バイト）に配置する。
（２）BIPの演算範囲
図4.3、表4.3に示す。
（３）符号誤り検出情報の送出
入力信号の符号誤り個数を送信フレームの次に示すバイトに入れて送信する必要がある。
・MS-REI(M1バイト)
BIP演算結果を発出するためにSOHのM1バイトは図4.4のようにする必要がある。
・P-REI(G1バイト)
BIP演算結果を発出するためにPOHのG1バイトは図4.5のようにする必要がある。

(略)
図4.3（ａ）　ＳＴM-1及びＶＣ４　ＢＩＰの演算範囲

(略)
図4.3（ｂ）　ＳＴM-4及びＶＣ４-４Ｃ　ＢＩＰの演算範囲

(略)

図 4.4　MS-REI(M1 バイト)のビット割り当て

（略）

図4.5　P-REI(G1バイト)のビット割り当て

表4.3　BIPの転送条件

インタフェース		生成条件
STM-1	BIP-8(B1)	ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ後のSTM-1の全ﾋﾞｯﾄに対するBIP-8偶ﾊﾟﾘﾃｨ演算結果をｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の次ﾌﾚｰﾑのB1に挿入
	BIP-24(B2×3)	スクランブル前のSTM-1の第１行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-24偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×3に挿入
	MS-REI(M1)	B2(BIP-24)により検出した誤り個数(0～24)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
STM-4	BIP-8(B1)	ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ後のSTM-4の全ﾋﾞｯﾄに対するBIP-8偶ﾊﾟﾘﾃｨ演算結果をｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の次ﾌﾚｰﾑのB1に挿入
	BIP-９６(B2×12)	スクランブル前のSTM-4の第１行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-96偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×12に挿入
	MS-REI(M1)	B2(BIP-96)により検出した誤り個数(0～96)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
VC-4	BIP-8(B3)	スクランブル前のVC-4の全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入
	P-REI(G1)	B3(BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送
VC-4-4C	BIP-8(B3)	スクランブル前のVC-4-4Cの全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入
	P-REI(G1)	B3(BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送

４．２．３　AU-4/AU-4-4cポインタ

AU-4/AU-4-4cのポインタバイトのビット定義を図4.6に示す。ポインタ操作は、TTC標準JT-G707及びJT-G783に準拠する。なお、ポインタ受信規定、ポインタ生成において重複した事象が発生した場合、以下のとおりとする。

（１）ポインタ受信規定について

・新規データフラグ（NDF）が変更有り状態（NDF=1001，0001，1101，1011，1000のいずれか）でかつIビットポインタの多くが反転、またはDビットポインタの多くが反転した場合は、NDFを有効とし、スタッフ操作は無視する。
・Iビットポインタの多くが反転であり、かつDビットポインタの多くが反転した場合は、スタッフ操作を無視する。
・NDFが変更有り状態である場合で通常のポインタ値（0～782）を越えたときは、ポインタ値は変更しない。
・新しいポインタが3回連続して一致して、なおかつ通常値を越えた場合は、ポインタ値は、変更しない。

（２）ポインタの生成について

ポインタ値の増減操作は、ポインタ値の増減操作後3フレーム内に要求がった場合においても、この操作は無視する。

（略）

図4.6　AU-4/AU-4-4cのポインタバイトのビット定義

４．２．４　APSバイト

K1、K2バイトの定義を、図4.7に、K1バイトとK2バイトの送受信方法を表4.4に示す。1+1冗長系切替方式はTTC標準JT-G783に準拠する。

（略）

図 4.7　K1、K2 バイトの定義

表4.4　K1バイトとK2バイトの送受信方法

<table>
<tr><th colspan="2">APSバイト</th><th>送信方法</th><th>受信方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">K1バイトの1～8ビット</td><td rowspan="2">現用系と予備系へ同一内容で常時送信する。</td><td rowspan="2">（３）　現用系と予備系で独立に受信する。
（４）　予備系と現用系で(a)～(e)に定義した内容を連続した3回同一受信したものを制御対象とし、未定義の場合は制御対象としない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｋ２バイト</td><td>1～5ビット</td></tr>
<tr><td></td><td>6～8ビット</td><td>現用系と予備系の状態を各々独立に常時送信する。</td><td>予備系と現用系で独立に(f)に定義した内容を連続した3回同一受信したものを制御対象とし、未定義の場合は制御対象としない。</td></tr>
</table>

４．２．５　F1ﾊﾞｲﾄ

中継セクションの故障特定に関しては局間インタフェースを収容する場合、当社装置識別ＩＤを設定して送信する場合がある。
図4.8にＦ１バイトの定義を示す。

（略）
図4.8　F1バイトの定義

４．２．６　Z0ﾊﾞｲﾄ

図 4.9 に Z0 バイトの定義を示す。

（略）
図 4.9　STM 識別子の定義

５　警報条件

図 5.1 に VP ﾚﾍﾞﾙの警報転送図を、図 5.2 に VC ﾚﾍﾞﾙの警報転送図を示す。また、警報の略号一覧を表 5.1 に示す。これらは、当社網、協定事業者網において生成すべき警報および受信した警報の処理方式を示すものである。

（略）
図５.１　VPレベルの警報転送

（略）
図5.2　VCﾚﾍﾞﾙの警報転送の例

表5.1　警報の略号一覧

略号	名称	意味
LOS	Loss Of Signal	入力信号断
LOF	Loss Of Frame	フレーム同期はずれ
B1	B1	符号誤り監視
RS-SD	Ｒegenerator Section Signal Degrade	受信中継セクション誤り率劣化
F1	F1	中継セクション状態監視
MS-AIS	Multiplex Section Alarm Indication Signal	受信多重セクション故障
B2	B2	多重セクション誤り監視

MS-ERR	Multiplex Section Error	受信多重セクション誤り発生
MS-RDI	Multiplex Section Remote Defect Indication	送信多重セクション故障
MS-REI	Multiplex Section Remote Error Indication	送信多重セクション誤り発生
LOP	Loss Of Pointer	ポインタ異常
P-AIS	Path Alarm Indication Signal	受信パス故障
P-RDI	Path Remote Defect Indication	送信パス故障
B3	B3	パス誤り監視
P-ERR	Path Error	受信パス誤り発生
P-REI	Path Remote Error Indication	送信パス誤り発生
LCD	Loss Of Cell Delineation	セル同期はずれ
E-E VP-AIS	End to End Virtual Path Alarm Indication Signal	受信エンド～エンドVP故障
E-E VP-RDI	End to End Virtual Path Remote Defect Indication	送信エンド～エンドVP故障
E-E VC-AIS(*)	End to End Virtual Channel Alarm Indication Signal	受信エンド～エンドVC故障
E-E VC-RDI(*)	End to End Virtual Channel Remote Defect Indication	送信エンド～エンドVC故障

(*) VC レベルのみ適用する

５．１　故障情報

５．１．１　故障情報の検出・発出条件

（１）検出条件

検出条件を表5.2に示す。

表5.2　検出条件

種別	検出条件	解除条件	備考
LOS	入力信号断	入力信号復帰	必須（TTC標準JT-G783参照）
LOF	フレーム同期パターン不一致を5回連続検出	フレーム同期パターン一致を2回連続検出	TTC標準JT-G783に準拠のこと。左条件は当社網の例
B1	ﾃﾞｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ前の	1ﾌﾚｰﾑ毎に解除	必須ではない。当社網で

	STM-1/4の全ﾋﾞｯﾄに対するBIP-8演算結果とﾃﾞｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ後の次ﾌﾚｰﾑのB1との不一致		は左条件のように検出している。ただし、B1バイトの生成は必須（TTC標準G707参照）。
RS-SD	B1により検出した誤り率が$10^{-(x-1)}$以上で発出し$10^{-(x+1)}$以下で発出しない	B1により検出した誤り率が$10^{-(x+1)}$以下で解除し$10^{-(x-1)}$以上で解除しない	xの値は3～9。当社網ではデフォルト値としてx=6を使用。
MS-AIS	デスクランブル後の K2:b6 ～b8=″111″を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠″111″を3回連続受信	必須（TTC標準JT-G783参照）
MS-ERR	BIP-24(B2)により誤りを1個以上検出	BIP-24(B2) /BIP-96 (B2)により誤りを検出しない	必須ではない。当社網では左条件のように検出している。ただし、B2バイトの生成は必須（TTC標準G707参照）。
MS-SD	BIP-24(B2)により検出した伝送路誤り率が$10^{-(x-1)}$以上で検出し、$10^{-(x+1)}$以下で検出しない	BIP-24(B2)/BIP-96 (B2)により検出した伝送路誤り率が$10^{-(x+1)}$以下で解除し、$10^{-(x-1)}$以上で解除しない	xの値は3～9。当社網ではデフォルト値としてx=6を使用。
MS-RDI	デスクランブル後の K2:b6 ～b8=″110″を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠″110″を3回連続受信	必須（TTC標準JT-G783参照）
MS-REI	M1により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを1個以上検出	M1により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを検出しない	当社網内では警報として発出しない。ただし、M1バイトの生成は必須（TTC標準G707参照）。
LOP	異常ポインタ受信時（AISポインタ受信除く）	正常ポインタ受信時	必須（TTC標準JT-G783参照）
P-AIS	AISポインタ受信時	正常ポインタ受信時	必須（TTC標準JT-G783参照）
P-ERR	BIP-8(B3)により	BIP-8(B3)により誤りを検	必須ではない。当社網で

	誤りを1個以上検出	出しない	は左条件のように検出している。ただし、B3バイトの生成は必須（TTC標準G707参照）
P-REI	G1のb1～b4により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを1個以上検出	G1のb1～b4により転送された送信ﾊﾟｽ誤りを検出しない	当社網内では警報として発出しない。ただし、G1バイトの生成は必須（TTC標準G707参照）
P-RDI	デスクランブル後のG1:b5=″1″を3回連続受信	デスクランブル後のG1:b5=″0″を3回連続受信	必須（TTC標準JT-G783参照）
LCD	HECエラーを7回連続検出	HEC正常を7回連続検出	TTC標準JT-I432.2に準拠のこと。左条件は当社網の例。
E-E VP-AIS	VP-AISセル受信時	VP-AISセルを2.5±0.5秒間未受信あるいは、1つのユーザ情報セル受信時	必須（TTC標準JT-I610参照）
E-E VP-RDI	VP-RDIセル受信時	VP-RDIセルを2.5±0.5秒間未受信	必須（TTC標準JT-I610参照）
E-E VC-AIS(*)	VC-AISセル受信時	VC-AISセルを2.5±0.5秒間未受信あるいは、1つのユーザ情報セル受信時	必須（TTC標準JT-I610参照）
E-E VC-RDI(*)	VC-RDIセル受信時	VC-RDIセルを2.5±0.5秒間未受信	必須（TTC標準JT-I610参照）

(*)VC レベルのみ適用する

（２）発出条件

発出条件を表5.3に示す。

表5.3　発出条件

種別	転送方法	発出条件	発出の解除条件
MS-RDI	スクランブル前のK2のb6～b8=″110″	POI点でLOS,LOF,MS-AIS,MS-SD(*1)検出時	LOS,LOF,MS-AIS,MS-SD(*1)回復時
MS-REI	B2により検出した誤り	当社網内では警報として発出しない	

	セル個数をM1のb2～b8に挿入する		
P-RDI	スクランブル前のG1のb5=″1″	POI点でLOS,LOF,LOP,LCD (*1) ,MS-AIS,P-AIS,P-AIS 検出時	LOS,LOF,LOP,LCD(*1),MS-AIS,P-AIS, ,P-AIS回復時
P-REI	B3により検出した誤りセル個数をG1のb1～b4に挿入する	当社網内では警報として発出しない	
P-AIS	VC-4 及びAU-4ポインタをall″1″(AU-4ポインタを除くSOHは正常値)	当社網内でLOS,LOF,MS-AIS検出時	LOS,LOF,MS-AIS回復時
E-E VP-AIS	VP用OAMセルのVCI=″0004H″でかつOAM種別領域(1バイト)=″10H″	当社網内でLOS,LOF,LOP,LCD,MS-AIS,P-AIS検出時	LOS,LOF,LOP,LCD,MS-AIS,P-AIS 回復時
E-E VP-RDI (*2) (*3)	VP用OAMセルのVCI=″0004H″でかつOAM種別領域(1バイト)=″11H″	POI点でLOS,LOF,LOP,LCD,MS-AIS,P-AIS,E-E VP-AIS検出時	LOS,LOF,LOP,LCD,MS-AIS,P-AIS,E-E VP-AIS回復時
E-E VC-AIS (*2)	故障VCと同一のVCIで、PTIフィールド	当社網内でLOS,LOF,LOP,LCD,MS-AIS,P-AIS,E-E VP-AIS検出時	LOS,LOF,LOP,LCD,MS-AIS,P-AIS,E-E VP-AIS回復時

	＝″101″、かつOAM種別領域(1バイト)=″10H″		

(*1) 発出条件（解除条件）としない装置あり
(*2) VCレベルのみ適用する
(*3) 発出しない装置あり

6　ATM レイヤ仕様

6．1　ＡＴＭレイヤ物理条件

ここで規定する機能とは、セルヘッダの誤りを検出し訂正を行うHEC、HECによるセル同期およびセルのインフォメーションフィールドのスクランブル／デスクランブルのことである。

6．1．1　HEC規定

（1）セルフォーマットを図6.1に示す。

（略）

図6.1　セルフォーマット

（2）HEC規定を表6.1、表6.2に示す。

表 6.1　HEC 送信側規定

項目	内容
誤り訂正/検出符号	生成多項式 X^8+X^2+X+1 のフィールドの CRC-8 を用いる
HEC 生成法(*)	以下の手順で HEC フィールドを生成する （1）ルヘッダ 4 バイト（VPI,VCI,PT,CLP)を、伝送順の先頭を最高次として多項式表現する （2）上記多項式に X^8 をかける （3）生成多項式 X^8+X^2+X+1 で割り、余りの多項式を求める （4）余りの多項式の係数（1 バイト）に″01010101″を mod2 で加算し、結果を HEC フィールドに収容する

(*)上記 HEC 生成法と同等の結果が得られる方法を用いてもよい。

表6.2　HEC受信側規定

項目	内容
誤り訂正/検出符号	生成多項式 X^8+X^2+X+1 のフィールドの CRC-8 を用いる
シンドローム演算法(*)	以下の手順でシンドロームを求める （1）セルヘッダの中のHECフィールドに"01010101"をmod2で加算（コセット処理） （2）セット処理をしたヘッダ（5バイト）を、伝送順の先頭を最高次として多項式表現する （3）上記多項式X^8+X^2+X+1で割り、余りの多項式を求める （4）上記余りの多項式の係数（1バイト）をシンドロームとする
モード遷移	図6.2に基づいて誤り訂正モードと誤り検出モードの遷移を行う
誤りビット判定/誤り処理方法	シンドロームから表6.3に基づいて誤りビットを判断する 図6.3のフローチャートに基づき、ヘッダの誤りを処理する

(*)上記シンドローム演算法と同等の結果が得られる方法を用いてもよい。

（3）誤り訂正／検出モード状態遷移を図6.2に示す。

（略）

図6.2　誤り訂正／検出モード状態遷移

（4）誤り処理方法を図6.3に示す。

（略）

図6.3　誤り処理方法

（5）誤りビットの判定を表6.3に示す。

表6.3　誤りビットの判定

誤り位置		シンドローム	誤り位置		シンドローム
1バイト	8ビット	00110001	3バイト	3ビット	01010100
	7ビット	10011011		2ビット	00101010
	6ビット	11001110		1ビット	00010101
	5ビット	01100111		8ビット	10001001
	4ビット	10110000		7ビット	11000111

	3ビット	01011000	4バイト	6ビット	11100000
	2ビット	00101100		5ビット	01110000
	1ビット	00010110		4ビット	00111000
2バイト	8ビット	00001011		3ビット	00011100
	7ビット	10000110		2ビット	00001110
	6ビット	01000011		1ビット	00000111
	5ビット	10100010	5バイト	8ビット	10000000
	4ビット	01010001		7ビット	01000000
	3ビット	10101011		6ビット	00100000
	2ビット	11010110		5ビット	00010000
	1ビット	01101011		4ビット	00001000
3バイト	8ビット	10110110		3ビット	00000100
	7ビット	01011011		2ビット	00000010
	6ビット	10101110		1ビット	00000001
	5ビット	01010111	誤りなし		00000000
	4ビット	10101000	訂正不能		本表以外のパターン

６．１．２　HECセル同期

（１）HECセル同期主要諸元を表6.4に示す。

表6.4　HECセル同期主要諸元

項目	内容
セル同期方式	HECのみを用いた同期方式
ハンティング状態から前同期状態への遷移	正しいHECを持つセルを１セル受信することにより前同期状態へ遷移
前同期状態から同期状態への遷移	6回連続正しいHECを受信
同期状態からハンティング状態への遷移	7回連続誤ったHECを受信

（２）ハンティング方法は、下記の方法による。

① 受信したデータでHECを計算する。

② 計算結果が正しい場合は前同期状態に遷移する。

③ 計算結果が誤っていた場合はデータを1バイトシフトさせてHECの計算を行う。

なお、ハンティング方法として上記方法と同等の時間で同期復帰する方法を用いてもよい。

（３）状態遷移図を図 6.4 に示す。

（略）

図6.4　セル同期状態遷移

６．１．３　スクランブラ／デスクランブラ

主要諸元を表6.5に示す。

表6.5　スクランブラ／デスクランブラ主要諸元

（略）

６．２　ATMレイヤ論理条件

６．２．１　セルヘッダのプリアサインド値

セルヘッダのプリアサインドを表6.6に示す。これ以外の全ての値はATMレイヤで使用する。ただし、物理レイヤOAMセル、物理レイヤでの予約セル、無効セルはUPCにて廃棄される。また、OAMセルのビットアサインを表6.7に示す。

表6.6　ヘッダプリアサイン値(*1)

（略）

表6.7　OAMセルのビットアサイン(*1)

セル種別		VPI	VCI	PTI	CLP	OAM
エンド・エンド警報転送用OAMセル	VP-AISセル	YYY H	0004 H	0X 0B(*3)	X B	10 H
	VP-RDIセル	YYY H	0004 H	0X 0B(*3)	X B	11 H
	VC-AISセル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	10 H
	VC-RDIセル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	11 H
エンド･エンドループバック試験用OAMセル	VP-LBセル	YYY H	0004 H	0X 0B(*3)	X B	18 H
	VC-LBセル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	18 H
エンド･エンド伝送	VP-FPMセル	YYY H	0004 H	0X	X B	20 H

品質監視用OAMセル				0B(*3)		
	VC- FPMセル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	20 H
セグメントループバック試験用OAMセル	VP-LBセル	YYY H	0003 H	0X 0B(*3)	X B	18 H
	VC-LBセル	YYY H	ZZZZ H	100B	X B	18 H
セグメント伝送品質監視用OAMセル	VP-FPMセル	YYY H	0003 H	0X 0B(*3)	X B	20 H
	VC- FPMセル	YYY H	ZZZZ H	100B	X B	20 H
エンド･エンド導通特性試験用OAMセル (*2),(*4)	VP-導通特性試験セル	YYY H	0004 H	0X 0B(*3)	X B	30 H
	VC-導通特性試験セル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	30 H
セグメント導通特性試験用OAMセル(*4)	VP-導通特性試験セル	YYY H	0003 H	0X 0B(*3)	X B	30 H
	VC-導通特性試験セル	YYY H	ZZZZ H	100B	X B	30 H

(*1)：″Ｂ″は２進数、″Ｈ″は１６進数であることを示す
″ＸＸ″は２進数における任意の値、″ＹＹ″は１６進数における該当するVPI値を示す
″Z″は０以外の該当の VCI 値
(*2)：当社網からの送信は出来ません
(*3)：表 6.8、6.9 を参照
(*4)：エンド・エンドおよびセグメント導通特性試験用 OAM セルの仕様は当社が独自に定めたものです。なお、本 OAM セルを識別する OAM フィールド値「30H」は TTC 標準 JT-I610 では未定義となっています。それ以外の OAM セルは TTC 標準 JT-I610 に準拠している。

６．２．２　ルーチング（VPI／VCI）フィールド

NNIにおけるルーチングフィールドは28ビットで構成される。そのうち12ビットがバーチャルパス識別子（VPI）、16ビットがバーチャルチャネル識別子（VCI）である。VPIとVCIの予約値の組み合わせをTTC標準JT-I361にしたがい表6.8にVPレベルの場合を、表6.9にVCレベルの場合を示す。値が0のVCIはユーザのVC識別に使用できない。

表 6.8　VPI、VCI、PT、CLP の予約値の組み合わせ（VP レベルの場合）

用途	VPI	VCI（＊6）	PTI	CLP	当社網を透過するも

					の
アンアサインドセル	000000000000	00000000 00000000	任意値	0	×（＊10）
無効	0以外の任意のVPI値	00000000 00000000	任意値	任意値	×
メタシグナリング(TTC標準JT-I361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000001	0AA	B	○
一般放送型シグナリング(TTC標準JT-I361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000010	0AA	B	○
NNIシグナリング(TTC標準JT-I361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000101	0AA	B	○
セグメントF4フローOAMセル(TTC標準JT-I610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000011(＊3)	0A0	A	×
エンド・エンドF4フローOAMセル(TTC標準JT-I610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000100(＊3)	0A0	A	○(＊9)
VPリソース管理セル(TTC標準JT-I371準拠)	任意のVPI値	00000000 00000110(＊7,8)	110	A	○
将来のVP機能の予約(＊4)	任意のVPI値	00000000 00000111(＊8)	0AA	A	○
将来の機能の予約(＊5)	任意のVPI値	00000000 000SSSSS(＊1,8)	0AA	A	○
将来の機能の予約(＊5)	任意のVPI値	00000000 000TTTTT(＊2)	0AA	A	○
セグメントF5フローOAMセル(TTC標準JT-I610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000以外の任意のVCI値	100	A	○
エンド・エンドF5フローOAMセル(TTC標準JT-I610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000以外の任意のVCI値	101	A	○
VCリソース管理セル(TTC標準JT-I371準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000, 00000000 00000110以外の任意のVCI値	110	A	○

将来のVC機能の予約（＊6）	任意のVPI値	00000000 00000000以外の任意のVCI値	111	A	○

表中のＡ、Ｂは以下のとおりとする。
A：″0″または″1″でありATMレイヤ機能固有の使用に有効である。
Ｂ：発側のエンティティは、CLPビットを″0″に設定すること。この値は、網により変更される
場合がある。
（＊1）：SSSSS：01000から01111の任意のVCI 値。
（＊2）：TTTTT：10000から11111の任意のVCI値。
（＊3）：透過性は、ユーザ・ユーザVPにおけるF4フローOAMに対し保証されない。
（＊4）：これらのVCI値は、VPの機能のために予約される。
（＊5）：これらのVCI値は、将来の特定の機能の標準化のために予約される。
（＊6）：VCI値が1、2、5、16から31、31より大きいセルはVP-OAM機能によりモニタされる。他のVCI値のセルはVP-OAM機能によりモニタされない。（TTC標準JT-I610準拠）。特定のVCI値のセルがVPCのエンドポイント間でトランスペアレントに運ばれるかどうかは、TTC標準JT-I150の3.1.4.1.eの規定のとおりとする。
（＊7）：VPリソース管理セルは、PTIフィールドの値に関係なくこのVCI値により識別される。
（＊8）：これらのVCI値を持つATMセルのペイロードの透過性は保証されない。つまりこれらのVCI値のセルはVPの中間点で抽出あるいは挿入されることがある。これらのVCI値を持つATMセルのペイロードはVP内で透過的に転送されなければならない。
（＊9）：網構成により透過しない場合がある。
（＊10）:アンアサインドセルは、当社網からは送出されない．また協定事業者網から当社網に送出しないこと。

表6.9　VPI、VCI、PT、CLPの予約値の組み合わせ（VCレベルの場合）

用途	VPI	VCI（＊6）	PTI	CLP	当社網を透過するもの
アンアサインドセル	000000000000	00000000 00000000	任意値	0	×（＊12）
無効	0以外の任意のVPI値	00000000 00000000	任意値	任意値	×

メタシグナリング (TTC標準JT-I361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000001	0AA	B	×
一般放送型シグナリング (TTC標準JT-I361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000010	0AA	B	×
NNIシグナリング (TTC標準JT-I361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000101	0AA	B	×
セグメントF4フローOAMセル (TTC標準JT-I610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000011(＊3)	0A0	A	×
エンド・エンドF4フローOAMセル (TTC標準JT-I610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000100(＊3)	0A0	A	× (＊9)
VPリソース管理セル (TTC標準JT-I371準拠)	任意のVPI値	00000000 00000110(＊7,8)	110	A	×
将来のVP機能の予約 (＊4)	任意のVPI値	00000000 00000111(＊8)	0AA	A	×
将来の機能の予約(＊5)	任意のVPI値	00000000 000SSSSS(＊1,8)	0AA	A	×
将来の機能の予約(＊5)	任意のVPI値	00000000 000TTTTT(＊2)	0AA	A	×
セグメントF5フローOAMセル (TTC標準JT-I610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	100	A	×
エンド・エンドF5フローOAMセル (TTC標準JT-I610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	101	A	○ (＊10)
VCリソース管理セル (TTC標準JT-I371準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000, 00000000 00000110 以外の任意のVCI値	110	A	○ (＊11)
将来のVC機能の予約 (＊6)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	111	A	○ (＊10)

表中のＡ、Ｂは以下のとおりとする。

A：″0″または″1″でありATMレイヤ機能固有の使用に有効である。

Ｂ：発側のエンティティは、CLPビットを"0"に設定すること。この値は、網により変更される
場合がある。
(＊1)：SSSSS：01000から01111の任意のVCI 値。
(＊2)：TTTTT：10000から11111の任意のVCI値。
(＊3)：透過性は、ユーザ・ユーザVPにおけるF4フローOAMに対し保証されない。
(＊4)：これらのVCI値は、VPの機能のために予約される。
(＊5)：これらのVCI値は、将来の特定の機能の標準化のために予約される。
(＊6)：VCI値が1、2、5、16から31、31より大きいセルはVP-OAM 機能によりモニタされる。他のVCI値のセルはVP-OAM機能によりモニタされない。（TTC標準JT-I610準拠）。特定のVCI値のセルがVPCのエンドポイント間でトランスペアレントに運ばれるかどうかは、TTC標準JT-I150の3.1.4.1.eの規定のとおりとする。
(＊7)：VPリソース管理セルは、PTIフィールドの値に関係なくこのVCI値により識別される。
(＊8)：これらのVCI値を持つATMセルのペイロードの透過性は保証されない。つまりこれらのVCI値のセルはVPの中間点で抽出あるいは挿入されることがある。これらのVCI値を持つATMセルのペイロードはVP内で透過的に転送されなければならない。
(＊9)：網構成により透過する場合がある。
(＊10)：トラヒック状況により透過しない場合あり。
(＊11)：網内を転送されない場合あり。
(＊12)：アンアサインドセルは、当社網からは送出しない．また協定事業者網から当社網に送出しないこと。

６．３　ATMレイヤのOAM機能

６．３．１　概要

ATMレイヤのOAM機能としては、主にコネクションで使うエンド・エンドOAM機能と網のセグメントで使うセグメントOAM機能がある。
以下に、ATMレイヤのOAM機能について示す。

６．３．２　OAMセルフォーマット

ATMレイヤOAMセルはOAMセルに共通なフィールドと個々のOAMセル特有の機能特有フィールドで構成される。

（１）共通OAMセルフィールド
OAMセルは以下のフィールドを持つ。

④ ヘッダ：通常のセルフォーマットと同様。F4フローはVCI値、F5フローはPTI値により識別される。
⑤ OAMセル種別（4ビット）：このフィールドで、このセルにより行われるマネジメント機能を表示する。
⑥ OAM機能種別（4ビット）：このフィールドは、OAMセル種別フィールドで示されたマネジメント機能の中で具体的に実行される機能を示す。
④ 将来使用のための予備（6ビット）：このフィールドは使用しない。（ALL″0″）
⑥ 誤り検出符号（10ビット）：このフィールドはOAMセルの情報フィールドに対して計算されたCRC-10誤り検出符号を格納する。CRC-10の生成多項式は、

$$G(X) = 1 + X + X^4 + X^5 + X^9 + X^{10}$$ となる。

図6.5に共通OAMセルフォーマットを、表6.10（1）にOAM種別識別子(エンドエンドOAMセル)、表6.10（2）にOAM種別識別子（セグメントOAMセル）を示す。

（略）

図6.5　共通OAMセルフォーマット

表6.10（１）　OAM種別識別子（エンドエンドOAMセル）と当社網での扱い

OAMセル種別	OAM機能種別	①当社網からの送出		②当社網に入力された場合の扱い	
		F4	F5	F4	F5
故障管理：0001	AIS：0000	○	○	×	○
	RDI：0001	○	○	×	○
	コンティニティチェック：0100	×	×	○	○
	ループバック：1000	○（＊1）	○（＊1）	○（＊2）	○（＊3）
性能管理：0010	順方向モニタ：0000	○（＊1）	○（＊1）	○（＊２）	○（＊２）
	逆方向報告：0001				
起動/停止：1000	性能モニタ：0000	×	×	○（＊２）	○（＊２）
	コンティニュイティチェック				

（凡例）①○：当社網で生成し、送出されるもの

×：当社網では生成しないもの（ただし、ユーザが生成し、当社網を透過する場合がある）

②○：当社網を透過するもの／当社網内でドロップ設定するもの
ループバック試験セル入力時は当社網内で折り返しされるもの

×：当社網内で破棄するもの

（＊1）：当社網構成により、送出できない場合がある．
（＊2）：当社網構成により、破棄する場合がある．
（＊3）：当社網構成により、折り返し出来ない（透過する）場合がある．

表6.10(2)　OAM種別識別子（セグメントOAMセル）と当社網での扱い

OAMセル種別	OAM機能種別	①当社網からの送出		②当社網に入力された場合の扱い	
		F4	F5	F4	F5
故障管理：0001	AIS：0000	×	×	×	×
	RDI：0001				
	コンティニティチェック：0100	×（＊3）	×（＊3）		
	ループバック：1000	○（＊１）	○（＊１）	○（＊２）	○（＊２）
性能管理：0010	順方向モニタ：0000	○（＊１）	○（＊１）	○（＊２）	○（＊２）
	逆方向報告：0001				
試験：0011	導通特性試験：0000	○	○	○	○
起動/停止：1000	性能モニタ：0000	×	×	×	×
	コンティニュイティチェック				

（凡例）①○：当社網で生成し、送出されるもの

×：当社網では生成しないもの（ただし、ユーザが生成し、当社網を透過する場合がある）

②○：当社網を透過するもの/当社網内でドロップ設定可能なもの
ループバック試験セル入力時は当社網内で折り返しされるもの

×：当社網内で破棄するもの

（＊1）：当社網構成により送出できない場合がある。
（＊2）：当社網構成により破棄する場合がある。
（＊3）:送出する場合がある。

（２）故障管理 OAM セルフィールド

ＡＩＳ／ＲＤＩセルフォーマットを図 6.6 に示し、ＡＩＳ／ＲＤＩセルフォーマットの内容の説明を表 6.11 に示す。ループバックセルのフォーマットを図 6.7 に示し、ループバックセルフォーマットの内容の説明を表 6.12 に示す。

（略）

図 6.6　ＡＩＳセル/ＲＤＩセルのフォーマット

表 6.11　ＡＩＳセル/ＲＤＩセルのフォーマットの内容説明

フィールド名		長さ	内容
セルヘッダ	VPI	12 ビット	任意のＶＰＩ値
	VCI	16 ビット	エンド･エンドＦ４フローOAM セルの場合は、0004（H） エンド･エンドＦ５フローOAM セルの場合は、0000（H）以外の任意の VCI 値
	PTI	3 ビット	エンド･エンドＦ４フローOAM セルの場合は、000 又は 010（B） エンド･エンドＦ５フローOAM セルの場合は、101（B）
	ＣＬＰ	1 ビット	送出時は、0（B）。検出時は、無視。
	ＨＥＣ	1 バイト	HEC 演算結果
情報フィールド（ペイロード）	OAM 種別	8 ビット	ＡＩＳセルの場合、0001　0000（B） （OAM セル種別：故障管理、OAM 機能種別：ＡＩＳ） ＲＤＩセルの場合、0001　0001（B） （OAM セル種別：故障管理、OAM 機能種別：ＲＤＩ）
	未定義	45 バイト	受信側は、規定しない
	将来使用予備	6 ビット	000000（B）
	誤り検出符合	10 ビット	ＯＡＭ情報フィールドに対して計算された誤り検出符合（ＣＲＣ-10）

（略）

図 6.7　ループバックセルのフォーマット

表 6.12　ループバックセルフォーマットの内容説明

フィールド名		長さ	内容
セルヘッダ	VPI	12 ビット	任意のＶＰＩ値
	VCI	16 ビット	エンド・エンドＦ4 フローOAM セルの場合は、0004（H） エンド・エンドＦ5 フローOAM セルの場合は、0000（H）以外の任意の VCI 値 セグメントＦ4 フローOAM セルの場合は、0003（H） セグメントＦ5 フローOAM セルの場合は、0000000000000000 以外の任意の VCI 値
	PTI	3 ビット	エンド・エンドＦ4 フローOAM セルの場合は、000 又は 010（Ｂ） エンド・エンドＦ5 フローOAM セルの場合は、101（Ｂ） セグメントＦ4 フローOAM セルの場合は、任意の PTI 値 セグメントＦ5 フローOAM セルの場合は、100（Ｂ）
	ＣＬＰ	1 ビット	送出時は、0（Ｂ）。検出時は、無視。
	ＨＥＣ	1 バイト	HEC 演算結果
情報フィールド(ペイロード)	OAM 種別	8 ビット	00011000（Ｂ） （OAM セル種別：故障管理、OAM 機能種別：ﾙｰﾌﾟﾊﾞｯｸ）
	未使用 1	7 ビット	送出時は、0000　000（Ｂ）。検出時は、無視。
	ＬＢ	1 ビット	Ｌｏｏｐｂａｃｋ表示ビット。送出時は、1（Ｂ）、ループバック点で 0（Ｂ）に書き換えられる。

	相関Ｔａｇ	4バイト	送出した試験セルと検出した試験セルを関連づけるために使用する。
	Ｌｏｏｐｂａｃｋ位置識別子	16バイト	ループバック点を示す。デフォルト点をａｌｌ　１（Ｂ）とする。
	ソース識別子	16バイト	ループバックセルの送出点を示す。本エリアを使用しない場合は、ａｌｌ　１（Ｂ）とする。
	未使用２	8バイト	6Ａ（Ｈ）の繰り返し
	将来使用予備	6ビット	000000（Ｂ）
	誤り検出符合	10ビット	ＯＡＭ情報フィールドに対して計算された誤り検出符合（ＣＲＣ-10）

（３）性能管理OAMセルフィールド

伝送品質監視セルのフォーマットを図6.8に示し、伝送品質監視セルフォーマットの内容の説明を表6.13に示す。

（略）

図6.8　伝送品質監視セルのフォーマット

表6.13　伝送品質監視セルフォーマットの内容説明

フィールド名		長さ	内容
セルヘッダ	VPI	12ビット	任意のＶＰＩ値
	VCI	16ビット	エンド・エンドＦ4フローOAMセルの場合は、0004（H） エンド・エンドＦ5フローOAMセルの場合は、、0000（H）以外の任意のVCI値 セグメントＦ4フローOAMセルの場合は、0003（H） セグメントＦ5フローOAMセルの場合は、0000（H）以外の任意のVCI値

	PTI	3ビット	エンド・エンドＦ4フローOAMセルの場合は、000又は010（Ｂ） エンド・エンドＦ5フローOAMセルの場合は、101（Ｂ）セグメントＦ4フローOAMセルの場合は、任意のPTI値 セグメントＦ5フローOAMセルの場合は、100（Ｂ）
	ＣＬＰ	1ビット	送出時は、0（Ｂ）、検出時は、無視。
	ＨＥＣ	1バイト	HEC演算結果
情報フィールド(ペイロード)	OAM種別	8ビット	0010　0000（Ｂ） （OAMセル種別：性能管理、OAM機能種別：順方向ﾓﾆﾀ）
	MCSN	1バイト	Monitoring Cell Sequence Number 伝送品質監視用 OAM セルに付与されたシーケンス番号。0～255をこの順に2進表示し、巡回して使用する。
	TUC_{0+1}	2バイト	Total User Cell Number(CLP=0+1)該当する伝送品質監視用OAMセルの送出前に送出したCLP=0とCLP=1の全ユーザセル数を2^{16}で割った余り
	$BEDC_{0+1}$	2バイト	Block Error Detection Code (CKP=0+1)モニタリングブロック内のCLP=0及びCLP=1の全ユーザセルの情報フィールドの領域に対するBIP-16（偶数パリティ）
	TUC_0	2バイト	Total User Cell Number(CLP=0)該当する伝送品質監視用 OAM セルの送出前に送出したCLP=0の全ユーザセル数を2^{16}で割った余り
	TSTP	4バイト	Time Stamp、未使用の特定値（ａｌｌ　1）
	未使用	34バイト	6Ａ（Ｈ）の繰り返し
	将来使用予備	6ビット	000000（Ｂ）
	誤り検出符合	10ビット	ＯＡＭ情報フィールドに対して計算された誤り検出符合（ＣＲＣ-10）

（４）導通特性試験 OAM セルフィールド

導通特性試験セルのフォーマットを図 6.9 に示し、導通特性試験セルフォーマットの内容の説明を表 6.14 に示す。

（略）

図 6.9　導通特性試験セルフォーマット

表 6.14　導通特性試験セルフォーマットの内容説明

フィールド名		長さ	内容
セルヘッダ	VPI	12 ビット	任意のＶＰＩ値
	VCI	16 ビット	セグメントＦ４ フローOAM セルの場合は、0003（H） エンド･エンドＦ４フローOAM セルの場合は、0004（H） セグメントＦ５ フローOAM セルの場合は、0000（H）以外の任意の VCI 値
	PTI	3 ビット	Ｆ４フローOAM セルの場合は、送出時 000(B)，検出時は無視．Ｆ５フローOAM セルの場合は、は、100（Ｂ）。
	ＣＬＰ	1 ビット	送出時は、0（Ｂ）、検出時は、無視。
	ＨＥＣ	1 バイト	HEC 演算結果
情報フィールド（ペイロード）	OAM 種別	8 ビット	0011　0000（Ｂ） （OAM セル種別：試験、OAM 機能種別：導通特性試験）
	SN	4 ビット	Sequence Number 試験セル生成順に付与されたシーケンス番号。0～15 を昇順に 2 進表示し、巡回して使用する。
	SNP	4 ビット	Sequence Number Protection。シーケンス番号の誤り検出訂正符号。
	PN パターン	46 バイト	擬似ランダムパターン。PN　15 段。 生成多項式：$X^{15}+X+1$

６．３．３　OAM 機能

（１）故障通知セルの種別

エンド・エンドVP-AISセル(＊１)は、当社網内及び協定事業者網内に故障が発生し、回線が使えなくなった場合に、その故障を下流へ通知するために、故障を検出した装置からVPコネクション(＊2)終端点に向けて送出される。

エンド・エンドVP-RDIセルは、当社網内及び直接協定事業者網内に故障が発生し、回線が使えなくなった場合に、その故障を上流へ通知するために、エンド・エンドVP-AISセルを受信したVPコネクション終端点装置からVPコネクション終端点に向けて送出される。

（２）エンド・エンドVP-AIS(＊3)

①エンド・エンドVP-AISセル(＊１) 送出条件

エンド・エンドVP-AISセル(＊１) は、故障を検出した装置からその故障を下流へ通知するため直ちに発生し、故障が継続する間、毎秒１セルの周期で発生し続ける。故障が回復した場合は、エンド・エンドVP-AISセル(＊１) の発生は直ちに停止される。表6.15にエンド・エンドVP-AISセルの発生／停止条件、表6.16にエンド・エンドVC-AISセルの発生／停止条件を示す。

②エンド・エンドVP-AIS(＊3)検出条件

エンド・エンドVP-AISセル(＊１)は、故障が発生した装置より下流のVPコネクション及びVCコネクションの終端点において検出され､1つでもエンド･エンドVP-AISセル(＊１) が受信された場合、エンド・エンドVP-AIS(＊１) 状態になる。

③エンド・エンドVP-AIS(＊3) 解除条件

エンド・エンドVP-AIS(＊3) 状態は、エンド・エンドVP-AIS(＊１)セルが最終のセル受信後2.5±0.5秒間受信されなかった場合、または、1つでもユーザセルが受信された場合に解除される。

（３）エンド・エンドVP-RDI

①エンド・エンドVP-RDIセル発生条件

エンド・エンドVP-RDIセルは、エンド・エンドVP-AISセルを受信したVPコネクション終端点装置から故障を上流へ通知するために発生し、VPコネクション終端点装置がエンド・エンドVP-AIS状態にある間、毎秒１セルの　周期でエンド・エンドVP-RDIセルを発生する。VPコネクション終端点装置がエンド･エンドVP-AIS状態でなくなった場合に、エンド・エンドVP-RDIセルの発生を直ちに停止する。表6.17にエンド・エンドVP-RDIセルの発生／停止条件を示す。

②エンド・エンド VP-RDI 検出条件

エンド・エンド VP-RDI セルは、エンド・エンド VP-AIS セルを受信した VP コネクション終端点装置より上流の VP コネクションの終端点において検出され、1 つでもエンド・エンド VP-RDI セルが受信された場合、エンド・エンド VP-RDI 状態になる。

③エンド・エンド VP-RDI 解除条件

エンド・エンド VP-RDI 状態は、エンド・エンド VP-RDI セルが 2.5±0.5 秒間受信されなかった場合に解除される。

（＊１）: VC レベルの場合は、エンド・エンド VP/VC-AIS セルとする。
（＊2）: VC レベルの場合は、VC コネクションとする。
（＊3）: VC レベルの場合は、エンド・エンド VP/VC-AIS とする。

表6.15　エンド・エンドVP-AISセルの発生／解除条件

項目	VP-AIS
発生点	下記の故障を検出したVPコネクション接続点
発生条件	下記の故障を検出した場合、故障を検出したVPコネクション接続点から、 下流側の接続点、終端点に送出する。 ・LOP（ポインタ異常） ・LOS（入力信号断） ・LOF（フレーム同期はずれ） ・LCD（セル同期はずれ） ・MS-AIS（セクションAIS） ・P-AIS（パスAIS）
停止条件	上記故障回復後、直ちに停止
発生ガードタイム	上記故障検出後、直ちに発生
発生周期	VP毎に約1セル／秒

表 6.１6　エンド・エンド VC-AIS セルの発生／解除条件

項目	VC-AIS
発生点	下記の故障を検出したVCコネクション接続点

発生条件	下記の故障を検出した場合、故障を検出したVCコネクション接続点から、 下流側の接続点、終端点に送出する。 ・LOP（ポインタ異常） ・LOS（入力信号断） ・LOF（フレーム同期はずれ） ・LCD（セル同期はずれ） ・MS-AIS（セクションAIS） ・P-AIS（パスAIS） ・E-E VP-AIS（バーチャルパス故障）
停止条件	上記故障回復後、直ちに停止
発生ガードタイム	上記故障検出後、直ちに発生
発生周期	VC毎に約1セル／秒

表6.17　エンド・エンドVP-RDIセルの発生／解除条件

項目	VP-RDI
発生点	VPコネクション終端点
発生条件	下記の故障を検出した場合、故障を検出したVPコネクション終端点から、 上流側の接続点、終端点に送出する。 ・LOP（ポインタ異常） ・LOS（入力信号断） ・LOF（フレーム同期はずれ） ・LCD（セル同期はずれ） ・MS-AIS（セクションAIS） ・P-AIS（パスAIS） ・E-E VP-AIS（バーチャルパス故障）
停止条件	当該VPコネクション終端点がエンド・エンドVP-AIS状態でなくなった場合に直ちに停止
発生ガードタイム	上記故障検出後、直ちに発生
発生周期	VP毎に約1セル／秒

６．４　トラヒックの規定

エンド・エンドでのセル遅延変動(以下、CDV)についてを図6.10に示す。

VP レベルおよび VC レベルの CBR-VC のトラヒックは、TTC 標準 JT-I371 に準拠し、ピークセルレート(以下、PCR)、セル遅延変動（以下、CDV）およびセル遅延変動許容(以下、

CDVT)の３つのパラメータを用いて規定する。
GFR-VC のトラヒックは、TTC 標準 JT-I371 および TTC 標準 JT-I371.1 に準拠し、PCR、CDV、CDVT およびミニマムセルレート(MCR)の４つのパラメータを用いて規定する。PCR と CDVT の関係を図 6.11 に示す。

６．４．１　VPレベル

VPレベルにおけるトラヒックは、セル遅延変動(CDV)、ピークセルレート(PCR)、セル遅延変動許容値(CDVT)の３つのパラメータで表現する。

（１）セル遅延変動(CDV)

セル遅延変動(CDV) とは、2つの測定点におけるセルの到着時刻を基としてどれだけ変動したかの量で示される。

（２）ピークセルレート(PCR)

ピークセルレート(PCR)とは、各VPの最大セル速度(最小セル間隔：T=1/PCR)にて示される。

（３）セル遅延変動許容値(CDVT)

セル遅延変動許容値(CDVT)とは、期待されているセル到着時刻から実際のセル到着時刻を減算した値の蓄積量が許容される上限値で示される。

（略）

図6.10　CDVの定義

（略）

図6.11　PCRとCDVTの関係

（４）VPレベルでのCDVT規定例

POIにおけるCDVTの規定については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。以下にPOIにおけるCDVTの規定例を示す。（図6.12参照。）

(a) 150Mbit/sHW上で156セル時間(443μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-6}以下
(b) 150Mbit/sHW上で187セル時間(531μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-8}以下

(c) 150Mbit/sHW上で217セル時間(616μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-10}以下

(略)

図6.12　網構成例

６．４．２　VCレベル

VCレベルにおけるコネクションは、CBR-VCとGFR-VCに分類される。CBR-VCにおけるトラヒックは、セル遅延変動(CDV)、ピークセルレート(PCR)、セル遅延変動許容値(CDVT)の3つのパラメータで表現する。GFR-VCにおけるトラヒックは、セル遅延変動(CDV)、ピークセルレート(PCR)、セル遅延変動許容値(CDVT)、ミニマムセルレート(MCR)の4つのパラメータで表現する。

（１）　CBR-VC

①セル遅延変動(CDV)

６．４．１項（１）のとおりとする。

②ピークセルレート(PCR)

ピークセルレート(PCR)とは、各VCの最大セル速度(最小セル間隔：T=1/PCR)にて示される。

③セル遅延変動許容値(CDVT)

６．４．１項（３）のとおりとする。

④CBR-VCのPOIでのCDVT規定例

POIにおけるCDVTの規定については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。以下にPOIにおけるCDVTの規定例を示す。（図6.13参照。）

(a) 150Mbit/sHW上で156セル時間(443μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-6}以下
(b) 150Mbit/sHW上で187セル時間(531μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-8}以下
(c) 150Mbit/sHW上で217セル時間(616μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-10}以下

(略)

図6.13　網構成例

（２）　GFR-VC

①セル遅延変動(CDV)

６．４．１項（１）のとおりとする。

②ピークセルレート(PCR)

ピークセルレート(PCR)とは、各VCの最大セル速度(最小セル間隔：T=1/PCR)にて示される。

③セル遅延変動許容値(CDVT)

６．４．１項（３）のとおりとする。

④ミニマムセルレート(MCR)

ミニマムセルレート(MCR)とは、当社網内において帯域共用される各 VC それぞれに対して常に保証されるセル速度にて示される。

⑤GFR-VCでのCDVT規定例

CDVTの規定については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。本別表においてはCDVTはGFR-VCを収容するVPでのCDVTのみを規定し、VCでのCDVTは規定しない。以下にPOIにおけるCDVTの規定例を示す。（図6.14参照。）

(a) 150Mbit/sHW上で140セル時間(397μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-6}以下
(b) 150Mbit/sHW上で171セル時間(484μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-8}以下
(c) 150Mbit/sHW上で201セル時間(589μsec)以上のCDVTを超える確率が10^{-10}以下

（略）

図6.14　網構成例

補足資料１

トラヒックの条件

1　トラヒックモデル

1．1　POIでのCDVを満足させるための基本的な考え方

基本的にPOIでのCDVを満足させるためには、通信事業者網において以下の(1)～(3)に示す条件を満たす必要があります。また、そのときの網構成イメージを図1.1.1に示す。

(1)ユーザから流入したVP（＊1）にUPCを行い、PCRを監視する。
(2)ユーザから流入したVP(＊2)にシェーピング(＊3)等を行う。（ここでは、CDV=0にシェーピングした場合について示す）
(3)シェーピング等（ここでは、CDV=0にシェーピング）をしたVP（＊2）に対して、エンド～エンド間で通過するATMノードの段数を15段以下とする。

(＊1)VCサービスの場合は、VCとする。
(＊2)VCサービスのCBR-VCの場合は、VCとする。
(＊3)本別表においてのシェーピングとは、セル遅延変動によりセル間隔が縮まった場合にスペーシングを行い、最小セル間隔を維持することを指す。
セル遅延変動によりセル間隔が広がった場合には適用しない。

ネットワーク1　+　ネットワーク2　+　・・・・　+　ネットワークn　≦　15　段

（この時の収容設計条件は、使用伝送路:150Mbit/s　1HW、伝送路使用率:150Mbit/sHWの90%(134.784Mbit/s)、多重方法：FIFO多重)(*)
(*)収容設計条件において、使用伝送路、伝送路使用率、多重方法が異なる場合は、エンド～エンド間で通過するATMノードの段数も制限を受けることがある。

上記(1)～(3)の条件で網を構成したときに発生するCDV値をPOIにて規定する。

（略）
図1.1.1　網構成イメージ

１．２　POIでのCDVを満足させるための網構成例

POIでのCDVを満足させるためには、1.1項(1)(2)(3)の条件を遵守していただき網を構成する
ことが必須条件となる。ここでは、3つのネットワークを接続した場合の例について示す。（図1.2.1参照）

(1)ユーザから流入したVP（＊1）にUPCを行い、ユーザにピークセルレート(PCR)を守っていただく。
(2)ユーザから流入したVP（＊2）にシェーピング等を行う。（ここでは、CDV=0にシェーピングした場合について示す）
(3)シェーピング等（ここでは、CDV=0にシェーピング）をしたVP（＊2）に対して、それぞれのネットワークにいて通過するATMノードの段数を、ネットワーク1で5段、ネットワーク2で5段、ネットワーク3で5段の合計15段とする。
(この時の収容設計条件は、使用伝送路：150Mbit/s　1HW、伝送路使用率：150Mbit/sHWの90%(134.784Mbit/s)、多重方法：FIFO多重)

上記条件にて網を構成することにより、POIでのCDVを以下のように規定する。

[1] ネットワーク1,2,3およびPOIにおける伝送路が150Mbit/sであるとき。

(1-1)図1.2.1における方向①の VPサービスのVPおよびVCサービスのCBR-VCのCDV規定例
(1) 150Mbit/sHW上で112ｾﾙ時間(319μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-6}以下
(2) 150Mbit/sHW上で139ｾﾙ時間(396μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-8}以下
(3) 150Mbit/sHW上で166ｾﾙ時間(472μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-10}以下

(1-2)図1.2.1における方向②の VPサービスのVPおよびVCサービスのCBR-VCのCDV規定例
(1) 150Mbit/sHW上で156ｾﾙ時間(443μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-6}以下
(2) 150Mbit/sHW上で187ｾﾙ時間(531μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-8}以下
(3) 150Mbit/sHW上で217ｾﾙ時間(616μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-10}以下

(1-3)図1.2.1における方向①のVCサービスのGFR-VCを収容するVPのCDV規定例
(1) 150Mbit/sHW上で96ｾﾙ時間(272μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-6}以下
(2) 150Mbit/sHW上で123ｾﾙ時間(349μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-8}以下
(3) 150Mbit/sHW上で150ｾﾙ時間(425μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-10}以下

(1-4)図1.2.1における方向②のVCサービスのGFR-VCを収容するVPのCDV規定例
(1) 150Mbit/sHW上で140ｾﾙ時間(397μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-6}以下
(2) 150Mbit/sHW上で171ｾﾙ時間(484μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-8}以下

(3) 150Mbit/sHW上で201ｾﾙ時間(589μsec)以上のCDVが発生する確率が10^{-10}以下

(＊1)VCサービスの場合は、VCとする。
(＊2)VCサービスのCBR-VCの場合は、VCとする。

(略)
図1.2.1　網構成例

補足資料２

POIにおける帯域について

１　ＶＣ収容方法

ＶＣ収容方法の考え方については、以下の通りとし、ＣＢＲ帯域用・ＧＦＲ帯域用、別々にＶＰを設定し収容することを規定する。

２　POIにおける帯域の設計方法について

設定した帯域以上のトラヒックが流入した場合、他の通信中のコネクションに影響を与えることになるため、当社網及び直接協定事業者網の双方に対して、流出・流入する各帯域の上限を決めておく必要がある。具体的な各帯域の設計に必要な各 VC のパラメータ（PCR、MCR）及びオーバーPCR 現象（＊）の扱いについては、当社と直接協定事業者網間で別途協議の上、決定することとする。

（＊）ユーザのＶＣ収容状況により、各ＶＣに設定されたＰＣＲを超え、最大そのＶＣを収容しているＶＰのうちのＧＦＲ帯域まで達する場合があることを、オーバーＰＣＲという。

補足資料３

CLP ビットの扱いについて

１　概要

本別表における GFR-VC では、以下に示す入力条件を満足した入力トラヒックであれば、CLP=0 フレームに比べ、CLP=1 フレームを優先的に廃棄するため、CLP=0 セルの MCR 保証が可能となる場合がある。入力条件に必要なパラメータとして、MFS（最大フレームサイズ）（＊1）及び MBS（最大バーストサイズ）（＊2）があるが、上記の状態を考慮した値として、MFS＝32、MBS＝256 を推奨する。

極端に長いセル数のフレームが到着した場合、CLP＝0 セルの MCR 保証ができない場合がある。

（＊1）MFS：CLP＝0 フレーム及び CLP=1 フレームにおける１フレームの最大セル数

（＊2）MBS：CLP=0 フレームを PCR で連続送信してよい最大セル数

２　入力条件

以下の３つの条件を全て満たせばセル適合となり、フレームの中に１つでも不適合セルがあるとそのフレームはフレーム不適合となる。フレーム不適合となった場合、フレーム廃棄が発生する場合がある。

（１）CLP ビットに関わらず、PCR と CDVT の関係における条件に適合すること

（２）フレームサイズが MFS 以下であること

（３）フレームを構成するすべてのセルの CLP ビットが同一であること

３　入力条件を満たした入力トラヒック例

PCR＝6Mbit/s、MCR＝0.6Mbit/s、MFS=32、MBS＝256 全てのフレームサイズ＝32 の場合、CLP=0 フレームが 8 フレーム、CLP=1 フレームが 72 フレーム連続したフレーム列は、セル列として PCR 間隔の場合、２項の入力条件を満たした入力トラヒックとなる（図１参照）

（略）

図１　入力条件を満たした入力トラヒック例

補足資料４

試験方法について

１．試験方式

１．１　考え方

当社網と直接協定事業者との間では、回線の品質確認（開通及び故障時の切り分け等）のための試験を可能とする。

なお、当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、当社及び当社と直接協定事業者設備についての試験は実施しない。

１．２　ＡＴＭレイヤにおける試験の種類

試験の種類については、以下の３種類とするが、ＶＰ／ＶＣの開通時の試験をしては下記（１）を推奨する。ただし、当社又は直接協定事業者の網構成及び機種の状況により、実施可能な試験方法が異なるため、具体的な試験の実施については、別途協議し、決定することする。

（１）導通特性試験

当社網より導通特性試験セルを送出し、直接協定事業者網にて折り返すことにより、伝送品質の確認を行う。（＊）

（図 1.1(a),(b)参照）

試験に使用するセルの形式等については、本別表 6.7、6.8、6.9 を参照のこと。

(＊)インサービスでの試験は実施できない。

（略）

図1.1(a)　導通特性試験

（略）

図1.1(b)　導通特性試験

（２）ループバック試験

VP／VC について、当社網よりループバック試験セルを送出し、直接協定事業者網にて折り返すことにより　、VP レベル／VC レベルの導通の確認を行う。（図 1.2 参照）試験セルの形式等については、本別表 6.7、6.8、6.9 を参照のこと。

なお、本試験はユーザセルの有無に関らず実施可能なものである。ただし、当社の網構成により実施できない場合がある．

（略）

図１.２　ループバック試験

（３）伝送品質試験

VP／VC について、当社網より伝送品質試験セルを送出し、直接協定事業者網にて試験セルにて　、VP レベル／VC レベルの導通、伝送品質の確認を行う。（本試験の実施方法は，図１.1(a)，(b)と同様の形式である．）

試験セルの形式等については、本文表6.7、6.8、6.9を参照のこと。
　なお、本試験はユーザセル導通時のみ実施可能である。

（略）
図１.３(a)　伝送品質試験

（略）
図１.３(b)　伝送品質試験

技術的条件集別表３３ 固定無線通信網終端装置接続インタフェース仕様 [参照規格一覧] ISO/IEC 8877　(Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN basic access interface located at reference points S and T　Second edition　1992) ISO/IEC 11801　(Information technology - Generic Cabling for Customer Premises First edition　1995.5.31) IEEE Std 802.1Q (IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998) IEEE Std 802.3　(Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications　1998 Edition) インタフェース条件 1. 物理層（レイヤ１）仕様 IEEE Std 802.3 Clause24 及び Clause25 準拠（100BASE－TX） 通信モード　full duplex ケーブル仕様　ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠 コネクタ仕様　ISO/IEC 8877 準拠 なお、当社側コネクタのピン配置は、MDI による接続とする。 2. データリンク層（レイヤ２）仕様 IEEE Std 802. 3 Clause3 及び IEEE Std 802. 3 Clause4 準拠 2.1 フレーム構成 フレーム構成は、IEEE Std 802.1Q Clause9 に準拠した Ethernet-encoded tag header の構成とする。	技術的条件集別表３３　削除

2.1.1 Tag Control Information (TCI) format

Tag Control Information (TCI) formatは以下のとおり。

user_priority (3bit)	CFI (1bit)	VID (12bit)

user_priorityフィールド及びCFIフィールドの値は"0"とする。

VIDフィールドにおける設定可能な値の範囲は"1～4093"とする。(*1)

(*1) VID値については、固定無線宅内設備単位に１つの値が付与され、当社の固定無線通信網終端装置と協定事業者の電気通信設備との接続に使用する当社の固定無線通信網終端装置の１ポートに収容される全ての固定無線宅内設備間で重複することのない値とし、当社にて指定する。